目 次 第1号(9月10日)

告		1
応招議員		1
議事日程		3
本日の会議に付した事件		5
出席議員		7
欠席議員		7
事務局職員出席者		7
説明のため出席した者の職氏名		7
開 会		8
会議録署名議員の指名		8
会期の決定		1 0
諸般の報告		1 0
町長提出第105号議案		1 1
町長提出第106号議案		1 3
町長提出第107号議案	•••••	1 3
町長提出第108号議案		1 3
町長提出第109号議案		1 3
町長提出第110号議案		1 3
町長提出第111号議案		1 6
町長提出第112号議案		1 6
町長提出第113号議案		1 6
町長提出第114号議案		1 8
町長提出第115号議案		1 8
町長提出第116号議案		1 9
町長提出第117号議案		1 9
町長提出第118号議案		1 9
町長提出第119号議案		3 1
町長提出第120号議案		3 1
町長提出第121号議案		3 1
町長提出第122号議案		3 1
町長提出第123号議案		3 1
町長提出第124号議案		3 1
町長提出第125号議案		3 1
町長提出第196号議家		3 1

町長提出第127号議案	3 1
町長提出第128号議案	3 1
町長提出第129号議案	3 1
町長提出第130号議案	5 1
町長提出報告第6号	5 6
町長提出報告第7号	5 7
町長提出報告第8号	5 8
町長提出報告第9号	5 9
町長提出報告第10号	6 0
町長提出報告第11号	6 1
教育委員長提出報告第12号	6 2
散 会	6 3
署 名	6 4
第2号(9月14日)	
議事日程	6 5
本日の会議に付した事件	6 5
出席議員	6 5
欠席議員	6 5
事務局職員出席者	6 5
説明のため出席した者の職氏名	6 6
開 議	6 6
会議録署名議員の指名	6 6
一般質問	6 6
5番 草田 吉丸君	6 6
8番 御手洗 剛君	8 5
7番 寺戸 昌子君	9 9
2番 川田 剛君	1 1 3
1 1 番 板垣 敬司君	1 2 9
6番 丁 泰仁君	1 4 8
散 会 ···································	168
署 名	169
年 2 日 (2 日 1 5 日)	
第3号(9月15日) 議事日程 ····································	171
	171
本日の会議に付した事件	1 7 1

出席議員	171
欠席議員	171
事務局職員出席者	171
説明のため出席した者の職氏名	172
開 議	172
会議録署名議員の指名	172
一般質問	172
4番 岡田 克也君	173
1番 後山 幸次君	189
散 会	2 0 5
署 名	206
第4号(9月18日)	
議事日程	207
本日の会議に付した事件	2 0 8
出席議員	2 0 9
欠席議員	2 0 9
事務局職員出席者	2 0 9
説明のため出席した者の職氏名	2 1 0
開 議	2 1 0
会議録署名議員の指名	2 1 0
町長提出第105号議案	2 1 0
町長提出第106号議案	2 2 7
町長提出第107号議案	2 3 5
町長提出第108号議案	2 3 6
町長提出第109号議案	2 3 6
町長提出第110号議案	2 3 7
町長提出第111号議案	2 3 9
町長提出第112号議案	2 4 0
町長提出第113号議案	2 4 1
町長提出第114号議案	2 4 3
町長提出第115号議案	2 6 8
町長提出第116号議案	269
町長提出第117号議案	270
町長提出第118号議案	271
町長提出第131号議案	271

	町長	提出	第	1 3	3 2	号議第	包	• • • •	• • • • •			••••	••••	• • • • •	• • • •	• • • •		• • • •	 • • • •	• • • • •	• • •	2	7	1
	町長	提出	第	1 3	3	号議第	包						••••		• • • •				 			2	7	1
	町長	提出	第	1 3	3 4	号議第	包						••••		• • • •				 			2	7	1
	発委	第3	号		• • •			••••					• • • •	• • • •	• • • •				 • • • •		•••	2	7	8
散	(会			• • •			••••					••••		• • • •				 			2	7	9
署	!	名			• • • •			••••					• • • •		• • • •				 		•••	2	8	О
									第5	5号	(1	. 0	月 2	2 日)									
議	事日	程	••••		• • • •			••••		••••			• • • •		• • • •	••••		• • • •	 • • • •	• • • • •	•••	2	8	1
本	日の	会議	にす	十し	た	事件		••••		• • • • •		••••	• • • •		• • • •	• • • •		••••	 • • • •	• • • • •	•••	2	8	2
出	席議	員	••••		• • •			••••		• • • • •			• • • •		• • • •	••••		••••	 • • • •	• • • • •	•••	2	8	4
欠	席議	員			• • •			••••					• • • •	• • • •	• • • •				 • • • •		•••	2	8	4
事	務局	職員	出局	官者	<u>z.</u>			••••		• • • • •		••••	• • • •		• • • •	• • • •		••••	 • • • •	• • • • •	•••	2	8	4
訠	関の	ため	出局	有し	た	者の恥	哉氏	名		• • • • •		••••	• • • •		• • • •	• • • •		••••	 • • • •	• • • • •	•••	2	8	4
弉		議	••••		• • •			••••		• • • • •			• • • •		• • • •	••••		••••	 • • • •	• • • • •	•••	2	8	5
	会議	録署	名記	義員	€ Ø	指名						• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 1	. 9	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 0	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	提出	第	1 2	2 1	号議第	包						••••	• • • • •	• • • •		• • • •		 			2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 2	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 3	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 4	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 5	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 6	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 7	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	8 2	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	:提出	第	1 2	2 9	号議第	矣	••••				• • • •	• • • •		• • • •				 • • • •		•••	2	8	5
	町長	提出	第	1 3	3 0	号議第	包						••••		• • • •				 			2	8	5
	町長	提出	第	1 3	3 5	号議第	包						••••		• • • •				 			2	9	9
	町長	提出	第	1 3	8 6	号議第	包						••••		• • • •				 			2	9	9
	町長	提出	第	1 3	3 7	号議第	学						• • • •		• • • •				 		•••	2	9	9
	町長	提出	第	1 3	8 8	号議第	学						• • • •		• • • •				 		•••	3	O	4
	請願	第6	号		• • •										• • • •				 		•••	3	1	3
	請願	第7	号		• • •					••••					• • • •				 		•••	3	1	8
	総務	経済	常信	£3	員	会委員	長	のĒ	听管	事剂	务調	查報	報告	れこ	つレ	いて			 		•••	3	2	3
	文教	(民生	常信	£3	美員	会委員	長	のĒ	听管	事剂	务調	查報	報告	れこ	つレ	いて			 		•••	3	2	6

	議員派遣の件								
	総務総	圣済常	任委員会の	閉会中の継続	調査について		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3 3 1
	文教目	民生常	任委員会の	閉会中の継続	調査について				3 3 2
	議会追	重営委	員会の閉会	:中の所掌事務	調査について				3 3 2
閉	会	<u></u>							3 3 3
署	名	₫					• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3 3 4
津	和野田	丁告示	第 82 号						
	平成 2	27 年第	98回津和	野町議会定例会	きを次のとおり	招集す	る		
		平成	27年9月	3 日					
						津	建和野町長	下森	博之
1	期	目	平成 27 4	年9月10日					
2	場	所	津和野町	役場日原第2月	庁舎議場				
\bigcirc	開会日	日に応	招した議員						
			後山	幸次君		川田	剛君		
			米澤	宕文君		岡田	克也君		
			草田	吉丸君		丁	泰仁君		
			寺戸	昌子君		御手犯	先 剛君		
			三浦	英治君		京村	まゆみ君		
			板垣	敬司君		沖田	守君		
\bigcirc	9月1	14 日に	に応招した記	義員					
			1.1-2.2.2.	ov. H					
\bigcirc	9月1	15 日に	に応招した	義員					
	оп.		- H-LTI) .	* P					
\bigcirc	9月.	I8日(v	に応招した記	義 貝					
\bigcirc	10 🗆	O E 17	・仕切したぎ	长 吕					
\cup	10 月	∠ p (ć	応招した詞	浅貝					

○応招しなかった議員

平成 27 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日) 平成 27 年 9 月 10 日 (木曜日)

議事日程(第1号)

平成27年9月10日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長提出第105号議案 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について
- 日程第5 町長提出第106号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第107号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第 108 号議案 津和野町道の駅の設置及び管理運営に関する条 例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第109号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第110号議案 津和野町日本遺産センターの設置及び管理に関 する条例の制定について
- 日程第10 町長提出第111号議案 町道吉田屋線の路線認定について
- 日程第11 町長提出第112号議案 町道ヨコロ線の路線認定について
- 日程第12 町長提出第113号議案 町道岩野線の路線認定について
- 日程第13 町長提出第114号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 14 町長提出第 115 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算(第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 116 号議案 平成 2 7 年度津和野町介護保険特別会計補正予 算(第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 117 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 118 号議案 平成 2 7 年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 18 町長提出第 119 号議案 平成 2 6 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の 認定について

- 日程第19 町長提出第120号議案 平成26年度津和野町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第20 町長提出第121号議案 平成26年度津和野町介護保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第21 町長提出第122号議案 平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について
- 日程第 22 町長提出第 123 号議案 平成 2 6 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第23 町長提出第124号議案 平成26年度津和野町下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 日程第24 町長提出第125号議案 平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25 町長提出第 126 号議案 平成 2 6 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第26 町長提出第127号議案 平成26年度津和野町電気通信事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第27 町長提出第128号議案 平成26年度津和野町診療所特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 129 号議案 平成 2 6 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 町長提出報告第6号 平成26年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第31 町長提出報告第7号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第32 町長提出報告第8号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第33 町長提出報告第9号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第34 町長提出報告第10号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第35 町長提出報告第11号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第36 教育委員長提出報告第12号 平成26年度教育委員会事業点検評価報告書について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告

- 日程第4 町長提出第105号議案 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について
- 日程第5 町長提出第106号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第107号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第108号議案 津和野町道の駅の設置及び管理運営に関する条 例の一部改正について
- 日程第8 町長提出第109号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第 110 号議案 津和野町日本遺産センターの設置及び管理に関 する条例の制定について
- 日程第10 町長提出第111号議案 町道吉田屋線の路線認定について
- 日程第11 町長提出第112号議案 町道ヨコロ線の路線認定について
- 日程第12 町長提出第113号議案 町道岩野線の路線認定について
- 日程第13 町長提出第114号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 14 町長提出第 115 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算(第 2 号)
- 日程第 15 町長提出第 116 号議案 平成 2 7 年度津和野町介護保険特別会計補正予 算(第 2 号)
- 日程第 16 町長提出第 117 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算(第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 118 号議案 平成 2 7年度津和野町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第 2 号)
- 日程第 18 町長提出第 119 号議案 平成 2 6 年度津和野町一般会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第19 町長提出第120号議案 平成26年度津和野町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第20 町長提出第121号議案 平成26年度津和野町介護保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第21 町長提出第122号議案 平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 町長提出第123号議案 平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第23 町長提出第124号議案 平成26年度津和野町下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 日程第24 町長提出第125号議案 平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算の認定について

- 日程第 25 町長提出第 126 号議案 平成 2 6 年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第26 町長提出第127号議案 平成26年度津和野町電気通信事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第27 町長提出第128号議案 平成26年度津和野町診療所特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 日程第 28 町長提出第 129 号議案 平成 2 6 年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第30 町長提出報告第6号 平成26年度津和野町財政健全化判断比率等について
- 日程第31 町長提出報告第7号 株式会社津和野の経営状況について
- 日程第32 町長提出報告第8号 株式会社石西社の経営状況について
- 日程第33 町長提出報告第9号 株式会社杣の里よこみちの経営状況について
- 日程第34 町長提出報告第10号 株式会社日原リゾート開発の経営状況について
- 日程第35 町長提出報告第11号 有限会社フロンティア日原の経営状況について
- 日程第36 教育委員長提出報告第12号 平成26年度教育委員会事業点検評価報告書について

出席議員(12名)

1番	後山	幸次君	2番	川田	剛君
3番	米澤	宕文君	4番	岡田	克也君
5番	草田	吉丸君	6番	丁	泰仁君
7番	寺戸	昌子君	8番	御手涉	先 剛君
9番	三浦	英治君	10番	京村。	まゆみ君
11番	板垣	敬司君	12番	沖田	守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森	博之君	副町長	島田	賢司君
教育長	世良	清美君			
参事 (兼健康福祉課長)				齋藤	等君
総務財政課長	福田	浩文君	税務住民課長	楠	勇雄君
つわの暮らし推進課長 …				内藤	雅義君
商工観光課長	藤山	宏君	農林課長	久保	睦夫君
環境生活課長	和田	京三君	医療対策課長	下森	定君
建設課長	田村灣	車与志君	教育次長	羽多野	予寿子君
会計管理者	山本	典伸君	代表監査委員	水津	正君

午前9時00分開会

○議長(沖田 守君) 改めておはようございます。

ただいま町長のほうから御報告がございましたように、過日お姉さまがお亡くなりになり、極めて若いお年でこの世を去られたということで、まことにお気の毒であり心からお悔やみを申し上げる次第であります。

台風もこちらにどの程度の影響があるかなといって皆さん御心配であっただろうと 思います。今回は18号はどうも関東圏を中心にかなりの被害を、なおかつ、今日いっ ぱいぐらいは大変な大雨が続くと、そんな予報が続いております。余り大きな災害が起 きないように心から祈るばかりであります。

本日、平成27年第8回津和野町議会定例会が招集されました。議員各位にはおそろいでお出かけをいただきありがとうございます。

草田吉丸議員より遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第8回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、8番、御手洗剛君、9番、三 浦英治君を指名します。

それでは、先日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期及び議事日程等について 協議しておりますので、その結果について、委員長の報告を求めます。後山幸次君。

○議会運営委員長(後山 幸次君) 皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会協議報告書。

議会運営委員会を平成27年9月7日に開催し、今定例会の議会運営について協議しましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定によりまして報告をします。

今定例会の会期は、本日9月10日から10月2日までの23日間といたします。

本日は議長より諸般の報告を受けた後、町長提出議案の説明を受け、決算議案については監査委員より審査意見の報告をいただき、監査委員に対する質疑終了後、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し休会中の審査とします。

その後、町長からの報告を受け、散会したいと思います。

- 11日から13日までは休会とします。
- 14日、15日の2日間で一般質問を行います。今回の質問通告者は8人の27件であります。
 - 16日、17日は休会とします。
 - 18日は、決算議案を除く議案の質疑、討論、評決を行い、散会したいと思います。
- 19日から10月1日までは休会といたします。休会中に決算審査特別委員会を開催していただきたいと思います。
- 10月2日に本会議を再開し、決算審査特別委員長の報告を受け、質疑、討論、表決を行います。

請願等の所定の処理、各常任委員会の調査報告を受けて、全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

平成27年9月10日、津和野町議会議長、沖田 守様、議会運営委員会委員長、後山幸次。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) ありがとうございました。

日程第2. 会期の決定

○議長(沖田 守君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から10月2日までの23日間といたしたいと存じます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から10月2日までの23日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長(沖田 守君) 日程第3、諸般の報告をします。

6月定例会以降における、議会行事及び各報告事項につきましてはお手元に配付のと おりであります。

諸般の報告

【6月定例会以降】

- 7月 1日(水) 議会広報編集委員会
 - 4日(土) 笹山水源池水源祭(笹山) 議長
 - 9日(火) 島根県立大学支援協議会監査(議会事務局) 議長
 - 12日(日) 益田広域圏消防大会(日小) 議長
 - 15日(水) 津和野町高齢者福祉大会(町セ) 議長
 - 16日(木) 第6回臨時会、全員協議会
 - 22日(水) 水曜会(津警) 議長
 - 23日(木) 文教民生常任委員会視察研修(邑南町)
 - 30日(木) 萩津和野線道路改良促進期成会同盟会総会、山陰自動道整備促進期成同盟会総会(萩市) 議長
- 8月 3日(月) 鹿足土木協会総会、要望活動(松江市) 議長
 - 7日(金) 島根県町村議会広報研修会(松江市)
 - 10日(月) 第7回臨時会、全員協議会
 - 18日(火) 文教民生常任委員会所管事務調査
 - 19日(水) 文教民生常任委員会所管事務調査
 - 23日(日) 青原小学校竣工式 議長
 - 26日(水) 水曜会(町セ)、島根県立大学看護学生意見交換会(なご みの里) 議長
 - 28日(金) 総務経済常任委員会所管事務調査
- 9月 2日(水) 交通安全運動推進協議会(山開セ) 議長
 - 3日(木) 一般質問通告締切
 - 7日(月) 議会運営委員会

【視察】

- 7月 8日(水)山口県萩市議会(11名)つわの暮らし推進住宅
 - 14日(火)京都府宇治市議会(11名)日本遺産、上下分離方式タクシー事業
- 8月 5日(水)兵庫県西脇市議会(7名)観光事業、まちづくりの取り組み
 - 6日(木)兵庫県佐用町議会(8名)山の宝でもう一杯

8月7日の議員派遣につきましては、緊急を要したため、津和野町議会会議規則第128条の規定により、議長において決定しましたので報告いたします。

益田地区広域市町村圏事務組合及び鹿足郡事務組合の各議会の報告に関する書類は 事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと存じます。 -----·

日程第4. 議案第105号

○議長(沖田 守君) 日程第4、議案第105号損害賠償額の決定及びこれに伴う 和解についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、本日は9月定例議会の招集をお願いいたしました ところ、おそろいで御出席を賜りましてありがとうございました。

今定例会に提案をいたします案件は、和解案件1件、条例案件5件、町道認定案件3件、一般会計を初め、各会計補正予算案件5件、決算認定案件12件、報告案件成7件の合計33案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議案第105号でございますが、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 議案第105号損害賠償額の決定及びこれに伴う和解についてでございますが、これは平成26年度旧SL館を解体、撤去工事に伴う隣接家屋損壊についての損害額を決定し、これに伴う和解を成立させることについてでございます。

この案件は、26年度SL館解体撤去工事、27年2月13日より平成27年5月29日までの期間において工事を行っておりましたが、その際に隣接する山下邸店舗兼住宅に解体工事に伴う振動による影響で、建物の外壁に亀裂が入る等の被害が発生いたしました。

旧SL館付近の地盤は地盤が緩く、過去に行った県道整備の際にも被害があったことから、手作業で行える箇所については手作業で行いましたが、重機を使用する際には極力振動が出ない、発生しない工法で作業を行うなど、最新の注意を行い工事も進めたわけでございますが、結果として亀裂が入る等の被害が生じてしまいました。

工事に伴う被害のため補償する必要があると判断いたしまして、関係者で協議、修復 工事の見積もり等を行った結果、おおむね下記の和解条項により和解を成立できる状況 となりました。

和解条項についてでございますが、書いてございますように、本町は相手方に対し本件損害賠償額として金257万400円の支払義務があることを認めるということと、本町と相手方の間には、本件につき前号に定めるもののほかに何らの債権債務は存在しないことを相互に確認するという内容になっております。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 以上で提案理由の説明を終わります。

......

日程第5. 議案第106号

日程第6. 議案第107号

日程第7. 議案第108号

日程第8. 議案第109号

日程第9. 議案第110号

○議長(沖田 守君) 日程第5、議案第106号津和野町個人情報保護条例の一部 改正についてより、日程第9、議案第110号津和野町日本遺産センターの設置及び 管理に関する条例の制定についてまで、以上5案件につきましては、会議規則第37 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第106号でございますが、津和野町個人情報保護条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第107号でございますが、津和野町手数料条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。 議案第108号でございますが、津和野町道の駅の設置及び管理運営に関する条例の 一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課 長から説明を申し上げます。

議案第109号でございますが、津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第110号でございますが、津和野町日本遺産センターの設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第106号を御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、上位法であります行政手続きにおける特定の個人を 識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法でございますが、マイナン バー法とも申しますけれども、平成27年10月5日の法の施行に伴いまして所用の条 例改正をするものでございます。

改正内容の概要でございますが、まず第1点目といたしまして、番号法で新たに定義をされた特定個人情報から補佐人等のこの6つの用語につきまして、同様に本条例の第2条に加えて定義をするものであります。

それから2点目といたしまして、1枚めくっていただきまして、上段のほうの第6条の2の部分でございますが、特定個人情報ファイルを保有する町や行政委員会等の実施

機関が特定個人情報保護評価をする場合、自主点検が原則となっておりますが、一定の要件を満たす場合には自主点検をした後に第三者点検を実施する必要がありまして、その場合の第三者点検者を津和野町個人情報保護審査会とし、その職務に加えるものであります。

以降につきましてですが、第3点目といたしまして、特定個人情報の取り扱いにつきまして、関連いたします上位法であります行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定と同様な措置を講ずるために、各条項の改正を行うものでございます。

なお1枚めくっていただきまして、最後のページ附則でございますが、この条例は平成28年1月1日から施行するものでありますが、以下の1、2、3号、各号に掲げる規定につきましては、当該各号に定める日から施行をするものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 議案第107号について御説明します。

これは、番号法に伴う条例改正でございます。手数料条例の改正でございます。1ページめくって新旧対照表をごらんください。

別表第1項中の19を削り、同表20の項から27の項を1項ずつ繰り下げ、同表18の項の次に次の2項を加える。別表第1、第2条関係でございます。19の項、通知カードの再交付手数料1枚につき500円、20の項、個人番号カードの再交付手数料1枚につき800円。

1ページ戻っていただいて附則でございます。この施行日は平成28年1月1日から施行する。ただし通知カードにかかる部分については、番号法の施行日27年10月5日から施行する。

以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** それでは、議案第108号について御説明 いたします。

電気自動車急速充電設備の設置に伴い、津和野町道の駅の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正するものでございます。

電気自動車急速充電設備につきましては、道の駅シルクウェイにちはら駐車場に1基設置するもので、1回当たり30分以内500円を利用料として、コイン課金式による設備を設置するものでございます。

条例の一部改正につきましては、議案裏面新旧対照表をごらんください。

第3条第3号中、芝生広場の次に電気自動車急速充電設備を加え、第7条利用料関係 別表に、電気自動車急速充電設備1回当たり30分以内500円を加えるものでござい ます。 附則といたしまして、この条例は平成27年10月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第109号について御説明いたします。

電気自動車急速充電設備の設置に伴い、津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。

電気自動車急速充電設備につきましては、電気自動車急速充電設備につきましては、 津和野温泉なごみの里駐車場に1基設置するもので、1回当たり30分以内500円を 利用料として、コイン課金式による設備を設置するものでございます。

条例の一部改正につきましては、議案裏面新旧対照表をごらんください。

第3条第3号中、伝統景観保全広場の次に電気自動車急速充電設備を加え、第8条利 用料関係別表に、電気自動車急速充電設備1回当たり30分以内500円を加えるもの でございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年10月1日から施行するものでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 議案第110号津和野町日本遺産センターの設置及び管理に関する条例について御説明いたします。主な点のみについて御説明をさせていただきます。

設置目的でございますが、日本遺産として認定された津和野今昔の文化的価値に対する理解を深め、町民の文化意識の高揚、町の観光振興に寄与するため、津和野の歴史文化の情報発信機能を持つガイダンス施設として津和野町日本遺産センターを設置いたします。

場所につきましては、旧葛飾北斎古美術館、本町にございます美術館跡を利用させていただきます。業務の内容につきましては、そこに書いてあるとおりでございます。

開館時間は午前9時から午後5時までということにさせていただきたいと思っております。

休館日につきましては、基本的に月曜日ということにさせていただきます。また、年 末年始のお休み等も設けさせていただきます。

観覧料につきましてですが、基本的に無料とさせていただきたいというふうに思っておりますが、特別展等を開催する場合につきましては別表に定める範囲ということで、特別展示の場合は700円を超えない範囲でその都度町長が定める額ということにさせていただきまして、団体割引等についても8割相当にする額ということで設けさせていただきたいというふうに思っております。

この条例は、平成27年10月1日から施行させていただきたいと考えております。 以上でございます。 日程第10. 議案第111号

日程第11. 議案第112号

日程第12. 議案第113号

- ○議長(沖田 守君) 日程第10、議案第111号町道吉田屋線の路線認定についてより、日程第12、議案第113号町道岩野線の路線認定についてまで、以上3案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、議案第111号でございますが、町道吉田屋線の 路線認定についてでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げま す。

続いて、議案第112号でございますが、町道ヨコロ線の路線認定についてでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

続きまして、議案第113号でございますが、町道岩野線の路線認定についてでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- **〇建設課長(田村津与志君)** それでは、議案第111号を御説明をいたします。

道路法に基づきまして、町道の路線認定を行うものでございます。路線名としては吉田屋線ということで、1枚はぐっていただきまして裏面に位置図がつけております。野地集落のところでございまして、右側平面図を見ていただきますと町道日原添谷線から住宅2軒を結ぶ道でございまして、延長が175メーター、幅員が3メーターから5.4メーターというふうなことでございます。

津和野町町道編入に関する取扱要綱の中で、第3条のほうに公道に接続する道路ということ、それから編入の要件として道路幅員が2.5メーター以上、延長が50メーター以上、直接関係戸数が2戸以上、それから袋小路の道でございますので、終点部分から15メーター以内に回転場があるというふうな条件がございまして、それを全てクリアをしておるというふうなことでございます。

本路線についてはもともと農道でございまして、今年3月30日に野地の自治会から その農道に危険箇所、ひび割れ、クラックがございまして、デイサービス車両の通行に 支障があるというふうなこともございまして、町道のほうに昇格をして早期に修繕工事 を行ってほしい旨の要望書が提出されております。

現地調査を行いまして、早急な対応が必要というふうなことで、農道であっても生活 道路というふうなことでございますので、修繕工事を実施するとともに測量業者に路線 の測量を依頼し、延長幅員等を出しまして本議会に提案を行うというふうなことになっ た次第でございます。

それから、議案第112号について御説明をいたします。

町道ヨコロ線の路線認定をお願いするものでございます。1ページはぐっていただきまして、位置図として、見にくいのでありますが岩瀬戸に位置をします。平面図のほうごらんいただければと思いますが、町道商人線に接続する道で、延長が40.8メーター、幅員が3.6から8メーターというふうなことでございます。延長はおおむね50メーターというふうなことでございまして、おおむねというのが当面8掛けというふうなことで、40メーターを超えておるというふうなこともございますので、基準に合致しておるというふうなことでございます。

ことし4月1日付で、町に編入申請書が岩瀬戸自治会長から提出をされまして、同じく現地確認を行って路線測量の成果が提出され、本議会に提案させていただくものでございます。

議案第113号について御説明をいたします。

町道岩野線の路線認定でございます。1ページはぐっていただきまして、位置図がついておりますが、集落としては上千原になります。平面図をごらんいただければと思いますが、同じく町道商人線に隣接する道路でございまして、49.9メーターの延長、幅員が2.7メーターから5メーターというふうなことでございます。

猪谷川がございますが、その右側のところが町道猪谷線というふうなところで、大体の場所を推察いただければと思います。

同じく、こちらもことし4月1日付で上千原自治会長から町道編入申請が出されまして、確認をさせていただき、一応延長、幅員等が確定したということで本議会に提案を させていただくものでございます。

以上です。

日程第13. 議案第114号

日程第14. 議案第115号

日程第15. 議案第116号

日程第16. 議案第117号

日程第17. 議案第118号

○議長(沖田 守君) 日程第13、議案第114号平成27年度津和野町一般会計補正予算(第3号)より、日程第17、議案第118号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)まで、以上5案件につきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第114号平成27年度津和野町一般会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,601万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億1,734万9,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第115号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,383万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億2,471万5,000円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

続いて、議案第116号平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第2号) についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ28万6,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を13億7,443万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第117号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億8,132万円とするものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げます。

議案第118号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号) についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ65万9,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を622万円とするものでございます。詳細につきましては担当課 長から説明を申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- 〇総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第114号を御説明いたします。 まず5ページをお開きください。第2表の地方債補正の変更でございます。総額で2億2, 396万1, 000円の増額補正をしております。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の中で御説明をいたします。

それでは歳出の主なものから御説明いたしますので、18ページをお開きください。 またお手元のほうに補正予算の概要資料を用意いたしておりますので、あわせて御参照 いただければと思います。

まず、総務費の企画費でございます。報酬としまして、町営英語塾と町の情報発信業務を担当する新たな地域おこし協力隊員、これはファウンディングベース事業でございますが、2名分の委員報酬としまして192万8,000円、委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、協力隊員のマネジメントに係りますファウンディングベース事業委託料といたしまして、162万円をそれぞれ増額をしております。

負担金補助及び交付金としまして、津和野高等学校講演会のバス購入費用に対しまして津和野高校支援補助金133万9,000円、任期の終了する地域おこし協力隊員の企業経費に対します津和野町地域おこし協力隊企業支援補助金200万円を新たに計上をしております。

1枚めくっていただきまして、定住対策費の委託料といたしまして、つわの暮らしお 試し住宅につきまして当初は物件の借上げで検討してまいりましたが、物件の購入に変 更したことに伴いまして設計管理等のお試し住宅整備事業委託料74万7,000円、同じ く不動産登記事務委託料50万円、公有財産購入費といたしましてお試し住宅購入費650万円を計上しております。

また、負担金補助及び交付金といたしまして、空き家情報バンク利用者の増に伴いまして、空き家改修補助金等の定住支援体制強化補助金1,150万4,000円を増額をしております。

続きまして、道の駅管理費のなごみの里の管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、温浴施設の露天ぶろ補給水分等のなごみの里修繕工事負担金75万4,000円、シルクウェイにちはら管理費の負担金補助及び交付金といたしまして、1枚めくっていただきまして24ページでございますが、道の駅の国道9号線沿いのクスの木の剪定にかかりますシルクウェイにちはら修繕工事負担金94万4,000円を計上しております。それでは、飛びまして30ページをごらんください。県知事及び県議会議員選挙費でございます。委託料といたしまして、入札減に伴いましてポスター掲示場等設置及び撤去委託料107万8,000円の減額を含めまして、総額で158万5,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、民生費でございます。社会福祉総務費の委託料としまして、住民意向調査の実施に伴います地域福祉計画策定業務委託料134万7,000 円を計上しております。

繰出金といたしまして、国保及び介護保険特別会計への操出金82万3,000円を 減額をしております。障害者福祉費の自立支援医療給付事業の扶助費といたしまして、 生活保護受給者の医療費の増加に伴いまして更生医療235万円の増額をしておりま す。国民年金事務費の委託料といたしまして、法改正に伴います国民年金システムの改 修委託料63万8,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、34ページでございます。児童福祉施設費の木部保育所の施設費の需用費といたしまして、旧ふれあいの場室の床の修繕料54万円、児童館施設費の委託料といたしまして、直地児童館トイレ等の改修に係ります設計管理業務委託料189万円、同じく工事請負費946万1,000円を新たに計上しております。

2枚めくっていただきまして、38ページでございます。衛生費の保健衛生総務費の繰出金といたしまして、簡易水道事業特別会計への繰出金3,499万1,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、農林水産業費であります。農業総務費の繰出金といた しまして、農業集落排水事業特別会計への繰出金65万9,000円を増額をしており ます。

農業振興費の負担金補助及び交付金といたしまして、新規就農者の事業費の増に伴いまして新農林水産振興頑張る地域応援総合事業費補助金201万4,000円、それから有限会社フロンティア日原のトラクター購入に係りますJA助成事業に対しまして

の町、上乗せ農業施設機械等導入及び整備補助金80万1,000円を計上しております。

農地費の賃金といたしまして、土地改良区臨時職員の雇用延長に伴いまして賃金13 3万3,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、多面的機能支払事業費の負担金補助及び交付金としまして、国の制度改正に伴いまして地域協議会負担金3,371万8,000円を減額し、 多面的機能支払交付金3,334万7,000円への組み替えを計上しております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の委託料といたしまして、美しい森づくり 条例制定に向けた住民意識調査の実施等にかかる森林整備加速化林業再生事業委託料 126万円を含めまして総額で183万2,000円、貸付金といたしまして、鳥獣被 害防止に係ります交付金等の確定によりまして、津和野町有害鳥獣被害対策協議会への 貸付金632万円を増額をしております。

それから、町行造林事業費の委託料といたしまして、県内市町村間での事業費調整の結果、森林整備加速化林業再生事業補助金の追加の交付がありましたので、下刈り等委託料307万円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして46ページ、林地崩壊防止事業費の負担金補助及び交付金といたしまして、7月の豪雨によります商人下地区での林地等崩壊対策事業補助金50万円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、商工費でございます。商工振興費の委託料といたしまして、古民家を活用しました日原にぎわい創出拠点づくり事業委託料241万2,000円、同じく土地家屋鑑定委託料73万3,000円を含めまして総額で335万円、負担金補助及び交付金といたしまして、県の地域商業活性化支援事業補助金を充当いたしまして小売店等持続化支援事業と、移動販売事業に対します地域商業活性化支援補助金1,210万円、津和野栗プロジェクト事業等に対します個別商業包括的支援補助金120万円を計上しております。

観光費の報酬といたしまして、観光協会の運営支援等に従事する集落支援員1名分の増員分と、観光協会関連業務に従事しておりました地域おこし協力隊員1名の中途退職に伴います減によりまして委員報酬80万3,000円を減額、それから津和野産品のPR及び活性化を目的としました津和野食フェスタの実施に伴いまして、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料へ総額で123万6,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、委託料といたしまして、先ほどの協力隊員の減によります観光協会への地域おこし協力隊実施事業委託料45万9,000円の減額、それから集落支援員の増員によります観光協会へのまちなか再生業務委託料81万円の増額、それから工事請負費といたしまして青野山モデルコース歩道整備工事費、バイオトイレの設置に係るものでございますが、1,620万円を新たに計上しております。

負担金補助及び交付金といたしまして、石見神楽の出張公演等により広域連携観光促進を行うための観光協会補助金33万4,000円及び観光誘客キャンペーン事業補助金30万円を計上しております。

それから、歴史的風致維持向上事業費の委託料といたしまして、1枚めくっていただきまして、52ページ53ページでございますが、津和野駅周辺のパース作成業務等委託料54万円、それから歴史的風致維持向上事業推進のための技術支援業務委託料291万6,000円、津和野の暮らしの文化を生かした滞在型まちづくり推進事業計画書策定業務委託料245万2,000円を計上しております。

それから、補償金といたしまして、旧SL館の解体撤去工事に伴いまして隣家のほうへの振動被害に対する補償金257万1,000円を新たに計上しております。

津和野町東京事務所管理費の委託料といたしまして、東京事務所経費の増に伴いまして観光協会への事務委託料333万円の増額をしております。

日本遺産センター準備費の需用費といたしまして、日本遺産に関するノベルティの作成等の消耗品費87万7,000円、それから日本遺産センターリーフレット等の印刷製本費77万円、既設の空調機等の修繕料348万6,000円、それから役務費といたしまして、観光雑誌等各種紙媒体への広告料216万円、委託料としまして建物清掃業務委託料60万円、1枚めくっていただきまして津和野百景図ほか2件の商標登録委託料270万8,000円、工事請負費といたしまして光ケーブル電送路の敷設工事64万6,000円、備品購入費といたしましてイス等の町用器具費187万9,000円、液晶モニター等の機械器具費74万9,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、56ページ、土木費でございます。地籍調査事業費におきましては、地籍調査事業補助金の減額の交付決定及び単価改定によります行程変更等によりまして、総額で540万2,000円を減額計上しております。

1枚めくっていただきまして、道路橋梁総務費の委託料としまして、町道路線の新規認定に伴います道路台帳の更新業務委託料225万6,000円、負担金補助及び交付金としまして左鐙地区の急傾斜崩壊対策事業、県営工事に対します負担金50万円を計上しております。

それでは、ちょっと飛びまして68ページをごらんください。消防費でございます。 非常備消防費の報償費といたしまして、消防団員の退職に伴いまして退職報償金78万 3,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、教育費でございます。もう1枚めくっていただきまして、72ページでございますが、学校管理費の事務局の需用費といたしまして、日原小学校の小荷物専用の昇降機の修繕料404万円を新たに計上しております。

1枚めくっていただきまして、74ページ、社会教育総務費の備品購入費といたしまして、寺田集会所の空調機購入に係ります庁用器具費72万4,000円を計上しております。

それから、文化財保護費の報酬といたしまして、日本遺産にかかる現場管理等の業務に従事する新たな集落支援員2名分の報酬などとしまして、委員報酬169万4,00 0円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、賃金としまして、青野山の文化財指定に係る土地所有 関係調査業務等に従事する臨時職員賃金63万円、需用費といたしまして山陰道徳城峠 越えの説明板等の修繕料60万4,000円、委託料としまして、多胡家表門番所修理 にかかります文化財修理工事設計管理業務委託料155万7,000円、負担金補助及 び交付金としまして、国立文楽劇場で開催されます風流の芸能に出演する鷺舞保存会に 対しての伝統文化団体補助金80万円を計上しております。

郷土館費の需用費といたしまして、1枚めくっていただきまして冊子図書でございますが、津和野藩物語ほかの購入にかかります消耗品費99万8,000円、郷土館リーフレット等の印刷製本費67万2,000円を計上しております。

森鴎外記念館費の需用費といたしまして、先般の台風15号によります記念館駐車場の塀の倒壊等の修繕料191万9,000円を計上しております。

安野光雅美術館費の需用費といたしまして、合併浄化槽の修繕料84万3,000円を 計上をしております。

1枚めくっていただきまして、80ページ、81ページ、町民センター費の需用費といたしまして、電気室ほかの修繕料58万1,000円を計上しております。

それから、旧堀氏庭園管理費の需用費といたしまして、ポストカード等の作成にかかります印刷製本費50万5,000円、庭園の竹垣の修繕料63万2,000円を計上をしております。

それでは、飛びまして84ページをごらんください。災害復旧費でございます。現年林道災害復旧費の委託料といたしまして、林道火の谷分谷線の災害測量設計業務委託料44万5,000円を計上しております。過年農地農業施設災害復旧費の補償金といたしまして、災害復旧工事にかかります支障物の物件等の移転補償金283万5,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、過年の公共土木施設災害復旧費の委託料といたしまして、町道新ケ原線橋梁の詳細設計1,000万円、工事請負費といたしまして単独災害復旧工事の追加工事及び設計変更等によりまして、過年度分の公共土木施設災害復旧工事費1億2,946万6,000円、それから負担金補助及び交付金としまして、白井地区の津和野川河川災害復旧助成事業に対する負担金1,000万円を計上しております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページのほうにお戻りください。

まず地方交付税でございますが、普通交付税を2,900万円計上をしております。 次に、国庫支出金でございます。民生費国庫負担金としまして、生活保護受給者の医療費増加に伴いまして障害者医療費国庫負担金117万4,000円、それから一番下 の段でございますが、民生費委託金としまして、法改正に伴います国民年金システム改修費に対しての国民年金事務費委託料63万8,000円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、県支出金の民生費県負担金といたしまして、先ほどの生活保護受給者の医療費増加に伴いまして、障害者医療費負担金58万7,000円、総務費県補助金としまして、交付金額の確定に伴います島根総合交付金75万2,000円、補助金額の確定に伴います過疎中山間地域自立促進特別事業推進補助金234万円、農林水産業費の県補助金としまして、美しい森づくり条例制定に向けた住民意識調査等の実施に伴い、森林整備加速化林業再生事業補助金334万7,000円を計上しております。

それから、商工費県補助金といたしまして、小売店等持続化支援事業及び移動販売事業の実施に伴いまして、地域商業活性化支援事業補助金605万円、青野山モデルコース歩道整備工事、バイオトイレの設置でございますが、実施に伴いまして自然環境整備交付金521万1,000円、それから土木費補助金といたしまして、補助金の減額交付決定に伴いまして地籍調査事業費補助金779万3,000円の減額、教育費県補助金といたしまして、多胡家表門番所修理にかかります文化財修理工事設計管理業務の増額に伴いまして、多胡家表門番所修理事業費補助金77万8,000円、1枚めくっていただきまして、総務費、委託金といたしまして、精算に伴いまして県知事及び県会議員選挙委託金158万5,000円の減額を計上しております。

財産収入の立木売払収入といたしまして、売払い予定の間伐材を現地精査したところ、 当初見積もりよりも小径木であったことによりまして、町有林の間伐材売払収入110 万6,000円の減額を計上をしております。

繰入金といたしまして、新規就農者の事業費の増に伴いまして産業後継者育成基金繰入金211万6,000円を計上しております。

それから、諸収入の貸付金元利収入といたしまして、鳥獣被害防止にかかる交付金等の確定に伴いまして、津和野町有害鳥獣被害対策協議会からの貸付金返還金632万円、雑入といたしまして、退職報償金につきましては、団員の退職に伴いまして退職報償金78万3,000円、商工観光課につきましては、旧SL館解体撤去工事に伴います隣家への振動被害補償金のうち請負業者負担分100万円、及び日本三大いもたきサミット参加に際しての主催市からの負担金42万3,000円の合わせまして総額で142万3,000円、それから消防団員等公務災害保障等共済基金からの救助用半長靴導入に係ります消防団員安全装備品整備費等助成金53万円を計上しております。

最後に町債でございます。まず、総務債の過疎対策事業債といたしまして、津和野高等学校後接会のバス購入費用に対します津和野高校支援補助金増額に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業130万円、普通交付税の代替財源であります臨時財政対策債の確定によりまして、臨時財政対策2,756万1,000円、1枚めくっていただきまし

て、一般単独事業債といたしましてつわの暮らしお試し住宅の事業費の充当に伴いまして、合併特例債1,210万円を計上しております。

民生債の過疎対策事業債といたしまして、直地児童館トイレ等の改修工事に伴い1, 330万円を計上しております。

農林業債の公有林整備事業といたしまして、事業費の増に伴いまして町行造林事業2 10万円を計上しております。

それから、商工費の過疎対策事業債としまして青野山モデルコース歩道整備事業、バイオトイレの設置でございますが、その実施に伴いまして観光施設整備事業1,140万円、津和野町東京事務所経費の増及び個別商業包括的支援補助金の増に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業530万円を計上しております。

土木債の一般単独事業債といたしまして、急傾斜崩壊対策事業県営工事負担金の増に 伴いまして、50万円を計上しております。

教育債の過疎対策事業債といたしまして、多胡家表門番所修理にかかります文化財修理工事設計管理業務委託料の増に伴いまして、地域文化振興事業80万円を計上しております。

災害復旧債の農林水産業施設災害復旧債といたしまして、現年発生の林道災害及び過年発生単独災害復旧事業費の増に伴いまして、農林水産業施設災害復旧事業170万円、 それから公共土木施設災害復旧債といたしまして、過年発生単独災害復旧事業費の増等 に伴いまして1億4,990万円を計上しております。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) それでは、議案第115号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうお開きください。

総務費の一般管理費9万1,000円は、平成30年を目標に、国保の県一本化に向けた広域化の連携会議が県のほうで開催されることに伴う旅費の計上でございます。

それから、1 枚めくっていただきまして12ページ、保険給付費の退職被保険者当初予算療養給付費955万円、並びに1枚めくっていただきまして14ページ、退職被保険者等高額療養費243万6,000円の増につきましては、医療費が高額な脳手術等が数件あったものに伴いまして増額するものでございます。

めくっていただきまして16ページ、諸支出金の償還金12万9,000円につきましては、前年度特定健診、保健指導の実績が確定したものによるものであります。

続いて歳入に移ります。8ページをごらんください。

療養給付費交付金1,374万5,000円につきましては、先ほど歳出で説明しました退職被保険者の療養給付費がふえたことによるものでございます。

一般会計繰入金9万1,000円につきましては、歳出で説明しました旅費の増によるものでございます。

以上です。

続きまして、議案第116号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。

総務費の一般管理費13万8,000円は、被保険者の介護給付費通知に伴う郵券料、 手数料であります。

連合会負担金2万9,000円につきましては、本年7月から国保連の保険者ネットワーク管理運用システムを利用することに伴う負担金でございます。

1枚めくっていただきまして12ページ、地域支援事業の任意事業費11万9,00 0円は、認知症支援のためのガイドブック購入によるものでございます。

続いて歳入に移ります。8ページに戻っていただきまして、国庫支出金の事業費補助金120万円は、当初予算時に歳出計上しております介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料が国の補助対象となったことによるものであります。

繰入金の包括的支援事業、任意事業繰入金11万9,000円につきましては、先ほど歳出で説明しました認知症支援に伴うものでございます。

同じく事務費繰入金103万3,000円の減は、先ほど説明しましたが、介護報酬 改定等に伴うシステム改修委託料が国の補助対象となったことにより、一般会計からの 繰り入れを減ずるものでございます。

以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) それでは議案第117号を説明いたします。

4ページをごらんください。第2表、地方債でございます。

簡易水道事業債の借入限度額6,930万円とし、水道管理費、簡易水道統合業務による笹山事業に充当します。水道事業災害復旧債の借入限度額を7,070万円とするものでございます。

予算内容につきましては、事業別明細表において御説明いたします。

それでは12ページ、歳出をごらんください。

水道管理費の時間外につきましては、瀬戸及び白井の災害復旧工事の設計書の作成、 また管路図の入力作業に伴いまして56万8,000円を計上しております。

需用費の印刷製本費につきましては、納付書の封筒の印刷で6万円ほど計上しております。

修繕料につきましては、日原第1水源地の滅菌器の修繕の取りかえということで112万7,000円、添谷地区の漏水修繕ということで54万円、長野浄水場停水弁の修繕で49万7,000円、合計で216万4,000円を計上しております。

委託料につきましては、白井牧ケ野飲料供給施設土地登記委託料30万円、笹山地区 飲料供給施設統合に伴います調査設計業務委託2,602万8,000円、工事につきま しては、28年度にする予定としております。 工事請負費につきましては、名賀地区におきまして島根県が発注しております津和野川河川災害復旧助成事業に伴いまして、配水管を移設する工事費として、かさ上げ工事費と白井のお宅の給水管の取りつけの二重管構造等の増額によりまして291万3,00円を上げております。

それから、金有町道拡幅工事に伴う配水管移設工事としまして70万2,000円を 計上しております。合計で361万5,000円の計上しております。

1枚めくっていただきまして14ページですが、災害復旧費の委託料としまして白井 牧ケ野飲料供給施設配水管復旧施設業務委託料としまして179万1,000円を計上 しております。

工事請負費としまして、白井牧ケ野飲料供給施設配水管復旧工事としまして、当初計画では難工事となるため県道側に移設することに変更することによりまして、工事量が増加するために1,637万4,000円を増額にしております。

戻りまして、歳入、10ページをごらんください。

加入分担金としまして、畑迫保育園の加入分担金の差額分として14万円、土地売払い収入としまして、瀬戸の災害復旧河川工事に伴います土地の売払金として7万1,000円、一般会計繰入金につきましては、先ほど歳出で説明いたしました水道管理費、災害復旧費の増額を、それぞれ簡易水道事業債並びに水道施設災害復旧債を借りることに伴いまして、繰入金を3,499万1,000円減額するものでございます。

雑入としまして、津和野川河川災害復旧助成事業に伴いまして、一般会計から消火栓の負担金1基分の23万3,000円、簡易水道債の笹山地区の飲料供給施設統合のための調査設計業務と、過年水道災害復旧債のそれぞれ災害復旧債を計上しております。 続きまして、議案第118号を御説明いたします。

10ページの歳出をごらんください。

業務費としまして、配水ポンプの修繕と施設シーケンサーの取りかえによりまして、65万9,000円を計上しております。

8ページに戻りまして歳入をお開きください。

一般会計繰入金としまして、65万9,000円を計上しております。 以上でございます。

〇議長(沖田 守君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより10時15分まで休憩といたします。

午前 10 時 05 分休憩

.....

午前 10 時 15 分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

日程第18. 議案第119号

日程第19. 議案第120号

日程第20. 議案第121号

日程第21. 議案第122号

日程第22. 議案第123号

日程第23. 議案第124号

日程第24. 議案第125号

日程第25. 議案第126号

日程第26. 議案第127号

日程第27. 議案第128号

日程第28. 議案第129号

○議長(沖田 守君) 日程第18、議案第119号平成26年度津和野町一般会計 歳入歳出決算の認定についてより、日程第28、議案第129号平成26年度津和野 町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上11案件に つきましては、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) それでは、議案第119号平成26年度津和野町一般会計歳 入歳出決算の認定についてでございますが、別紙のとおり監査委員さんの意見書をつ けて議会の認定に付するものでございます。

一般会計につきましては、歳入総額100億8,161万1,695円、歳出総額99億3,672万2,949円で、差し引きいたしまして1億4,488万8,746円の黒字決算となったわけでございますが、この中に繰越明許費繰越額が7,677万2,000円ございますので、実質収支額といたしましては6,811万6,746円となったものでございます。

続きまして、議案第120号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額10億9,095万8,026円、歳出総額10億8,517万244円で、差し引きいたしまして578万7,782円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第121号平成26年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が13億7,825万6,678円、歳出総額13億4,279万7,488円で、差し引きいたしまして3,545万9,190円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第122号平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が2億8,881万650円、歳出総額が2億8,807万1,112円で、差し引きいたしまして73万9,538円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第123号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が5億4,777万4,872円、歳出総額が5億3,231万6,879円で、差し引きいたしまして1,545万7,993円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が1,180万1,000円ございますので、実質収支額といたしましては365万6,993円となったものでございます。

続きまして、議案第124号平成26年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が3億8,400万546円、歳出総額が3億8,292万6,831円で、差し引きいたしまして107万3,715円の黒字決算となったものでございますが、この中に繰越明許費繰越額が6万6,000円ございますので、実質収支額といたしましては100万7,715円となったものでございます。

続きまして、議案第125号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳 出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が551万3,197円、歳 出総額が546万3,744円で、差し引きいたしまして4万9,453円の黒字決算と なったものでございます。

続きまして、議案第126号平成26年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の 認定についてでございますが、本会計は歳入総額が1,129万7,093円、歳出総額 が1,129万7,093円で、歳入歳出差引ゼロの決算となったものでございます。

続きまして、議案第127号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が8,083万5,821円、歳出総額が7,964万6,817円で、差し引きいたしまして118万9,004円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第128号平成26年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が8,549万4,968円、歳出総額が8,230万7,946円で、差し引きいたしまして318万7,022円の黒字決算となったものでございます。

続きまして、議案第129号平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてでございますが、本会計は歳入総額が4億3,973万3,187円、歳出総額が4億3,949万9,983円で、差し引きいたしまして23万3,204円の黒字決算となったものでございます。

以上、概要を御説明をいたしましたが、各会計につきましては、黒字決算とすることができましたことを大変ありがたく思っております。なお詳細につきましては会計管理者のほうから説明を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

〇議長(沖田 守君) 会計管理者。

〇会計管理者(山本 典伸君) それでは、議案第119号から第129号の平成26 年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

説明につきましては、歳入歳出決算書を要約して御説明いたしますので、詳細につきましてはこれから設置されます決算特別委員会において、各担当課長からお受けいただきたいと思います。

それでは、一般会計の歳入から御説明いたします。歳入歳出決算書、歳入の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の町税は、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税を合わせた収入済額は7億2,423万8,549円で、歳入全体の7.2%で、前年度比2.6%の減となっております。また不納欠損額が142万9,144円計上され、収入未済額は5,515万2,625円となっておりまして、収納率は92.8%で前年度に比べまして0.6ポイント上昇となっております。

第2款地方贈与税は、収入済額6,734万2,000円で、前年度比4.2%の減となっております。

次に交付金ですが、第3款利子割、第4款配当割、第5款株式等譲渡所得割、第6款地方消費税、第7款自動車取得税、第8款地方特例、第10款交通安全対策特別の7つの交付金を合わせた収入済額は1億153万8,000円で、前年度比11.3%の増となっております。

第9款地方交付税は、収入済額45億6,700万1,000円で、歳入全体の45.3%を占め、前年度比3.1%の減となっております。

第11款分担金及び負担金は、収入済額5,011万795円で、主なものとしまして、分担金では農業費分担金の農道舗装事業分担金、林業費分担金の林地崩壊防止事業分担金です。

負担金では、老人ホーム措置費、保育所、児童館の徴収金で、前年度 21.1%の減となっております。また、収入未済額 246万8, 163円が計上されておりまして、 55130万6, 000円は繰越明許費財源分で、それを除きまして収納率 96.6%と なっております。なお、保育所、児童館の徴収金で不納欠損額 59万4, 710円が計上されています。

第12款使用料及び手数料は、収入済額1億3,661万100円で、主なものとしまして使用料では町営バス、斎場、住宅使用料、各施設使用料入館料、手数料では戸籍住民、清掃手数料で、前年度比5.6%の増となっております。また、住宅、借上げ賃貸住宅使用料で収入未済額813万7,740円が計上され、収納率は94.4%となっています。

第13款国庫支出金は、収入済額18億2,618万7,754円で、歳入全体の18. 1%を占め、前年度比110.1%の増となっております。負担金では、主なものとし まして保育所措置費、障害者自立支援給付費、生活保護費、児童手当、災害復旧費負担 金であります。

負担金の収入未済額6億2,073万3,000円は、災害復旧費負担金の繰越明許費の財源分であります。

補助金では、主なものとしまして地域活性化効果実感臨時交付金、臨時福祉給付金給付事業費補助金、社会資本整備総合交付金、学校施設環境改善交付金、旧堀庭園整備事業費補助金であります。

また収入未済額2億748万8,000円が計上されていますが、これは繰越明許費の財源分であります。

3ページ4ページをお開きください。第14款県支出金は、収入済額5億6,164万6,729円で、歳入全体の5.6%を占め、前年度比38.5%の増となっております。

主なものとしまして、負担金では保育所措置費、保険基盤安定、障害者自立支援給付費で、補助金では中山間地域等直接支払事業費交付金、雇用関連補助金、地籍調査事業費、災害復旧費で、委託金では県民税徴収委託金、衆議院議員総選挙委託金であります。収入未済額6,434万円は繰越明許費の財源分であります。

第15款財産収入は、収入済額6,287万8,876円で、前年度比29.4%の増で、主なものとしましてミュージアムグッズの売払収入であります。

第16款寄附金は、収入済額1,023万7,781円、第17款繰入金は、収入済額3億779万1,263円、第18款繰越金は、収入済額1億4,315万6,649円となっております。

第19款諸収入は、収入済額1億693万8,199円で、歳入全体の1.1%を占めています。

歳入最後の款、町債ですが、収入済額14億1,593万4,000円で、歳入全体の14%を占め、前年度比0.9%の増となっております。また、収入未済額4億6,980万円は繰越明許の財源分であります。

歳入合計は収入済額合計100億8,161万1,695円で、不納欠損額合計202万3,854円で、収入未済額合計14億3,902万9,528円で、収納率87.5% となっております。

それでは、5ページ、6ページの歳出をお開きください。

歳出の第1款議会費は、支出済額7,905万1,230円で、執行率98.7%です。

第2款総務費は、支出済額16億7,443万8,976円、執行率95.1%で、主なものとしましては総務管理費の一般管理費、財政管理費、企画費、住民協働推進事業費です。翌年度繰越額7,774万9,000円が計上されていますが、これは社会保障制度システム整備事業185万8,000円、電気自動車急速充電器整備事業1,683万7,000円、まち・ひと・しごと創生事業5,905万4,000円であります。

第3款民生費は、支出済額14億8,158万3,029円、執行率95.7%で、主なものとしまして社会福祉費の社会福祉総務費、障害者福祉費、児童福祉費の児童福祉総務費、児童福祉施設費、生活保護費であります。

老人福祉と児童福祉総務費に、それぞれ25年度繰越明許費の鹿足郡養護老人ホーム 増床事業費574万3,000円、電子システム構築事業費594万円が含まれています。

また、繰越額1,879万6,000円が計上されていますが、これは社会保障税番号システム整備事業493万6,000円と、児童クラブ建設事業1,386万円であります。

第4款衛生費は、支出済額8億7,521万488円で、執行率99.6%で、主なものとしまして保健衛生費の保健衛生総務費、斎場費、保健事業費、清掃費の塵芥処理、 し尿処理費であります。

第5款労働費は、支出済額73万772円、執行率91.9%で、主なものとしまして負担金補助及び交付金であります。

第6款農林水産業費は、支出済額5億4,257万4,895円、執行率99.2%で、 主なものとしまして農業費の農業振興費、農地費、中山間地域直接支払制度事業費、林 業費の林業振興費、林道及び林道崩壊防止事業費であります。

農地費に、25年度繰越明許費、農道新設改良事業費1,279万200円、林業振興費に森林整備加速化林業再生事業費346万5,000円、町行造林事業費に495万6,000円、林地崩壊防止事業費に3,973万1,000円が含まれています。

第7款商工費は、支出済額3億2,780万9,843円、執行率91.6%で、主なものとしまして商工総務費、商工振興費、観光費、歴史的風致維持向上事業費です。商工振興費に25年度繰越明許費、まちなか再生総合事業費2,102万7,180円が含まれています。なお、繰越額2,694万1,000円が計上されていますが、これはまちなか再生創生事業、稲成町クロマツ保全事業、歴史的風致維持向上事業費分です。

第8款土木費は、支出済額6億867万7,781円、執行率98%で、主なものとしまして土木管理費、道路橋梁費、住宅費であります。なお、支出済額のうち5,274万4,095円の25年度繰越明許事業費が含まれています。また繰越額1,026万円が計上されていますが、これは地籍調査事業費810万円、町道新設改良事業費216万円であります。

第9款消防費は、支出済額3億6,955万3,241円、執行率99.7%で、主なものとしまして非常備消防費、広域市町村圏事務組合消防費であります。なお、25年度繰越明許費の消防操法訓練場整備費280万8,000円、広域市町村圏事務組合消防費負担金55万5,000円が含まれております。

7ページ、8ページです。第10款教育費は、支出済額11億9,759万8,619 円、執行率70%であります。支出済額のうち、25年度繰越明許事業費が2,180 万1,600円含まれております。これは教育総務費の副読本作成事業、木部小学校校舎耐震補強設計判定事業、青原小学校校舎改築事業、日原山村開発センタ一改修事業であります。繰越額5億632万5,000円は、木部小学校耐震補強改修事業1億5,665万3,000円と、青原小学校校舎改築事業3億4,967万2,000円であります。

第11款災害復旧費は、支出済額14億8,569万8,236円、執行率61.2%であります。繰越額8億1,127万8,000円が計上されていますが、これは過年農林水産施設災害復旧債2億6,752万2,000円、過年林道災害復旧費6,443万2,000円、過年公共土木施設災害復旧費4億7,932万4,000円であります。

第12款公債費は、支出済額12億6,973万7,337円で、元金11億2,93 1万8,480円、利子1億4,041万8,857円であります。

第13款諸支出金は、支出済額2,405万8,502円。

第14款予備費はゼロとなっております。

歳出合計は、支出済額合計99億3,672万2,949円で、翌年度繰越額合計14億5,134万9,000円、不用額合計2億1,388万4,051円でございます。歳入歳出差引合計1億4,488万8,746円から繰越明許費繰越額7,677万2,000円を差引しまして、実質収支額6,811万6,746円となっております。

続きまして、議案第120号の国民健康保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御 説明いたします。

歳入歳出決算書1、2ページをお開きください。

歳入第1款の保険税は、収入済額1億6,504万6,657円で、歳入全体の15.1%で、前年度比5.3%の増となっており、不納欠損額が399万7,218円計上され、収入未済額は2,018万2,464円となっており、収納率は87.2%で、前年度に比べ3.7ポイントの上昇となっております。

第3款国庫支出金と第6款県支出金を合わせた支出金は、収入済額2億5,113万6,608円で、歳入全体の23%で、前年度比18.6%の減となっております。

第4款療養給付費交付金、第5款前期高齢者交付金、第7款共同事業交付金を合わせた3つの交付金は、収入済額5億4,874万7,930円で、歳入全体の50.3%で、前年度比4.9%の減となっております。

歳入合計は、収入済額合計10億9,095万8,026円で、不納欠損額合計399万7,218円で、収入未済額合計2,018万2,464円で、収納率97.8%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。歳出につきましては、主なものとしまして第2款保険給付費が、支出済額7億1,163万8,389円で、歳出全体の65.6%を占め、前年度比8.9%の減であります。

第3款後期高齢者支援金は、支出済額1億1,104万8,822円で、支出全体の10.2%を占め、前年度比0.7%の増であります。

第7款共同事業拠出金が、支出済額1億1,781万9,193円で、歳出全体の10.9%で、前年度比2.6%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計10億8,517万244円で、不用額合計100万9,7 56円となっており、歳入歳出差引残額578万7,782円であります。

続きまして、議案第121号の介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書の1、2ページです。歳入、第1款介護保険料は、収入済額2億257万3,872円で、歳入全体の14.7%で、前年度比0.5%の減となっております。 不納欠損額が93万5,300円が計上され、収入未済額196万2,300円となっておりまして、収納率は99%で、0.1ポイントの上昇であります。

第3款国庫支出金と第5款県支出金を合わせた支出金は、収入済額5億8,046万5,937円で、歳入全体の42.1%で、前年度比0.2%の増となっております。

第4款支払基金交付金は、収入済額3億5,791万4,000円で、歳入全体の26%で、前年度比8.1%の減となっております。

歳入合計は収入済額13億7,825万6,678円で、不納欠損額合計93万5,300円で、収入未済額合計196万2,300円で、収納率99.8%となっています。3ページ、4ページの歳出です。歳出につきましては、主なものとしまして第2款保険給付費が、支出済額12億3,637万5,532円で、歳出全体の92.1%を占め、前年度比4.5%の減であります。

第5款地域支援事業費が、支出済額4,217万7,147円で、歳出全体の3.1%で、前年度比14.6%の増であります。

歳出合計は、支出済額合計13億4,279万7,488円で、不用額合計3,865万9,512円となっておりまして、歳入歳出差引残額3,545万9,190円であります。

続きまして、議案第122号の後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算について御説明いたします。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の医療保険料は、収入済額8,563万5,672円で、歳入全体の29.7%で、前年度比3.3%の減となっております。収入未済額が10万7,830円となっておりまして、収納率は99.9%で、これは前年度と同率となっております。

第3款繰入金は、収入済額1億8,058万6,845円で、歳入全体の62.5%で、 前年度比14.3%の減となっております。

第4款諸収入は、収入済額2,149万4,667円で、歳入全体の7.4%で、前年度比206.2%の増となっております。

歳入合計は、収入済額合計 2 億 8,8 8 1 万 6 5 0 円で、収入未済額合計 1 0 万 7,8 3 0 円で、収納率 9 9.9%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。歳出につきましては、主なものとしまして第2款後期高齢者医療広域連合会納付金が、支出済額2億8,245万1,702円で、歳出全体の98%を占めておりまして、前年度比4.3%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計2億8,807万1,112円で、不用額合計85万3,88円となっておりまして、歳入歳出差引残額73万9,538円であります。

続きまして、議案第123号の簡易水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御 説明いたします。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。

歳入第2款の使用料及び手数料は、収入済額1億7,311万3,736円で、歳入全体の31.6%で、前年度比0.5%の増となっております。収入未済額は1,061万6,328円となっておりまして、収納率は94.2%であります。前年度と比べまして0.4ポイント下がっております。

第3款国庫支出金の収入済額7,679万3,000円で、歳入全体の14%で前年度 比4.8%の増となっております。収入未済額として42万6,000円が計上されてい ますが、これは翌年度繰越明許費の財源分であります。

第5款繰入金は、収入済額1億3,914万8,000円で、歳入全体の25.4%で、 前年度比15.7%の増となっております。

第6款諸収入の収入未済額219万円は、翌年度の繰越明許費の財源分であります。 第7款町債は、収入済額1億5,300万円で、歳入全体の27.9%となっておりま す。歳入合計は収入済額合計5億4,777万4,872円で、収入未済額合計1,36 6万4,728円で、収納率97.6%となっています。

3ページ、4ページの歳出です。第1款簡易水道事業費は、支出済額3億3,824万3,626円で、歳出全体の63.5%で、前年度比9.7%の増となっております。繰越額として1,373万7,000円が計上されていますが、これは水道管理費の工事に伴う配水管移設工事の繰越明許費であります。

第3款公債費は、支出済額1億9,294万1,413円で、前年度比1.2%の減であります。

歳出合計は、支出済額合計 5 億 3,2 3 1 万 6,8 7 9 円で、不用額合計 1 2 0 万 2,1 2 1 円で、歳入歳出差引残額 1,5 4 5 万 7,9 9 3 円から繰越明許費繰越額 1,1 8 0 万 1,0 0 0 円を差引しまして、実質収支額は 3 6 5 万 6,9 9 3 円となっております。続きまして、議案第 1 2 4 号の下水道事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、御説明いたします。

歳入歳出決算書の1、2ページをお開きください。

歳入、第2款使用料及び手数料は、収入済額4,788万7,201円で、歳入全体の12.5%で、前年度比7.5%の増となっております。また収入未済額が195万2,716円となっており、収納率は96.1%であります。前年度に比べまして1.5ポイント向上しております。

第3款国庫支出金は、収入済額8,405万6,388円で、歳入全体の21.9%で、 前年度比3.8%の増となっております。収入未済額として4,420万6,280円が 計上されていますが、これは翌年度繰越明許費の財源分であります。

第5款繰入金は、収入済額1億603万1,000円で、歳入全体の27.6%で前年度比20%の増となっております。

第7款町債は、収入済額1億3,540万円で、歳入全体の35.2%で、前年度比21.6%の減となっております。収入未済額として57万8,000円が計上されていますが、これは翌年度繰越明許の財源分であります。

歳入合計は、収入済額合計3億84万546円で、収入未済額合計1億398万8, 996円で、収納率78.7%となっています。

3ページ、4ページの歳出です。

第1款下水道事業費は、支出済額2億1,239万6,168円で、前年度比6.4% の減となっております。この事業費の施設整備費に、25年度繰越明許費4,489万 3,720円が含まれております。繰越額として1億207万2,000円が計上されて いますが、これは施設整備費、下水管敷設工事の繰越明許費であります。

第2款公債費は、支出済額1億7,053万663円で、前年度比0.5%の減であります。

歳出合計は支出済額合計 3 億 8, 2 9 2 万 6, 8 3 1 円で、翌年度繰越額合計 1 億 2 0 7 万 2, 0 0 0 円、不用額合計 4 1 万 2, 1 6 9 円となっております。歳入歳出差引額 1 0 7 万 3, 7 1 5 円から繰越明許費繰越額 6 万 6, 0 0 0 円を差し引きしまして、実質収支額は 1 0 0 万 7, 7 1 5 円となっております。

続きまして、議案第125号の農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の使用料及び手数料は、収入済額85万1,792円で、歳入全体の15.5%で、前年度比6%の増となっております。

第2款繰入金は、収入済額450万1,000円で、歳入全体の81.6%で、前年度 比5.1%の減となっております。

歳入合計は収入済額合計551万3,197円で、収入未済額はゼロで収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。第1款農業排水事業費は、支出済額145万5,496円で、前年度比2.4%の減となっております。

第2款公債費は、支出済額400万8,248円であります。

歳出合計は、支出済額合計 5 4 6 万 3, 7 4 4 円で、不用額合計 4 万 7, 2 5 6 円となっており、歳入歳出差引残額 4 万 9, 4 5 3 円であります。

続きまして、議案第126号の奨学基金特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入のほうです。第3款繰入金は、収入済額348万円で、歳入全体の30.8%で、 前年度比23.7%の減となっております。

第4款諸収入は、収入済額780万9,000円で、歳入全体の69.1%で、前年度 比12.8%の増となっております。歳入合計は、収入済額合計1,129万7,093 円で、収入未済額ゼロ、収納率100%となっております。

3ページ、4ページです。奨学金費は、支出済額1,129万7,093円で、前年度 比1.7%の減で、不用額合計907円で、歳入歳出差引残額はゼロであります。

続きまして、議案第127号の電気通信事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御 説明いたします。

歳入歳出決算書1、2ページをお開きください。

歳入、第3款の繰入金は、収入済額5,766万8,366円で、歳入全体の71.3%で、前年度比55.3%の減となっております。

第5款諸収入は、収入済額2,106万9,524円で、歳入全体の26.1%で、前年度比3.5%の減となっております。

第7款町債は60万円で、収入未済額2,040万円は繰越明許費の財源分であります。

歳入合計は、収入済額合計8,083万5,821円で、収入未済額2,090万5,9 16円で、収納率79.5%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。第1款地域情報推進事業費は、支出済額2,135万7,061円で、前年度比83.3%の減であります。繰越額として2,040万円が計上されていますが、これは地域ケーブルテレビネットワーク整備事業の繰越明許費であります。

第2款公債費は、支出済額5,766万8,366円で、前年度比18.8%の増であります。

第4款の災害復旧費は、支出済額62万1,390円で、前年度比93.2%の減であります。

歳出合計は、支出済額7,964万6,817円で、翌年度繰越額合計2,040万円で、不用額合計176万7,183円となっておりまして、歳入歳出差引残額は118万9,004円であります。

続きまして、議案第128号の診療所特別会計についての歳入歳出決算につきまして 御説明いたします。 歳入歳出決算書、1、2ページをお開きください。

歳入第1款の診療収入は、収入済額7,961万5,109円で、歳入全体の93.1%で、前年度比7%の減となっております。

第3款諸収入は、収入済額269万3,588円で歳入全体の3.2%で、前年度比2.7%の増となっております。

歳入合計は、収入済額合計8,549万4,968円で、収納率100%となっております。

3ページ、4ページの歳出です。歳出合計は、支出済額合計8,230万7,946円で、前年度比12.1%の減となっております。不用額合計181万1,054円で、歳入歳出差引残額は318万7,022円であります。

続きまして、議案第129号の介護老人保健施設事業特別会計の歳入歳出決算につきまして御説明いたします。

歳入歳出決算書、1、2ページをお開きください。

歳入、第1款の介護老人保健施設事業は、収入済額4億526万2,243円で、歳 入全体の92.2%で前年度比2.6%の減となっております。

第2款訪問介護事業は、収入済額2,600万5,549円、歳入全体の5.9%で、前年度に比べまして9%の減となっております。

歳入合計は、収納率100%で収入済額合計4億3,973万3,187円で、前年度 比4.9%の減となっております。

3ページ、4ページの歳出です。介護老人保健施設事業が、支出済額4億1,099万7,983円、訪問介護事業が、支出済額2,850万2,000円で、歳出合計は支出済額合計4億3,949万9,983円で、前年度比3.1%の減となっております。

不用額合計 5 4 万 3,0 1 7 円で、歳入歳出差引残額は 2 3 万 3,2 0 4 円となっております。

以上で、平成26年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。一般会計より順次お願いを申し上げます。監査委員。

〇代表監査委員(水津 正君) 改めましておはようございます。

去る8月31日に、町長宛に提出いたしました平成26年度歳入歳出決算審査意見書 について御説明を申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された平成26年度津和野町 一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証書類等を審査した結果、そ の概要及び意見は次のとおりであります。

審査の対象ですが、平成26年度津和野町の一般会計並びに10の特別会計でございます。

審査の期間ですが、本年8月3日から8月25日であります。

審査の総括意見、町長より審査に付された各会計の決算書について、関係諸帳簿、伝票並びに証書類等との照合、関係資料の分析、比較検討等通常実施すべき審査を実施しました。

この結果、各会計とも決算書数値は正確で、かつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、財産運用管理もおおむね適正であると認めました。

以下、内容について記述します。

以下につきましては、かいつまんで御説明をいたします。

2ページでございますが、1、決算規模です。一般会計は、歳入総額は100億8, 161万1,695円、歳出総額は99億3,672万2,949円で、差引1億4,48 8万8,746円の黒字でございます。

特別会計につきましては合計で申し上げますが、歳入総額が43億1,267万5,038円、歳出総額は42億4,949万8,137円、差引額は6,317万6,901円となっております。

次に、一般会計決算状況でございますが、(1)の年度別決算状況につきましては省略させていただきます。

次の(2)の決算収支状況でございますが、平成26年度におきます実質収支額は6,811万6,000円、単年度収支に直しますと3,714万8,000円の赤字でございます。

さらに実質単年度収支につきましては、1 億 7, 2 9 3 万 4, 0 0 0 円の赤字でございます。

次に、(3) 歳入の状況でございますが、主なものについてのみ御説明申し上げます。 町税は7億2,423万9,000円で、前年度と比べますと1,910万4,000円 の減でございます。

地方交付税につきましては、45億6,700万1,000円でございまして、前年度 していきますと1億4,397万7,000円減でございます。

国庫支出金につきましては、18億2,618万7,000円で、前年度比では9億5,688万6,000円の増となっております。

県支出金は、5億6,164万6,000円で、前年度比で1億5,620万2,000 円でございます。

次のページに移ります。繰入金でございますが、3億779万1,000円で、前年度比で2億9,352万3,000円増となっております。

次に、(4)歳出の状況でございますが、主なものだけ申し上げますが、民生費が14億8, 158万3, 000円で前年度比で1億1, 626万円減となっております。

農林水産業費につきましては、5億4,257万5,000円で、前年度比で1億9,479万8,000円の増となっております。

教育費につきましては、11億9,759万9,000円で、前年度比1億8,743 万円の増であります。

災害復旧費につきましては、14億8,569万8,000円で、前年度比が9億60 1万8,000円となっております。

次に、(5)性質別歳入歳出決算状況でございますが、自主財源の合計でいきますと 15億4,196万3,000円で、前年度比で 3億395万6,000円増となっております。

次に、依存財源でございますが、依存財源の合計は85億3,964万8,000円で、 前年度比で9億8,842万2,000円増となっております。

②の歳出についてでございますが、義務的経費につきましては、合計で43億3,305万6,000円で、前年度比7,874万2,000円増となっております。

投資的経費につきましては、29億7,655万5,000円でございまして、前年度 比で11億6,709万3,000円増でございます。

その他の経費につきましては、26億2, 711万2, 000円で、前年度比で4, 481万2, 000円増となっております。

(6)の財政構造の分析でございますが、経常収支比率が88.2%で前年度と比べますと1.2ポイント上昇しております。

公債費比率につきましては25.6%で、前年度比で0.6ポイント上昇しております。 人件費比率につきましては22.8%で、前年度比0.9ポイントの増です。

物件費率につきましては、13.6%で、前年度比で0.3ポイントプラスとなっております。

実質公債費比率につきましては11.4%で、1.8ポイント低くなっております。 財政力指数につきまして、0.167でございます。そして、前年度比でいきますと 0.001ポイント下がっております。

標準財政規模につきましては49億8,259万5,000円で、前年度比で5,16 7万5,000円減となっております。

次に、(7)の町税の収納状況でございますが、町民税は2億6,276万2,000円で、収納率が98.4%となっております。昨年度と比べますと0.6ポイント収納率が向上しております。

固定資産税につきましては、徴収額が3億9,738万円でございまして、収納率は88.4%、前年度比でいきますと0.5ポイント向上しております。

次に、軽自動車税でございますが、2, 123万3, 000円で、収納率が99.1%、前年度比でいきますと0.5ポイント向上しております。

次の(8)不納欠損状況につきましては省略させていただきます。

(9) 使用料及び手数料でございますが、このうち土木関係で住宅使用料が809万2,000円の未収となっております。

それから、使用料総額では前年度比で821万6,000円増となっております。災害復旧が進む中、関係関連施設利用者数が少しずつではありますが回復傾向が見られると思います。

次のページ移ります。②の手数料につきましては省略させていただきます。

以下、(10)、(11)は省略させていただきます。

- (12) の地方債現在残高状況でございますが、26年度末の現在高が119億2, 942万3,000円、前年度と比べますと2億8,661万6,000円ふえておりま す。町民一人当たりに換算しますと149万9,000円になります。
 - (13) 債務負担行為状況でございますが省略させていただきます。
- (14)基金残高状況でございますが、一般会計は26年度末が40億6,374万8,000円でございます。
- (15)滞納状況でございますが、町税関係は5,515万3,000円で、前年度と 比べますと582万4,000円減となっております。

それから、保育料等の児童福祉費の負担金、それから住宅借上げ賃貸住宅使用料の滞納が合計で859万5,000円で、前年度と比べますと133万9,000円減額となっております。

次のページに移りますが、(16)時間外勤務状況でございますが、中の数字は省略させていただきますが、前年度と比べますと減ってはおりますが、前年度平成25年度はおととしの大災害に係る特殊事情がありますので、単純な比較は困難であります。

次に、3、特別会計の決算状況でございますが、(1)各会計別執行状況総括表、(2) 基金残高状況につきましては省略させていただきます。

(3) 滞納額状況でございますが、国民健康保険税が2,018万3,000円でございます。前年度比で578万6,000円減となっております。

簡易水道事業でございますが 1,064万9,000円、これは前年度と比べますと 35万5,000円増額となっております。

下水道事業につきましては198万3,000円で、前年度比で9万円の増でございます。

合計いたしますと3,539万1,000円で、前年度比で580万7,000円の減 となっております。

(4) 奨学金につきましては省略させていただきます。

最後に、審査意見でございますが、本年度の決算は普通会計ベースで前年度に比し経常的経費は2,367万2,000円減、投資的経費は一昨年の7・28災害に係る復日費が8億1,995万5,000円増、普通建設事業費が2億3,312万5,000円増で、歳出合計は12億2,221万3,000円増となっております。

経常収支比率は、前年度比で1.2ポイント上昇し、88.2%となっている。その内 訳では、人件費は歳出額が増加しており、比率も0.9ポイント上昇し22.8%、物件 費は歳出額そのものは減少しているものの、比率は0.31ポイント上昇し13.6%、 公債費は0.6ポイント上昇し25.6%となっております。

このことは、主たる経常一般財源である普通交付税の減少、ひいては標準財政規模の 縮小による影響も大きいと考えられる。

ただ、公債費につきましては、今日までの計画的な繰上償還の効果により、平成27年度をピークに徐々に負担は減少をたどるものと思われますが、今後の新規発行に当たっては適正な管理を求めるものであります。

今後、町税収入の増加が見込めない中、標準財政規模が縮小していくならば経常収支 比率の上昇傾向はさらに進み、財政運営は厳しくなることが予想されるところでありま す。引き続き、さらに財政の健全化の努力を求めるところであります。

一般会計におきましては、歳入総額は100億8,161万1,000円、対前年度比12億9,237万8,000円増、歳出総額では99億3,672万3,000円、対前年度比12億9,064万7,000円増であります。

対前年度比で増減の主なものは、歳入では地方交付税が1億4,397万7,000円減、 国庫支出金が12億5,688万6,000円増、県支出金1億5,620万2,000円 増、繰入金が2億9,352万3,000円増などで、歳出では民生費が1億1,626 万円減、農林水産業費1億9,479万8,000円増、教育費が1億8,743万円増、 災害復旧費が9億601万8,000円増となっております。

特別会計におきましては、歳入総額は43億1,267万5,000円、歳出総額が42億4,949万8,000円となっております。

個別の指摘事項は次のとおりであります。

収納対策につきまして、一般会計では町税の収納率は不納欠損処分がなされてきたところでありますが、全体で92.8%となっており、前年度比で0.6ポイント向上しております。

保育所、児童館の負担金の未収額は、前年度比114万7,000円減で、不納欠損額は59万5,000円となっております。住宅等使用料の未収額は前年度比19万2,000円減で813万7,000円となっております。町税の収納率アップはもとよりでございますが、負担金や使用料は税とは性格を異にするものであり、滞納整理に向けて一層の努力を求めるものであります。

特別会計では、国民健康保険税が前年度比557万6,000円減で、2,018万3,000円、介護保険料が37万8,000円減、簡易水道使用料等が33万5,000円増で1,064万9,000円、下水道使用料等が9万円で増で198万3,000円、電気通信使用料が11万7,000円減で50万6,000円それぞれ未収となっております。公平性を確保する上からも、さらなる収納強化を図られたいというところでございます。

結びといたしまして、行政事情がますます多様化する中で、一層の行政コスト削減を図り、財政運営の安定化と住民福祉の向上に努められたいというところでございます。 以上です。

○議長(沖田 守君) ありがとうございました。

それでは、審査意見報告に対します監査委員さんへの質疑に入ります。

初めに一般会計から質疑を受けます。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、一般会計に対する質疑は終結をいたします。

次に、特別会計について一括して質疑を受けます。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますので、特別会計に対する質疑も終結いた します。

日程第29. 議案第130号

○議長(沖田 守君) 続きまして、日程第29、議案第130号平成26年度津和 野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案件について執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、議案第130号平成26年度津和野町病院事業会 計歳入歳出決算の認定について、監査委員さんの意見書を添えまして議会の認定に付 するものでございます。

収益的事業では、当年度純利益96万8,627円に対し、前年度繰越利益剰余金がありませんでしたので、当年度未処分利益剰余金が96万8,627円となったものでございます。

資本的事業でございますが、収入、支出、差し引き3,331万480円の不足が生じましたので、損益勘定保留資金から補填をいたしまして決算をさせていただいたものでございます。なお、詳細につきましては担当課長から御説明を申し上げますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- **○医療対策課長(下森 定君)** それでは、議案第130号について御説明をいたします。

昨年に引き続きまして、利用代行制を導入し、診療報酬等は全て町の収入となり、医療法人橘井堂を指定管理者として管理運営を行いました。

それでは、病院事業会計決算書をごらんください。

発生主義の公営企業である病院事業の決算につきましては、基本的に消費税を除いた 税抜き処理で実施することになっておりますが、1ページから4ページの決算報告書に つきましては、税込処理となっております。

それでは、1、2ページ上段の収入である病院事業収益決算額は7億4,450万4,891円で、うち借受消費税及び地方消費税は312万3,732円となります。下段の支出であります病院事業費用決算額は7億4,325万912円となります。

ページめくってもらいまして、次ページの3ページ、4ページをごらんください。上段の資本的収入の決算額は3,705万8,227円、下段の資本的支出の決算額は7,036万8,707円となり、うち仮払い消費税及び地方消費税は28万5,352円となります。

続きまして、5ページの損益計算書について御説明いたします。

損益計算書については、収益的収入、支出の3条予算の税抜収支に対応し、1年間の 経営状況をあらわすものでございます。この損益計算書は税抜き処理となっております。

1の医業収益は5億4,288万2,772円、2の医業費用は7億3,163万6,582円、3の医業外収益は1億9,739万786円、4の医業外費用は1,161万4,330円となり、経常利益はマイナスの297万7,354円となります。特別利益の過年度損益修正益は394万5,981円となり、当年度純利益は96万8,627円となります。

6ページ以降の貸借対照表、収益費用明細書については、決算審査特別委員会にて御 説明をいたします。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより監査委員の審査意見の報告を求めます。監査委員さん。

○代表監査委員(水津 正君) 去る7月7日に、町長宛に提出いたしました平成2 6年度津和野町病院事業会計決算審査意見書について御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成26年度津和野町 病院事業会計決算書並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は次のとおりで あります。

審査の概要、審査の期日ですが、本年6月の26日及び7月の2日でございます。審 査の場所ですが、この会場においてでございます。

- (3)審査のほうでございますが、津和野町病院事業経営を地方公営企業法その他関係法令の定めるところにより、目的を達成するため合理的に行われたかについて書類の照合と検証を実施いたしました。
- 2、審査の結果、決算書数値は正確でかつ合法的であり、関係帳簿、証書類と整合しており、適正であると認めました。

以下、内容について議決いたします。

(1) 決算状況でございますが、アの収益的事業で病院事業収益は26年度は7億4,450万4,891円で、前年度と比べますと119万4,129円の減でございます。 支出では、病院事業費用でございますが、7億4,325万912円でございまして、前年度と比べますと20万4,706の増となっております。

次に、資本的事業でございますが、資本的収入は3,705万8,227円、前年度と 比べますと2,717万3,881円の減となっております。

資本的支出では7,036万8,707円、前年度比で1,968万8,010円の減となっております。

- (2)は、企業債残高は平成26年度末現在で7億1,633万7,000円となって おります。
- (3) の資産状況でございますが、固定資産税は合計で申し上げますが、平成26年度末償却残高が6億7,339万8,905円となっております。流動資産につきましては、2億2,237万5,385円となっております。
- (4) 資本及び資本金、剰余金でございますが、合計で申し上げますが 8 億 9, 5 7 7 万 4, 2 9 0 円となっております。

最後に総括意見でございますが、高齢化の進行とともに地域医療の果たす役割はますます大きくなることから、引き続き経営の安定化の上に立って医療の確保に努められたいと思っております。

以上でございます。

〇議長(沖田 守君) ありがとうございました。

それでは審査意見報告に対する監査委員さんへの質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結いたします。 ここで11時45分まで休憩といたします。

午前 11 時 35 分休憩

.....

午前 11 時 45 分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

監査委員に対する質疑は終了いたしました。

ここで議案第119号平成26年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定についてより、議案第130号平成26年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、執行部に対して総括的に特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結いたします。

冒頭、議会運営委員長より報告がありましたように、決算議案につきましては特別委員会を設置することになっております。

お諮りをいたします。決算の認定に関する12案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員を設置し、これに付託の上会期中の審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、決算の認定に関する1 2案件につきましては、5人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、 これに付託の上、会期中の審査とすることに決しました。

各常任委員会より委員の選出をお願いいたします。これより暫時休憩といたします。 午前 11 時 47 分休憩

.....

午前 11 時 48 分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き本会議を再開します。

ただいま設置されました決算審査特別委員の選任については、津和野町議会委員会条例第7条第4項の規定により、総務経済常任委員会より岡田克也君、御手洗剛君、文教民生常任委員会より米澤宕文君、京村まゆみ君、寺戸昌子君の以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5人の方を決算審査特別委員会の委員に選任にすることに決しました。

なお、決算審査特別委員会に地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与したいと 思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会に 地方自治法第98条第1項の検査の権限を付与することに決しました。

先ほど、休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選任をいただき、委員長に米澤 宕文君、副委員長に岡田克也君がそれぞれ選任されましたので御報告いたします。

それでは、ここで選任されました委員長より挨拶を受けたいと思います。手を上げて ください。米澤宕文君。自席で結構でございます。マイクに向かって。

- ○議員(3番 米澤 宕文君) ただいま審査委員長に指名をいただきました米澤でございます。5名の委員全員で精査し、また意見等を付していきたいと思います。ふなれではございますがよろしくお願いいたします。
- **○議長(沖田 守君)** ありがとうございました。ここで暫時休憩といたします。 ここで昼休み休憩といたします。午後1時まで休憩といたします。

十削 11 时 50 分体思	

午後1時00分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

日程第30. 報告第6号

- **○議長(沖田 守君)** 日程第30、報告第6号平成26年度津和野町財政健全化判断比率等について、執行部より報告を求めます。町長。
- ○町長(下森 博之君) それでは、報告第6号平成26年度津和野町財政健全化判断 比率等についてでございますが、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づきま して、健全化判断比率等を監査委員さんの意見書をつけて報告するものでございます。 内容につきましては担当課長から御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、報告第6号を御説明いたします。

1枚めくっていただきまして、別紙のほうをごらんください。まず、健全化判断比率 報告書でございます。

一般会計を対象としました実質赤字比率、公営企業会計含みます全会計を対象としま した連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決済のため算定をされておりませ ん。

それから、実質公債比率につきましては、一般会計等が負担する公債費、この中には公営企業や一部事務組合、債務負担行為に基づくもの等も含みますけれども、この公債費が標準財政規模に占める割合を3カ年間の平均で示したものでありまして、自治体の実質的な借金返済負担の重さを示す指標でございます。平成26年度は11.4%となり、前年度より1.8ポイント減少したところでございます。

将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債務高や債務負担行為、公営企業、一部事務組合などの地方債残高のうち、一般会計等が負担するものから基金などの資産額を差し引いた額が標準財政規模の何倍あるかを示したものでございます。26年度につきましては、83.1%で前年度より21.3ポイント減少をしております。

次に、資金不足比率報告書でございますが、平成26年度決算におきましては、資金 不足の生じた公営企業はありませんでしたので算定をしておりません。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 以上で報告を終わりますが、特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第31. 報告第7号

○議長(沖田 守君) 日程第31、報告第7号株式会社津和野の経営状況について、 執行部より報告を求めます。町長。

- **〇町長(下森 博之君)** それでは、報告第7号でございますが、株式会社津和野の経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては担当課長から御報告いたしますので、よろしくお願いをいたします。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** それでは、報告第7号株式会社津和野の経 営状況について御報告をいたします。

報告書を2枚めくっていただきまして、まず損益計算書をごらんください。第16期 ということでございまして、平成26年6月1日から平成27年5月31日までの決算 状況ということでございます。

まず売上高におきましては、1億9,391万9,050円、前年と比較いたしまして売上高が9.2%増加いたしました。販売費及び一般管理費等を除いた営業利益は、マイナス3,789万4,176円となり、前年比0.4%減少し、経常利益はマイナス554万3,532円となり、前年と比較し49.8%減少しております。地域公共交通対策事業補助金による特別利益から、税制上の圧縮損を除いた当期利益は257万652円となりました。

次に、貸借対照表をごらんください。資産の部合計 4,870万2,846円に対して、負債の部合計 2,250万1,577円となっており、資本金7,200万円に対し利益剰余金マイナス4,579万8,731円で、純資産の部合計は2,620万1,269円となっております。

以上でございます。

〇議長(沖田 守君) ただいま報告がありました。特に質疑があればこれを許しま す。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(沖田 守君) 泰仁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) 損益計算書ですね、前年に比べて随分経常利益なども49.8減少てことはよくなってることなんですね。これは主な原因は何ですか。いい傾向なのでちょっと聞いときたいんですが、どうしてここまでよくなったのか。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** まず、売上高が9.2%増加したということでございますが、施設利用者数これが、前年25年度ということになりまして、災害のあった年ということでございまして、その年が21万人、平成26年度のこの期につきましては22万3,000人ということで、施設利用者数が1万3,000人増加しているというようなところの要因がありまして、先ほど御説明したような利益というようなところになっております。

ただ、昨年がトータルでマイナス、経常利益自体が1,112万7,000円というようなところで、1,000万超える赤字を計上されていたというところで、ことしはその経常利益的には半額になったということでございます。

そういった意味では、株式会社津和野さんのとこにおきましても、そういった利用増、 あるいはこの経営の立て直しというようなところでいろんな取り組みをされてると言 うところの結果があらわれてきてるということでございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第32. 報告第8号

- ○議長(沖田 守君) 日程第32、報告第8号株式会社石西社の経営状況について、 執行部より報告を求めます。町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、報告第8号でございますが、地方公共団体の財政 健全化に関する法律に基づきまして、株式会社石西社の経営状況について御報告する ものでございます。内容につきましては担当課長から御報告いたしますので、よろし くお願いをいたします。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** それでは、報告第8号株式会社石西社の経 営状況につきまして御報告をいたします。

報告書を2枚めくっていただきまして、まず損益計算書をごらんください。第20期ということでございまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの決算状況でございます。

まず最初に売上高でございますが、売上高1億648万672円となっております。この売上高につきましては、前年と比較いたしまして2.5%減少をしております。販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は、1,879万8,726円ということになりまして、前年と比べて18.3%増加し、経常利益は80万8,031円となり、前年と比較いたしまして46.2%減少しております。当期利益につきましても、59万9,531円となりまして、前年度比較でいきまして1万7,341円減少をしているということでございます。

次に、貸借対照表をごらんください。資本の部合計9,660万6,931円に対しまして、負債の部合計1,611万7,916円となっております。資本金8,000万円に対し利益剰余金48万9,015円で、純資産の部合計は8,048万9,015円となっております。

以上でございます。

○議長(沖田 守君) 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。ないようでありますので、質疑を終結します。

日程第33.報告第9号

- **〇議長(沖田 守君)** 日程第33、報告第9号株式会社杣の里よこみちの経営状況 について、執行部より説明を求めます。町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、報告第9号でございますが、株式会社杣の里よこ みちの経営状況について報告をするものでございます。内容につきましては担当課長 から御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 報告第9号株式会社杣の里よこみちの経営 状況につきまして御報告をいたします。

報告書を3枚めくっていただきまして、損益計算書をごらんください。第25期ということでございまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間の決算状況でございます。

まず、売上高につきましては794 58,224 円ということになりまして、前年と比較いたしまして売上高は18.5%減少いたしました。販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は542 542 1812 円となりまして、経常損失が24 542 181

前年度につきましては、利益として39万9,988円を計上しておりますが、今期につきましては当期損失ということで42万2,863円となったということでございます。

次に、貸借対照表でございます。資本、資産の部合計658万2,297円に対して、 負債の部合計126万2,686円となっておりまして、資本金1,205万円に対しま して利益剰余金等を除いた純資産の部合計は531万9,611円となっております。 以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) 特に質疑があればこれを許します。ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- **〇議長(沖田 守君)** ないようでありますので、質疑を終結します。

<u>日程第34. 報告第10号</u>

○議長(沖田 守君) 日程第34、報告第10号株式会社日原リゾート開発の経営 状況について、執行部より報告を求めます。町長。

- ○町長(下森 博之君) 報告第10号でございますが、株式会社日原リゾート開発の経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては担当課長から御報告いたしますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** それでは、報告第10号株式会社日原リゾート開発の経営状況につきまして御報告をいたします。

報告書類を2枚めくっていただきまして、損益計算書をごらんください。第30期ということでございまして、平成26年4月1日から平成27年3月31日の間の決算状況でございます。

まず最初に売上高でございますが、1,486万2,166円となっております。前年と比較いたしまして、売上高は0.9%増加いたしました。販売費及び一般管理費等を除いた営業損失は422万3,245円となりまして、前年と比べて6.1%増加をしております。経常利益が66万9,999円となりまして、前年と比較いたしまして38.1%減少をしております。当期利益につきましては、31万3,599円となりました。次に、貸借対照表でございます。資産の部合計543万9,968円に対しまして、負債の部合計212万6,461円となっておりまして、資本金1,350万円に対しまして利益剰余金等を除いた純資産の部合計は331万3,507円となっております。以上でございます。

〇議長(沖田 守君) 報告が終わりました。特に質疑があればこれを許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

_____.

日程第35. 報告第11号

- 〇議長(沖田 守君) 日程第35、報告第11号有限会社フロンティア日原の経営 状況について、執行部より説明を求めます。町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 報告第11号でございますが、有限会社フロンティア日原の経営状況について御報告をするものでございます。内容につきましては担当課長から御報告をいたしますので、よろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- **〇農林課長(久保 睦夫君)** それでは、有限会社フロンティア日原の経営状況について説明させていただきます。

2枚めくっていただいて損益計算書をごらんください。統括的に健苗育成に取り組み、 育苗事業を健全化することで収益性を上げております。それから、8月より常務1名を 採用して受託事業も伸ばしてきております。 また、育苗後のハウスで野菜生産に取り組み、人件費増加分を売り上げ増により収支を合わせてきましたが、米価下落と交付金半減の影響を受け、営農事業の収支がマイナスとなり、当期純利益がマイナス32万6,000円の赤字決算となりました。

続いて貸借対照表をごらんください。資産合計 2, 2 4 7 万 8, 0 0 0 円に対して、負債合計 9 0 2 万 7, 0 0 0 円、資本金 1, 0 2 5 万円と繰越利益剰余金を合わせた純資産合計は 1, 3 4 5 万 1, 1 0 4 円となっております。

以上です。

○議長(沖田 守君) 質疑があればこれを許します。ありませんか。ありませんか。これそれぞれの担当課長、これ会計事務所はそれぞれ違うんかいね、これはそれぞれ違うの。これフロンティアはどこ。(「会計事務所ですか」と呼ぶ者あり)うん(発言する者あり)わからない。あなた把握してる。(発言する者あり)うん、いや会計事務所多分違うんだろうと思うんよね、決算書の出し方がねちょっと、見にくい要するに決算書というか、あると思うんよ。と思われませんか。(発言する者あり)できることならね、ようするにそれぞれ指定管理者等々を入れとるところだから、会計事務所を一本にしないと若干見にくいというとこあるけ、検討課題にしとってください。以上で質疑を終結いたします。

日程第36.報告第12号

- ○議長(沖田 守君) 日程第36、報告第12号平成26年度教育委員会事業点検 評価報告書について、教育長より報告を求めます。教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 報告をする前に、1点修正をお願いしたいと思っております。条文の法律第27条の規定というふうに記してありますが、ことしの4月1日より法令が変わりまして26条に変更になっておりました。気づかずに古い条文を書いております。申しわけありませんですが27を26に訂正をお願いをいたします。それでは、報告第12号平成26年度教育委員会事業点検評価報告書について説明を

それでは、報告第12号平成26年度教育委員会事業点検評価報告書について説明を させていただきます。

この報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定によりまして、毎年事業を点検評価をして議会のほうへ報告することになっております。

報告の内容につきましては、各事業ごとに事業名、事業の目的、内容、それから参加対象等、実施時期、場所、予算、決算、それから評価及課題という形で整理をしております。

概要をそれぞれの事業ごとに整理をしております。事業数が多くなりますので、内容については細かくは御説明申し上げませんけれども、御確認のほどお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長(沖田 守君) 報告終わりました。特に質疑があればこれを許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ありませんか。いいですか。ないようでありますので、質疑を終結します。

なお、本日までに受理した陳情書等は既に配付のとおりであります。

○議長(沖田 守君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれで散会いたします。

午後1時31分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日) 平成 27 年 9 月 14 日 (月曜日)

日程第1	会議録署名議員の指名	

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

出席議員(12名)

1番	後山	幸次君	2番	川田	剛君
3番	米澤	宕文君	4番	岡田	克也君
5番	草田	吉丸君	6番	丁	泰仁君
7番	寺戸	昌子君	8番	御手灣	先 剛君
9番	三浦	英治君	10番	京村	まゆみ君
11番	板垣	敬司君	12番	沖田	守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森	博之君	副町長		 島田	賢司君
教育長	世良	清美君				
参事 (兼健康福祉課長)					 齋藤	等君
総務財政課長	福田	浩文君	税務住国	是課長	 楠	勇雄君
つわの暮らし推進課長 …					 内藤	雅義君
商工観光課長	藤山	宏君	農林課長	₹	 久保	睦夫君
環境生活課長	和田	京三君	医療対策	き課長	 下森	定君
建設課長	田村灣	車 与志君	教育次長	₹	 羽多野	予寿子君
会計管理者	山本	典伸君				

午前9時00分開議

〇議長(沖田 守君) おはようございます。引き続きお出かけをいただきありがと うございます。これから2日目の会議を始めたいと存じます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

_____, <u>____, ____, ____, ____, ____</u>

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議 規則第126条の規定により10番、京村まゆみ君、11番、板垣敬司君を指名しま す。

·-----

日程第2. 一般質問

〇議長(沖田 守君) 日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。発言順序1、5番、草田吉丸君。

○議員(5番 草田 吉丸君) 皆さんおはようございます。5番、草田吉丸でございます。それでは、通告にしたがいまして一般質問をいたします。よろしくお願いいたします。

私は今回3点について一般質問をさしていただきたいと思いますが、まず1点目に、 人口ビジョン総合戦略の策定状況について、そして2点目として中心市街地対策につい て、そして3点目として農村文化景観保全対策について、この3点についてお伺いをい たします。

まず1点目でございますが、人口ビジョン総合戦略の策定状況についてでございます。 2014年の5月に発表されました日本創生会議の人口予測では、全国の半数にあたる 896市町村、これ49.8%でございますが、これが消滅の可能性があると警告し、 大きな議論を引き起こしたところでございます。

2010年から2040年の間で、島根県内において松江市、出雲市、飯南町を除く 県内16市町村で、二十歳から39歳の若年女性が半減、半分以下に減ると、そして津 和野町におきましても、その減少率が最も高く77%の減少、人口で言いますと536 人が121人に減少する、そのような試算を発表いたしました。

私たちはこれを聞きまして、大変な状況であるということを認識しているところでありますが、これに対して地方の社会や経済を立て直す地方創生が叫ばれ、2014年11月、まち・ひと・しごと創生法が成立し、2015年度中に全自治体で人口推計を目指す人口ビジョンと、人口減少を克服する総合戦略を取りまとめることとなりました。

津和野町においても、人口ビジョン総合戦略の策定に向けてのプロセスが6月全員協議会において示されました。その後の策定状況についてお伺いをいたします。

一つ目に、策定に望む基本的考え方について。

- 2点目といたしまして、策定手順とスケジュールに対する進捗状況について。
- 3点目、策定委員構成及び庁内の体制について。
- 4点目、重点分野について。
- 5点目、意見集約の方法について。
- 6点目、財政支援について。
- 以上のことについてお伺いをいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

なお、先立ちまして、このたび関東地方、また東北地方で豪雨によりまして大きな被害が出ているところでございます。お亡くなりになられました方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被害に遭われました皆様方にも心からのお見舞いを申し上げる次第でございます。

それでは、5番草田議員の御質問にお答えさしていただきます。

人口ビジョン・総合戦略の策定状況についてでございます。津和野町の人口ビジョン・総合戦略策定につきましては、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけるとともに、それぞれの地域で住みよい環境を確保する施策を、総合的かつ計画的に実施するために、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て支援、まちづくりを柱として12月末を目標に津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定してまいりたいと考えております。

策定手順とスケジュールに対する進捗状況につきましては、国立社会保障・人口問題研究所が推計した2060年の津和野町の人口は2,222人でありますが、現在人口増減及び社会増減の影響等の分析や、12地域それぞれのまちづくり委員会の人口について推計をしながら、2060年の目標人口についてシミュレーションをしているところでございます。そして、人口の現状分析を踏まえ、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て支援、まちづくりについての総合戦略を策定いたします。

今後につきましては、9月下旬から10月中旬にかけて、医療や福祉、農林業に従事される方や商工会、観光協会の関係者、保育所及び小中学校の保護者の皆様等との意見交換会を実施することとしており、御意見を参考にしながら、総合戦略の素案を作成し、10月下旬に津和野町まち・ひと・しごと策定検討委員会の御審議を経て、12月末を目標として、津和野町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略(案)を策定したいと考えております。

策定委員構成及び庁内体制についてでございますが、まち・ひと・しごと創生を効果的、効率的に推進していくためには、住民、関係団体や民間事業者等の参加、協力が重要であることから、幅広い年齢層からなる住民を初め、産業界・行政機関・教育機関・労働団体・メディア等、いわゆる産官学金労言で構成される推進組織でその方向性や具

体案について審議・検討するよう、国からの指導があったところでございます。津和野町まち・ひと・しごと策定検討委員会におきましても、産官学金労言全ての分野から18名の方に参画をいただき、現在2回の会議を開催をしたところでございます。

庁内体制につきましては、各課の課長補佐または係長等で構成されるプロジェクトチームで、総合戦略等の起草作業及び案についての協議・検討を行った上で、庁議メンバーで構成される、津和野町まち・ひと・しごと創生本部において、協議・検討することとしております。

重点分野につきましては、しごとづくり、ひとの流れ、結婚・出産・子育て支援、まちづくりを柱とし、人口減少対策を最重要課題として捉えた戦略を策定することとしておりますが、意見交換会での御意見及び人口の現状分析結果を踏まえ、今後協議・検討してまいります。

意見集約方法につきましては、医療や福祉、農林業に従事される方や商工会や観光協会等の関係者、保育所及び小中学校の保護者の皆さんから直接御意見をいただく場として、意見交換会を実施することとしております。

財政支援につきましては、平成26年度予算において、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行)として、国の全体予算1,700億円に対し、津和野町では3,541万8,000円の交付決定を受け、津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、自伐型林業推進事業、子育て支援タクシー事業等について、平成27年度に繰り越しをして実施をしているところでございます。

今年度におきましては、先行型事業について、他の地方公共団体において参考となる 先駆的な事業、または平成27年10月までに総合戦略を策定し、かつ適切な重要業績 評価指標が設定され、それについて外部有識者等により、検証が行われる事業に対して 上乗せ交付金が交付されることとなっております。今後の財政支援につきましては、国 は2016年度に創設する新型交付金を約1,000億円規模にする基本方針を決定を したところで、予算規模は縮小されるものと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) それでは、少し再質問ということでさせていただきます。

最初に策定スケジュールの関係でございますが、本町ではこれから意見集約をされていくということでございますが、9月下旬から10月中旬にかけて、意見集約をしながら、最終的には12月末を目標に、人口ビジョン及び総合戦略を策定するという回答でございました。

そこで、12月の策定ということで進んでいるということでございますが、今各自治体が10月末までに策定をすれば、上限1,000万円の上乗せ交付金、こういったものが配分をされるというようなことがありまして、それに目指して随分多くの市町村が、総合戦略等の策定をされている様子がいろいろと報道されているところでございます。

このあたりを津和野町としては12月でございます。十分な意見集約期間をとるというような思いでそういうふうにされてるというふうに思ってはおりますが、この辺のまずスケジュールについての考え方についてお伺いをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 議員御質問の、スケジュールについてでございます。

先般の6月議会最終日に、このまち・ひと・しごとの策定についてのスケジュールは申し上げをさしていただいたところでございます。御質問ありましたように、津和野町としては、10月末というようなところでの目標ではなく、12月末を目標にするということで、今都道府県別の申請団体数等が県のほうから直近の数字として今明らかになってきたところです。19市町村の島根県の19市町村のうち、13市町が今回この議員御質問の10月末までのところでの総合戦略の策定ということで、スケジュールを組んでおられるということでございます。

江津市、津和野町、それから隠岐の4町村につきましては、これ申請するかどうかというところも含めまして、この交付金については申請しないということでございますので、本町と同じようなスケジュール感で進んでいるところ、あるいは10月末だけど申請はしないというところ、二つで分かれると思います。

当初、この10月末のところで言いますと1,000万円の交付金が交付されるというようなところもございましたが、実際のところは予算総額の中でということで、その金額につきましては、若干、今現状の全国の申請団体数から含めて、今698団体とお聞きしておりますが、その数字からは下がるものということで伺っております。

本町といたしましては、今回この10月末というところでは、なかなかスケジュールとして、町民の皆さん等の御意見が伺えないというようなところも含めて、12月末というところで策定をするというようなスケジュールを出させていただいたということで、今後の意見交換会等の日程につきましても、今月の下旬から10月の中旬ぐらいまでを意見交換会の中に充てて、都合8回にわたって、先ほど町長が申し上げたとおり意見交換を実施するということで、10月の下旬に有識者等で構成をさしていただいておる策定委員会のほうで、このまとめのところを報告をさしていただき、その辺の取りまとめを行った上で、12月の策定というスケジュールで臨みたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) 10月末までを目指していくということになりますと、確かに非常に期間的には厳しいものがあって、十分な意見集約できないというようなこともございます。上積みの交付金をやっぱり魅力は魅力だというふうには思っておりますけども、それよりかやはり私は内容のしっかりしたそういった総合ビジョン戦略、そういったものがむしろ大事であるというふうに思っておりますので、しっかり

とした意見集約をしながらよりよい総合戦略、そういったものを策定を目指していた だきたい、そういうふうに思っているところでございます。

次でございますが、まず人口ビジョンの関係であります。今各まちづくり委員会の範囲で、人口推計をしているということでございますが、やはり今の現状を推移をすると将来的にどうなるかといった予測は、これは当然可能であるというふうに思いますが、それだけでは人口ビジョンになりませんので、当然そのためにどのような対策で安定的な地域に達成していくか、そういったビジョンが示されるというふうに思っておりますが、その辺で意見集約の中でいろんなところの方からの意見集約ということがありましたが、こういった例えばまちづくり委員会です、こういったところ、今から津和野町というのは、このまちづくり委員会を中心に行政が動いていくということになるというふうに思います。そういったことになると、まちづくり委員会の中でのそういった意見集約、そういったところはどう考えておられるかなというふうに思います。特に、今から各地域がどうなっていくか、非常に大変な状況でございます。そういった中で、やはり危機感も共有しながら、これからの集落づくりそういったことも考えていかにやいけないと、重要な部分であるというふうに思いますが、その辺での意見集約というのは考えているのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 今議員が御指摘になったように、まちづく り委員会というところが今後地域づくりと、核になるものと私ども考えております。 今回意見交換会のほうは、10月の中旬を予定しておりますが、まちづくり委員会の 代表者等の皆さんにお集まりをいただきまして、意見交換会を実施したいというふうに 考えております。

今御質問ありましたように、人口ビジョンのところですが、社人研というそういう団体が出している人口につきまして、基本的にはどこの自治体も2060年の目標数値まで数値目標を示すというなところになっております。

本町の場合は、2060年が2,222人ということで、町長の答弁にありましたように、今から7割程度の減少ということになっております。この現状の数字7割を超える減少ということで、各まちづくり委員会ごとも人口のそういったシミュレーションもさしていただいておりまして、今回もこの意見交換会の場では、この人口等についてもお知らせをさしていただきたいというふうに思ってるところでございますが、12地域まちづくり委員会ございますが、8割程度、8割弱人口がもう減るというような予測がされてるところがございます。1番少ないところで大体6割、多いところで8割ということで、こういった人口減少を踏まえた中で、推計を踏まえた中で、このまちづくりというのをどういうふうにしていくかというところ、少子高齢化ということで、高齢者の方も自然ふえてくるような、そしてまた年少人口が段々人口の割合がまた減ってくると

いう、また生産年齢の人口も減ってくるというような時代を2060年では迎えると予 測がされてるところでございます。

そういったところで、課題的なところで言いますと、本町の場合、人口で言いますと 出生と死亡この差と、これが自然増減というものですが、転出と転入という社会増減と いうようなところで、それぞれ今分析をしているところです。社会増減それから自然増 減ともに死亡が出生を上回る、転出が転入を上回るというようなところで、人口減少が 続くと予測をされておるわけでございます。

そういった中で、人口の課題というところが島根県下で言いますと、この社会増減の影響度が津和野町1番高いという数字が出ております。ということは、先ほど町長が申し上げたとおり、ひとの流れというのをどういうふうにまずしていくか、それについては、またしごとも当然ついてくるというようなところで、人口ビジョンについてはそういった課題となるべき数字のところの把握を重点的に努めていきながら、まちづくり委員会で言いますと各12地域のまちづくり委員会でどういう年齢構成になるか、どういう人口減少をたどるかというところも紹介をさしていただきながら、このまち・ひと・しごとにつきましては、総合戦略のほう策定さしていただきたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) ぜひまちづくり委員会のところで、やっぱりそれぞれの地域で今どういった状況であるのかというところをそこで十分認識しながら、将来をどうしていくかということ考えていく重要な時期であると思いますので、ぜひそういったところの取り組みをよろしくお願いをしたいというふうに思っております。

先ほど2060年度にどうなるかということで、人口ビジョンをつくられるということでございますが、県のほうが人口ビジョンの目標値を2060年度約32%減となる46万8,000人というような数字を目標設定をされているということでございましたが、この数字が各町村が積み上げたものとどいうふうになるのか、最終的には隔たりが出てくるというふうに思っとりますけども、この辺は、最終的には、やはり各町村の積み上げたものを県の目標値としていくというような方向になるものかどうか、その辺はどうでございましょうか。

- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** この人口減少の部分でいいますと、数値目標それぞれ県知事等の町長との意見交換会、あるいは副町長会の中でも県あるいは関係する町村の中で連携をさしていただきながら、人口の目標というところについては、いろいろ調整をさしていただいてるような状況がございます。

先ほど議員御質問がありましたように、島根県は目標46万8,000人ということで、 た般公表がされたところですが、 市町村の調整は見送るというようなところの考え 方がございまして、8月の下旬に、これにつきましても新聞報道もされたところでございます。

本町の場合、島根県と同じような推計値で2060年推計をいたしますと、この転入 転出の社会動態、これが今転出超過になったということで申し上げましたが、これを2040年度までにこれゼロにするという中で、出生率のところを現在1.67という数字が本町の出生率ということになりますが、それを2.07に引き上げるということで、島根県と同じようなシミュレーションをいたしますと3,363人ということで、現状の人口から言いますと60.08%減少するということになります。

邑南町やその他各市町におきましては、人口のところそれぞれ新聞報道のところでございますが、邑南町でいいますと1万人は超える人口おられますが、2060年やはり1万人で目標値をとろうというようなお考えを持たれているところもございます。県と同じようなシミュレーションすれば、本町の場合3,363人ということでございますが、そういったところの各市町村の目標数値、これについては調整的なところは現在のところ島根県としては見送るというようなお考えがあるということで、本町は本町の考え方の中で、今後この人口の長期見通しを分析した上で、本町の目標数値につきましては定めてまいりたいいうふうに考えてるところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) やはり本町は本町なりの考え方でやっぱりそういった人口ビジョンをつくる、それが大事であるというふうに思っております。今、国なり県が合計特殊出生率2.07ということで、これは1人の女性が生涯に何人の子供を産むかといったそういった数値でございますが、今、津和野町は1.67ということになっているということでございますが、これを2.07出生率を上げていくということになれば、60年で3,363人という人数になるということでございます。出生率を上げるということ、これも確かに1人の人が産む子供の数をふやしていくということ、それはいろんな条件があって初めてそういうことが可能にはなると思いますが、出生率を上げるということと同時に、やっぱりそういった20代から39歳ですか、そういった出産適齢期の人の女性をやっぱりいかに多くこの津和野町に住んでいただくか、それが絶対的な人数をふやすということにつながっていくわけなんで、そういったことも考えた対策を、ぜひ打ち出していただきたいというふうに考えているところでございます。

次に、総合戦略について少しでございますが、いろいろこの総合戦略につきましては、 定住促進対策あるいは子育て支援、雇用創出、そういった戦略をこれから考えていかれ るというふうに思っておりますが、まずこれも県との関係も出てくるというふうに思っ ております。当然県との連携をしながら、やる部分も出てくるというふうに思いますが、 この前の新聞報道でも島根県が現在取り組んでいる保育料軽減あるいは乳児医療費助 成などの拡充というものをどうかということに対して、知事も、そういった拡充につい て少し否定的な考えを示しているということがありました。そして新たな対策を考えていこうということが述べられておりましたが、要するに現行制度の拡充ではなくて、新たな取り組みを考えていきたいというような報道がありましたが、これあたりについて現在で県の新たな取り組みというようなものが少しわかっているかどうか、新しいものが示されたかどうか、その辺をちょっとお聞きをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 先般県のほうから総合戦略の素案というところが8月の中旬ぐらいのところで県議会のほうにも示されたということで、情報としても本町のほうにその素案の中身がまいってるところでございます。

また、先般ここを統括、総合戦略を統括をしている政策企画課のほうの課長さんにお 越しいただいて、県の状況について職員研修会を実施をして、職員に対してはそういっ た県のお考えというのをいろいろ御説明をしていただいたということでございます。

議員御質問の県の事業と町村とのかかわりのところで、新規事業も含めてどういった 事業があるかというところでございますが、現行的には、今現在のところでは県の事業 として新しい事業というところでの取り組みは、詳細についてはお伺いをしてないとい う状況にございます。

例えば今議員さん御質問にありました、出生率を高めていくというところで言いますと、そういった若い女性の方に来ていただくというようなところ含めて、トータル的には結婚対策というようなところも現状あるかと思います。その結婚対策につきましては、県のほうで今回ハッピーコーディネーターという方が島根県下おられるんですが、そういったニーズの拡充というようなところで説明会が先般持たれたというところは承知をしているところでございます。そういったところで予算のところもございまして、事業的に細かく新規事業については余りこの新しいところはないように感じておりますが、個々の事業のところについては、今後またいろんな打ち合わせの中で出てくるものというふうに思っております。

- ○議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) 県の新しい施策等出れば当然それと連携した対策というのはとっていく必要はあると思っておりますが、総合戦略につきましては、町全体での取り組みも当然あるわけでございますが、この中には先ほどから少し話はしておりますまちづくり委員会、各集落、こういったところにどのような対策を講じていくかというようなそういった地域ごとの対策、こういったこともこれからこの総合戦略の中で組み込まれていくことを考えておられるのか、そしてまた、これは各町村いろんな対策を案を出してこられると思いますが、特に津和野町としてやはり何か特殊な津和野町らしい新しい取り組みというようなものも、今少し考えておられる部分があるのかどうか、その辺について少しお聞かせください。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。

〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 地域ごとの対策ということで、今から意見 交換会等も行うということで、そしてまた24年度から地域提案型助成事業等も行わ さしていただいて、各まちづくり委員会ではいろんな課題も出てきており、そういっ た課題に対して、この補助金制度等活用して解決に当たられていると承知をしている ところでございます。

小さな拠点づくりというようなところで、今後この移住、定住対策、あるいは地域課題解決に当たって、このまちづくり委員会を拠点としてどういったことができるのかというところで、先ほど議員の御質問にありましたような、津和野町ならではの新しい対策というようなところも、この意見交換会を通じてそういったところについてはいろんな御意見をいただきながら、見出していきたいというようなところも現在考えてるところでございます。

例えば、買い物不便者対策であったりとか見守りの対策であったりとか、そういった ところの新たな地域課題が2060年に向けて高齢化がますます高まる中では必要に なるというふうなことで考えております。

そういったところで、まちづくり委員会ごとに小さな拠点を置くというようなところは、基本的なところの考え方としては、私ども持っているところでございますが、それを小さな拠点をどのように利用していくか、活用していくかというところが地域によっても状況さまざまであろうというふうにも考えているところでございます。地域に対応できるような柔軟な姿勢の中で、この小さな拠点というのを今後についてはつくり出していくべきではないかというふうに、今現在のところ考えているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) わかりました。あともう1点だけこの点でございますが、財政の関係でございますが、2016年度予算の概算要求で1,080億円程度の概算要求が今新しい新型交付金ということで要求をされてるようでございますが、このものも26年度の補正予算で計上されていました地方交付税先行型交付金1,700億円ということより減額ではございますが、この1,080億円の2016年度の配分の方法というのはどういうふうなことになっているのか、補正で各町村に配分されましたが、そういったような形で配分ができるのか、されるのか、そしてまたこのものが何か自由に使える交付金であるのか、その辺だけちょっとお聞かせください。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 先般、先週のところで先週末の金曜日だったかと思います。県のほうから地方創生関連概算要求ということで平成28年の当初予算等についてということで、これ未定稿ということでございますが、報告があったところでございます。1,080億円という数字の中で、議員御質問のような、町村に対してどういう配分方法というところを現在のところ承知をしておりません。ただこの新型交付金については1,700億円から1,080億円に減額されるところと、

それから2分の1というような事業費ベースでは2,160億円というなところで、 この辺については今現状のところ情報がまいってるというような現状でございます。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) 財源の話が出ましたので、そこが今私自身も1番危惧してるところでございます。ああして国は地方創生ということで、非常に大きな看板を掲げて、一生懸命取り組もうというその姿勢は大変ありがたく思ってるわけでありますが、実際平成27年度が1,080億円規模ということで、先行分よりもさらに少ないなというところでありまして、その辺で実際我々もこれから総合戦略を書くけれども、それを実行する上で、いわゆる財源の現実としての恐らくギャップが相当出て苦しんでくるんじゃないかという心配もしているところであります。

先行分が1,700億円で、津和野への配分額が3,500万円ということでありましたが、これを3,500万っていうのは、例えば日本遺産が認定されて、国から交付決定いただいた額よりもさらに少ない額でもありますから、そういう面でじゃあそれぞれの自治体がどう地方創生をしていくか、まさにいろんなアイデアが求められるんだと思っております。1,080億円では、いいアイデアには重点的にお金を配分するというのはメリハリも出てくるのかもしれませんが、そういう意味でどういう計画をつくっていくかというのも重要になってくると思っておりますが、それでも各自治会に配分される現実的なお金というのは、相当我々が考えるよりも厳しいものだというのを受けとめてやっていかなきゃならないと思っております。

ですから、12のまちづくり委員会ともしっかり時間はかかるかと思いますが、早急にすぐ好転するうような取り組みというのはなかなか難しいと思っておりますので、今後そういう財源のことも考え合わせながら、まちづくり委員会としっかりいろいろ時間かけてでも話し合いをしながら総合戦略はつくった上で、その後の取り組みとしましても継続的な取り組みというものをしていきたいというふうに考えております。

それと同時に、この地方創生交付金がやはり拡充というものを国に働きかけるということもしていかなけりゃならないとともに、やはり過疎債の枠の拡充、これもやはり考えていかないと、十分な財源が生まれてこないというふうにも思っております。そういう面では、これやはり我々行政サイドだけではなくて、やはり議員の皆さま方のいろんな政治への関係での力というものもお借りをして、そしてやはり皆さんにも声を上げていただきたい、そういう思いでもございますので、その辺についてもお願いをしたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) 財政問題、大変な重要なもんであると思っております。 津和野町の財政も非常に厳しい状況に今後なるというふうなことでもあります。でき るだけ国、県のそういった支援をしっかりと使って事業をしていくということで進め ていく必要があろうかというふうに思っております。総合戦略においても、余りに大

胆なことを今して、後の財政が続かないというようなことも、やっぱり何ともなりません。やっぱり今の縮小社会を見ながら、そういった財政部分も含めた総合戦略、これも考えていく必要があろうというふうに思っております。

確かに国への働きかけ、ぜひ下森町長、過疎地域の対策協議会の会長、あるいはまた 島根県の町村会の副会長という役にも就任されておりますので、どういったいろんな立 場の中で、国へのそういった要望も、今後ぜひやっていただきたいというふうに思って おります。総合戦略につきましては、これからでございますので、ぜひ町民の皆さんも 希望がやっぱり持てるような対策、ぜひ作成をしていただきたいそういうことでお願い をしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。2点目でございますが、中心市街地対策ということでございます。今回特に私は日原地区の中心市街地対策についてお伺いをいたします。

中心市街地の活性化は、周辺集落にとっても大変重要であります。本庁舎を有し、清流高津川沿いに位置する日原市街地の抱える課題、問題点を整理し、その対策を講じることは津和野町の将来にとって極めて重要であると考えます。地域住民の意見を取り入れたグランドデザイン等作成し、将来に希望の持てる対策が急がれると思っております。町としての考え方を伺います。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、中心市街地対策についてお答えをさしていただきます。

議員御指摘のとおり、日原中心市街地の活性化対策は、大変重要な問題であり、今年度の重点事業としております。日原中心街ににぎわいを取り戻す拠点づくりとして、平成26年度3月補正予算において、まち・ひと・しごと創生費の総合戦略策定にかかる下部計画として位置づけ策定に向けた作業を続けております。

現在、日原郵便局に隣接した空き家及び同敷地ほかを活用した空き家改修等により、 図書館等の公的機能と民間の動きを連動させた施設の整備を行い、さらに駐車場、堤防 道、高津川河原等周辺エリアについても、随時活用することで、日原中心街に賑わいを 呼び戻していくべく検討を進めております。

日原地区の場合は、津和野地区のような観光地とは異なり、まず住民の皆さんを中心に活用いただける施設として、平日昼間等の利用を図りたいと思います。その上で、夕方、夜間、休日、祭り開催時には、イベント会場として活用することで、対岸を通る幹線道路、国道9号線の通行者等に視覚からもアピールをし、最終的には区域外からの流入を促していける計画策定を目指しております。

この計画は、平成26年1月、同地区の住民有志が集まり、中心街の活性化について話し合いを始めたことが発端であり、その後は津和野町まちなか再生推進協議会日原提言部会として体制を整え、メンバーを補充し、協議をいただいてるところでございます。なお今後、本計画を進めながら、長期的には津和野地区における歴史的風致維持向上計

画等と同様なグランドデザインを、もう少し広い視野から策定する必要性もあると感じております。

現在、美しい森林づくり条例の策定とともに、そのモデル林を枕瀬山の町有林に設定するべく準備を進めておりますが、同時に高津川流域の文化や景観を生かし、国の重要文化的景観の認定を目指すとともに、豊富な森林資源や美しい水辺の環境、食の素材など日原地区の優れた要素を総合的に活用した計画にすべく検討を進めてまいる所存でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) 中心市街地について、新たな中心地にぎわい創出を拠点づくり事業というのを、先般の全員協議会の中でも説明を受けたところでございます。

以前から中心市街地の皆さんも、非常に何とか活性化をしたいというような思いを持たれて有志が集まられてこの話し合いがされてきたというふうに聞いております。そして、行政のほうもやはり日原市街地本庁を持つ市街地がやっぱり活性化するということは、非常に考えておられるというふうに思っておりますが、そういったものを一つのこういったことにつながってきているということでございまして、私は非常にいい動きであるというふうに思っております。いろいろと市街地の皆さんの何人かの意見を聞いてみますと、やはり何かこう動きがほしいという部分を感じておられます。ぜひこのものを私は一つの出発点としていってほしいというふうに思っております。

確かに言われるように津和野のまちは観光でございます。しかし日原はそういった部分とは違って、やはり自然が豊かな部分を活かしていく、きれいな環境をつくっていく、その中でそこに住んでいる人が、やっぱり日常の中で生活を楽しむというようなところから、やっぱり進んでいけばいいというふうに思っておるところでございます。

あと私もグランドデザインというようなことでちょっと一般質問で出さしていただきましたが、これ少し大げさかもしれませんが、そういった大げさなことで考えてるわけではございませんけども、今町内にもいろいろ対策を講じなければいけない部分があるというふうに思っております。旧日原町寄宿舎あたりの問題、それから本庁舎も周辺の駐車場ということで買収をされました。これからの駐車場の計画、いろんなことも出てこようと思っておりますし、旧石西社の跡地、こういったところもどう活用していくか、そういったこともあろうというふうに思っておりますし、特に新しい森林づくり条例ということも考えておられるようでございますので、そういった意味では天文台を中心とした枕瀬山の周辺の整備、そういったこともしながら環境を整えていく。特に私が一つ思っておりますのは、日原大橋の天文台側のほうはだいぶ整備がされてきれいになってきました。しかし、国道側のほうがまだまだもう少し景観整備をしていく必要があるんじゃないかなというふうに感じておりまして、特に津和野町の玄関口でもあるわけ

ございますので、そういったことを整備をしながら、高津川を中心とした環境整備、ぜ ひこの辺を検討いただきたいなというふうに思っているところでございます。

そういったことを考えて、大げさなグランドデザインということでなしに、やはり背 丈に合ったそんなにお金をかけなくてもできることが十分あるというふうに思ってお りますので、その辺の対策についてぜひ今後検討いただきたいと思いますが、そのこと について何かございましたら。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 議員御指摘いただきましたグランドデザインについてでございますが、決してこれは大げさというものでもなく、やはり高津川という吉賀町から流れまして益田までつながる、この3市町広域を連携していく上で、ほんとに1番大きな共通テーマとなるものでもございます。そういう部分では、この川を活かした振興策というものについては、ほんと真剣に、またより具体的に考えていく必要が大変あると思っておりますので、今回のまずにぎわい創出が起点となりまして、さらに全体を踏まえた総合的なグランドデザインを、より具体的なものとして進めていくということ、関係課とも連携しながら進めていきたいいうふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) それでは、その辺でついてはどうかよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の質問でございますが、農村文化・景観保全対策についてでございま す。

これについては、昨年度も少し一般質問でさしていただきましたが、農村がきれいに管理されている風景を見ますと、まさに日本のふるさとといったものを感じます。特に農地や周辺の里山が管理されている風景は、心が和み、安心感を与えてくれます。このように農村が守られているのは、その背景にはそこに住んでおられる農家の皆さんの汗と努力があって保たれているということは言うまでもありません。

しかし、今この農村にやはり危機が訪れていると感じております。管理をする人材不足により、草刈り等ができない状況が出てきております。農村文化や景観を守り継承していくための対策が必要と考えます。地域において集落再編といったものを視野に入れた、助け合いの輪を広げていくということも、今後の課題というふうに考えておりますが、全町上げての対策も必要であると考えます。里山管理条例の制定等により意識を高める取り組みが急がれると思っております。町としての考え方を伺います。

- ○議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、農村文化・景観保全対策についてお答えをさせていただきます。

現在、津和野町では、高齢化により集落内の農地や里山などの管理を初め、集落の催事などの農村文化の伝承が困難となる集落がふえつつあります。景観を維持管理する事業として、国、県、町が一体となって取り組む中山間地域等直接支払制度があり、林業では、国の森林・山村多面的機能発揮対策事業、町独自の簡易作業路開設・修繕事業や、山の宝でもう一杯プロジェクトで林地残材搬出に対する自伐型林家等支援事業などがあります。

これらの事業を取り組むことにより、農地や里山の手入れを行うことができ、景観保全を行うことは可能でありますが、人的体制の面では高齢化による労働力の減少が著しい集落もあり、厳しい状況であると認識をしております。故郷を離れた方々に、集落に帰っていただくことが望まれております。

しかし、近年、都市部から田舎暮らしに憧れて移り住む若者が農業や林業を志し、実践する人がふえつつあります。都市部にない自然景観は、子育てをする上で大切な環境であり、財産であることに気づいた若者を受け入れ、集落での新たな担い手となっていただくことで、農地や里山の手入れが進み、景観の保全が維持できるとともに農村文化の継承も可能になると考えてます。集落再編については、住民の自治体制にかかわることでもありますので、まずは隣接する複数の集落において、協議を行っていただくことが重要であると考えます。

また、議員におかれましては、里山管理条例をお考えのようでありますが、町では6月補正で予算化をいたしました、美しい森林づくり条例の策定を進めております。津和野町の森林は津和野町民が育て、管理をしていく意識をさらに醸成をしていくため、健全な森林のあり方を各団体で協議をし、災害に対しても強く美しい森林づくりを盛り込んだ条例にしたいと考えております。

里の管理も含めた内容にできるか、現時点では申し上げられませんが、議員のお考えにあります、里山管理条例の内容についてお示しをいただきましたなら、それら内容を検討、協議をして条例をつくりあげることも可能であると考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) 今、農村においては、ほんとにやはり高齢化によって人口が減少という中で、いろんな弊害が出てきているところでございます。特に私が感じておりますのは、農村においてはとにかく草を刈っていけないと、農地も守れませんし、集落自体が疲弊をしていく。そういったとこで、とにかくこの草刈りをどうしていくかというのが、これから大きな課題でございます。何とか草刈り隊でも組織して、いろんな集落に行って手助けをするとかそういったことも等々考えていかんと、ただそこだけの集落では維持できない、そういう状況になってくるんではないかというふうに思っております。

ぜひともいろんな国の制度、中山間、日本型の支払い制度も利用して、今やっているのはありますけども、まだまだ多面的機能を支える共同活動の新しい直接支払い制度、こういったものもどうもまだ全集落での取り組みがなされていないようなところもあります、あるようでございますので、やはりそういったところにしっかりと行政がかかわっていって、できるだけそういった補助事業を取り入れる、そういう指導もしていただきたいなというふうに思っておるところでございます。

また、私今回里山条例というようなことを一般質問で出さしていただきましたけども、まだ私自身がどういった条例がいいのか具体的なところまで研究しておるわけではございませんが、新たな美しい森林づくり条例、この中にこう含めて、そういった里山管理も含めた条例ができるのならば、それも一つの方法であるというふうに思っておりますが、その辺の御検討もいただきたいと思いますが、私自身もこれについてはもう少し研究をしてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

農林課長のほうで何かこういうことでございましたら、御回答お願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) 先ほど、議員のほうからも出ました、美しい森林づくり 条例というのをこれから取り組んでいくわけですが、山だけがきれいになっても里も 川もきれいにならないと意味がないことでありますので、関連があることと思います ので、ぜひその辺のことを協議して盛り込めるような形で検討していきたいと考えて おります。
- ○議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) どうも、ありがとうございました。それでは時間がまいりましたので、以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- 〇議長(沖田 守君)
 以上で、5番、草田吉丸君の質問を終わります。

 〇議長(沖田 守君)
 ここで10時15分まで休憩といたします。

 午前10時00分休憩

.....

午前 10 時 15 分再開

- ○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序2、8番、御手洗剛君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 8番、御手洗剛でございます。通告いたしましたので 質問をさしていただきます。

まず、1番目でございます。今年産米は、収獲の時期を迎えております。最近大変長雨でございまして、この中での収穫であります。若干のおくれをしながら、現在作業が行われておるところでございます。

全国的にも生産者へ支払われる概算金が出そろってまいりました。今年は、主食用米から飼料用米等への作付転換が大幅に進んだ結果、初めて生産調整の達成が確実となっております。前年産に比べ、生産者へ支払われる概算金を高く設定する産地がふえております。

しかし、生産調整の達成それ自体を喜んではおられません。農家が望んでおりますのは、これを追い風にした米価の回復による経営の安定でございます。消費者や実需者の理解を得つつ、米を売る努力が不可欠であります。それができなければ、16年産でまた過剰作付を生じかねません。

また、次年度におきまして、次年度のように低迷化が続くようであれば、担い手を中心に農業経営が成り立たなくなり、条件不利地において作付を断念する動きが加速し、その結果耕作放棄地が増加する危険があります。

米の販売におきましては、JAの本来業務であると認識をいたしておりますが、町としての今後の対応と展開についてお尋ねをいたします。

2番目に、西いわみ管内においては、売れる米づくりや特色ある米の生産を目指し、 当町発祥の減肥・減農薬米である、ヘルシー元氣米の生産拡大に取り組んできておりま す。町も堆肥散布に助成する等の支援を継続しているところであります。

しかし、米価下落の環境下にありまして、生産農家は堆肥投入等、生産資材のコスト増による負担を軽減する対応として生産を断念する動きが増した結果、面積は年々減少傾向にあるところでございます。

しかし、米ブランド化への取り組みは、今後においても必要な産地としての力、姿勢を示すものでもあります。また、このことは一朝一夕になし得るものではありません。 今後の町としてのブランド米生産拡大についての考え方と対応についてお尋ねをいたします。

3番目に、政府は、米の生産調整を18年度をめどに見直す方向にあります。国による生産数量の配分をやめ、生産者や生産者団体を中心に計画生産を行う体制への移行を目指しております。

また、同時に生産調整参加メリットの一つでございます、米の直接支払い交付金を17年産までで廃止するとしております。このような方向性が示されておりますが、円滑な移行と実効性が確保されるか不透明でもあります。町として、こうした動きに関しどのような対応が必要である、考えられるかお尋ねをいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、8番、御手洗議員の御質問にお答えさせていただきます。

米の自給改善とブランド米の増産についてでございます。

まず、一つ目の御質問でございますが、2015年産の主食米の作付は、全国的には目標に対して約8,000ヘクタール下回る見込みにあり、初めて過剰作付が解消され

る見通しになることや、民間在庫の減少も視野に入れ、JAしまねでは、概算金を30キログラム当たり750円程度引き上げることが発表されております。本町においても生産目標に対して、約11~クタール少ない375~クタールの作付となっており、一方で新規需要米は昨年に対して4倍近く作付面積となっております。

しかしながら、こうした需給改善が反映され、概算金増額の中であっても米価が低水準であることに変わりはなく、また、米の消費も減少傾向が続いている状況ですので、 御指摘のとおり売る努力は不可欠であると考えております。

今年度は、JA、県と連携をしてヘルシー元氣米の取り扱い業者と協議を重ねているところで、最善の取り引きが行える体制づくりを検討しております。JAしまねと県においては、島根米あり方検討会が設置されており、販売を起点としたものづくりの具体的策定に向けた取り組みが行われております。全体的にはJAを中心に関係機関が連携をして、有利販売を展開できればと考えておりますが、JA統合による販売力強化にも期待をしているところでございます。

過剰作付につきましては、本町はこれまでも配分内で作付をしてきておりますし、本年度においてWCS収獲機器を整備したこともあり、来年度以降の過剰作付は生じないと考えております。

2つ目の御質問でありますが、現在は全国各地で特別栽培米が生産されており、ヘルシー元氣米も過去に比べると優位性が薄れた部分があると思われますが、当地の米の有利販売を考えれば、まずはヘルシー元氣米の販売力の回復が重要と考えております。

回復に向け、他産地の特裁米との競合の中で、優位性を保つためには、管内全体でさらに付加価値を加えた高品位米に取り組むことも必要でしょうし、産地や米の特徴を印象づけるためには、津和野町産独自で高品位に向けた取り組みを行うことも有効と思われます。いずれにいたしましても、JAの販売戦略を基本としながら、連携をした取り組みを進めたいと考えております。

3つ目の御質問でありますが、これまで生産調整の取り組みがされてきたにもかわらず、達成ができない状況が続いてきたことから、2018年産より生産調整が廃止をされた場合、過剰作付に拍車がかかり、さらなる米価下落も想定をされます。

本年は、国レベルで生産調整達成の見込みとなり、この状態が続けば米価回復にも期待ができるところでございますが、これは新規需要米に対する手厚い支援があってのことでもございます。農家の混乱を避ける意味も含め、国に対して現行制度が安定かつ持続的なものとなるよう働きかけをしてまいります。また、今年度のWCSの収獲機器整備は、米価下落対応の一つとして捉えております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗剛君。
- 〇議員(8番 御手洗 剛君) 2年続けての低米価となれば、稲作を中心とした地域はもちません。交付金を活用しながら、飼料用米等への切りかえを進め、需給改善に

貢献しようという全国的な農家の動きがありまして、低い概算金に歯どめをかけたといえます。

御回答にもありましたように、この傾向は当町にもありまして、同様の動きがございまして、飼料用米作付面積が22.6~クタール、飼料用稲作付面積も26.5~クタールと前年より大幅な伸びを示したところでございます。

今年産米のJAしまねの概算金は、こしひかり1等30キログラム玄米で5,250円と前年より750円高で設定されました。また、ヘルシー元氣米においても5,500円となったところでございます。

しかし、この価格で水稲生産農家の所得向上や、経営の安定が図られるとは言いがたいところでもございます。さらなる生産者の努力に加え、国の政策支援が必要と考えます。

そのことについて、先ほど現行の産地づくり交付金等の継続、お話ございましたが、 それに加えて町としてどのようなことを考える必要があるか、このことについてお尋ね をいたします。

〇議長(沖田 守君) 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) 米づくりにつきましては、大変難しい部分も多いということでありまして、今年度につきましては、長雨による影響どのような形で出てくるかということもございますが、町長の答弁の中にもありましたように、特別栽培米というのも全国で各地で取り組まれております。これは無農薬でつくる米等々が大変多くつくられておる現状がありまして、中途半端な形ではなかなか特別なお米として売れていかないということもございます。そういうところもありまして、特色をつけるためには山地による知名度を上げるか、もしくは安全性をさらに追及したものにしなきゃいけないと、そういった面がございますので、現在地域再生計画策定事業において、柿木の有機農業の取り組みを若い方々を中心に勉強会を開催しておりまして、そのような安全な米づくりのヒントが伺えればいいなというふうに思っております。これも一つの方法だと思っております。

それから、産地米としてのブランド米をつくるためには、どうしてもおいしいお米のとれる地域の米を、そのような形で販売していくという方法はとれると思うんでありますが、町全体を引き上げるというのは大変難しい方法になってくると思います。

そういった面も含めまして、さまざまな方面から販売の方法検討しながらやっていく しかないわけでありますが、島根県とJAの取り組み等に一緒になって努力していこう と考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 以前、このヘルシー米ができる前、大変この地域では 米づくりに対する意欲と生産農家の意欲というものが大変薄れた時期がございまして、なかなか良質米といったところで大変不足した状況もあったところでございます。

合併前の津和野町においては、平成に入ったころでございますが、町内で生産される 堆肥を投入し、農薬や化学肥料をできるだけ使わないで栽培する特別栽培米の、津和野 ヘルシー米を生産し、長崎県内の卸業者との連携で販売をしておりました。

JAの広域合併を経まして、平成14年に県の特色ある米づくり推進事業を契機に、評価の高まりつつあった津和野へルシー米をJAの顔として生産、そして販売することにし、生産者への濃密な指導により良食米を生産することができるようになったところであります。

この動機づけをしたのが、農業普及部でございました。その当時の普及員の熱烈な指導の中で、良食米の生産ということに、機関そして生産者が呼応しての対応がなされたわけであります。

そういった動きの中で、生産をJA西いわみ全員で栽培することといたしました。JAを代表する銘柄米となったのが西いわみヘルシー米でございます。そういった動きで米生産者協議会も組織され、技術の向上と販売力の強化が図られてまいりました。また、その当時、栽培履歴が稀少されるエコロジー農産物は、大変少ない状況にもございました。そのことで島根県が、輸出産品として西いわみヘルシー元氣米を取り上げ、平成15年産から台湾へ輸出が始まり、現在に至っているところでございます。

ブランド米を生産につきましては、量的確保は消費者や卸業者に対し産地力をアピールでできるものでもございます。特に、厳しい販売環境、産地間競争のなかで、産地力が示されるものと確信するものでもございます。

先ほど、農林課長からありましたように、願わくは、有機米の生産が拡大することが、本来の販売戦略にはふさわしい方法であろうかというふうにも思っておりますが、やはりこれは、農家全般、今の生産農家がすべてできる対応でもないわけであります。そういった中でこの津和野町において長年培ってきたヘルシー元氣米そのものも、ひとつ量的確保をすることは、当然必要であろうと、また、理解がされやすいというふうにも考えておるとこでございます。

一時、この西いわみ元気へルシー米、この西石見管内で200ヘクタールを超える生産面積を持っておりました。そのうちの半分はこの津和野町であります。100ヘクタール以上がここで生産された状況でございました。しかし現在、西いわみヘルシー元氣米も、管内全体で126.4ヘクタール、そのうち、津和野町産が74ヘクタールという状況になったところで、大変減少している状況にもあります。このことはやはり先ほど申し上げましたような、米価下落による影響がもろにそこにあらわれておって、生産資材コスト低減のために、生産農家はそういったヘルシー元氣米の生産をやむなくやめざるをえないという実態もできたところでもございます。

この津和野町は寒暖差があり、良食米の生産に適した津和野の立地にできる米でございます。誇りと自信をもち生産振興に当たることが、今後の取り組みとして必要と考えております。ブランド米増産に関し、いま一度町として生産拡大向けての対応を期待す

るとこでございます。何かそういった願いを持っておるところでございますが、町としてのお考えをいただければと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) お米のブランド化というのは、販売力を持って有利販売をするということで、農家に還元をするということになるかと思います。その部分では、やはりJAが頑張っていただいてこの値段でも買ってくれるというお得意先をつくっていただいて、津和野のブランド米であるヘルシー元氣米をもっと高く販売できるような努力をしていただく。それからこれは日原の有機農研究会というところでやっておる方法は、販売先を特定してそれに応じた量を生産して届けるというようなそういった方法も持って、この値段でも買ってくれる得意先を確実に設けるという努力も必要ではないかという気がしております。

そういった面でお手伝いできる面で部分あれば、町としてもお手伝いしたいと思いますし、なかなか財政面での協力というのは今以上のものは難しいんではないかという気がしております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) なかなか全国各地で米ができるわけでございます。差別化を図るということがいかに難しいかということは認識もしておるところでございます。ただ、この津和野でできたお米であります。今後良食米として売り出すには、ふさわしい産地でもあるわけでもございます。ああして東京との交流、その中で東京事務所も開設されたり、日本橋館の設定、常設もあるわけでございます。そういった中で、もっと津和野の産品のアピールというものをいま一度町としてもやっていく必要があるんではなかろうかと考えております。

当然 J A でそういった販売に対する視点が 1 番 J A に望まれる対応でもあるわけで ございますので、今後ともそういった方向で努力していくものと思っておりますので、 ひとつ御理解をいただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

デマンドバスの効果的運行についてということであります。

1番目に当町は、平成23年度より地域の要望を踏まえ路線バスの形態とは異なる、 電話等による利用者の希望乗降点及び乗降時刻の要望に応じて、迎えに行く形態である デマンドバスを運行しております。その利用実態についてお尋ねをいたします。

2番目に、デマンドバスはルートや時刻に制約があり、便数や上り下りの方向が決まってるなど、一定の前提条件がつく運行形態でございます。利用希望者の多くが病院への通院患者であるにもかかわらず、受診日と乖離した運行実態の見られるとこでございます。実情に沿った見直し検討が必要かと考えますが、このことについてお尋ねをいたします。

また、運航日や路線変更等の協議の場として、地域公共交通会議があると聞いておりますが、今までの会議開催の状況と協議した事項についてお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、デマンドバスの効果的運行についてお答えをさしていただきます。

まず1つ目の御質問でありますけれども、平成17年の合併当時、旧津和野町と旧日原町では交通体系が異なっていたため、サービス水準や料金制度の問題等の解消が大きな課題となっており、全体的な交通体系の構築をどのようにするのか、地元住民の御要望も含めて検討してまいりました。

そのような経過を踏まえ、平成23年度から新たな交通体系がスタートし、現在の定期便9路線及びデマンドバス8路線の運行となりました。デマンドバスは運行時間や乗降場所が決まっており、利用前日の17時までには御予約をいただくシステムとなっております。また津和野地域の料金につきましては、御利用区間により200円、もしくは300円となっており、日原地域につきましては、一律200円となっております。

議員御質問のデマンドバス路線につきましては、津和野地域においては、川尻西谷線及び吹野支線、長福中山線、野中線デマンドの合計4路線であり、日原地域においては、須川線デマンド及び左鐙支線、下左鐙支線、須川支線の4路線であり、合計で8路線運航しております。各路線の平成27年度直近の利用実態につきましては、4月から8月までの間、津和野地域の川尻西谷線72名、吹野支線ゼロ名、長福中山線68名、野中線デマンド27名となっております。また、日原地域につきましては、須川線デマンドゼロ名、左鐙支線ゼロ名、下左鐙支線9名、須川支線46名となっております。

2番目の御質問でありますが、バスの運行日等につきましては、住民からの要望及び利用の実態に応じて変更することは可能でございます。その場合は、自治会等を通じて御要望いただきますが、該当路線の現状や他のバス路線への影響等考慮した中で、変更が可能か判断をいたします。

また、必要に応じて当該地域において説明会等を行い、地域公共交通会議での承認を経て、運輸支局への申請を行います。その後住民への周知期間を経て運行開始となります。

以上のような手続を踏まえ、変更等については住民合意を基本とし、柔軟に対応して まいりたいと考えております。

三つ目の御質問でありますが、津和野町地域公共交通会議につきましては、委員は島根運輸支局一般旅客自動車運送事業者の代表者、住民または利用者の代表等13名で構成されており、住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保や、旅客の利便の増進を図り、地域の実情に応じた輸送サービスの充実に必要な事項を協議する場として設置をされております。

具体的には、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の態様及び、運賃、料金等 に関する事項について協議を行います。

これまでの開催状況について、毎年度1回程度開催をしております。なお、平成26年度に実施をした際は、停留所の設置及び路線変更について協議を行い、その他事項として、津和野町地域公共交通対策事業(タクシー事業)の報告をしております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 特に、先ほど申し上げましたように、病院の患者さんが、特にお年寄りが運転できない、自動車を運転できない患者さんが、このデマンドバスを利用するという方が多くあるわけであります。そういった中で、地域では、なかなか受診日と合わないというお話がたくさん出てまいりまして、私もいろいろと調べたところでもあるわけでございます。

そうした中で、実態がある程度見える中で、本日の質問になったわけでありますが、 町のほうの平成26年度における生活のバス対策にかかわる業者への委託料の総額が 約7,900万円にも上るのではなかろうかなというふうに見ておるものであります。

そうした中で、先ほど実態調査もされる中で、利用状況が説明されました。残念ながら利用のない路線、非常に少ない路線もあるわけであります。特に利用のないというのは、御自分で自動車を運転して病院行かれるとか、また家族の方が身近におられるというふうなことではなかろうかなというようなことで利用者ゼロというふうなことも発生してるというふうに思っております。

多額な予算を費やす、こういった住民に配慮した対応の中で、やはりほんとに利用がないというふうな路線につきましては、精査をしながら廃止の方向や路線変更で利用者がふえるということもあろうかというふうに思っております。定期的に地区別の検討会議を開催し、実態の状況報告に合わせまして、先ほど変更等については、住民合意の中では可能であると、柔軟に対応していこうという御回答もいただいたわけでありますので、ひとつそういった点で対応が今後いただければと思っております。

このことについて、加えて何かございましたらお願いします。

- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 先ほど議員の御質問あるいは御指摘にありましたように、平成23年からこういった新しい制度で交通体系のほう運用をしているところでございます。

先般もそういった診療日の関係と、それから町有バスの運行のところで住民のほうから要望もいただいたところで地区説明会もさしていただいて、そういったところにつきましては、住民合意ということで変更するというようなところでお話もさせていただいたところでございます。所要の手続につきましては、地域公共交通会議で皆様合意を得て、それから運輸支局への届け出を行い、そういった変更等の手続に入るというようなことでございます。

また、ゼロの運行して乗車がゼロのところもございまして、そういったところにつきましても、地域の方々等説明を行いながら、そういった路線については廃止というようなところで、今作業のほうは進めさせていただいております。

基本的には、やはり住民の皆さんが使っていただけるような、そういった町営バスということでございますので、議員御指摘のとおり私どもといたしましては、まちづくり委員会や自治会等と協議を行いながら、利便性等については、改善をさしていただくというような方向の中で、町営バスの運行については考えていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) このような利用実態の把握というものが、やはり定期的に行うことが必要であります。ああしてまちづくり委員会等もある中で、定期的な開催をする中で、いろんな路線変更とか、この時期にはこの路線は廃止したほうがベターではなかろうという時期もあろうかと思いますし、また多少時間を経過したときに、またそういった路線も復活するということも可能ではなかろうかなというふうに思っておるところであります。やはり、利用実態に即した対応、簡単ではないというふうに思っておりますが、ひとつ御検討もいただきたいと思います。これにつきまして、何かございましたら。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 議員御指摘のとおり、利用実態に即してというところで、私ども町営バスの運行につきましては、事業の推進を図っていきたいというふうに考えております。
- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗剛君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) それでは、地域要望もあることでもございますので、 早急な対応と言いますか御検討なり住民合意が得られるような方向性を出していい ただきたいというふうに思っております。

それでは、最後の質問でありますが、マイナンバー制度の周知と運用についてでございます。

国は、国民人一人に12桁のマイナンバーを割り当て、国民の生活や収入など、各自の事情に応じた行政サービスの迅速化を図るために、社会保障、税、災害対策の分野で効率的な情報を管理し、複数の機関に存在する個人情報が同一の情報であることを確認するためとして、本年10月より個人番号を通知し、来年1月からは、行政機関等によるマイナンバーの利用が開始され、同時に申請者には個人番号カードの交付が始まるとしております。今のところ住民の関心は、薄いものであります。制度の周知の方法と運用方についてお尋ねをいたします。

2番目に、個人情報の漏えい、流出が社会問題視されている状況にございます。マイナンバー制度導入における住民への不安をどのように払拭してくか、このことについてお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、マイナンバー制度の周知と運用についてお答えを させていただきます。

まず、一つ目の御質問でございますが、マイナンバー制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための制度です。

制度実施の流れとしては、住民票を有する方――住民票がある外国人の方も含みます――に、平成27年10月以降順次12桁のマイナンバー、個人番号が通知をされます。マイナンバーは住民票の世帯ごとに、簡易書留で届きます。マイナンバーの通知カード、個人番号の申請書と返信用封筒、説明書が同封されております。そして、平成28年1月から税の手続、医療保険及び雇用保険などの社会保障の手続で、マイナンバーの利用が開始をされます。申請者への個人番号カード交付も始まります。

国は内閣府を中心に、ホームページ、ツイッターでの情報発信、ポスターの作成・提示、コールセンターの開設、事業者向け説明資料、FAQ、事業者向け説明会、各省庁、地方自治体、業界団体等への公募実施、協力依頼、テレビCM、新聞広告等多用なメディアを活用した政府広報、障がい者向け広報、外国人向け広報をすることで、周知徹底を図っております。

町といたしましても、マイナンバーに関する案内を町広報へ掲載し、外国人向け広報 資料を事業者へ送付するなど、関係部局と情報共有し、マイナンバー制度の周知広報を 幅広く展開をしてまいりたいと考えております。

運用につきましては、平成28年1月以降は、税や社会保障関係書類やマイナンバーへの記載がスケジュールされており、税分野においては税務署に提出する法定調書に、また社会保障分野においては、健康保険、雇用保険、年金などの手続の場面で提出を要する書面に従業員等のマイナンバーを記載することとなっております。

また、平成29年1月からマイナンバーを含む自分の情報をいつ、誰が、なぜ提供したのか確認できる個人ごとのポータルサイト、マイナポータルの運用、平成29年7月から地方公共団体等も含めた情報連携が開始される予定となっております。

2つ目の御質問でありますが、議員御指摘のように、個人情報の漏えい、流出が社会問題視されている状況下では、マイナンバー制度の危険性についても議論されるところでございます。国は、マイナンバー制度が安心・安全の仕組みであることを確保するため、システム面及び制度面の両方から個人情報保護の措置を講じております。システム面においては、個人情報は従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署と

いったように、今まで各機関で管理をしていた個人情報は、引き続き当該機関で管理を してもらい、必要な情報を必要なだけやりとりする分散管理の仕組みを採用しておりま す。

マイナンバーをもとに、特定の機関に共通のデータベースを構築して、一元管理することはなく、分散管理することで個人情報がまとめて漏れるようなこともありません。 さらに行政機関間での情報のやりとりは、マイナンバーを直接用いず、機関ごとに振り出された符号を利用し、芋づる式に情報が漏えいすることを防止いたします。

情報連携の対象となる個人情報は、各利用機関の既存システムから中間サーバーに収載し、紹介に対し提供する、安全で効率的な仕組みを国が開発しているところでございます。その情報提供ネットワークシステムのアクセス可能なものを制限・管理し、通信する場合は、暗号化するなど、システムを使用した円滑かつ安定的な情報連携、情報セキュリティーが確保されております。

また、平成29年1月からマイナポータルの運用が開始され、不正、不適切な紹介提供が行われてないか御自身で確認することが可能になります。

制度面においては、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集保管を禁止しております。さらにマイナンバーが適切に管理されているかを特定個人情報保護法委員会という第三者機関が監視・監督を行い、各自治体はマイナンバー制度の導入に当たっては、情報漏えい等のリスク軽減を目的として、法律の規定に従い特定個人情報保護評価を実施する必要性があることから、当町といたしましても、ホームページで特定個人情報保護評価書を公表しているところでございます。

また、なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には、本人確認が義務づけられており、なりすまし被害に対する措置や法令に違反した場合の罰則を強化するなど、プライバシーがきちんと守られるよう配慮されております。したがいまして、マイナンバー制度につきましては、個人情報保護の措置及び、個人番号カードのICチップには、所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されないなど、個人番号カードの安全性を考慮した上で、安心・安全の仕組みであることを、住民の皆様に十分に御理解いただけるように、今後一層、情報の発信に努めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) マイナンバー制度について御回答をいただいたところ でございますが、なかなか一般の住民の方々には理解しがたいといいますか、部分が 多いようにも感じておるものであります。

9月の3日に発表されました内閣府の世論調査では、制度を知らない人が5割以上いるというふうにも発表されたところでもございます。10月の番号通知まで、あとわずかでもございますので、そういったことも含め、町としてもあらゆる形の中でわかりやすく理解が求められるような広報といいますか、そういったことも望んでおります。

また、10月からの番号通知や情報管理を担う、全国の市区町村を関係、対応といいますか、それもアンケート調査されておりまして、60%の自治体が安全対策に不安感を示しているとも言われているところでございます。特に島根では78.9%の自治体が、不安を持ってるというふうにも報道されております。これはいずれにいたしましても、大変住民の方も行政の者も、やはりこのことに関しては早急の中での対応で、十分なことが現在準備されているかどうか、そういったところが不安にもなるところでございますから、当町におきまして、マイナンバー制度に対するシステム改修なり職員研修等についての実態についてお聞きいたします。

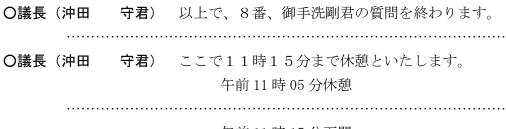
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) マイナンバー制度についての説明でございますが、 住民についての説明については、9月号の広報またはサンネットにちはらを通じて周 知徹底を図っていきたいと思っております。

それから、職員個々に、マイナンバー制度についての住民に対する説明ができるような体制を、今後十分整えていかなくてはいけないと思っております。それについては研修用の資料が職員個々に既に配付したとこでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗剛君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) なかなか国の方向も一応動きとしては見えたにしても、 具体的な部分で大変わかりづらいという実態が皆さんお持ちではなかろうかなとい う思いもしておるところであります。

綿密な連携の中でって言いますか、国からの指示を待ちながらも、その対応がスムーズにいくように、ひとつまた理解されるような形で住民に伝わるように、ひとつ一層の御努力をいただきたいと思いますし、どうしてもマイナンバー制度の導入というものは国の施策でそれを優先した動きであるだけに、なかなか国民にとっては理解しづらい動きでもありますし、行政サイドの利便性を図るためにこの施策が設定をされるというふうな思いが大きいわけであります。住民にわかりよい、必要性についての必要性を説く対応というものが望まれるところでもございますので、あらゆる機会を捉えて、周知徹底が図られますようにお願いをしておきたいというふうに思います。

以上で、質問を終わります。



午前 11 時 15 分再開

〇議長(沖田 守君)休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序3、7番、寺戸昌子君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 7番、寺戸昌子です。通告にしたがい、2件の質問を させていただきます。

1件目は、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねします。

町外からの企業誘致が町の支援により少しずつではありますが進んでいます。大変期待をしています。しかし今の津和野町にとっては、既に地域にある企業の力を伸ばし、生かす産業振興策、経済政策もさらに進めていくことが求められていると考えています。地域に根を張って頑張っている地元企業、産業をもっと応援し、地元の資源を生かした魅力ある事業発展を支援してこそ、本当の地域再生を図ることができるのではないでしょうか。

そこで、地元企業も住民も地域も元気にする住宅リフォーム助成制度の導入を提案します。住宅リフォーム助成制度は、限定的な工事ではなく、屋根や外壁の張りかえや塗装、台所や風呂などの水回り、畳の張りかえや断熱ガラスの工事など、多様な修繕や改善に工事額の一定額を補助するもので、幅広い業種が対象となります。

全国商業新聞の調査では、2013年度に全国628自治体で住宅リフォーム助成制度が実施されています。その中でも佐賀県、秋田県では県内全ての自治体で実施されています。京都府与謝野町は、住環境向上と町内商工業の活性化に資することを目的に、2009年度から2011年度にわたり、住宅新築改修等補助金交付制度を実施しています。

利用者からは、いずれ工事を依頼しなくてはと思っていたが、この制度で決断できた、 ついでにほかの追加工事もした、他市の業者がうらやましがっていた、と施工業者から は地元の方に施行業者の方からは地元の方に依頼できる業種があれば協力業者も変更 するなど新たな関係も築けた。他町からの訪問販売や大手ホームセンターなどからの受 注は減らし、安心して地元業者でも皆がよくなる制度だと思うとの声が上がっています。 地元業者の提案力の大きな力になっています。

与謝野町はこの制度の経済波及効果の分析を京都大学の研究グループに委託しています。この研究グループでは、投入した補助金の23.84倍に上る経済効果があったと試算しています。

プレミアム商品券の経済波及効果が6倍と言われていますが、それに比べると効果がかなり大きいことがわかります。2億6,000万円の補助金投資に対し、約60億円の直接消費——工事費のことですが——が行われ、その生産波及効果は63億400万円に及ぶと試算しています。

町内商工業の活性化に資するという制度の、目的を果たすものであったことを実証する結果が得られたと結論づけています。

- **〇議長(沖田 守君)** 寺戸君、直接消費工事費が40億円ではありませんか、訂正 するなら訂正してください。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 直接消費の工事費は約40億円です。

- ○議長(沖田 守君) 60億円と言われましたが。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 済いません、40億円です。その生産波及効果が63 億400万円に及ぶと試算しています。

町内商工業の活性化に資するという制度の目的を果たしたものであったと実証、結果 が得られたと結論づけておられます。

また、一時波及効果の生産別割合としては、建設業が63.4%と最も多く、そのほかは金属製品、農業、商業、運輸業、金属、保険、製材など多様な波及効果があったことが明らかになっています。また、住宅リフォームは、祝いごととしての波及効果もあり、料理の仕出し、飲食店にまで仕事が回っています。

もう少し小さな規模の自治体を紹介します。和歌山県高野町、人口は3,459人、2015年5月現在です。津和野町の半分くらいの人口と思えばいいでしょうか。そこでは2013年4月から同制度を実施しました。10月21日までの約半年間の実績は、申請数が67件、補助金が1,153万円、工事総額は4,778万円、施工業者は28業者でした。1,788世帯の3.7%がこの短期間にリフォームを実施しています。町民、行政、業者の3者が喜ぶすばらしい制度だと地域では話題になっています。

また、身近な隣の益田市でもことしも実施されています。津和野町内の業者さんとお話する機会もありました。津和野町に住宅リフォーム制度があればよいのにという声も聞いています。県の補助金と町のその補助金が一緒に使えれば、もっと効果的な仕事ができるとも言われていました。

そして、エコキュートや外壁塗装などの工事ですが、町外の広島などからの訪問販売の方に仕事を取られているということもあるというお話を聞きました。町独自の住宅リフォーム性助成制度があれば、町内の業者が町民に提案する強みになります。

以上の観点から、2点質問をします。

第1に、現在の津和野町における住宅リフォーム助成の現状をお伺いします。

第2に地域活性化の起爆剤、全国に広がっている住宅リフォーム助成制度の実施を、 津和野町でもするべきではないでしょうか。県内では、町単位での実施はまだされてな いと思います。県内で最初の実施をしていただきたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、7番、寺戸議員の御質問にお答えをさしていただきます。

住宅リフォーム助成制度についてでございます。

まず一つ目の御質問でございますが、町においては定住促進と地域の活性化を図るため、津和野町への定住を希望される方へ町内の空き家を紹介し、定住者の増加を促進する津和野町空き家情報バンク事業を実施しており、その事業の利用促進のために、津和野町空き家改修事業補助金交付要綱を制定しております。

この要項は、津和野町への定住を目的に、空き家の改修を行う場合に、補助金を交付し、津和野町への定住促進を図るとともに、空き家の有効活用と地域経済の活性化に資することを目的としております。この要項において、空き家とは津和野町空き家情報バンク事業に登録した物件とし、補助対象者は、空き家情報バンク事業において空き家所有者と空き家入居者との契約が成立した場合に、空き家の改修を実施する所有者及び入居者となります。補助金につきましては、住宅の機能向上のために行う修繕、模様がえ、設備改善及び敷地内の整備等多様な修繕において、対象経費の2分の1を交付し、上限は50万円となっております。

今年度につきましては、津和野町全域における空き家調査が終了し、空き家情報バンクの登録がふえたことにより、空き家への入居希望者が増加をし、平成27年8月31日現在、空き家改修事業補助金交付予定者は、町外17件44人、町内9件26人の計26件70人を見込んでいるところであり、補助金の交付額は1,076万円を見込んでおります。今後につきましても問い合わせ等が予想される中、定住促進策として有効的な施策であると考えており、継続的な事業の実施を図ってまいりたいと考えております。続いて、全国に広がる住宅リフォーム助成制度の実施についての御提案でありますが、議員御指摘の経済効果を初めとした有効性については理解をいたしますが、前段で申し上げたとおり、本町独自の制度を実施しているところでもあり、厳しい財政状況からなかなかこれ以上の拡充を図ることが困難であるのが実情であります。

〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) お答えいただいたのは、空き家の対策ということで、 Iターンの対策を大きな目的としているもので、住宅を改修することによって建設業 者の方たちがお仕事がふえるという点では重なるんですよ、私の提案と。今住んでい る住民の生活環境をよくするという点とか、あとそういう点でちょっと性質が異なる ものと私は思います。

空き家の改修をする空き家情報バンクをつくって、その空き家にIターンで来てもらうという、そのこと自体は私は否定をしません、とてもいいことだと思いますが、これ業者さんにとっても結構負担になってるような気がします。空き家を見に来るときに業者さんが付き合われるということも聞いたので、そしてその中で契約が必ず成立するわけじゃないけど、問い合わせがあったときにはおつき合いして空き家を見てもらわないといけないっていうことも、何件かするうちに契約ができるので、そこで仕事になるということではあるのですが、この空き家対策と住宅のリフォーム助成制度を一緒にして考えてもらっては困ります。

厳しい財政の中なので、できないと言われましたが、厳しい財政の中だからこそ効果的なものをより選んでしていただきたい、私が今質問の中でさせていただいたように、かなり効果的だからこそ全国で広がっています。

益田市でもやっておられます。我が町が、益田市ほど財政が大きなものではないので、 比べては困ると言われるならば、先ほど説明した高野町ですか、あそこはうちよりも人 口がかなり少ない、そこでも実施をされている。町民も今住んでる町民のも喜ぶ、今不 況で苦しんでる業者さんも喜ぶ、そしてその波及効果が大きいので、財政もうるおって くるということで全国に広がっているので、厳しい財政状況だからといって、今切り捨 てていただくにはちょっともったいない提案なのでもっと考えていただきたいのです が、いかがでしょうか。

- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 議員の御質問につきましては、空き家の情報バンクに登録をされているこういった対象補助金ということで御回答をさしていただいたところでございます。

現在、空き家のほうは、これ定住対策というようなところで、町内の方の移動も含めて、先ほど町長が申し上げましたとおり26件、今現状的にはそういった補助金を活用した改修を予定しているということでございます。当初予算で言いますと、3件50万円の補助金を当初予算化をさしていただいておりますが、この補助対象経費につきましては、大体3件で1,000万を超える改修を行われているところでございます。今回、議員のほうから御提案のあった町内全体のところでの住宅リフォーム制度というところの部分については、本町としてはまだ検討はされてない状況にございます。

空き家情報バンクを通じた中で、そういった制度もあるということで、今回御答弁を御回答をさせていただいたところでございますが、この住宅リフォーム制度、町長申し上げましたとおり、厳しい財政状況の中からということで、これ以上の拡充を図るというところが困難ということでございまして、今後まちづくり委員会等の総合戦略、あるいは意見交換会というところでの話し合いもさしていただきたいというところで思っておりますが、そういった必要性等は今後の検討課題ということで思っているところでございます。

- ○議長(沖田 守君) 町長、担当課長に申し上げておきますが、質問に対する回答でなけんにゃならんと思いますが、全然質問に対する回答ではないとは言いませんが、質問者は定住対策を質問したわけではないわけですから、それに対する回答をきちっとすると、最終的には財政面のこうだという回答ではありますが、もう少し丁寧に説明を求めます。町長。
- ○町長(下森 博之君) 特に1番目の回答が少し質問の御趣旨とは違うという御理解であったのかと思っておりますが、我々は現在、議員御質問のその住宅リフォームの制度が現在導入しておりませんので、課長としては、それはもうそれに直接的にお答えをすれば、ございませんという現状を問われているわけでございますから、そういう回答になってしまうわけでありますが、しかしいろんな財政面ということで申し上げてるんで、類似した現在の空き家に向けてのそうした住宅関係のリフォームの制度

は導入していくんだというようなことで、現状として捉えて御説明をさせていただい たという経過でもありますので、何とぞその点につきましては、御理解もいただけれ ばというふうに思っております。

その辺の我々はやはり何度も財政の話をしてしまうと夢を壊してしまう話にもなる わけでありますが、現実問題として厳しい財政状況の中で、財政の健全化を行いながら、 そしてその果実をもって、また新しい事業にその資金を振り分けていくということをず っとやってきたわけであります。実質公債費比率も、このたびの決算でも11ポイント 代まで落ちてきたということでございますけれども、それからそれを地方創生のお金の ほうにも振り分けていく必要があるということであります。

ただ、財政の状況というのは御承知のとおり、いよいよ来年度から合併特例が段階的になくなっていく年であります。またこの10月には国勢調査もあるということで、その人口が地方交付税に、来年度からまた反映されていくということでありまして、厳しい歳入の減少が予想されるという状況でございますから、今のまま何もしない中でも歳入が減るということは、せっかく出してきた実質公債費比率を必然的にまた上げていくという、そういうことが確実に予想されるという現状の中でありますので、どういうふうにその限られた財源を配分をしていくのかという中で、現在この住宅関係はそうした空き家のほうのリフォームのほうに充てているので、なかなかそれ以上の財源が生み出せていけないというのが実情だということ、課長として御説明させていただいたということであります。

そのほかにも町内の業者さん、実際現在商売をされておられる業者さん向けの対策というのも商工観光課サイドでさまざまな町独自の、例えば個別商業包括的支援事業でありますとか、そうしたことも県内の自治体ではやっていないようなことも取り組んでいるというところでもあります。

そうした中で、どのようにこの住宅リフォームの助成のお金を捻出していくのかというところが課題であるわけでありますが、現行ではなかなか厳しいと言わざるを得ないというのが実情であるというところであります。

ただ一つだけ、今後まち・ひと・しごとの総合戦略をつくっていくわけでありますが、この中でその一つの柱にもなるかと、いろんな柱があるんですけれども、自伐型林業というところにも取り組みをしている、その中のそれを進めていく上の一つの手法として、木質バイオマスのガス化発電等も現在検討しているというところであるわけでありますが、それらの取り組みというのは、いかにそのエネルギーを自給自足をしていくかということが念頭で現在検討もしているというところであり、これもまだ必ずそれも財政面から、必ずやれるということは今日は申し上げられませんけれども、そういうことも念頭に現在検討は進めているということであります。

このエネルギーの自給自足の問題というのは、ただ単にそういうエネルギーをつくるということだけではなくて、いかにその熱効率というものを、効率的に使っていくかと

いうことが必要になってまいります。それはまさに、各家庭が熱効率の高い住宅をつくっていく、そういう中において、このエネルギーの自給自足もつながっていくという考え方でありまして、そうしたこともこれから検討していく必要性はあるかというふうに考えているところであり、この考え方っていうのは「kWh=Y」という本を御存じかどうかわかりませんけれども、現在、「里山資本主義」が非常に有名になっておりますが、それの少し前に書かれた本でありまして、基本的には「里山資本主義」と同じような考え方が書いてある本であり、ただその方は、建築の観点を中心にその「kWh=Y」というのは書かれておりまして、まさに私が先ほど申し上げたようなエネルギーの自給自足をしながら、同時に各家庭のそうした熱効率を高めるものをやっていくか、それが同時に相まってこそ、こういうその森林資源の活用というのがより効果を結んでいくというような考え方でございます。

ですので、これからそのまち・ひと・しごと総合戦略をつくる上において、そういう 観点からの住宅のリフォームの必要性というのは生まれてくるかもしれませんが、その 場合も何度も繰り返しになります、夢の話のない話になって恐縮でありますが、財源を どう確保していくかっていうことは重要な課題であって、それとのバランスを考え合わ せながら、また検討していきたいというふうに考えているところであります。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 今の町長の話からすると、その熱効率関係で住宅のリフォームをすることは、将来的にその助成をすることは、将来的にあるかもしれないよっていうお答えだと思うんですが、そんなでっかい改修ではなくて、うん十万でこうちょっと20万弱ぐらいとか、ほんと小さなことで住みやすい家を手に入れて、津和野町で安心して住んでいける、若い方がリフォームするっていうことはほとんどないと思うんです。今現在、津和野町にずっと住んできて、これからも安心して津和野町で住んでいきたい、そういう方々が、お金ないけど補助金があるならちょっと一歩踏み出して住みやすい家にしてみたいっていうことができるのが、この住宅リフォーム助成制度だと思うんです。津和野町でずっと頑張ってこられた方を応援する制度でもあると思います。

お金がないのは申しわけありませんがどうしようもないです。でも財布の中をいかに使っていって、家族をっていうか、町民を安心して津和野町に住んでよかった、ここで年とってよかったねっていう町にしていくかは、行政の皆さんに何とかしていただかなくてはいけない。私たちは、ああしたほうがいいよ、こうしたほうがいいよって言います、今も言ってますが、それをくみ取って行政のほうで財布の中身をやりくりしてもらう。そのやりくりする中で、私はこの住宅リフォームの助成制度は非常に有効なものだと考えます。全国に広がっているものですから。衰退しているものなら言いませんが、津和野町の財政が厳しいからこれを断念するというのは、財布の中が本当に大変なことはわかっていますが、なんとかやりくりしてこれをしたことで津和野町が元気になって

いくという制度だと思っていますので、今は、その一刀両断に切られてしまいましたが、 これからまたいろんな情報を集めて提案していきたいと思います。

業者さんの声も聞きました、住民の方でもそういう制度があるといいねっていう話しも聞きました。ぜひ、行政の方もこの制度がいいねっていっていただけるように頑張って行こうと思います。

では、次の質問に移ります。次の質問は、医療の現状についてです。

高齢者の健康レベルを維持するためにも病気や加齢に負けず、元気な高齢者をふやすこと、病状が重度になることに防ぐことは重要な課題と考えます。8月21日の朝日新聞に、相馬中央病院内科医越智小枝先生が間接リウマチの患者を取り上げて「治る患者が見捨てられる」と寄稿されていました。

越智先生によると、

医療費抑制のために治るべき患者すら見捨てられてはならない。その代表が間接リウマチ患者である。間接リウマチは、治療が不十分だと関節の障がいを来すだけでなく、心筋梗塞などのリスクを高め、生命予後にもかかわる。2003年に分子標的薬が認可され、治療は劇的に変化した。

以前は発症10年で5%が寝たままの臥床患者、80%は何らかの障がいを持ち、15%が健常者と同じ生活ができると言われていました。それが今では、50から70%が症状のでない寛解状態となり早期治療により70%は10年以上良好な身体機能保つことができるようになった。

問題は、苦しみが本人以外にわかりにくい、怠け者病と言われる偏見も一因し、治療費が高額になると治療が続けられないこと。難病指定されていないので治療費の補助が受けられないことにある。治療を続けられず、間接が徐々に変形していく患者を診てきた。

と記されています。このように認可された有効な治療方法があるにも関わらず、治療が受けられない事態が存在すると越智先生は指摘しています。病状を悪化させないことは医療費の抑制にもなります。ひいては介護保険給付額の抑制になり、良好な健康状態が維持できれば生産活動に従事もしてもらえます。

私は、御厚意で町内の間接リウマチの方のお話を聞かせていただくことができました。 治療をずっと続けていかなければいけない病気であること、その人の病状により金額は 異なるが、毎月毎月治療費がかかること、体調が悪いときには検査をしてもらう必要が あること、この方は痛みを伴う病気なので、気持ちが沈むこともあるが家族が優しく支 えてくれるのがありがたい、安心して体をいたわることができる、無理をしないようし ごとを続けていきたいとおっしゃっていました。とても働き者の方で、治療を続けてい られるから仕事も続けていらっしゃいます。

そこで質問です。町内の関節リウマチの患者の現状、現在の状況はどうでしょうか、 治療は続けられているでしょうか。 関節リウマチは難病指定を受けていないため、治療費が大きな負担になっています。 有効な認可された治療方法があるにもかかわらず、治療を断念する患者が町内に現在お られれば、町独自で補助をするべきではないでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、医療の現状についてお答えをさしていただきます。 まず一つ目の御質問でありますが、関節リウマチは体の身体のあちこちの関節に炎症が起こり、腫れて痛み、進行すると関節の変形や機能障がいが起こる病気で、日本における患者数は約70万から80万人と言われております。特に30から50歳代の働き盛りの人に多く、男性よりも女性の方に多く発病が認められております。

議員御質問の町内における関節リウマチ患者の現状等についてでありますが、国が取りまとめたリウマチ対策等の報告書においても、関節リウマチの年間発症数や、罹患している患者数等に関する情報把握は不十分であり、今後の課題であると記載されてるのが現状ございます。本町の実態ということで、益田保健所や国保連等に問い合わせを行ってみましたが、個々の疾患名における患者数等については把握をすることができませんでした。

続いて、関節リウマチの病因、病態はいまだ十分に解明されておりませんが、医療技術の進歩や新薬の開発等により、早期かつ積極的な治療を実施すれば、進行をおくらせたり、重症化が抑えられることは実証されてきております。

しかし、薬や治療には多額の医療費を要することや、リウマチ専門医の数や診療拠点となる病院が少ないなどの課題も山積しているのが現状でもあり、国民の安心・安全な生活の実現を図るための、早急な国、県の対策が問われるところでもございます。

町独自での補助をということでありますが、お気持ちは理解できますが、町内には関節リウマチ以外にもさまざまな疾病等でお困りの方々もおられますので、現時点で、個々の疾病に対して、町が補助をすることは慎重に検討しなければならないと考えておりますことを、御理解をいただきたく思います。なお、県内の他市町村において、単独で補助等を行っている自治体は、現時点ではございません。

- ○議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 個々の患者の数について把握することはできませんていうことですが、相談とかそういうことはないのでしょうか。治療を続けたいが金銭面が苦しいので何かいい方法はないかとかいう相談を受けられるようなことはないのでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 町で健康福祉課のほうで把握してる状況では相談は受けておりません。

この質問に対しまして、吉賀町さんなり益田市さん等も聞いてみましたが、関節リウマチ等について御質問等、町としては受けてないということでございました。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 相談を受けておられないということで、町内で困っている方はおられないのかもしれませんが、相談の仕方がわからないかもしれません。その辺は憶測でしかないのですが、関節リウマチに限らず、治療費の負担が重くなって治療を続けられなくて困ってるので、何とかならないかという相談を受けることはないのでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 先ほども申し上げましたが、そういった相談については、健 康福祉課としては受けておりません。
- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) いろんな病気があるので、治療を続けていくための金銭的な負担が大変だという話はよくお伺いします。ほんとにせっぱ詰まってどうしようもないっていう方のお話を聞いたことはありませんが、町のほうに相談が1件もないというのはちょっと不思議な気がします。相談する場合はどのようにしたらよろしいのでしょうか。もし私が治療費がとても負担で、治療が続けられないがどうにか助けていただけませんかというのは、どのように相談をしたらよろしいのでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **〇参事(齋藤 等君)** 町の社協さんのほうで、日常生活の関係、困窮者等相談を受けておりますので、いろいろ生活費で困っておるとかそういったことお等については、 社協さんのほうで受けておられるのが現状だと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) ということは、その社協さんのほうでも相談に、こういう相談はなかったということですか。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 社協さんのほうに問い合わせを行っておりませんので、その 実態については把握しておりません。
- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) もし社協さんにその相談があった場合は、健康福祉課のほうには報告はないんですか。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) その日常生活等の事業につきましては、社協さんの事業でございますので、細かな関節リウマチの方で相談に来られたとかいうそういったものが、全て町のほうに細かく上がってきておりませんので、私の知る限りでは、今のとこ該当者はないと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 済いません、今関節リウマチの枠を外して全部の病気の治療ということでお話をちょっと広げさせていただいてるんですが、津和野町っていうのはコンパクトで人口が少ないので、町の行政の方々の顔もわかるし、住民の顔もわかるという、そういう点を私はとても好きです。都会の何十万、何百万って住んでる町や市やそういうところは違うので、そういうところを生かしていい町にしていただきたいと思っています。

治療を続けるのが大変だという悩みを持っておられる方は、多分この町内に何人かは おられると思いますが、その相談をする先が町ではないというのがちょっと不思議です。 保健師さんに相談に行くのかなと私は想像していたのですが、そういうこともないとい うことになると、もっと困ってる方が相談できる窓口を工夫していただけたらなと思い ます。

私個人としては、もし悩んだとき保健師さんに多分相談するんじゃないかなと思います。とても身近な方ですし、よく健康を守るためのフォローアップ体操とかああいうときに顔を出されたりとか、いろんな健診でお顔を見ているので、社協さんでしている相談窓口で相談しにくいのかもしれません。もっと保健師さんとか身近な方とつながりやすい対策を立ててただけれたらと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 大変済みません。先ほどの質問で、医療費とかのお金の関係だと思いまして、その関係につきましては日常生活等で社協さんのほうに御相談されると思いますが、病気的な悩み等は津和野地域、日原地域で健康相談等もやっておりますので、そういったときには保健師に個人的な悩み等を打ち明けられることは保健師として受けておりますので、そのことは申し添えておきます。
- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) いいですか、その保健師さんとのお話の中で、経済的な悩みを言われる方はおられないっていうことですよね。保健福祉課が把握されてないっていうことは。何か課が違うからとかいうのはやめていただきたい。課を超えて津和野町全体で町を運営していただきたいと思います。

高齢化が進む中で、健康で命を伸ばしていくことが、若者定住と同じように喫緊の課題だと思います。今まで津和野町を支えてこられた方が、元気で安心して長生きをしていただく、そういうまちにならないと若者もやって来ないと思います。最初の関節リウマチの話からはちょっとそれたような気がしますが、治療を続けるための相談窓口の、もっとこう安心して相談できる窓口を、もうちょっと工夫していただきたいかなという気持ちを持ちました。

以上で、私の質問を終わります。

- ○議長(沖田 守君) いいですか。
- 〇議員(7番 寺戸 昌子君) はい。

- ○議長(沖田 守君) いいですか、終わりますか。
- 〇議員(7番 寺戸 昌子君) はい。
- ○議長(沖田 守君) 以上で、7番、寺戸昌子君の質問を終わります。

.....

○議長(沖田 守君) ここで午後1時まで休憩といたします。

午前 11 時 55 分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。
発言順序4、2番、川田剛君。

○議員(2番 川田 剛君) 議席番号2番、川田剛でございます。

通告に従いまして、4点、質問をさせていただきます。

まず、1点目の質問であります。防犯カメラについて、質問をさせていただきます。皆さん御承知のとおり、先般、大変、悲惨な事件が起きまして、その逮捕の一因となった1つに防犯カメラが上げられております。近年、この防犯カメラに対する認識というのは広まってきておりますし、また、多くの自治体、多くの地域で防犯カメラが設置されております。町内におきましても、防犯カメラに対するお問い合わせ、また、設置されている自治体など多くなってきているわけでございますけれども、この津和野町における防犯カメラに対する施策を、まずは、質問させていただきます。

この防犯カメラについてでありますが、当町におきましては、防犯カメラ台帳というものが作成されてると認識しております。まず、この防犯カメラ台帳に何件、防犯カメラの登録があるのかお尋ねをいたします。そして、この防犯カメラについては、津和野町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱が定められており、その第5条の2には、町は台帳に登録された防犯カメラについて、その維持に係る電気料のうち、設置者と協議し、合意した額を支払うことができるとあります。この決定方法についてお尋ねをいたします。

また、既に、町内には、防犯カメラが設置されておりますけれども、この自治会や団体等、まだ設置されていない、今後、設置しようとしているところもあると思います。 この設置方法など、広報すべきと考えますが、所見をお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、2番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

防犯カメラについてでございます。

防犯カメラの設置及び運用に関しましては、津和野町犯罪のない安全で安心なまちづくり条例の基本理念に乗っ取り、津和野町防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を定めて運用しているところでございます。

要綱に基づく防犯カメラ台帳には、8月末の時点で7台の防犯カメラが登録されており、その内訳としましては、防犯団体から寄贈を受け、町が所有するものが3台、まちづくり委員会が地域提案型助成事業補助金の交付を受け、自治会等が所有するものが4台でございます。この費用負担に関しましては、カメラが防犯目的に設置されたものであることはもとより、管理責任者が明確であること、他の電気器具から独立した電気使用の契約がなされていることなどが条件となります。

防犯カメラの設置につきましては、近年の犯罪発生の状況を見ても明らかなように被害の未然防止や犯罪の速やかな認知、被害者の保護など、迅速、的確な対応、警察による犯罪捜査や客観的な立証などにも極めて有効であると考えます。

また、それのみならず、防犯カメラは住民に地域の安全は自分たちで守るとの意識を 高め、犯罪を許さない気運を醸成させる意味で、犯罪の起きにくい社会づくりの一翼を 担うものであると考えます。

以上のような観点から、今後も引き続いて、必要な箇所に、効率的、効果的な設置を 進めるべく信号機や公共施設等への設置につきましては、町及び防犯団体で協議の上、 また、自治会等においては、引き続き、地域提案型助成事業等を有効に御活用いただい ての導入検討等の周知をしてまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 御答弁いただきましたが、今、答弁いただいた中で、防犯団体から寄贈を受けて町が所有するものが3台と、まちづくり委員会が地域提案型助成事業の補助金を受けて、自治会等が所有するものが4台ということで、計7台ということなんですが、当町におきましては、この台帳に記載されている7台は、どの地域に設置されているのか、回答できる範囲内でお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) お答えいたします。

まず、防犯団体の関係の3台でございますが、いずれも、鹿足郡の防犯連合会のほうから寄贈を受けたものでございまして、場所につきましては、津和野駅前に1台、津和野大橋の北詰のほうに1台、それから日原地域でございますが、扇町の三叉路のほうに1台の合計3台でございます。それから、まちづくり委員会の補助の4台でございますが、まず、津和野地域のほうが森村の津和野小学校の前、入り口のあたりです。それから、日原地域のほうで、3台ございまして、幸町のほうに2台ございます。

これは、町道に面しているところと、あと、いわゆる川の堤防道に面しているところに、それぞれ1台ございます。それから、金見町の上でございますが、これも町道を映すような恰好で1台の合計7台を台帳のほうに登録をしております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) この、設置された2つの防犯団体とまちづくり委員会、 大きく分けて、2つの防犯カメラが住み分けられてると思うんですけれども、この、

いわゆる電気料ってのが、発生すると、それを設置者と協議の上、料金を設定するということでありますが、例えば、その防犯灯ですとか、そういった場合には、幾らか、半額だとか、それとも自治会が負担するだとか定められていると思うんですけれども、この防犯カメラに関しては、規定っていいますか、決められた額っていうのが、これは合意した額っていうような書き方になってるんですけれども、これが幾らかっていうのがどうなのかなというのが1点であります。まず、そこの回答をお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) まず、先ほど、町長答弁でもございましたが、防犯カメラ台帳への登録が大原則でございます。

基本的に、先ほどの答弁でも申しましたように、いま、管理責任者が明確であることと、他の電気機器から独立したもの、この中国電力さんとの契約におきまして、独立した契約種別になりまして、中電さんの、項目でいいますと、定額電灯契約、小型機器の料金を適用するというふうになっております。

金額につきましては、機器の種別によって、一番小さいところで224円から始まりまして、大きい機器になりますと364円というような格好になりますけれども、それを該当するような形になります。基本的に台帳に登録されたカメラにつきましては、町のほうが電気料金をみるという格好にしております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) つまり、防犯カメラ台帳に登録されたカメラというのは、津和野町が電気料金を負担するということでありますが、先ほどの答弁をいただいた中で、公共施設等への設置については、町及び防犯団体で協議をされて、自治会においては、また、地域提案型助成事業で設置を検討してもらいたいというような発言でありましたけれども、この津和野町が設置するということがあり得るような答弁なんですが、例えば公共施設、小学校前ですとか、役場の前ですとか、津和野町の公共施設に津和野町が設置をするということはあり得るのでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 答弁でも述べましたように、公共施設への設置につきましては、現状、今年度の予算も含めまして、予算化はしておりませんが、先ほど、議員のほうからのお話もありましたように、いわゆる防犯カメラの必要性、重要性という部分が、ここ近年の犯罪状況を見ましても、十分、有効的であるというような状況も見ておりますので、その辺で、今後という格好になりますけれども、公共施設等の設置についても検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、今、話を進めておりますのが、防犯団体、先ほど、言いましたように防犯 連合会、それ以外に、津和野警察署管内の防犯なり、犯罪に関する各種団体等がござい まして、今、二、三、非公式ではありますが、今、寄贈という格好でどうだろうかというふうなお話も聞いております。

その部分で言いますと、信号機の近くに設置すれば、結構有効な設置場所というふうな、これも聞いておりますので、津和野警察署、関連する防犯の団体連合会等々とまた、そういったところでも話を進めてまいりたいというふうに考えております。現状では予算化はしておりませんが、先ほど、議員も言われましたように、公共施設、特に学校等の近辺につきましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 1つ、この町としても設置をする。で、地域においては、地域提案型助成事業等を活用してもらいたいということで、基本的には公、税金を使ってつくっていただいても構いませんよというようなアナウンスに聞こえるわけです。

例えば、未設置の自治会にとっては、設置しようかなと思ったときには、地域提案型助成事業を使って提案すると、設置するのにまどろこしい、遠回りになっているのではないかと。防犯カメラはあるのに越したことはないんですけれども、やはり効率的な運用というのが必要だと思います。先ほど、申されたように、信号機に設置するのがベスト、いんじゃないかというようなお話がありますように、必要性がないようなところにも設置してしまう可能性もあるわけです。許可が得られた場所が、たまたま、ここしかなかったから、ここに設置したと。本来であれば、こっちに設置すべきだったのだけど、こっちになってしまったということがあるのではないかと。

この設置及び運用に関する要綱の中で、管理運用については、設置者が行うというようなことでありますけれども、町の役割としては、町は、防犯カメラ台帳を作成し、管理する。町は台帳に登録された防犯カメラについて、その維持に係る電気料のうち、設置者と協議し、合意した額を支払うことができる。これが町の役割になっているんですが、防犯カメラについては、もちろん地域間の提案をもとに実施すべきではありますけれども、ある程度のどういったところにつけるべきかといったガイドラインですとか、そういったものが定められれば、地域提案型助成事業ではなく、まちづくり委員会等での提案にとどめて設置をしていただければいいのじゃないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 当然、都市部におきましては、民間の方、あるいは 企業の方等が、かなりの高密度なところで設置をされているというふうに考えており ます。

ただ、こういった中山間地の町村ですので、いわゆる連たん地区にしましても、ある程度、見通しがきくようなところが多いところでございます。先ほどの運用の要綱の中の、第8条に、台帳に登録する場合の審査基準を設けておりまして、その中の1項に必

要最小限の台数で、防犯対象区域を監視できることというふうに定めておりまして、当然、カメラの認識する部分がダブるようなところについては、現場のほうを確認させていただきながら、台帳のほうに登録する、しないという判断をすべきではないかというふうに考えております。

それから、もう1点、いわゆる防犯灯でございますが、これも年間当初予算のところで予算をつけさせていただきまして、何基か新規の要望に対応しているところでございます。年間、今、5から7台ぐらいの新規要望がございまして、まだまだ、防犯灯もほうも要望のほうが多いという認識でございます。

その辺のところを踏まえながら、今後は、先ほど言いましたように、町の公共施設等に つきましては検討してまいりたいと。

それから、いわゆる自治会等の部分につきましては、また、まちづくり委員会等で、 内部でお話をしていただきながら、設置に向けて御検討いただきたいというふうに考え ておるところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 理解したいんで、最後、ここ、聞きたいんですが、例えば、自治会が設置したものを寄贈した場合っていうのはどうなるんでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) いわゆる管理運用という部分でございますが、当然、 機械ものでございますので、故障なり、最終的にはどういいますか、使えなくなるような状況が発生してまいります。基本的には自治会のほうで準備されたものにつきましては、管理運用を自治会のほうで、引き続き行っていただきたいということでございます。
- ○議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) また、設置する際は、とりあえず、役場に相談させていただいて、それで、どのくらいの距離が離れていれば台帳に載せられるか、載せられないかというのは、相談できるということを理解して、次の質問に入らせていただきます。

交通対策であります。前段、同僚議員にも同様な質問がございましたが、町民意識調査におきまして、現在の生活に対する不便という項目の中で、公共交通機関に関する不便さが上げられております。例えば、日原から津和野に向かう公共交通ですが、石見交通、JRともに、午前の便は7時30分ごろから11時30分ごろまでは、特急電車が1便あるだけであります。

このほかにも、この町民意識調査において上げられた中には、自家用車以外の交通手段がないなど、外出に関する不便さが上げられております。このことについて、交通対策、改善すべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、交通対策についてお答えをさせていただきます。 町においては、地域住民の交通手段の確保及び公共の福祉の増進に資するため、町営 バスの運行を行っております。本来であれば、民間事業者のバス、タクシー事業により、 移動手段の確保を行うところでございますが、採算性の問題等により、事業者によって は、十分な運送サービスが提供されない場合に、移動手段を確保する重要性に鑑み、公 共の福祉を確保する観点から自家用自動車による有償旅客運送が認められてきたとこ ろでございます。

津和野町においては、平成23年度から定期便が9路線、デマンド路線が8路線の運行を行っております。交通不便者対策としては、エリアや時間等を限定した乗合タクシー制度のほか、地域で行う自家用有償旅客運送事業を行っている事例も見られ、交通手段の確保については、さまざまな方法により実施されている現状があります。

8番議員にお答えをしたとおり、現行制度においても路線の現状や他のバス、路線等の影響を考慮した中で、新設等の実施は可能であると考えております。バス路線の新設等につきましては、旅客ニーズの把握、関係するバス事業者等、民間事業者との連携を行い、検討してまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) まず、確認をしたいんですが、津和野町が保有するバス台数っていうのは17台で間違いないかということと、それと、そのバス、例えばデマンドバスですとか、スクールバスが、通常運行していない時間帯というのは、バスはどのように活用されているのか。まず、この2点を、最初にお伺いいたします。
- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** バスの、まずは台数でございますが、議員 御質問……。
- 〇議員(2番 川田 剛君) 17。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 14台と承知しておりますが。

それから、もう1つの御質問でございますが、要は運行時間帯にどうしているかというところでございます。

いろんな路線を複数、1台のバスで掛け持っているというようなところもございますが、全てフルに、この時刻表の中で運行しているということではございません。間が、幾らかは空いてるというところで、それぞれ、バスの運行について、詳細については、なかなか、時刻表を含めて説明をすべきであろうとは思いますが、そこら辺までのところも、詳細の資料を持ち合わせておりませんが、現状的には1台のバスを幾つかの路線に入れさせていただいて、その空き時間というところも部分については、多少の空き時間は当然ございますが、フルに活用させていただいてるということでございます。

〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。

○議員(2番 川田 剛君) 先ほどの同僚議員の質問の中で、通院される方が、その受診時間と、その乖離が生じているという指摘がありました。そのこともあるんだと思うんですけれども、私が受けている中では、津和野地区に通勤される方、買い物される方、もう7時半の列車を乗り越せば、次はもう特急列車しかないですとか、金額にしていえば、九百幾らなんですが、それが毎日ともなると大変な金額ですし、その間の時間をつぶすというのが、僕自身も車を運転しますので、自家用車を持っていない方の不便さっていうのは、身に染みてまで、まだ、感じてはいないんですが、本当に苦労されているという話であります。

平成23年に、この津和野町独自のバス体系ができ上がってから、さまざまな試行錯誤の中で生まれた、この運行体系だと思いますけれども、いろんなところから交通に対する不便っていうのが出てきているわけでありますので、津和野独自でできない場合であれば、JRですとか、バス業者さんに対しまして、さまざまな計らいをしていただければと思いますが、お願いいたします。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 前段の議員さんにもお答えをさせていただきました。

町営バスの役割、町民の皆さんのためにある、この町営バスでございます。そういった利便性については、御要望になるたけお答えする形で、この運行も考えていきたいという、そういう基本姿勢を、私どもとしては持ってるということでございます。

そこには、バスを運行するには、議員さんの御質問のあった、例えば津和野日原間、ここでは、JRの山口線と、それから石見交通が走っている路線であります。町営バスの路線の中で唯一、ここの区間だけ、町営バスが走っていない。青原から日原へ来まして、日原から左鐙方面、ここについては、町営バスも走っていますし、六日市交通、あるいは石見交通ということで走っている路線、それぞれ競合して走っているということになりますが、この日原、津和野間だけはそういったバス路線を、今、設けてないところでございます。

ここのところについては、先ほど、町長が申し上げましたとおり、民間事業者との調整が要るということになります。これ、非常に難しいところでございまして、そういった部分については、先般も御説明した地域公共交通会議というところでの調整も必要になってくるということで、新規にバス路線を開設するためには、この地域公共交通に会議の中で、それぞれの議員さんおられますが、合意をへて運輸支局のほうに届け出るということになります。ここの合意が、前提条件になっているということで、各タクシー会社の皆さんであるとか、バス事業者の皆さん、それからJRというようなところでの合意をへてということになりますので、基本線は町民の皆さんの、やはり、交通手段の確保というところが、一番前提にあるわけですが、そういったところについては、民間

事業者、特にバス事業者等の民間事業者の皆さん連携を図りながら、こういった問題については、解決をさせていただきたいと。

もう1つは、やはり、町民のニーズというのを、どう捉えるかというところだろうと思います。やはり、運行するということでいいますと、1路線、開設すれば、100万円を超える委託料等がまた、年間でいうとかかってくるというようなことになります。

先ほども御説明しましたが、今、運行している路線でも、ゼロ名ということで、2年間連続でゼロ名というところもあります。これについては、廃止ということで先方も、地元説明会もさせていただいて、今、そういったところで準備を進めているところですが、そういったニーズをどう捉えるかでございます。

今回、まちづくり委員会等の意見交換、総合戦略でもさせていただきますが、交通体系、非常に高齢化してくる中で、やはり、いままで車を運転して出かけておられた方、そういった方々が、だんだん、その車に乗れない状況も出てくるというようなことで、先々の課題としてはそういった交通体系、どうするかということは、十分、私ども、課題として認識をしているということでございまして、新規路線を含めて、バス事業者等の民間事業者の方々の協議、あるいは住民の皆さんに対しての意見集約というようなことを重ねながら、なるたけ、いい方向に改善をさせていただきたいというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- **〇議員(2番 川田 剛君)** それでは、次の質問に入らせていただきます。 CASセンターについてであります。

津和野CAS凍結センターが営業されているわけなんですけれども、まず、現在の状況と課題についてお伺いします。また、今後、どのように運営していくのか、展望についてお尋ねをします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、津和野CAS凍結センターについて、お答えをさせていただきます。

津和野CAS凍結センターは、地域おこし協力隊1名を、ことし1月より、JA日原山菜加工場に派遣して、CAS冷凍機器を販売するアビー社での研修や、先進地である海士町での研修を重ね、3月末の完成を待っておりました。春先のワサビ出荷のピークを迎え、山菜加工場の移転がおくれることとなりましたが、移転までの間は、地域おこし協力隊がCAS凍結センターに常駐をして、試食品づくりや試作依頼を受けて、作業を続けてまいりました。しかし、7月に入り、一身上の都合により、地域おこし協力隊を辞職する旨の申し入れがあり、状況から受け入れざるを得ないと判断をして、離職されました。

アユ受け入れのシーズンでもあることから、自伐型林業関係に携わっていた地域おこ し協力隊にサポートを、お願いをして、今日を迎えております。その間、アユやツガニ の受け入れをこなしており、冷凍保存してあるCAS冷凍食品もふえております。ただ、 ことしの高津川は、アユの天然遡上が極端に減っており、計画した数量に及んではおり ません。

今月初めより、国の収穫が始まり、津和野クリ再生プロジェクト推進協議会とともに、 クリに付加価値をつける取り組みが始まりました。協議会では、パーシャル保存したク リをむきグリにして、CAS凍結することや甘露煮をつくっていく予定でございます。

CAS冷凍されたクリの評価を受け、年間を通じた供給体制がとれれば、付加価値が高めると考えております。現在の課題として、CAS冷凍技術を持った技術者の養成が必要でございますが、さらに販路拡大に向けて、商品開発や営業等、行動できる能力をあわせ持った人物が理想であります。少し、時間がかかるかと思われますが、できるだけ早急に適任者を捜し、育成のためのサポートを行いたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 現在までの利用実績をお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) これまでに、さまざまな製品を、実験等々を行ってきておりますが、ワサビはもちろんですが、ケールの葉だったり、お酒を凍らす、それから、ソバを凍結させる。それから、生鮮食品、いちごとかブドウ、それからメロンを凍結させるという。これらは実験でありますから、お金はいただいておらんわけですが、お金をいただいて、凍結しておるもので、アユで71.2キロ、ツガニで4キロ、イカで49キロ、マグロで11キロという数字をいただいております。島大との産官学の連携による実験等を行っておるんですが、その数は多いものではありません。個人でも、いろいろとお持ち寄りになって、ブルーベリーとか、そういったものも実験を行っております。今後は、それらの中で使えるものがあれば、CAS凍結をふやそうという考えであります。
- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) これは、当初のもくろみからいうと、どの程度の実績なのか。スタートからはおくれているのはわかるんですが、月単位でいうと、どの範囲でも構わないんですけれども、当初のもくろみからいうとどれぐらいの利用実績になってるのか、割合でいうと。
- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) 当初は、ワサビでかなりの量をさばこうということだったんですが、まだ、ワサビのほうの原料を発送するのにCAS凍結をして発送するということが行われておりませんで、ワサビのほうは思うように伸びておりません。アコのほうは、先ほど町長の答弁もありましたように、ことしの天然遡上の減によりまして、収量が上がっておりませんで、これも思った数字には到底、至らない数字にな

っております。パーセンテージについては、もとの数字を持ち合わせておりませんで、 大変、申しわけございません。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 町長の答弁の中で、いわゆる地域おこし協力隊で入っていた方が、7月に入り、辞職されたことによって、今、新たに別の地域おこし協力隊員がこの業務に携わっていると。いわゆる、そのCASの専門的な知識を持っている人っていうのは、この1名だけなんでしょうか。

それとも、日原山菜加工場の中にも同様に、主務者がいて、副務者がいるように、何名かでそれをやっているのかというのが気になる点と、これまでの稼働実績が思うようにいっていないのは、アユの遡上が原因なのか。それとも離職者が出たからなのか。当初のもくろみが違っていたのか、さまざまな原因があると思うんですけども、その要因っていうのは、どういうふうに分析されていらっしゃいますでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- **〇農林課長(久保 睦夫君)** まず、技術者でありますが、こういった事態になりまして、アビー社のほうから技術を持った方に来ていただいて、山菜加工場を、みんなで勉強していただくということをしております。

今の地域おこし協力隊は、山のほうで入ってきたものですから、彼女が技術者にはなり得ていません。ただ、今度、10月にアビー社のほうを訪問して勉強してくるという話は聞いております。それから、利用率が上がらない要因ですが、そういった専門家を育てて、どんどん世に出せるようにしようと思ったもくろみができてないということもありますし、それからアユが思ったように入らない。これは、アユを取り扱う専門の方がいらっしゃいまして、その方も思うように集まらないと言っておることも事実でございます。

それから、ワサビでどんどん製品にしていこうということも、まだ、その辺の技術的なことが煮詰まってませんので、どういう形でキャス冷凍をかけて、どういった保存方法をすればいいのかっていうことが、まだ、見つかってないということもワサビに活用していない、1つの原因となっております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) まず、その人員的な部分でいいますと、今後、このCASセンターを運営していく中で、果たして、本当に地域おこし協力隊の方でいいのかという疑問がわいてきます。やはり、定住を目的として、津和野町が呼んでいるかもしれませんが、やはり、3分の1の方が、その隊員を離れた後は町を離れていくっていう話がありますように、本当に定住するかどうか。今、現時点では、意志が固くとも、その後、どうなるかっていう部分においては、果たして、地域おこし協力隊という不安定な状態のままで、津和野町が任せてもいいのかなという懸念がありますが、

この技術者に関しては、この地域おこし協力隊で、今後もずっとやっていくのかお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) 今、地域おこし協力隊のネットワーク、さまざまな経験をされて、こちらへきておられる方が多くて、その中で、こういったCASの機械がある町があるんだということで、食品を扱ってこられてる方で、興味を持たれているというのを、今、聞いておられまして、来月、こちらに訪れるという段取りになっております。

そういった形で、ネットワークを通じて、その辺の詳しい方、それから経験のある方が来ていただくことは大変、喜ばしいことで、そういう方に、情熱がある方に、まずはやっていただいて、どういう結果が残せるかという期待を、まだ、持っておるところでありまして、そうでなくて、技術を持って、それについていいよという方がおれば、それはそれで考えていかなければならないことではないかと思うんですが、今のところ、そういう声を聞いておりますので、その方に一応、お会いして、それから、どういう形でついていただけるかどうかを確認して、それからまた人探しが必要かどうかを検討していきたいと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 確かに、いろんな方が定住につながれば、それに越したこともないですし、どのような、町内の方であろうと地域おこし協力隊の方であろうとやめるときはやめますし、慰留されるときは慰留される、それはわかるんですが、ただ、地域おこし協力隊という、財源的な部分、その研修に係る費用ですとか、そういった部分も、地域おこし協力隊制度があるところで優位なところもあるのかなと思ってみたりもするわけですけれども、やはり、町内にも若者もいますし、町内にも仕事を探している人がいる。

興味がある方もいらっしゃると思いますし、どなたも研修の前は、皆、素人なわけですから、地域おこし協力隊に拘らず、責任持って運営していただける方を採用していただきたいなという思いがあります。

それと、このCASセンターの中で、我々が当初、JAさんがかかわっていただけるということで、大いに期待もあったわけなんですけれども、JAさんからの指導、どういったところで、JAさんが入っているのかなというところを、お尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- **〇農林課長(久保 睦夫君)** 先ほどの専門技術者でありますが、町内であったり、この近辺の方であっても集落支援員という制度を使うことも可能ですし、いろんな形で今、人を当たっているところではあります。

それから J A のかかわりですが、J A のほうからは、シャインマスカットとか巨峰とかメロンあたりを試験的にやってみました。ただ、生鮮食品というのは、あまり C A S

には向いておりませんで、例えば、ブドウの大粒であれば割れてしまったりとか、それから触感が柔らかくなってしまったりとか、そういう現象が出ます。できれば加工品、熱加工するような食材をCASにかけて保存するのが望ましいと思われますので、そういったものも持ってきながら、JAのほうもいろいろ考えているところだと思います。今回のクリの協議会ですが、それもJAと絡むものでありますから、クリがもし、これでうまくいけば、年間を通じて、出荷も可能になってくるということもありますので、

〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。

その辺の検証を今からやっていこうということにしております。

○議員(2番 川田 剛君) クリをやっていくということでありますけども、さまざまな食材がありますし、我々も大いに期待した事業で、多額の予算が導入されたものでありますので、一日も早くいい結果が実るように、期待を申し上げまして、最後の質問に移らさせていただきます。

枕瀬山森林公園についてであります。

この枕瀬山森林公園につきましては、先般、全員協議会の中で、美しい森林づくり条例の案があるということで、この地域をモデル林にしようという、すばらしいお話があったわけなんですけども、地元のほうでも、この枕瀬山を、魅力化を図ったほうがいんじゃないかということで、数年前から話はあったようで、このたび、地域提案型助成事業に応募しまして、何とか、その採択を受けまして、今後、枕瀬山森林公園をどのようにしていこうかという話をしていたところでもあります。

ただ、この話が出る際に、必ず地元の方の声が出てくるのが、その施設について、あの施設じや誰もせんねと、女性の方も使いにくいんじゃないかというような声を聞いております。そこで、この質問でありますが、枕瀬山森林公園におけるトイレについてでありますけれども、すぐにでも改善すべきではないかという質問であります。御回答をお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、枕瀬山森林公園についてお答えをさせていただきます。

津和野町枕瀬山森林公園キャンプ場については、昭和57年度の竣工から既に30年以上が経過した施設であり、現在は指定管理者制度により、株式会社日原リゾート開発が施設の管理運営を行っております。利用人数を見ると、平成24年度が335名、平成25年度が233名、平成26年度が215名と減少しており、議員御指摘のとおり、使用、特にトイレの状態が利用者の減少を招く要因の1つでもあるとも考えられます。

津和野町枕瀬山森林公園キャンプ場トイレの改善につきましては指定管理者である株式会社日原リゾート開発の第30期定期株主総会でも報告がなされ、外トイレの新築や管理棟シャワー室、及びトイレの修繕等、概算で2,400万円程度の経費が必要となる見込みであり、今後、財政状況等を考慮して検討してまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 改善の御回答がありましたので、大変、喜んでおります。関連してでありますけれども、この津和野町枕瀬山森林公園を利用しやすい環境にしていくという、津和野町としても思ってらっしゃるということで、ありがたく思っているわけなんですが、今後、美しい森林づくり条例のモデル林を目指す、この枕瀬山森林公園について、上のほうは町有林、町の所有ということなんですが、下のほうは民間の方の土地が多くなっておりまして、そこに関してはこのたびは津和野町としてはモデル林の設定はないようでありますけれども、地元としては地域の枕瀬山全体を魅力化していきたいといった部分で、津和野が考えているものと、地元の方々が考えているもので差があってはいけないなと感じておりますから、そのあたりで津和野町と地元の方との協議、連携していっていただけるかどうかをお尋ねをいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- **〇農林課長(久保 睦夫君)** その辺の連携につきましても、今、地域でいろいろ考えておられることがあると聞いておりますので、一緒に話をしながら進めていきたいと思っております。
- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- 〇議員(2番 川田 剛君) 以上で、私の質問を終わります。
- ○議長(沖田 守君) 以上で、2番、川田剛君の質問を終わります。

.....

○議長(沖田 守君) ここで、午後2時まで休憩といたします。 午後1時45分休憩

.....

午後2時00分再開

- 〇議長(沖田守君)休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序5、11番、板垣敬司君。
- 〇議員(11番 板垣 敬司君) 11番、板垣敬司でございます。

質問に入る前に、この数日前に関東・東北地方を襲った豪雨災害で甚大な被害を受けられた皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。

2年前の津和野町を襲った豪雨災害につきましても、2年目を経過して、今日、我が 集落の目の前の改良復旧事業も着実に進んでおります。改めて、町当局を初め、県、そ して工事関係者の皆様方に衷心より厚くお礼を申し上げます。引き続き、よろしくお願 いをいたします。

それでは、今回の定例議会 4 項目の質問を通告しておりますので、よろしくお願いをいたします。

初めに、公共施設等総合管理計画策定についてということでございますが、今年度の当初予算新規事業調書の中にもありましたが、財産管理費の中で、この公共施設等の総

合計画の策定について予算化がなされておりましたが、このことについて、公共施設等の解体撤去用地方債による地方の再生と成長を目的とした計画策定であると、そのように認識しておりますが、少子高齢化社会を先取りする本町にとって、この計画は極めて有効な手段だと考えております。

日原中学校の寄宿舎、青野山荘、伝統文化館、統廃合による旧畑迫小学校、須川小学校校舎など解体、もしくは新たな住民ニーズによる計画等を策定するに当たって、まずは、この解体撤去を伴う計画が必要ではないだろうかと、そのようなことで、この計画策定の委託先はどこで、現在、どのような段階で、そして、この計画策定はいつまでに終えるのかお伺いをするものであります。

また、取り寄せた資料によりますと、この当該地方債の特例期間は、全国的な需要見 込みから当分の間というようなことになっておるように認識しておりますが、今日、全 国的に地方創生総合戦略とか、人口問題のビジョン等が、策定がうたわれておりますが、 まずはこちらの計画を策定し、これからの計画を考えることが重要であろうと思います。 本町の取り組みについてお伺いをいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、11番、板垣議員の御質問にお答えをさせていた だきます。

公共施設等総合管理計画策定についてでございます。議員御指摘のように、現在、町が保有する施設の中には日原中学校寄宿舎、青野山荘等のように老朽化が進んだ建物を多く抱えている状況で、各公共施設等のあり方や、統廃合を含めた新たな活用法野検討など、さまざまな課題を抱えております。そのような状況の中、町では町所有の公共施設の現況把握と将来の更新費用を調査し、長期的な視点のもとに更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現し、その他、公共施設等の抱える速やかな対応を行うことを目的に、平成29年3月末までに公共施設等総合管理計画を策定することとしております。

さらに、公共施設等の現況把握、継続管理を行うに当たり、統一的な基準による地方公会計の整備促進について、平成27年1月23日付総務大臣通知等を受け、総務省から示された統一的な基準での財務書類の作成、分析及び活用を行っていくことを予定としており、これに伴う固定資産台帳の整備と、継続管理体制を平成28年3月末までに構築することとしております。

委託先につきましては、8月に津和野町公共施設等総合管理計画等策定支援業務として、株式会社ぎょうせいと委託契約を締結し、9月に各課からの委員による作業部会を立ち上げ、10月より全庁的な取り組みとして作業を開始したいと考えております。

なお、計画策定業務の財源措置としまして、特別交付税が平成26年度からの3年間までが対象となっており、それぞれの策定機関を固定資産台帳整備につきましては平成27年度末、公共施設等総合管理計画は平成28年度末としておりますが、公共施設等

を除却する場合に、除却債を財源として起債するためには、起債協議の時点で計画が作成されている必要があり、公共施設等総合管理計画策定については、できるだけ前倒しを進めてまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) この、一例をあげますと、旧日原中学校の寄宿舎という建物の解体跡地利用等については、ちょうど、平成22年9月、この議会でも同僚議員からの質問で、善処するというような御回答であったかと思っておりますが、その5年間、22年から、ことしの27年で5年間でございますが、何ら、その施設、土地を有効活用するという、そういうことも施策としてなく、もちろん財源的にも、その対応に厳しさがあるがゆえに、そのような取り組みがなされてないのかと思いますが、ここへ来て、こういう国からの指導のもとで予算がつけられて、その計画を策定する。そして、該当するものについては除却債というものが適用される。そのようなことだと思いますが、少し、今の御回答を聞きますと、その固定資産台帳は今年度末。そして、その除却債の総合管理計画の策定については29年の3月ということで、まだ、大分、先のような感じがいたしておりますが、今日の新しいまちづくりのための施策というよりも、むしろ、そのようなものを早い段階で整理し、これからの使途について検討を加え、新しいまちづくりのために寄与するというのが、私は専決ではないだろうかと、そのようにも思っておるところでございますが。

この撤去等に伴う除却債は75%が、起債が認められる、適用されると言っておりますが、今年度の交付税措置はない。ただの資金の短期借入というか、10年ぐらいの償却になるのかと思いますが、そのようなものだということで、余りメリットはない。そういうふうにもお聞きしたところでございますが、やはり、今回、いろんな、ことしにはいってから、突如として、いろんな、新たな施設を建設しようと、そのようなお話も出てきた中で、その施設の必要性とか有益性は否定するものではありませんが、新しいものを建てるには過疎債という有益な財源があるゆえに建ちやすい、だから建てるんだ。古いものは、なかなか財政的に難しいからそのままにしておく。そのような構図があちこちに見受けられるんですけれども、何とかこれを、私も長く議会をやっておりますと、その課題が解決されてないところに、非常に歯がゆい思いをいたしておりますが、もう少しその……。

26年から3カ年がその交付税措置ということで、今の75%の適用になる部分があるようでございますが、3カ年といいますと、ちょうど計画を策定したときには、もう切れてしまう。そねえなことで、果たして、この除却債が適用されるのか。そして、恩恵が受けられるのか大変危惧されますが、その辺について、担当課の御説明をお願いしたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) まず、議員御質問の公共施設等総合管理計画の策定 に関しましての財政措置でございます。

先ほど、議員も言われましたように、計画を、まず策定することに対します経費に対しまして、特別交付税が措置をされます。これにつきましては、先ほど、議員言われましたように、平成26年度からの3カ年間でございます。措置率につきましては、特交ということで50%の措置がされるというふうなこところでございます。

それから、もう1点、議員がおっしゃりました除却債でございます。

公共施設等の総合管理計画を策定した後に、この施設については除去をするという判断が最善であるという結論が出た場合でございますが、その場合には、平成26年度以降、これにつきましては、当分の間という形で、国のほうが示しておりますけれども、充当率が75%の起債が発行できるものでございます。

この平成26年度につきましては、全体で、300億円でございましたが、平成27年度につきましては340億円の予算を国のほうを充てているところでございます。平成26年度から当分の間ということですので、何年度まで続くかという部分は、現状では見ておりませんけれども、これは除却債として充てられるという状況でございます。ただ、これにつきましては、先ほど、議員も申しましたように、今年度の交付税参入がございませんので、本町の場合には、仮に財源を充てるにしましても、有利な起債等を十分考慮しながらやっていく必要があろうかというふうに考えております。

それからもう2点。平成27年度からの国のほうが示した措置でございますが、除却 債に追加をいたしまして、公共施設最適化事業債というものを、今年度から創設をして おります。これにつきましては、平成27年度から、当面3年間ということでございま すが、事業費の90%を充当で、これにつきましては、今年度の交付税措置が50%あ るものでございます。

ただ、これは総合管理計画を立てまして、それに基づいて、公共施設の集約が複合化、いわゆる同じような地域に、同じような施設があって、同じような対応年数で、そろそろ、どういうふうにしたほうがいいかなというようなものが、仮にあった場合には、1つの施設に一本化をするという場合には、この集約化、複合化の公共施設最適化事業債のほうが使えるのではないかというふうに思っております。まだ、これも本当の場合には、過疎債等を含めまして、有利な起債がございますので、実際に財源を検討する場合では、どれを充てるかという検討が必要になってまいろうかというふうに考えております。

それから、もう1点。27年度から国のほうが示した起債でございますが、現行の地域活性化事業債を、拡充をいたしまして、計画に基づく公共施設の転用について、財源として起債を充てることができるというものでございます。これも、平成27年度から当面3年間ということで、充当率も90%でございます。ただ、これは、交付税参入率が30%でございます。

こういった、国のほうも昨年の除却債にプラスをいたしまして、新たな制度等もつくってまいっておるところでございますが、いずれにしましても、公共施設等総合管理計画を作成した後でないと、こういった起債を充てられないという状況ですので、先ほど、議員の御指摘もございましたように、本町では今年度中に固定資産台帳の整備をいたしまして、来年度の3月末というふうにしておりますが、なるべく早い時期で計画のほうは作成してまいりたいというふうに考えているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 今の答弁ですと、国は平成29年3月末を目途として計画を策定しなさいよという全国の自治体にお触れを出しているけれども、本町としては、もう少し積極的に前倒しで計画を、策定をしたい。そして、先ほども、答弁にありました最適化事業債、もしくは地域活性化転用に叶う事業債等も含め検討していきたいと。そういうことで、庁舎内で10月ということで、まだ、当初予算には上がっておるけれども、全然、動いてはいない。そしてまた、株式会社ぎょうせいと委託契約をされるということでありましたが、締結したか。その、株式会社ぎょうせいとの委託契約は、結局29年の3月までに回答を、最終的な答申をお願いしようということになっておるんですか。それじゃ、その前倒ししようなんていう言葉は、ちょっと違うんじゃないでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 先ほどの、町長答弁でも申しましたけれども、株式会社ぎょうせいのほうと契約を締結しております。8月の段階で入札にかけまして、株式会社ぎょうせいのほうと契約を、締結をいたしました。その後、2カ年間の事業ということで、大きく、今年度につきましては、固定資産台帳の整備と公共施設管理計画の基本的な考えの部分を行いまして、来年度のところで、今後の公共施設のあり方等についての検討を行って、最終的に計画を策定するという状況で、今、スケジュールの打ち合わせをしているところでございます。

それで、先般、各課の作業部会員の選定をお願いをいたしまして、実際のところは、10月の最初のところで、その方々に、今、事業説明と今後の作業のスケジュールを御説明をして、作業をただちに開始するというところでございます。契約につきましては、議員が御指摘でございましたが、あくまでも契約書上は、平成28年度の末ということですので、29年3月というふうになっておりますけれども、スケジュール的には早いところでの、いわゆる出来高の提出をスケジュールの中では検討しているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) しっかり、計画策定と今後の対応について実施していただきたいと思います。

続いて、歴史的風致維持向上事業についての質問でございますが、この向上事業については、いろんなものがメニューとして上がって、今回は2つの項目について、お伺いをいたすものであります。

最初に、旧城下町の水路・水系・水門調査事業ということで、向上事業の中にうたわれておると思いますが、これの調査の項目、調査の概要、そして、その調査概要が仕上がった段階での善後策等について、大変期待をしているものでございますが、過般私が高岡通りのほうで、ある方から、ここの水路は水が、なかなか流れづらくなって、非常に生活雑排水等々で悪臭も漂っとるし、何とかならんもんだろうかなという御相談を受けました。

こういう、町内にある用水路、殿町を流れている、鯉が泳いでいる水路等もあわせてでございますが、旧津和野町内の水路とか、石板のことについて、非常に私は、十分、内容は承知はしておりませんが、こういう長い歴史のあるものをやっぱり、行政が余り手をかけるというより、お互いにその利益を被るというか、受益者同士でお互いに、その管理をちゃんとしながら、住民同士がお互いに力をあわせてやる。そういう管理というか、まちづくりが大切なんではないだろうかと。

特に、昨今、下森町政は、住民参画による協働のまちづくりを標榜され、そして、それに対する施策、予算を傾注しておられますが、集落にただ、一自治会等の単位の小さな集落とか、ことしはエリアをまちづくり委員会に変えておりますが、もう少し連帯感を持った、住民による協働のまちづくりが大切だと思います。そういうようなことも含めて、この調査結果というものは、いつごろ出たものが知らされるのか、そして、その施策としては、どのようなことが考えられるのか、問います。

もう1つは、SL館の解体がようやく終わりましたが、もともと、そのSL館の跡地には、休憩施設をつくろうということで、予算化もなされておりましたが、この予算を、一応、ないものにして、改めて、駅周辺のマスタープランを策定した後に、総合的な開発を行ってまいりたいと、そのようなことではなかったかと思いますが、そのあたりの進捗についてお伺いをします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) それでは、歴史的風致維持向上事業についてお答えをさせていただきます。

まず、1つ目の御質問でありますが、水路集計防災対策基礎調査事業の調査概要についてでございますが、歴史的風致維持向上計画として位置づけております。水路・水系改良事業及び津和野歴史的風致地区防災対策事業を行う上での基礎調査が主な内容となっており、調査区域は歴史的風致維持向上計画における重点区域全体、旧城下町地区となっております。

水路・水系改良事業につきましては、現在、災害復旧工事等で頻繁に濁り、課題となっております殿町等を流れる水路について、新たな水源の確保の可能性を含めた良好な

資質を確保するための調査が目的となっており、また、防災対策事業につきましては、 永明寺や弥栄神社等の歴史的建造物が数多く立地する旧城下町の区域を中心に消化栓 や防火水槽等の整備を行う上で、必要な水量等の調査をすることが目的となっておりま す。

具体的な調査内容としましては、現在の水路の取水口から放水口までの利活用状況や、流量等を調査する水路現況調査、調査区域の沢や湧水等の分布等を調査し、流量や水質等を調査する沢水等、流況調査、その沢水の対象となる流域について、地表・地質踏査を実施し、地質構造と地下水や湧水等との関係を検討する水門地質踏査、以上のことを踏まえ、代替水源の可能性も含め、今後の事業を行う上での問題、課題等をまとめる総合水門解析となっております。

また、調査結果についてでありますが、業務内容が多岐にわたり、調査、検討に時間を要することから、結果を御提示できるのは、早くても来年の3月以降だと考えております。今後の施策といたしましても、現在、行っております各調査結果をもとに検討等を行いたい考えでございます。なお、事業の進捗状況でありますが、水路現況調査がおおむね終了し、現在は、地質踏査及び沢水等流況調査を行っている旨の報告を委託業者から受けております。

引き続きまして、高岡通り水路の土砂堆積についてですが、町道駅前線のスクランブル交差点からイワタニ山陰株式会社津和野給油所下までの水路において、土砂が堆積しており、水が流れず、悪臭もするとの御指摘を1年前から聞いております。

先般も御指摘を受けましたので、9月2日、建設課職員が、現地を確認いたしました。 その際は、秋雨前線に伴う雨の影響で水位が上昇しており、水が流れている状態であり ましたので、他の緊急度の高い作業を優先したために対応がおくれており、大変、申し わけなく思っております。

橋北地区の県道萩津和野線から、町道駅前線にかけての水路については、地元住民の 方々が毎年、溝掃除を行われる慣習がない中で、現状では、全て、町の管理責任で対応 を行う以外なく、対応するといたしましても、1週間程度は必要とみております。シル バー人材センターが、簡易な道路管理作業を受託しており、土砂の除去を行うことにな りますが、生活道における災害関連作業や豪雨後の土砂の撤去に追われ、生活路線であ る林道の草刈りが適期にできない等の状態も発生しており、現時点では余力がなく、対 応できない状況が続いておりますことを、御理解をいただきたく思います。

こうした中で、議員御指摘のとおり、協働のまちづくりが大切であると認めておりますが、一例として申し上げますと、東1、2自治会のように町道側溝、水路を地元で溝掃除をいただき、作業で出た土砂の運搬の役を町が担うような形を地域で調整をいただきましたら、迅速な対応につながると期待をするところでございます。

続いて、2つ目の御質問でございます。

旧SL館解体後の津和野駅周辺のプラン等の進捗状況についてでありますが、今年度につきましては、旧SL館跡地に建設予定のポケットパークに係る設計業務を委託する方向でございます。しかしながら、津和野町歴史的風致向上計画では、旧SL館跡地だけでなく、津和野域を含めた周辺一帯を整備する内容の計画としていることから、周辺の景観や今後の利活用を含めた一体的な整備を行う必要があるため、歴史的風致維持向上協議会を初め、関係機関や住民の方々等に意見を伺い、方向性を定めた上で、まずはデザイン案を一般公募し、その結果を踏まえた内容で設計業務を行うこととしております。現在、デザイン案の一般公募を実施するに当たり、費用となる事項について、津和野駅一帯デザインコンペ支援業務を発注し、実施方針の検討や募集要項の作成等を行っており、業務完了後、速やかに一般公募を行いたいと考えております。

○議長(沖田 守君) 11番、板垣君。

○議員(11番 板垣 敬司君) 水路・水系等については、大体、認識を同じにしておりますが、高岡通りの実際の100メートル、200メートル弱ですかね、あそこはやっぱり見ますと、重たいグレーチングが3メートル間隔ぐらいで、その3メートルは何かといいますと、コンクリートで固められておりますから、少し、熊手とか鍬で引っ張り出すといっても、なかなか、堆積した土砂を自分たちで引っ張り出すというのも、ちょっと無理かな。さらに、グレーチングも1枚が三、四十キロあるかなと思うぐらい重たいものを、誰がやるのかということで、みんなでやればいいじゃないかと、私も思うわけですが、現実的には、コンクリートで3メートルずつやっているところをどのようにすれば、土砂の堆積したものが除去できるかというのは心配ではございますが、いままでは、あそこは、もう1年前から聞いておられるということもありましたが、特に、何十年も前から、そこにどれだけのものが堆積しておったかというのは調査しておられないのか。

いままでは、どうされておったのか、そして、これからまだ当分、その調査結果に基づいて、あの土砂の堆積したもの、あれが、いつ、どのように除去して、常にあそこに水が流れる状態、その渇水期であろうと、増水期であろうと、そういうところは、やっぱり、的確な対応をしてあげないと、私自身もそれを住民の皆さんに、あんたらがやるべきじゃないかとも、よう言われないところもありますので、その辺について、最初に、いままでとこれから、当面はどうされるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 建設課長。

○建設課長(田村津与志君) 高岡通りの水路の土砂の関係でありますが、スクランブル交差点から給油所の間については昨年度、お話を実際は聞いております。それ以前で申し上げますと、スクランブル交差点から駅前までの水路に、駅に向かって右側の水路でありますが、そこにかなりの土砂が入っておるというふうに聞いておりました。

仮に、シルバーにお願いをして対応しても1カ月では、とても終わらないだろうと、下手をすると、3カ月、4カ月かかるのではないかというふうなお話も聞いておりました。それじゃ、シルバーが無理であれば、一般の業者の方にお願いすることになりますが、人力でないと対応できないというふうなことでもありまして、さて、困ったというのが、私の建設課にまいりましたときの一番の思いでございます。

平成25年の4月の雨で、これまで懸念をしておった、そこの右側の水路の土砂が、河川に流出をして、その後、災害の後、見に行きましたところ、流れておったというふうなことでございまして、その点はよかったのですが、今、議員からの御質問もあった交差点から給油所の間は、今度は詰まったというふうな状況でございます。

実際のところ、町のほうとしても、かなり災害の関係のところ、例えば、今、横断溝が、もう、詰まって、雨が降ると、必ず路面を洗うという箇所も実際はございますが、その対応もできていないというふうなところもあって、これまで放置をしてきたというふうなことでございます。やはり、1週間から10日間くらいかかる作業につけるよりも、当面とにかく問題のあるほうに、優先順位を上げておってやっておりましたので、そういうふうなことになっております。

ほかのところで申し上げますと、ふたが重くて、とても、今、高齢化して力がなくなってできないというふうなお話も聞いておりますので、地元のほうで御協力いただくというということであれば、また、軽い、そういうふた、半分にするとか、そういうふうな方法も考えていかないといけないのではなかろうかなというふうに思っております。それじゃ、今後、詰まったら、必ずすぐしますというのは、なかなか、申し上げられない、ほかのところで、どうでもしないといけないところをしていかないというふうなこともございまして、明確にはなりませんが、今後の課題であるというふうに認識をしておるところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 最後に、この関係する分ではあれですが、殿町の鯉の泳いでる水路に対しては、代替水源を、27年度、何らかの対応策を考えるというか、検討するというか、そういうのを前回の一般質問でもお伺いしたような気がいたしますが、ここにも、どこかよくわからんようになりましたが、書いてあって、答弁にもあったようでございますが、もう一度、確認しますが、代替水源の云々等についての対応策、今年度、何かできることがあるのでしょうか、どうなのでしょうか。お伺いします。
- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 先ほど、御質問のございました代替水源の問題でございますが、町長の答弁にもございますように、まず、この水系・水門調査の結果を待ちまして、その中で専門家が湧水等も含めて、さまざまな提案をいただけるものと考えております。それを待った上で進めるということで、現時点ではなかなか、早急

にやりたいところではございますが、現時点ではなかなか、有効な手段があるという ふうには申し上げられませんので、その結果を待ちたいというふうに考えております。

- ○議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) それじゃ、もう1つの、SL館の解体後の再開発、あの辺りの計画について再質問いたしますが、前回の答弁の中でも、JRが28年と言いますと来年ですけども、駅舎の改修計画もあわせてされるというふうなことも、お聞きしたところでございますが。現在、そのJRとの協議というものは、実際、どのようになっておるのか、特に駅前のことについては、十分、承知はしておりませんが、観光協会の前の、一時駐車場的なところも、非常に路盤が悪いし、これ、どうなんだろう、いつ、最終的には整備されるのかなというのが、率直な感想なんですけども、お聞かせいただきたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 議員のおっしゃいますように、JRさんとも協議をさせていただいております。一昨年になると思いますが、町長、また、当時の担当課長等もJRに赴きまして、今後、平成29年度にJRが大きな旅行キャンペーンを、計画をしております。それに向けて、駅前周辺についてもともに、こちらとしても、そういう計画を考えておりましたので、駅舎等の改修等にも含めまして、ともに考えていこうということで話を進めておるところでございまして。その後、担当者がこちらへ、人事異動後でございますが、お越しになられたりと。また、この12月までには、また、JRさんとの協議も始まってくるというふうに認識をしております。申し上げましたように、コンペティションでデザイン案を募集するということになると思いますが、これについても、当然、JRと密接に連携をとっていく必要が出てくると思いますので、そういうところで協調して進めていきたいと。

具体的には議員からもございました観光協会前の路面が、かなり傷んでおるというような状況、それから旧SL館跡、また、駅舎のトイレにつきましても、大変、老朽化が進んでおります。そういった部分、またSLが、今、設置してございます町営駐車場に対するアクセスとか、広がれば、財源的な問題等もございますが、転車台方面に向けてのアクセスというようなことも含めて、総体的に考えていきたいと。JRさんにおかれては、積極的な案を出してほしいというようなことはおっしゃっておられます。その部分では費用負担等、今後の問題にはなるとは思いますが、一緒になって進めていくという所存でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 最初の町長答弁でありました、現在の旧SL館の跡地には、ポケットパークを、ことし、設計業務を委託してみたいということでございますが、まさにSL館があった、今、県道からいえば2メートルぐらい低いところ、とりあえず、設計業者にどんなものができるかどうか、丸投げで委託するわけですか。

もう少し、こういうところまではこういう、底上げした中で、全体をこういうデザインのもとで、最終的に、ポケットパークを県道レベルぐらいまで埋め立てたというようなところは、仕様書に出すわけですか。どの辺までが、町の主体的な考えが盛り込まれるのかお聞かせいただきたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** SL館跡地のポケットパークについてでございますが、設計業務を委託する方向でありますというふうに、答弁をさせていただいております。

これにつきましては、今のスケジュール間でいきますと、コンペティションを行いまして、全体的なデザイン案を、まず募集をすると、その際の仕様書の中で、ここについては、議員のおっしゃったようなことを活かしながら、おおむね、このような形で考えてほしいという、まず、指針を出しまして、それをもとに、皆さんにデザイン案を出していただこうという考えでおりますので、現状では、やはりある程度、前の道路、県道にレベル的にはあうような形になるのが、一番自然な考え方なのかなというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 次の質問に移ります。

生活バスということでございます。

2点ほど、具体的に項目を上げておりますが、前々から、私は、生活バスの車庫の整備について質問をしておりますが、また、今回もかということでございますが、この車庫の整備計画というものはどのように考えておられるか。特に、よく目にするデマンドバスですが、あれが、青空駐車で、私の目に映るわけですが、どうも気になるところでございますので、その辺の改善はどのように考えておられるかをお聞きしたいと思います。

それから、2番目として、同僚議員からも、2名からの質問がありましたが、生活バスの現在の路線運行が、それぞれ、なされておりますけれども、何年かたって、今日、路線ごとの、便数ごとのというようなこともお願いしたところでございますが、乗車人数と各路線の収支比率はどのような実態なのかを伺いたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、生活バスについてお答えをさせていただきます。 町営バス車庫の整備計画につきましては、日原地域を運行する町営バスはサンネット 日原ケーブルセンター隣に町営バスターミナルを建設しており、そこで管理を行っております。

津和野地域を運行する町営バスは、津和野図書館隣の町有地及び森鴎外記念館駐車場の2カ所に駐車し、管理を行っておりますが、特に、津和野図書館隣の町有地につきま

しては、車庫が整備されてない状況となっており、改善の必要性を、認識をしていると ころでございます。

このことにつきましては、将来的には日原地域を運行する町営バスと同様に、津和野地域でも町営バスターミナルを建設し、1カ所で管理できる体制を整備することが望ましいと考えております。候補地につきましては、検討中ですが、道の駅 津和野温泉 なごみの里周辺の町有地を候補地として考えており、合わせて、津和野地域の町営バスの運行につきましても、道の駅 津和野温泉 なごみの里を発着点とした運行を考えております。

2つ目の御質問にありますが、町営バス乗車人数につきましては、平成26年度実績では津和野地域が1万9,647人、日原地域が8,799人、合計2万8,446人となっております。また、歳入につきましては、運賃収入が、津和野地域が371万5,00円、日原地域213万1,000円。平成26年度島根県生活交通確保対策交付金が436万3,000円となっており、合計1,020万9,000円となっております。歳出につきましては、運行管理委託業務料が、津和野地域3,413万6,000円、日原地域3,404万3,000円、合計6,817万9,000円となっておりますので、委託料に対する運賃収入等の割合は全体で15%となっております。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 何点かお聞きしたいと思いますけども、現在の生活バスの業務委託は5年契約で、基本的にはなってるかと思っておりますが、毎たび、年度ごとに委託費というものを見てみますと、多いときと少ないときで1,000万円前後が差額としてふえたり、減ったりしているように、私は思っておりますが、このことについては、5年間の契約の委託料というものの契約の内容というものが、燃料費等の高騰による経常経費の上がり部分は、契約時点で、また、勘案するよというふうになっておるのかどうなのか。

それから、またあと、ちょっと気になることでございます、気になるというか、デマンドバスが8路線あるんですかね。そういうものを、やはり、運行委託業者にお願いする際には、やはり、その運転手さんの確保というものも、当然、委託料の中にあると思うんです。それが、結果として、きょうの答弁の内容に、誰も乗らない路線があるということですね。乗車数がゼロというのが、何線かありますが、そういう何線かあるところにも、デマンドバスを運行する際には、当然、余力というか、運転手さんの人員確保を、少し上乗せをしないと、その運行に支障があると、私は思いますが、その委託料の中にもそういうものが加わっておれば、やはり、そういう、毎年、毎年の乗車の実態を含めて、今回少し、見直そうかというような答弁もありましたので、そのようにするべきではないかと思いますが、この業務委託費の毎年の増減の主な原因というのは、どういう原因かおわかりでしょうか。

○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 委託費が、毎年、変わっておるところがございます。これにつきましては、先ほどからの議員さんの質問にもお答えをしていますが、路線等で距離が伸びる場合、新しい路線を、例えば、昨年でいいますと、畑迫のところで、本来、県道沿いをずっと行ってるわけなんですが、ちょっと迂回したルートを、住民のみなさんの御要望に応じて路線変更いたしました。そうすると、距離が伸びてくるというようなところで、その路線変更分に伴う距離数の増加というところでの委託料の増加があったということでございまして、本来ですと、大体が5年間の中の固定経費というようなところで積算はされているということでございます。変更があった場合に、そういったところで変わってくるということでございます。変更があった場合に、そういったところで変わってくるということでございます。
- ○議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 以前、車検切れのことで、ここの議会でも、いろいろ、やりとりがあったかと思いますが、その委託業者が、車検も含めて委託料の中に含まれてるというふうに、私はそのときの説明では認識しましたが、車検経費もさることながら、定期検査の部分についても、委託業者の責任のもとに、委託料の中に含まれているということでいいでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 今回、委託をするに当たっては、委託内容 のところで、運行管理者、あるいは整備管理者を、きちっと置いていただいて、その 整備を含めて、全てを、その運行会社のほうでやっていただくということで契約をしているところでございます。
- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 専門家に聞いたわけではないので、私も数字的なものはわかりませんが、客観的に見て、今の車庫のない車両が、雨ざらしの中であるということは、やはりバスの劣化云々等で、ワイパーの云々とか、何やかやと損傷、損耗が当然進んでくる。その費用も少しずつかかってくる。そのような気もいたしておりますので、小さい、重箱の隅をつつくようなお話かもしれませんが、私はよく、先輩から聞いておりますが、百姓でも職人でも、百姓ならば鍬でも鎌でもきれいに手入れしておけば長持ちもするし、次の仕事が能率よくできる。職人も、こてでも、きれいに、こては洗とかんにゃ、次は使えんようになるし、仕事にも差支えがある。やはり、そのように、小さなことではあるけども、道具を大切にする。そのことを申し上げて、この質問を終わりたいと思います。

最後に合併10周年記念のことについて伺います。既に、両町の合併記念日、今月の9月25日をもう少しで迎えようとしておりますが、御案内もいただいております記念式典、この記念事業については合併記念式典のみなのか。それにしては少し、当初の、私の質問の中では十分、庁舎内でも検討して、ふさわしい記念事業を試みたいと、そのような答弁もあったところでございますが、きょうの時点ではまだ、全員協議会で美し

い森林づくり事業の条例の中に、あそこの町有地に記念植樹をするということを、この議会が始まる前の全協でもお聞かせいただいたところでございますが、その記念式典のみなのか、もう少し、私は……

ちょうど8月の14日でございましたが、本町の出身というふうにお聞きしておりますが、若手脚本家ということで、映画の上映を勧奨する機会に恵まれました。非常に、私は、津和野のコミュニティーセンターで鑑賞したわけでございますが、鑑賞者数は、私が期待していたよりは少なくて、もう少し感動が共有できたらいいなと思った映画でございます。

また、ある津和野高校の有識者会議ということで、東京で何人かで有識者会議を持たれておられますけれども、その会議のメンバーで、本町にたまたま帰られて、これから少し、津和野での生活をしてみようという方が、8月に、たまたまお会いしまして、いろいろなお話を聞く機会がございました。津和野のことを思い、これからの将来の子供たちの行く末を考えたときに、こんなことが大切で、これからやろうじゃないかねという御提案もいただいたところでございます。

そういうものを見たり、聞いたりした中で、本当の10周年記念事業として少ない予算で、これからの町民が、一体感がさらに、醸成が進むようなことが大切ではないかなと思って、今、一人、思っておるところでございますが、これからまだ、記念事業、ことしだけではなくて、これからのことを考えれば、まだまだ新しい事業にも取り組むこともやぶさかではないかと思いますが、検討の余地はないかお伺いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- ○町長(下森 博之君) それでは、合併10周年記念事業についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の合併10周年記念事業につきましては、大きく3項目の事業を年度末までにわたって実施することとしております。まず、1点目は式典事業でございます。津和野町合併10周年記念式典につきましては、合併日であります9月25日に津和野体育館において開催することとしており、既に来賓、招待者等に開催の御案内をしたところでございます。

次に、イベントPR事業を実施中でございます。具体的な事業といたしましては、合併10周年を内外に周知するため、本庁舎及び津和野庁舎等への横断幕等の掲示。合併10周年記念切手の発行。官民共同事業の手法を取り入れた暮らしの便利帳の作成・配布。合併後の10年間の歩みと未来に向けての住民インタビュー等を編集した合併10周年記念番組の作成。日本遺産認定を受けてのシンポジウムの開催。文京区との友好の森設置等を実施、または、計画中でございます。

最後に連携事業でございます。

合併10周年を町民とともに祝い、さらなる町の一体感を醸成することを目的に、津和野合併10周年記念の冠名を付して、町や各種団体が実施する事業を実施しているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 日本遺産等の認定を受けてのシンポジウムということで、これもどういう内容か期待するところでございますし、そういうことでいえば、この合併記念式典のみではないというのが、よくわかりました。

ただ、その、暮らしの便利帳というのが、今回もまたつくられるということでございましたが、前回いただいた暮らしの便利帳が大分、古くなったので、新しく更新しようということで考えておられるのかわかりませんが、その、従来あった便利帳と、何かどこか違うところがあるのか。そしてまた、これからのことについて、便利帳ですから、そんなに夢はないかと思いますが、10周年記念で暮らしの便利帳というのは、生活に必需品を記念事業としてやるには、余りにもさみしいというか、当然のものを記念事業に、それに宛がいするのは、いかがなものかと、私は思います。

さらに、もう1つですが、それをちょっと聞きますが、それともう1つはさらなる町の一体感を醸成することもできて町や、各種団体が実施する事業を実施しているということですが、またこれはあれですか、いろんな団体とか組織から、こういうことを10周年記念でやったらどうだろうか、私たちはやりたいんだけどもやってもええか、そして少し、幾らか経費の部分については、どのようなことが町として、経費助成もあるのか、そんなところがいただけるのかどうか。ただ、冠をいただくというだけではなくて、実が欲しいわけでございますが、実はいかがでございましょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) まず、暮らしの便利帳でございます。

議員御指摘のように、いわゆる暮らしの便利帳というものといたしましては、合併時に作成をいたしまして、町民の皆様、世帯のほうにお配りしたものでございます。本来ですと、国の制度なり、大きいものが変わった段階、ある程度、2年、3年のペースぐらいで再発行という格好をとるべきところではあったかと思いますが、残念ながら、合併年度に発行いたしまして、全く発行していなかったという状況がございます。それを受けまして、今回、合併10周年を契機としまして、暮らしの便利帳を、作成をしたところでございます。

それから、冠事業でございます。

実のあるところということでございますけれども、今、現状で、いわゆる、各種イベント等で終わったものも含めまして、何点か、冠事業をしております。

先般、夏の時期の省エネコンテスト等につきましては、津和野町環境パートナーシップ会議という、町も入った、事業者さんでつくっておりますけれども、そちらのほうにも御協力をいただきまして、冠をつけていただいて、実施をしたところでございます。

今後も、今年度のところで、今から秋冬にかけまして、町が実施する事業等もありますし、実行委員会形式で行う事業等もございますが、そちらのほうでも冠をつけていただきまして、事業を実施して、合併10周年という部分を、盛り上げをしてまいりたいというふうに思っています。ただ、実のある部分というところにつきましては、実際のところ、予算化のところはしておりませんで、従来から町が絡んでおります事業については、当然、町が予算化した部分の事業でございます。

それから、先ほどのような、町が一団体として入っております事業につきましても、 従来から、町が予算的に見れる部分については、従来と同じように見させていただいて 事業をしているところでございます。10周年という部分で、例年と若干、事業費を上 乗せというような部分につきましては、残念ながらしていないところでございます。 以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) ちなみに、脚本家は、名前はあえて申し上げませんが、映画の題名は、唇に歌声をということで、この秋にDVD化されて手元に入るはずでございます。ぜひ、どうぞ、お買い求めいただいて、家でご覧いただきたいと思います。
- **○議長(沖田 守君)** 質問をしておるが、これは、回答は要らないの。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) もう、いいです。
- ○議長(沖田 守君) 以上で、11番、板垣敬司君の質問を終わります。

.....

○議長(沖田 守君) ここで、3時10分まで休憩といたします。 午後3時00分休憩

.....

午後3時10分再開

- 〇議長(沖田 守君)休憩前に引き続いて、一般質問を続けます。発言順序6、6番、丁泰仁君。
- **〇議員(6番 丁 泰仁君)** 6番、丁泰仁でございます。

それでは早速でございますが、通告に従いまして、質問をいたします。

まず、第1点、当町の観光施策の実施に伴う経済活性化につきましてでございますが、 まず、最初に国内外の経済概況から入ってまいりたいと思います。

このところ、毎日のように各新聞紙上のトップを飾っている国内外の経済情勢を見渡 しますと、余りにも不安定の一言に尽きる限りです。まさに、人、物、金が国境を自由 に行き交うグローバル市場経済のすさまじさを見せつけられる思いです。

まず、国外の経済状況等に触れますと、今、一番の注目、中国経済でありますが、昨年11月以降の利下げや人民元、通貨切り下げを相次いで実行するにもかかわらず、株

安に歯どめがかからず、また最近のさまざまな景況感指数が予想以上に悪化し、さらに 金融恐慌に拍車をかけている状況です。

また、米国経済も、まさにバブル防止のために利上げ観測がなされていた矢先、中国 初の金融恐慌で株安連鎖に見舞われ、利上げ観測も年末まではひとまず、据え置きの見 通しというところです。

また一方、欧州におきましては、ギリシャの政局不安定と金融問題が重なり、さらにはシリアから欧州へ向けての難民問題も重なり、これまた同時世界株価の下落を免れない状態です。

一方、国内の経済環境を見ますと、最近、内閣府が、8月17日に発表した4月から6月のGDP、国内総生産の指標が物価変動を加味した実質で1.2%減の四半期ぶりのマイナス成長であることがわかりました。この主な原因は、GDPの6割を占める個人消費の伸び率が実質前期比年率マイナス3%とふるわず、GDPの大きな押し下げ要因となっております。

また、ちなみに、これらの支出品目を見ますと、生活必需品である基礎的支出が持ち直している一方、旅行、教養、娯楽、外食などのサービスと、家電商品、乗用車、衣料品などの商品に対する選択的支出が減少しているようです。さらには加えて、輸出も低迷が原因だとされています。政権運営の生命線でもある政府のアベノミクス経済に与える影響は大であり、最近におきましては、アベノミクス経済の失速までささやかれ始めています。

先ごろ、共同通信社が全国の知事を対象に、各県の経済状況をアンケート調査したところ、全知事から回答を得たそうです。それによりますと、主な意見として大都市と地方の経済の格差が拡大、5割の回答、消費税増税前の水準に戻っていない、これ6割の回答。円安に伴う、原材料価格の上昇が地方経済を支える中小企業を直撃など、厳しい意見が過半数を占めました。

アベノミクス経済政策を全国に波及させると、地方創生の具体案まで打ち出したわけですが、各自治体は景気への厳しい見方をし、アベノミクス経済政策の効果は限定的であることがわかってきたようです。経済格差が拡大と答えた、当島根県は地域の人口が減って、中核となる商業施設が閉鎖となり、さらに衰退が加速する負の連鎖が起こっていると実態を正確に捉えた意見を述べています。

以上のような、国内外の経済状況に鑑み、直接、あるいは間接的に影響を受けざるを得ないグローバル市場経済のもとで、当町の経済を考えるとき、景気沈滞化への懸念に伴い、さきに述べましたように消費者、特に観光客の消費者マインドを持ち込み、当町への観光誘客の落ち込みを大変危惧する次第です。これらの懸念を払しょくするためにも、当町経済の活性化の源の1つであります商工観光施策の、今年度、具体的事業の実施に伴い、当町経済の活性化を促進しなければなりません。

そこで、以下、質問します。

今年度、具体的観光施策として、A、街並み整備歴史的風致向上事業、今年度6件ですが、そのうち、1、津和野駅前の休憩施設等の整備事業、2、旧城下町と山陰整備事業、3、殿町水路・水系改良事業でありますが、この3点はおおむね、完成されたものといたしまして、次の、以下3点につきまして、問います。

藩校養老館保存修理事業、進捗状況はいかがでしょうか。

- 5、津和野駅周辺整備事業具体的計画策定協議の状況。
- 6、まちなか再生総合事業。いわゆる、町家ステイ戎丁でございますが、1棟目の中間実績。2月オープンから8月までの営業実績と今後の見通し。さらには、今、2棟目の建設が進められておりますが、建設進捗状況はいかが。
 - B、伝統的建造物群保存事業、今年度4件の具体的事業概要はいかがなものか。
- C、次に、今年度、認定されました日本遺産認定事業、特に、秋口開始実施予定の次の4項目につきまして、1、情報発信事業におきますポケットガイドブック、まちあるきパンフレット作成、ホームページの開設等。2、日本遺産普及促進事業、まちあるきイベントの実行はいかがか。3、情報発信施設整備事業、日本遺産センターの開設進捗状況。これは8月から準備に入り、10月、仮オープン予定ですが。4、案内板、説明板の設置、日本遺産センターのオープンにあわせて、順次、整備を行う計画ですが、進捗状況はいかがでしょうか。お答えください。
- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、6番、丁議員の御質問にお答えをさせていただきます。

観光施策の実施に伴う経済活性化についてでございます。

まず、歴史的風致維持向上事業の関連の御質問でございますが、藩校養老館保存修理 事業につきましては、平成27年7月31日に実施設計業務の指名入札を行い、8月1 日に、百合本建築設計と契約を結んでおります。今年度中に実施設計が完了し、平成2 8年度より解体格納工事及び組立工事を行い、平成29年度の工事完了見込みでございます。

現在は、設計事務所が教育委員会事務局と協議を行いながら、養老館の資料収集、復元調査及び全国の藩校の保存修理事業の資料収集を行い、実施設置案を練っているところでございます。養老館の保存修理及び活用の方針に関しては、津和野町文化保護財審議会で、保存修理、有効な活用案を審議をしております。

続いて、歴史的風致維持向上計画における駅周辺整備事業につきましては、駅舎内における案内設備及びトイレの整備。駅前一帯、駅前駐車場やロータリーなどの環境景観と魅力を向上させるための整備。桑原史成写真美術館前の駐車場の整備などが予定されております。これらの事業については、国土交通省管轄の社会資本総合整備交付金のうちの都市再生整備計画事業で行うことが最も効果的であるため、現在、国や県の指導の

もと、地元の駅通り商店街や、西町商店街の皆さんに意見を伺いながら、津和野町都市 再生整備計画の作成を進めております。

また、平成25年度の夏から、JRによる大型のデストネーションキャンペーンが予定されておりますので、JRとも連携を図りながら、12月をめどに計画をまとめ、事業は来年度から着手をしてまいりたい考えでございます。駅周辺の景観については、これからデザイン案を一般公募するコンペを実施することにしておりますので、その結果を踏まえ、旧SL館における休憩施設等を、整備事業をあわせて一体的な整備を行いたいと考えております。

次に、町家ステイ戎丁については、本年2月に本格的にオープンをし、8月末までに23件の利用がありました、最も多い月で7月7件、少ない月で、営業を開始した2月のゼロ件となっております。9月においては、既に9件の予約があり、次第にPR効果が出てきているように思います。これから秋に向けて、さらに利用者数がふえてくることを、期待をしております。

2棟目の潮邸、上新丁通りについては、先日、一般競争入札が実施され、町内の業者が落札をされて工事が始まっております。工期は今年度末までとしておりますので、来年度になって準備が整い次第、営業が開始できるものと考えております。

町家ステイを運営する上では、やはり、ある程度の棟数が整備されることで、相乗的なPR効果やスケールメリットも生まれると理解しております。今後も既存の旅館や飲食店と連携をしながら、新たな客層を獲得するためにも管理体制、おもてなし向上なども考慮しながら、整備対象となる物件の募集、絞り込みを進めていきたいと考えております。

次に、2つ目の伝統的建造物保存事業に関連しての御質問でございます。

本年度においては、個人の母屋1件、土蔵1件、これはいずれも特定物件でございます。同じく、個人の店舗1件、これも特定物件及び門1件、これは非特定物件でございますが、の計4件が行われる計画です。

母屋については、屋根、外壁、建具の修理で698万9,000円。土蔵については 漆喰壁の塗りかえで414万4,000円。店舗については外壁、建具の修理で800 万円。門については屋根、柱等の修理で300万円を補助する計画で、いずれも今年度 内で修理が完了する予定でございます。

3つ目の日本遺産関連事業についての御質問でございます。

日本遺産の関連事業につきましては、文化庁の補助対象となる事業については、津和野町日本遺産推進協議会で、対象とならない事業については、町の予算で事業を実施することとしております。情報発信事業、これは補助対象でございますが、におけるポケットガイドブックについてでありますが、10月18日を皮切りに、認定を受けたストーリーに基づいた、まちあるきイベントを今年度4回開催することとしており、その成果に基づいて作成をしていく予定です。

各イベントでは、まちあるきパンフレットを作成、ガイドによるモデルコースの案内や参加者へのアンケート調査等を実施し、それらを取りまとめて、魅力あるコースを設定いたします。また、ホームページについては基本となる情報を日本遺産センターの開館前には、公開してPRに努めるとともに、新しい情報を順次、追加していくこととしております。

日本遺産センターについては、10月11日に旧葛飾北斎美術館を改装してオープンさせる予定で、センターでは国内外からの来訪者に対して、ストーリーの紹介や観光に必要な4つの要素、自然、四季、伝統文化、食について、津和野百景図をもとにした、津和野の特徴を写真や資料とともに紹介をいたします。

開館当初は、津和野百景図の実物を展示するとともに、随時、津和野の歴史に関連する魅力的な資料を紹介しながら、魅力ある施設にしていきたいと考えております。受付では歴史に詳しい職員、コンシェルジュが津和野のまちあるきの具体的なアドバイスができるよう、現在、準備を進めております。観光協会のガイドクラブとも連携をしながら、津和野の魅力を、発信をしていく考えでございます。

日本遺産センターについては、地域の交流拠点施設としても利用できるよう、住民の 方々と連携を図ります。当該地区は伝統的建造物群保存地区内にありますので、町並み の保全や修理などの相談窓口としての機能や、特に2階については、地区の魅力の紹介 や古写真や資料などを集めて公開したり、体験活動なども実施できたりするスペースと して活用していきたいと考えております。

案内板、説明板については上記のまちあるきイベント等を通じて、必要となる箇所を 定めて、随時、設置をしていく計画です。本年度においては、永明寺や鷲原八幡宮など 観光の拠点となる場所を、優先的に設置をしていきたい考えでございます。

大変申しわけございません。先ほどの回答で、1つミスがございましたので訂正させていただきたいと思います。JRによる大型のデストネーションキャンペーンが予定されているというところでありますが、平成29年度夏からが正しいものでございますので、お詫びとともに訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁泰仁君。
- **○議員(6番 丁 泰仁君)** ただいま、丁寧にお答えをいただきました。それに対しまして、少し、再質問をしたいと思います。

まずは、歴史的風致維持事業に関してでございますが、サイン計画は非常に、思ったよりもいい看板になっております。観光客が、非常によく利用して、この町にぴったりの思っている、上できな看板になってると思います。これは素直に賛辞いたします。

それから、次に養老館の保存修理事業ですが、これは、今、津和野百景図が出てきてますので、ここに養老館の図もありますよね。それから、そこに説明で、今の養老館のその場所だけではなくて、当時それに接続する、いろいろなばばがあったり、いろいろな説明があるんです。そこで養老館の中で、何をされていたかという内容も、非常に、

記述されておるし、それから各、学ぶ学科が、いろいろ、数学科とか国文とか、いろいろ、ありました。

そういうことも、それを見まして、今度、看板を恐らく、その養老館に日本遺産センター関係で案内板をつくるんではないかと思いますけど、そういうところからも、それを見て、ああ、これが養老館だったということがわかるように、何か復元、ここにも回答がありますけど、復元も考えているということですので、大いに期待したいところですんで、そういうところを、よく百景図と照らし合わせまして、つくり上げていってほしいなと、そういうように思います。

それから、駅前周辺のことですけど、昨年の定例会でも、一般質問で一番懸念するし、要請しました。JRの駅前開発を策定するときには、必ず、地元の商店街なり、地域の自治会なり、住民の意見を必ず聞いてほしいということを要請いたしましたが、本日の回答におきまして、それをやっている、そういうことで安心しました。だからぜひ、必ず、最後まで住民の意見を聞きまして完成させてほしいなと、そういうふうに思います。それから、最後に、町家ステイの問題です。

ここに、今、回答いただきましたら、8月末までに、2月からオープンして23件の利用がありましたと。それで、最も多い月が7月7件。これで、知りたいのは、何件、何件で、23件の利用がありましたと書いてますが、じゃあ23人なのか、人数が欲しいなと、人数が。23件で何人、泊まったのかと。

それから単価がどれぐらいなってるのかと。つまり、聞くところによりますと、1人当たり 1 万 5 , 0 0 0 円前後かな、平均。そういうことで、人数があれば、それを掛けたら、8 月末までの売り上げが出てくるわけです。なぜ、これを聞くかと言いますと、前も 1 回、質問したんではないかと思いますけど。

この町家ステイの立ち位置っていうのはどうなのか。つまり、民間経営と同じように、利益を追求する施設なのか。それとも、公共的な施設なので、維持費が出ればいいやと。だから、予約だけ受け付けて、なければそれはそれでいいんだと。つまり、宣伝広告はする必要はないんだと。そういう立ち位置の、ただ受けるだけの、積極的に売り込むんじゃなくて、受けるだけの施設なのか。そういうところを、まず、お答え願いたい。

それから、2棟目を、今、建設にかかっているんですが、これも、くれぐれも、1棟目もそうで、恐らくなされたと思いますんで、2棟目になりますとふえるわけです、この町家ステイ。そうしますと、公共的施設だと、民間の方々は思っているわけです。よく考えたら。よく話し合いまして、民間経営を圧迫しないように、このことだけが、やはり、一番、私は商工人として気になるところでございます。

それで、こう言いますと、今、その民間の立ち位置で利益を追求するんだったらば、 その旅館組合の方たちと競争するということになるわけです。ここら辺の立場を、どう いうふうに調整していくかというのは、非常に難しいと思うんですけど、ここら辺はど ういうふうにお考えですか。ここをひとつ、お聞きしたいと思います。とりあえず、そこを、歴史的風致維持事業につきましての再質問を先にお答えください。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 御質問をいただきました内容でございますが、まず、 宿泊者の人数でございますが、9月までの時点で取りまとめております。それでいき ますと、23足す9件ということで32件程度で、現時点で、おおむね100名程度 の宿泊がございました。そのような状況でございます。

それから価格帯でございますが、閑散期、また、通常期、また、繁忙期、ハイシーズンと、いろいろ、連休等の一番多いときというような形で、値段設定、いろいろ、分かれておりますが、通常価格でいきますと、お二人のときで2万1,600円から、一番高いときで、5名様で8万円というような数字になっております。これが、1万800円ぐらいから、1万6,000円程度ということになるかと思います。

ただ、現在、町民の皆さまから御紹介いただいたお客様については、お一人様の価格でいきますと、大体、6,300円から1万2,600円というような形で、多い人数になると6,300円程度になると、お二人だったら1万2,600円程度ということで、比較的、価格を抑えて、なるべく、まず、ご利用いただいて、PRをしていただきたいという思いで、運営を観光協会のほうで行っていただいております。

町家ステイの立ち位置でございますが、議員さんからの御指摘がございましたように、施設を町が整備して、民業圧迫になるという形では問題があるというふうに、私も認識をしております。そういった部分では、まさに、これを1つの共有財産として、町内の旅館業、また、飲食店業さんと組んで、一緒になって伸びていこうという形でございます。というのが泊食分離でございますので、宿泊と食事は別にしてございます。そういった部分では、ここにお泊りをいただいて、食事は町内に出ていただきましょうという形で、新たなお客様を確保していきたいという思いでおります。

そういった部分では、価格帯につきましては、かなり素泊まり等にしては高い価格を設定しております。朝食は、また、別途いただきますので、これも、町内の業者さんと連携をしておりますが、別途いただきますので、比較的、高い設定になっております。これというのも、いままで、こちらへお泊りいただけなかった方に、なるべく、新たな客層としてお泊りをいただいて、食事は自信がありますよと、宿泊についても、これだけクオリティーの高いものができたというところで、津和野に泊まってよかったと思っていただけるようになればということでございます。

その部分でいいますと、ある食事関連の業者さんから言われますと、こういうコースを食べさせた上で、泊まるところはどこかないかという御相談のときに、こういう町家ステイというのもございますよと言うような形で御紹介をされたようですけど。その方が大変、喜んでおられたのが、朝帰ってもお風呂に入れるとか、そういった部分でいうと、朝、髪の毛が洗えるとか、やはり、津和野の旅館の場合は、温泉旅館ではございま

せんので、なかなか、朝方のお風呂とか、夜遅く帰ったときのお風呂が難しいということがございます。そういった部分では、ここへお泊りになって、ゆっくり食事をされて帰られて、翌朝お風呂に入ろうかというようなことができるという部分では、大変、喜んでいただいているということで、使い勝手がいいよというようなことを言っていただいております。そういう部分で、さらに、2号棟ができましても、今後、2号棟ができますと、定員がおおむね10名程度になるかないうふうに思っています。

これで、1号、2号合わせて、何か団体がいらっしゃれば、15名程度はお泊りいただけるようなことも可能になってくるかという部分で、答弁にもございましたようにスケールメリット等を生かしながら、皆さんと連携して、共に伸びていく、皆さんの共有財産として活用いただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) それじゃ、確かめます。

それでは、民間と同じように利益追求型ではないと、あくまでも、こういうことですか。確かめます。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 単純に利益を追求していこうというものではございません。ただ、当然、公施設といいましても、ランニングコストが生じてこないといけませんし、観光協会としますと、それだけのスタッフを割いて、運営をされておられます。そういった方々の人件費的な部分もありますので、そういったものは確保しつつ、違った形での津和野への誘客を図るという部分では、必要以上に利益を追求する必要はないかと思いますが、一定程度、とにかくランニングは確保して、皆さんに利用いただいて、波及的にみんなで伸びていこうという施設になればというふうに考えております。
- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- 〇議員(6番 丁 泰仁君) わかりました。

それでは、次に、日本遺産センターの件ですが、1つ回答がございましたけど、私が知りたかったのは、前回の一般質問のときに、遺産センター内に郷土芸術家の方々の作品を常設展示する場所を設けてほしいと、こういうふうに申し上げましたけど、その件につきましては、いかがなってますか。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** その件につきましてでございますが、まず、1階部分については、現在、改修工事を進めておりまして、これについては、当然、日本遺産を中心としたディスプレイによって、ここを、美術館というより、まず、まち歩きのガイダンスセンターというふうに位置づけたいと思っておりますので、当然、ある

程度、日本百景図の原本も1巻ごとぐらいの展示は図れるかと思います。そういった 使い方になってくると思います。

ただ、2階部分、また、ロビー等については、今後、計画を練っていきます。先日も 地元の皆さんに対して、説明会を夜、行わさせていただいたところでございますが、そ ういった御意見も出ておりますので、そういった部分を踏まえて検討させていただきた いというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) ぜひ、開設をして頂きたいと、そういうふうに思っています。努力をしてください。

それではこの件は、これで置きまして、2番目の質問に入りたいと思います。

2番目の質問は当町の、まち・ひと・しごと創生案、つまりは地方創生案と関連事業に関してでございますが、この件に関しましては、午前中に同僚議員のほうから同じような質問がございましたので、その質問内容と、それからそれに対する執行部の回答の内容が、私が今から延べます中で、反復するような箇所が出てくるのではないかと思いますけど、御了承をお願いいたしたいと思います。

それでは、まず、入りたいと思いますが、まずは本論に入る前に、地方創生に関しての国、県、他市町村の概況に触れることから始めたいと思います。

最近、9月4日、国の2016年度予算概算要求が出てきましたが、それによりますと、一般会計の予算総額は102兆円、過去最高を更新、主な要因は、年金、医療等、社会保障費のふくらみ及び当初防衛のための国防費等が過去最高を更新するとのための要因とされています。

そのうち、地方創生関連事業費として、内閣府が各自治体に配付予定の人口減少対策の新型交付金は1,080億円ということですが、この予算数値に対しまして、全国知事会におきましては、2014年度補正予算での地方創生関連交付金が1,700円であったので、2016年度予算にあっては、当然、2,000億円超を想定していたところ、1,080億円減少になり、政府への大きな不満要素となっています。

このことは、政府の厳しい緊縮財政を表す一方、各自治体は交付金の支給を見据え、 人口減少対策、地域活性化の事業を盛り込んだ地方総合戦略の作成を進めているのであ り、交付金減少ならば、地方の意欲は低下し、事業が進まなくなる可能性が高くなると いう懸念も生じさせることになると思います。

次に、島根県の人口減少対策5カ年計画、県版総合戦略の素案が公表されましたが、これは、総合戦略人口ビジョン、人口減少対策を基軸に就業の機会をつくり、結婚、出産、子育ての環境整備や、人の当県への移住を促す狙いですが、新聞紙上によれば、この素案に対しまして、県市町村会の各市町からは、県の総合施策は従来施策の羅列であり、島根らしい柱になる部分を示してほしいとの要望が続出したらしいです。

例えば、要となる子育て支援におきましては、保育料軽減、乳幼児医療費助成制度の 拡充を要望、この費用は現在、各市町村が独自に上乗せし、対策にばらつきがあるとい うことです。各市町村一律の対策となるよう求めたものです。ちなみに、お隣の鳥取県 では、柱となる子育て支援で、市町村とともに、第3子以降の保育料は無料化するとい う例が注目され、当県におきましても、同様の要望が高まりましたが、当県知事は、現 時点で、これに否定的で、最終案に別の新規対策を盛り込むことを検討しているとのこ とです。

また、続いて、各市長から、さまざまな地域課題に向き合うには、財源確保が必要、 そのためには使途が自由な地方交付金の増額や国から自治体への税財源移譲について、 県より国に対して強く要望するようにとの多くの意見があったそうです。

続きまして、各市町村の地方総合戦略版の策定状況を考察しますと、策定に関して、 戦略に関する調査やデータ分析をコンサルティング会社に委託する実態も少なくない ようです。また、県内全自治体が、上限1,000万円交付金の上乗せともなる10月 末までの策定を目指しており、既存事業を横滑りさせる自治体もあるそうです。

これより、本論に入りますが、これらの状況の中で、将来にわたって、活力ある地域 を維持していくために雇用の創出、新しい人の流れ、結婚、出産、子育て支援、時代に あった安心して暮らせるまちづくりを目指した。津和野町まち・ひと・しごと総合戦略 案の策定進捗状況はいかがでしょうか。私はここ数年来、実施してきました、さまざま な地域活性化、人口減少対策に関する既存事業はまち・ひと・しごと創生総合戦略案そ のものであり、新たに総合戦略版が出てきたとしても、これらの既存事業が基軸になる べきだと思っております。

そこで、私なりに簡潔に、これらの事業を、1まち、2ひと、3しごとの各タイトル に関連、分類し、以下、次のように整理をしてみました。

1まち、これは、まち並整備事業、日本遺産関連事業、こういうものを通して、町を つくり上げると。

2ひと、定住政策、各種住宅政策、つわの暮らし推進住宅、今年度木部地区3件着工 予定でございますが。

3のしごと、これは雇用政策、商工観光振興政策、農林産業等の政策でございます。 以上のように、各タイトルにあわせて、関連事業内容を整理しましたが、これに従い、 本日は各種事業の中間実績及び経過状況を伺うという意味で、以下、質問をいたします。

2項目めの定住政策の今年度の着工予定のつわの暮らし推進住宅、木部地区3戸の進 捗状況はいかがか。

3項目めの雇用政策での、商工観光振興策のA、CAS冷凍機器導入による特産品開 発、お土産品開発に関する機器稼働後の経過はいかがか。

B、にちはら総研、蚕、冬虫夏草関連事業の拡張に関して、本年度営業実績は計画ど おり順調か、いかがか。

- C、国の認定を受けた総合支援事業計画に基づき、実施したチャレンジコンペ優秀者 2件の開業に関する情報はいかがか。
- D、東京事務所運営に対する今年度の成果目標は、特に物品販路拡張、情報発信誘客 営業等、特に費用対効果を見据えて、お答えしてもらいたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、まち・ひと・しごと創生案と、関連事業に関して お答えをさせていただきたいと思います。

津和野町まち・ひと・しごと総合戦略の策定状況につきましては、5番議員さんにお答えをしましたとおり、現在、自然増減及び社会増減の影響等の分析や、12地域、それぞれのまちづくり委員会の人口について推計をしながら、以前60年の目標人口について、シミュレーションをしているところでございます。

今後につきましては、9月下旬から10月中旬にかけて、関係者の皆さんと意見交換会を実施することとしており、御意見も参考にしながら、総合戦略の素案を作成をし、10月下旬の津和野町まち・ひと・しごと策定検討委員会の御審議を経て、津和野町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略案を策定の上、12月議会において報告させていただき公表したいと考えております。

まちにつきましては、住民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成を目標として、住民と行政の協働のまちづくりを推進し、12地域のまちづくり委員会と連携を図りながら地域の実情に応じたまちづくりと拠点づくりを、展開をしてまいりたいと考えております。

ひとに関しての、つわの暮らし推進住宅整備事業の進捗状況でございますが、木部地 区まちづくり委員会から要望いただいております津和野町中川に、今年度3戸を建設す る予定で、当初予算において、予算措置をしているところでありますが、建設予定地に つきましては、所有者がなくなっておられ、売買について相続人全員の同意をいただく 必要があり、それに時間を要したため、事業が予定よりおくれております。

建設予定地につきましては、今月中には売買契約が整う見通しとなりましたので、予定どおり津和野町中川に建設をしたいと考えております。なお、このことについては9月上旬に、木部地区まちづくり委員会の皆様に説明をさせていただき、御理解をいただいております。今後、土地の測量及び鑑定を実施し、土地を購入後、土地の造成については、今年度のところで、住宅の建築につきましては、平成28年12月をめどに事業を進めてまいります。

続いて、津和野CAS凍結センターの経緯につきましては、2番議員への答弁において、御説明をしたとおりでありますが、準備段階よりプロジェクトに携わっておりました地域おこし協力隊員が離職することとなったため、今後、早急に体制を再構築し、地域の魅力ある特産品をCAS凍結技術の優位性により、付加価値として高めながら、積極的に販売できるよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、株式会社にちはら総合研究所では6月20日に、第10期定時株主総会を開催され、決算報告が行われましたが、繰越利益剰余金のマイナス額が増加をしており、安定した経営状況に至っていない現状があります。この背景には、全国的な養蚕農家の減少により、原料調達が難しくなっていること。また、中国産、冬虫夏草を配合して販売する大口業者が津和野式冬虫夏草の名称を使いたい旨の申しいれがあったため取引を中止したことなどがあるようです。

経営の安定には、生産性の向上と営業活動の両面が必要と考えておりますが、営業面においては、社長みずから営業活動に奔走し、顧客獲得や新商品開発に向け努力をされていることから、今後はこうした先行投資が実を結ぶものと期待をしております。また、にちはら総研におかれましては、冬虫夏草感染率を高める努力をされておりますが、東北地方の遠方から陸送されるなどの要因により、感染率の低下が問題であると聞いております。より、上質の原材料を確保するためには、津和野産のまゆを増産し、陸送によるまゆのストレスを軽減させ、感染率の向上を目指さなければなりません。そのためにも、桑園造成が不可欠と考え、地域おこし協力隊制度を活用して、面積拡大を図ることを、担当課より提案をさせていただいているところでございます。

続きまして、平成26年度に実施いたしました空き店舗活用チャレンジコンペでは、8名、9件の応募があり、益田市の永嶺勝志さんによる、津和野に来たら太皷谷稲成神社ときつねうどん、井野口匡さんによる国内、中国等の海外観光客の集客を促進するスーベニアショップ事業を優秀賞として選んだところでございます。

本町といたしましては、空き店舗を改修し、起業することについて、県事業、島根県地域商業等支援事業の導入も図りながら、平成27年度予算で支援するため予算化をいたしました。2者のうち、井野口さんについては、ことし5月にも、町商工会との協議を行い、事業化に向けたスケジュール提案も行っていただき、同スケジュールの中では、今後の具体的な動きについても、商工会担当課が説明を受けました。御本人が海外でも事業展開をされており、10月にはその後の進捗状況を踏まえ協議することとなっております。

一方、永嶺さんについては、複数回の協議を行っておりますが、店舗と駐車場が確保できる物件探しが難航しているようで、具体的な動きとなっていない状況でございます。 補助関係の期限等については、既に両名にお伝えをしている、補助の期限が今年度末ということを考えると、具体的な行動に移す時期が迫っていると推察をいたします。

町といたしましては、今後も商工会等、関係機関と連携をして、開業に向けての支援 を積極的に継続をしたい考えでございますが、事業開始等のスケジュール、準備経営計 画、資金等については、当事者としてのお考え、御都合もありますので、支援体制を維 持しつつ、経過を注視したいと考えております。

続きまして、東京事務所の運営につきましては、昨年は設置初年度に当たり、国、県 を初め、事務所の位置する文京区や周辺自治会、商店会、大学等の関係機関との関係構 築を行うとともに都内旅行代理店へのセールス、特産品販路開拓、情報発信等に取り組んでまいりました。今年度から所管が商工観光課となり、これまでの事業を継承発展させるとともに、前年の取り組みの中で発見できた問題点等を解消し、より具体的な取り組みを進めて、東京事務所の役割、存在意義を一層高めたいと考えております。具体的には、まず、文京区民の皆様等に親しんでいただく事務所とするために、外壁部分2カ所に、鴎外ゆかりの地としてのゆえんで、文京区に事務所を設置したことを周知する看板を取りつける予定でございます。

また、本年7月には、事務所の設置要綱を改正して、土・日曜日を開業し、月曜日を 定休日とすることに改めており、これまでのニーズに即した利用環境への向上を図った ところでございます。さらには、東京津和野会との連携を一層進め、首都圏在住の津和 野出身者のデータベース化に取り組むこととし、東京事務所の情報誌による情報発信、 事務所のサロン的活用、ふるさと納税の推進等にも取り組む考えです。

観光誘客事業においては、まず、これまでのエージェントとの関係を生かしながら、 萩石見空港を利用した団体旅行等、誘致に関するアプローチを行い、広く量的な観点からの誘客に取り組みます。特に、日本遺産をキーワードとした本町の魅力を知っていた だく企画を観光協会等と連携して商品造成を行い、PRして、文京区民の方々を中心に ターゲットを絞り込んだ上での募集を図りたいと考えております。

議員御質問の物品販売、情報発信、誘客等の費用対効果を見据えた成果目標について でありますが、物品の販売については、今年度は、さきに申し上げた観光誘客と東京津 和野会や文京区との連携を優先目標とするため、前年販売額の維持を目標としたい考え です。

また、誘客については、昨年実績を上回る2,000人以上を目標としたいと考えております。情報発信については、成果目標の具体化が難しいところではありますが、津和野ファンクラブの加入実績等により、情報発信の成果として設定ができないか検討してみたいと考えております。

いずれにいたしましても、文京区との交流提携、萩石見空港の東京2便化、日本遺産の認定など、現在、本町においては、観光振興等を図る上での重要なタイミングを迎えておりますので、この契機を、着実に成果を出す窓口として、東京事務所をしっかりと機能させてまいりたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) それでは、時間も余りありませんので、簡潔に再質問をさせていただきます。

3項目めの商工振興策のことでございますが、それのAのCAS冷凍機に関することでございますが、これは同僚議員が、先ほど、いろいろ質問をされまして、それに対して、答弁がいろいろ、ありましたので大概は了解いたしました。

ただ1点だけ、確かめたいなと思うのは、このCAS冷凍機を入れるときに、売り上げに対するシミュレーションを出してきてます。それをいいますと、大体、CASの使用料が、加工場使用が240万円、持ち込みが200万円、それで計440万円、年間でしょうね。それから、経費を25万円引いて、12カ月で380万円の年間の収益が出るんだと。それから、380万円の15年掛けて、5,700万円の収益が出るから、次の15年後には償却ができて、次の機械を入れかえることができるんだと、こういう算用をしているわけです。

先ほど、同僚議員の質問で、非常に今、その当初の目的と狂いまして、いろいろ、C A S 冷凍機に関する実績が半減しているとかいうか、計画が狂ってるということです、端的にいえば。そうしますと、この売り上げに関してもシミュレーションをしている。この売り上げは、一体どうなっているんですかということをちょっとお聞きしたい。そこが狂っても、売り上げがちゃんと伸びているんだというのか。それとも比例して、これも減っていると。そうすると、今後の計画は来年以降どういうふうになるのかと、そこら辺、農林課長、お答え願いたい。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) このシミュレーションはあくまでも売り上げではなくて、 CAS冷凍の手数料をいただいてのシミュレーションであるわけですが、先ほども説明しましたように、CAS冷凍をかける製品が、今のところ少ないということで、そのシミュレーションどおりにはいっておりません。

これをいろいろ、やってみてわかったんですが、一つ一つの商品について、どういう 形で冷凍していく、それから商品化していくのがいいかというのを手探り状態で、今年、 やっておりまして、特にアユとかカニにつきましては、大体のめどがついたと。来年に 対しては、商品化をどんどんしていけるということが見つかっております。

ただ、先ほども言いましたけど、ワサビのほうが、まだ、商品化に至っておりませんで、これを何とかしていかないと、そのシミュレーションどおりにはいかない。それから、これから出てきますイノシシ肉、クリ、それから来春に向けてのワサビの加工、そういったものを、もう一度、練り直して商品化できるようにしないとCASとしての手数料も入ってきませんので、その辺は、今後は努力していかなければならない。また、シミュレーションのつくりかえもしていく必要があるかと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) はい、わかりました。では、現状では予定通りにはいっていないと、それにいくように努力はすると、そういうことを理解しまして、それから少し努力しまして、その成果を来年の決算時に再度、新たにシュミレーションをおこした数値を1回提示してください。

そういうことで、この件はCASに関しては終わります。

次に、冬虫夏草に関する売り上げ目標でございますが、これも、何か、剰余金がマイナスになってるとか、ちょっともたついてるような感がするんですが、これも、再度、確かめます。これも昨年、検査委員会の事務調査時に提供を受けた資料なんです、売上高の推移と。それで、2014年度は、売上高7,100万円。町にバックする320万円と、こういうふうに書いてある。これ昨年。

それで、2015年度、1億3,000万円、今年度、売り上げ。町にバックするのが480万円の予定なんです。だけ、来年は2億800万円。バックするのが720万円、町に。こういうふうに昨年、今年、来年にかけて、3カ年の、これを見ますと、当初、私、昨年、見たときに、何とすばらしい優良企業だと。こんな優良企業があったら、それは、どんどん拡張して、第2工場、第3工場をつくってもいんじゃないかと。世界に誇る企業になるんじゃないかと思いましたけど、どうもやはり、どこかでつまずいたみたいですね。景気の変動で。

それで、これ2015年度、1億3,000万円売り上げ目標。それから町に480万円バック。とりあえず、今年度に関しまして、これがどういうふうになるのか、計画は。大体、この数値がどういうふうになるのか、そこを簡潔にお答えください。時間がありませんので。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** おっしゃいますように、本年度につきましては、6 月 2 0 日の株主総会に置いて、かなり厳しい数字が出ております。申し上げました理由については、そちら、答弁の内容にあるような状況でございます。

この中で、現在、会社のほうも、これ第3セクターではございませんので、全てを申し上げるわけにはいかない部分はございますが、社長が一生懸命、今もベトナム等との、いよいよ取引も始まったというような形で、ベトナムに赴いて、いろいろ関係団体と進めておるという状況でございます。

現時点では、新たな試算というものについては、その後、修正したものについては、お伺いをしておらん状況でございますが、まず、いままでまいてきた営業の種をいかに生かせるかというところで、金融機関等も同じなんですが、とにかく見守っていきたいという状況でございます。そういう部分で、具体的な数字については、現時点では、申し上げるものを、こちらで控えておりませんので、お許しをいただきたいというふうに思います。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) なかなか、難しいでしょう。

それでもう、やはり、我々はこういう予測のもとで、こういうふうに進んでいるんだなということで、いろいろ、予算等、そういうところに承認をするわけですから、やはり、今、把握していない、あるいは、この狂ったなら狂ったで、新たに、今の時点ではこれぐらいであろうというのを出すのが筋ではないかと、そういうふうに思いますので、

近々、今の時点では考えればこれぐらいになるだろうと。その数字について、とやかく 言うことではありませんが、我々もやはり、ある程度、にちはら総研に対する予測って いうものを考えておかなければいけないと思いますので、出せるなら出してほしい、そ ういうふうに思います。

次に、出店計画の情報結果は、今、大体、状況を把握できましたんで、これはもう省きまして、最後東京事務所の問題です。これは昨年以来、随分、何かこう、難しいようなんですが、私、これ、もう時間ありませんので、端的に1つ、申し上げますと、今年度、この983万円ですか、約1,000万円弱の経費を投入するわけです。それで、いろいろ努力目標も、今、説明を受けました。

それで、私、この物品販売とか、そういうもので、これだけの経費が返ってこないと思うんです。それで、もうちょっと知恵を使いまして、これは東京事務所の森鷗外関係で出したんですね。文京区に、森鷗外の。そうしますと、本家本元の、この津和野に鷗外記念館あるんです。鷗外旧居の中で。で、鷗外記念館のほうで、もうちょっと努力して、売り上げを伸ばして、そして、この経費980万円の半分でも補充できるような、成績を上げるような努力をすべきじゃないかと。

鷗外記念館の売り上げを、過去、探ってみましたら、平成23年度がピークなんです。 2万3,000人、入れておるんです。そして、入館料が1,000万円入っているんです。それで、ところが、ここ最近、25年度の水害は別にしまして、26年度、昨年度数値が1万3,000人。入館料、約530万円です。ここを調べて、23年から前は800万円ぐらい。それから1,000万円いきまして、それからちょっとずつ下がっておるんですけど、格段にやっぱり24年ぐらいから500万円ぐらいかな。そういうことなんです。

それだから、ここを、今、街並みの整備もしてきたし、いろいろ、要因がよくなって、日本遺産の指定管理者をされたから、よくなってきてると思うんで、もうちょっと宣伝をかけて、ここを、人数を2万3,000人ピークじゃったのが、26年、1万3,000人ですけど。この要因も分析しなきゃいけないと思います。ただ、ただ、経済的要因で、この町に来なくなった、全国的に不景気だから旅行しなくなったのか、それとも、この町の鷗外記念館の、何か宣伝が足りないから来ないのか。そういうところを、もうちょっと細かく分析して、入場者をふやして、それで入館料をふやしてください。これは500万円、違うんです。努力したら、1,000万円入ってちょう。今、530万円です。500万円、差がある。ここを、1,000万円にしたら、500万円、東京に穴埋めできるんです。986万円で500万円穴埋めできるんじゃないかと思うんです、気持ち的に、同じ鴎外関係として。そこは融通できないかもしれませんが、気持ち的に、こっちで上がった、こっちで出す、そういう考えをしますので。少し、努力してみてほしいなと、そういうふうに思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

〇議長	(冲出	守君)	以上で、	6番、	」泰仁君の質問を終わります。

○議長(沖田 守君) 本日の会議は、これで終わらさせていただいて、以上で本日の日程を全て終了させていただきたいと思います。

本日は、これで散会をいたします。 午後 4 時 09 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日) 平成 27 年 9 月 15 日 (火曜日)

議事日程(第3号)

平成27年9月15日 午前9時00分開議

	一般質 											
			本日の	の会議に	に付した	事件						
日程第1	会議録	会議録署名議員の指名										
日程第 2 	2 一般質問											
			出	席議員	(11名))						
	1番	後山	幸次君			2番	川田	剛君				
	3番	米澤	宕文君			4番	岡田	克也君				
	6番	丁	泰仁君			7番	寺戸	昌子君				
	8番	御手犯	先 剛君			9番	三浦	英治君				
	10番	京村高	まゆみ君			11番	板垣	敬司君	i			
	12番	沖田	守君									
	欠席議員(1名)											
	5番	草田	吉丸君									
	欠 員(なし)											
	事務局出席職員職氏名											
	局長	竹内	誠君									
			説明のた	め出席	した者の	の職氏	名					
長			下森 博	之君	副町	長 …			島田			
育長 …			世良清	美君								
₩ / }/- /- /- /- /-		ı = \							केट केट			

町 目 参事 (兼健康福祉課長) 齋藤 等君 総務財政課長 …… 福田 浩文君 税務住民課長 ………… 楠 勇雄君 内藤 雅義君 商工観光課長 ………… 農林課長 …………… 久保 睦夫君 藤山 宏君 環境生活課長 ………… 和田 京三君 医療対策課長 ………… 下森 定君 建設課長 …………… 田村津与志君 教育次長 …… 羽多野寿子君 会計管理者 ………… 山本 典伸君

午前9時00分開議

〇議長(沖田 守君) おはようございます。引き続き、お出かけをいただきありが とうございます。これから3日目の会議を開きます。

5番、草田吉丸君より欠席の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、これより 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

O議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、1番、後山幸次君、2番、川田剛君を指名します。

日程第2. 一般質問

〇議長(沖田 守君) 日程第2、一般質問。

昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、4番、岡田克也君。

○議員(4番 岡田 克也君) 皆様、おはようございます。それでは、通告に従いまして4点、質問をさしていただきます。

まず最初の質問でありますが、病院並びにせせらぎの運営等についてであります。

公立病院への交付税措置が、許可病床数から稼動病床数に変更となることが決まり、 平成28年度からは、許可病床数の削減数に応じて5年間に限り交付税が加算されるため、稼動していない病床を返上して交付税の加算を受けることなども考えられます。町 財政と病院経営の安定に必要不可欠である公立病院への交付税について、今後どのよう に試算しておられるのか尋ねます。

また、交付税減額に対する措置対策や3階病床について、どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

また、現在、病院経営は安定しているとお聞きします。せせらぎについては、特別養護老人ホームの入所基準が介護度3以上となったことにより、介護報酬の高い介護度3以上の方々が入所することや、益田市にも次々に施設ができたことから、経営が難しくなっている、厳しくなっているとお聞きします。病院とせせらぎの現状と今後の対応についてお尋ねいたします。

また、看護師確保のために、院内保育園の設置について、構想があればお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 皆さん、おはようございます。

一般質問2日目ということでございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。 それでは、4番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。 病院並びにせせらぎの経営等についてでございます。

公立病院への交付税措置は、議員御指摘のとおり、病床数に応じた普通交付税の算定 基礎が「許可病床数」から「稼動病床数」に見直しされることになります。

当町の場合は、「許可病床数」から「稼動病床数」への移行に伴う措置額の減少については、変動を緩和する措置を講ずることになり、減少分の1年目0.9、2年目0.6、3年目0.3を復元し、4年目に置きかえとなります。

津和野共存病院の3階療養病床49床が、休止になって6年が経過をいたしました。この間、町としては津和野病院等地域医療基本構想に沿って、医療法人橘井堂や町内医療機関、介護施設の協力も得て、津和野共存病院や介護老人保健施設等にかかわる施設運営の効率化や在宅医療・介護、予防医療、健康診断への取り組みの強化、さらには医療・介護を提供する人材の確保に取り組んでまいりました。

交付税措置として、交付税が削減されることは、町財政にとっても大きな問題であります。しかし、住みなれた町に今後も住み続けることができるようにするという観点から、どのような医療・介護・福祉が求められているのかを把握することが重要であると考えております。医療対策課、地域医療対策係と地域包括支援センターが病院内にあることで、医療・介護とのスムーズな連携や情報交換ができつつあります。 3 階病棟の活用については、さらに地域住民が住みなれた地域で安心して過ごすために、一人一人のニーズに応じて、医療や介護のみならず、さまざまな生活支援に活用できたらどうかという提言を地域医療協議会より伺っております。

今後においては、指定管理者である橘井堂の御意見も含めて内部検討していきたいと 考えております。

また、津和野共存病院は、これまで以上に在宅医療に軸足を移していく考えであります。既に昨年10月より、在宅療養支援病院として、患者を直接担当する医師または看護師が、患者及びその家族と24時間連絡をとれる体制を維持する。患者の求めに応じて24時間往診の可能な体制を維持する。担当医師の指示のもと、24時間訪問看護のできる訪問看護ステーションと連携する体制を維持するといった体制を整えつつあり、また病棟も急性期後の受け入れや在宅での急性増悪患者の受け入れを初めとする地域包括ケアシステムを支える地域包括ケア病床としての体制をとっております。

平成26年10月導入から約11カ月が経過をし、1日平均入院患者数は、昨年9月までの34人以下の状況から38人の入院患者数となっております。さらに、地域包括ケア病床の入院単価が高くなったことにより、あくまで4月から6月期の数値ではありますが、入院収益は年間で約3,000万円の増収が見込まれると期待をしております。一方、外来収益においては、1日平均外来患者数が昨年実績と比較すると約89人で5人の減少となり、昨年を下回る状況であります。介護老人保健施設せせらぎの収益に

ついても、入所と短期を合わせた利用者数が約71人で、昨年に比べ2人減少したこと や在宅強化型老健としての運営が難しくなったことから、昨年を下回る状況となってお ります。訪問看護ステーションは、利用者実績が昨年並みの数値でありますので、下半期においては利用者数を伸ばす努力をして収益増加に努めたいと考えております。

今後は、在宅療養支援病院である津和野共存病院と連携をした介護老人保健施設としてふさわしい施設類型及び必要とされる利用者数について再度見直しを行い、健全な経営を目指して、橘井堂と協議を進めていきたいと考えております。

院内保育の設置につきましては、女性の医師確保、看護師確保のために指定管理者である橘井堂と協議し、子育て支援、人材確保のために子育て支援対策委員会を橘井堂内部で立ち上げ、院内保育を検討している状況でございます。

具体的には、6月に益田圏域の院内保育所、益田医師会病院を視察し、利用可能な補助金及び認可・無認可等の条件について調査をし、9月中に具体的な法人内の保育園希望者の把握、現在及び今後の見通しについてでありますが、及び24時間体制の必要性の確認をアンケート及び聞き取り調査にて実施をいたします。その後、法人により県に対して補助金交付の可否確認、あわせて施設設備経費、維持費用等の収支計画を立案し、法人内で検討する予定となっております。施設としては、津和野共存病院と介護老人保健施設とがありますが、現在は第一段階として病院での設置計画を立案される予定と伺っております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田克也君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 先ほどの答弁の中で、昨年9月までの34人以下の状況から38人の入院患者となったという、それが増収の一つの理由でもあり、また地域包括病床の入院単価が高くなったことが、この2点について増収になった要因であると理解いたしましたけれども、平均在院日数等の影響があったのか、その点についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- ○医療対策課長(下森 定君) 現在、一般病床の平均在院日数21日の基準は、一般病床の急性期では最低の基準であります。この在院日数をクリアできなければ、看護配置が13対1もしくは15対1になって、いわゆる診療の点数が下がっていきます。平均在院日数をできる限り短くする、現在、平均在院日数、一般病床では14日を目途にしています。これは、14日以内になれば加算がとれるということで、そういう状況で今、努力をしている状況であります。

また、あわせて地域包括ケア病床の在院日数は60日以内となっております。やはり、 この一般病床と地域包括ケアをいかに回転することによって増収につなげていくとい うことで、現在、橘井堂と町としてはそういう状況の中での平均在院日数を目指してお ります。

以上です。

〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。

- ○議員(4番 岡田 克也君) 2点目の質問でありますけども、介護老人保健施設せせらぎの収益減は、利用者の減少、そして在宅強化型としての運営が難しくなったというふうに先ほど答弁をされましたが、1点目として、在宅強化型老健の運営が難しくなったその要因はどこにあるのか。2点目として、在宅強化型の運営ができない場合の影響額についてお尋ねします。
- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- ○医療対策課長(下森 定君) まず、在宅介護型老健には、PT、OT等理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士という適正な人員配置をまず条件であります。その中で、このたび在宅強化型老健の運営が難しくなったというのは、3カ月のうちで要介護認定4、5の入所者が35%以上ないと在宅介護型老健として認めてもらえません。この4、5が入所されるということで増収につながっておりましたけど、そこが、今回運営が難しくなったということであります。

影響額につきましては、現在のところ、月約100万と聞いております。今年度においては、9月からの状況になりますので、約600万が介護老人保健施設の減収になると考えております。

以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 当町の場合は、今、月100万円ほどの減収の影響が 出るということをお聞きしました。そうなると、年間1,200万円の減収となり、 大変経営的に厳しくなることが予想されます。その場合、やはりこれから、益田赤十 字病院と圏域病院と十分に連携を図りながら、在宅強化型老健の復帰につなげていく べきだと思います。これまで以上に、圏域内の連携を図っていくべきだと思いますが、 その点について所感お尋ねします。
- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- **○医療対策課長(下森 定君)** 議員さん御指摘のとおり、やはりこの圏域では益田 赤十字病院、医師会病院との連携が介護老人保健施設にとっては非常に増収につなが ると考えております。

先日、理事長である須山院長ともお話をしまして、その辺の状況はもう既に動いているということであります。できる限り、在宅強化型のいわゆる老健にしていくということで努力はしておりますけど、やはり益田赤十字病院等急性期病院であります。その中で、益田赤十字病院を退院をしてすぐに医療に携わらない老健のほうにすぐに来れるかという問題もありますけれども、やはりその辺の部分は、1回慢性期病院を経て老健にという状況の流れもありますので、今後その辺も検討していきたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 現在、ニュース等でも話題でありますけども、今から 人口が減少していき、また、高齢者の人口割合が大変増えてまいります。

地域医療構想では、2025年に向けて人口が減少するに当たって、入院を必要とする患者以上に病床数が削減されていく、そういうことが予想されております。在宅医療など退院後の受け入れ体制を充実させなければ、行き場を失う方々が出てくると考えますが、そのことについてお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- **○医療対策課長(下森 定君)** このたびの地域医療構想、国はベッド数を削減をしても医療費の効率化で補うと、この効率化というのは、一つのベッドの利用率と回転率を高めること、要するに早期に退院をさせ、新たな患者を受け入れるということであります。

議員さん御指摘のように、在宅の地域医療だけでは、この退院をされた方を補うことはできません。やはり、そのためには、退院をして、住まいあるいは生活支援等福祉、 医療そういう連携のもとで、地域全体で退院後で患者を支えるという地域包括ケアシステムを今後もっと充実をしていかなければならないと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) また、先ほどの答弁の中でありました3階病棟の活用についてであります。先ほどの答弁の中では、さまざまな生活支援に活用できたらどうかという提言を地域医療協議会から提言があったということであります。さまざまな生活支援に活用するということで、例えば、仮に院内保育所を設置し病院に建築するとすれば、何かの問題があるのか、また、さまざまな生活支援というこの内容について具体的に考えていることがあるのか、在宅支援病院としてのその充実を図る意味でも3階病棟を活用していくという考えがあるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- ○医療対策課長(下森 定君) 先ほど町長が答弁をしましたように、3階病棟については内部検討はまだ行っておりません。かわりに、3階に院内保育を設置するとするならば、やはり、そこには入院患者あるいは外来患者、お見舞い等の動線の課題があると思います。当然その園児が病室の前を通るとかエレベーターで一緒になるかというような状況もありますので、やはり専門機関である益田保健所等と今後は協議をして検討していきたいと思います。

それと、地域医療協議会の中で、やはり3階病棟の活用ということが出ております。 具体的には、この高齢化の中で、やはりその地域包括ケアシステムを確立していくなら ば、その共存病院には外来患者等約100人以上の方が毎日来られるということで、ど うにかそこを生活支援の場、いわゆる買い物の難民対策あるいは医療・介護の展示販売 等、そういう状況の中の御意見が出ておりますので、今後内部で検討して、また新たな 提案をしたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 院内保育所を設置することで、女性の看護師また看護師の確保はもちろんでありますが、例えば女性の医師の雇用にもつながっていくようにも思われます。地方創生戦略のことも今、さまざまなことが述べられておりますが、それもあわせながら考えていくと、より効果的な対応ができるのではないかと思いますが、その点について所感をお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- **○医療対策課長(下森 定君)** 議員さん御指摘のとおり、やはりそういう状況の中で、今後検討していきたいと考えております。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 院内保育所を6月に視察したということでありましたが、院内保育所については普通の保育所と違いがあるのか、益田医師会病院を視察したときに見られたこと、感じられたことでありましたら、院内保育所についての所見についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 医療対策課長。
- ○医療対策課長(下森 定君) この院内保育所の視察においては、橘井堂の内部で行っております。町としては、先ほど町長の答弁にもありましたように、一応内部の検討会を法人の中で立ち上げておりますので、その報告書あるいは提案書を見て、今後町として支援をしなければいけないかどうかというような状況も踏まえて検討していきたいと考えておりますので、現時点で議員さんが言われた部分においては、お答えがちょっとできない状況であります。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) それでは、1点目の質問は終わらせていただきまして、 2点目の質問に移らさせていただきます。
 - 2点目の質問は、永明寺の維持についてであります。

永明寺は、応永27年(1420年)に津和野城主吉見頼弘によって創建されました 島根県最古の禅寺といわれております。江戸時代には、石見の曹洞宗の寺院を統括した 寺院でもあり、本堂は安永8年(1779年)に建立されたカヤぶきであり、境内には、 森鴎外や坂崎出羽守の墓などがあり、境内全体が文化財的価値が非常に高いと思います。

しかしながら、大きなカヤぶきの本堂の屋根や庫裏の瓦なども痛みが非常に激しく、本堂内にビニールシートで雨漏り対策をしておられる現状であります。町にとって非常に大切な文化財としてのその永明寺の保護のための対策が必要であると考えます。鷲原八幡宮に並び、非常に文化財的価値があると考えております。町として国に働きかけ、一刻も早く国の文化財の指定を受け、保存対策を講じるべきと考えます。特に永明寺に関しては、私は重要文化財的価値もあるのではないかと思いますが、その状況と対策、所見についてお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) それでは、永明寺の維持についての御質問に対してお答えをしたいと思います。

永明寺は現在、有形文化財、建造物でございますが、として平成5年に島根県の指定 文化財に指定されております。指定になっておりますのは、本堂、庫裏、鐘楼の計3棟 と棟札の2枚でございます。

この建物は、江戸時代後半に再建された建物でありまして、歴史的な建造物としての価値はありますけれども、中世の建造物であります鷲原八幡宮と違いまして、江戸時代の寺院建築は全国的には多く残っておりますために、国の重要文化財としての評価は困難であるというふうに考えております。

一方で、永明寺は津和野藩主の亀井家の菩提寺として、歴史的に見て学術的価値が高く、永明寺の敷地内の庭園や建物・墓地などと亀井家墓所を一体として、全体が史跡としての価値を有しているということが研究者等から認められているところでございます。

これまで、永明寺では本堂及び鐘楼の屋根補修などを行っておりまして、町としてもその都度、修理費の補助を行ってまいりました。しかし、近年特に本堂の屋根の傷みが進み、雨漏りが生じており、議員御指摘のように早急な保存対策が必要な状況と考えております。この点につきましては、所有者側でも心配をしておられ、本年年明け早々に町に対して御相談がありました。国指定までに時間がかかるため、耐久性を考慮した仮補修を考えるということで、所有者側の方針を決めてから再度協議をするというお話をした経緯がございます。しかしその後、方針がまとまりきれないでいると伺っております

町教育委員会としては、先ほど申し上げましたとおり、永明寺と亀井家墓所を一体とし、国の史跡指定を目指して取り組みを進めております。予定としては、平成27年度中に永明寺の建物や庭園、歴史資料、発掘調査などの文化財基礎調査を実施し、調査報告をまとめ、平成28年度中に国へ史跡指定の申請を提出したいと考えております。

今後、国の史跡指定がなされた場合、史跡の保存活用計画等の策定を経て、ようやく 建物の修理をすることが可能になります。したがいまして、順調に事業が進んだとして も建物修理に着手するまでは、少なくとも数年を要すると思われます。

そのため、本格的な修理までに仮設屋根の設置などの応急措置の検討が必要であると 考えております。今後引き続いて所有者の永明寺や、島根県と協議を行いたいと考えて おります。

なお、修理事業につきましては、文化財の補助事業のほかに、費用負担は若干高くなるものの歴史的風致維持向上計画による事業も可能であります。期間や費用を考慮しながら、これらを総合的に検討して事業を計画していきたいと考えております。

〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。

- ○議員(4番 岡田 克也君) 今、永明寺と、そして亀井家の墓地などがあわせて史跡としての価値を有しているということが研究者などから認められているということでありますけども、これはどのような研究者から認められているのか、またその研究から認められているということがまた史跡の指定につながるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 一体としてということで、亀井家の墓所が歴史的なこの永明寺とのつながりの関係が明確になっておると。そこの亀井家の墓所と永明寺との関係性、それから現在残されている、そういったものの価値が十分国の史跡として有効であるということで、文化庁のほうからも既に一度調査に来ていただいて、そこ辺の裏づけの調査もしていただいております。あと、そこ辺の報告書をさらに詰めた形でまとめていって、来年度中には報告書をまとめたものを冊子としてつくって国のほうへ提出をしたいというふうに、今考えております。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 重要文化財と国の史跡とそして歴史的風致維持向上計画による事業と、重要文化財は、今の答弁の中ではちょっと困難であろうということでありましたが、国の史跡とまた歴史的風致維持向上計画による事業とでは、どれだけの補助率が見込まれるのか大まかにで結構でございますので教えていただけたらと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 歴史的風致維持向上計画の事業につきましては、国の補助率が2分の1でございますので、残りは所有者とそれから町との負担になってくると思っております。で、単純にいけば所有者25%、町が25%。で、国の史跡に指定されますと、残りの50%の部分に県の3分の1の補助が入ってきます。ですので、町と所有者と県とが3分の1ずつの負担になるというところで、その部分が補助率として変わってくるというふうに考えております。
- 〇議長(沖田 守君) 岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ということならば、国の史跡にするのが一番、やはり所有者の永明寺のほうの負担も少ないと思われますが、なにぶんどれぐらい時間がかかるかということが問題であり、仮設屋根の設置ということ、その応急措置の検討が必要であると考えておるということでありますが、仮設屋根の設置についても補助等があるのか、どのように対応していくのか、その点についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 仮設屋根につきましては、県のほうの補助がございませんので、今、所有者のほうから御相談をいただいたときの話の中では、所有者と町とで折半のような形で設置をしたらどうかという方向性で話をしております。

ちなみに、まだ正式な見積書としてはいただいておりませんが、そのときの概算の見積もりでは六百数十万程度かかるのではないだろうかということを言われておりましたけれども、今から所有者の中で御相談をされて、どの程度の修理のぐあいにするかということで若干中身もかわってくるかというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 先ほど、所有者側の方針がまとまりきれていないということもあるということでありますけれど、やはり非常に大事な文化財でありますし、本堂にビニールシートを敷いて対応するということは、いろんな内部を傷めていく、そういうことも考えられますので、永明寺のほうの総代長も同僚議員がなられたということも聞いておりますので、また話も進んでいくかと思いますが、できるだけ早急に文化財として大事に保管していくように進められることを念じまして、次の質問に移らさせていただきます。

次の質問は、安野光雅美術館の館外展についてであります。

現在、下関美術館で9月4日から「御所の花 安野光雅」展覧会が開催されております。各地で開かれている安野光雅先生の館外展はとても好評で、書籍等のグッズ販売や美術館に支払われる収入が多く、町にとっても美術館の運営に対する負担が大きく軽減されていると思いますが、最近の館外展の実施状況、入場者数、館外展実施による収入についてお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- **〇教育長(世良 清美君)** それでは、安野光雅美術館の館外展についてお答えをいた します。

安野光雅美術館の館外展の実施状況についての御質問でございますが、まずは、会場についてでございますけれども、平成22年度が3会場、平成23年度が10会場、うち行啓1会場でございます。平成24年度が8会場、平成25年度が6会場、うち行幸啓が1会場、行啓が1会場ございます。それから平成26年度が10会場、そして今年度は10会場の予定となっております。

入場者数につきましては、平成22年度が6万9,321人、平成23年度が19万4,466人、平成24年度が8万9,066人、平成25年度が18万177人、平成26年度が12万376人、そして今年度は12万1,609人、これは7会場で終了した時点の通知となっております。

また、館外展による収入は、平成22年度が701万1,000円、平成23年度が1,889万1,000円、平成24年度が3,032万8,000円、平成25年度が2,327万5,000円、平成26年度が3,765万1,000円となっております。

安野光雅美術館は、近年の個人観光客の落ち込みから本館での入場者数が伸び悩んでおります。美術館協議会の中でも積極的に館外展を展開するということで方針を了承いただいておりますので、今後も積極的に館外展を行っていきたいと考えています。

館外展では、会場で安野光雅美術館はもとより、津和野町の観光パンフレット等の配布やPRビデオを放映するなどして、より確実な観光宣伝も行っており、津和野町の観光にも大きく貢献していると思います。この点につきましては、今後もいろいろな工夫をしながら、津和野町及び本館の運営にもつなげていきたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) ただいま入場者数と会場数、そして館外展による収入が出ましたが、人数としては一番多いのが23年度、25年度でありますけれども、収入が一番多いのは26年度で3,765万円ということでありました。非常に収益が上がっておるように、収入が上がっておるように思いますが、この収入の内訳で大きなもの、そしてこうして伸びている要因等についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) やはり、収入の大きなものとしてはグッズの販売であるとか、それから作品の貸出料、これが大きな割合を占めております。特に、最近、今、下関でも行っております「御所の花」展につきましては、東京の高島屋で開催したときなどは、そこの会場でも記録になるぐらいの入場者数だったというふうに聞いておりますので、かなり好評を得ておるということでございます。

あと、今、観光パンフレット等もあわせて配布をしておりまして、そこの辺も会場で ほぼなくなってくるような様態でもあるように聞いております。

- 〇議長(沖田 守君) 岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 安野先生も、できるだけ町の一般財源を使わないようにということで、非常に献身的にお力添えをいただいておるようであります。非常に町の財政負担にとりましても、お力添えをいただいておるわけでありますけども、安野先生もこれから積極的に館外展を展開する、その方針を了承されておるかと思いますが、今後、どのように館外展を展開していこうとしておるのか、そういうことが、もし方針が具体的にあればお聞きしたいと思いますが、わかりますか、わかりにくいですね。ですので、今後も積極的に館外展を展開していかれると思います。それについて、尽力していただきたいと思います。

なお、PRビデオの現在の内容と、今、リニューアルということを考えておられるということでありますけれども、PRビデオの内容について、現在のものと、また今後考えておられるものと、もし内容がわかれば少しお話いただけたらと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 教育長。
- ○教育長(世良 清美君) 今使っておりますPRビデオでございますけれども、これは館がオープン当時に作ったものでございまして、かなり内容的には古いものにはなっておりますけれども、津和野の風景なり景色等も当然入っておりますし、安野先生が作画をやられている風景等も、それから、青野山を写生をしている風景とか、そういったようなものが紹介をされております。

総合的に、安野光雅美術館の宣伝内容と津和野町の観光的な宣伝内容、それから安野 先生自体の紹介と、そういったもので構成をされております。

これも大分古くなったので新しいビデオをつくりたいというふうに考えております。これにつきましても、また今後、全協のほうで具体的な内容については、副館長のほうに説明を具体的にしてもらおうとは思っておりますが、基本的にはNHKとのタイアップの中で、NHKのほうに業務を委託をしてつくっていただこうというふうに思っております。

安野先生、いろいろとNHKの番組等にも出演をされておられまして、そういった映像自体もNHKは所有をしておりますし、過去もいろいろと、大矢館長さんがNHKの出身ということもございまして、つながりが多くありまして、そういった情報もかなり持っておるというところでございますので、内容につきましては詳しいことは、構成の問題、実際に構成に入ってからでないと組み立てができないというふうに思っております。当然、津和野の宣伝であるとか館の宣伝であるとか、安野先生自体の状況については入ってくると思いますが、どういう組み立てをするかというのは、今後正式に契約を結んでからのことになろうかなというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 安野先生につきましては、天皇皇后両陛下の行啓、行幸啓もあったことも先ほど答弁にありました。天皇皇后両陛下からも、とても信頼が厚く、それがゆえに御所の花などの作品も生まれてきたことだと思っております。

これからも、大変私がいろんなところからお聞きするにも、非常に好評でございますので、積極的に展開をされることを念じまして最後の質問に移らさせていただきたいと思います。

それでは、最後の質問であります。人事評価制度の導入についてであります。

地方公務員法の一部改正により、平成28年4月から人事評価制度が施行されます。 平成27年1月1日現在、市区町村1,721団体中901団体で既に導入をされております。津和野町は災害もあり、導入がおくれていると思いますが、実施未定自治体は160団体のみであり、法改正に伴い、早期導入を目指さなければならないと思われます。現在の進捗状況や導入時期の目標などがあればお尋ねいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、人事評価制度の導入についてお答えをさせていた だきます。

人事評価制度の導入につきましては、平成23年度より全職員を対象とした研修会、管理職の能力評価及び業績評価の試行を行うなど、その導入に向けて準備をしておりました。しかしながら、一昨年の災害により25年度は途中から休止とし、その後も災害復旧がまだ途上の段階にあり、1日も早い復興をなし遂げるためには職員負担の軽減を

図る必要があるとの理由から、平成26、27年度も休止をし、来年度から取り組みを 再開する方針としておりました。

しかし、議員御指摘のとおり、地方公務員法の一部改正により、平成28年4月から の本格実施を目指すこととなりましたので、今後、全職員を対象とする人事評価研修、 管理職及び課長補佐級を対象とする評価研修会を実施して、今年度は管理職の能力評価、 来年度は業績及び能力評価の再試行と段階的に進めていく予定としております。

- 〇議長(沖田 守君) 岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) この人事評価制度というのは、やはり私は大切なものであろうと思っております。特に、地方公務員法の一部改正により、これは法律として施行しなければならないこととなりましたので、早急に、先ほど答弁にありましたように導入をされていくと思いますけども、今年度は管理職の能力評価、そして来年度は業績及び能力評価の再試行と段階に進め、最終的にはどれぐらいの時期で一般職員も全て導入をされていこうとされておるのか、およその予測をお聞きいたしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 先ほども町長が答弁いたしましたように、今年度につきましては、管理職の能力評価の再試行という形で考えております。今後につきましては、一般職も含めまして、当然、試行段階を行っておった段階で休止をしたという状況でございますので、今年度のところで一般職を含めた全職員対象の人事評価研修会をとにかく行いまして、最終的には平成28年度、来年度でございますが、管理職の正式な評価制度、29年度以降の早いところでの一般職まで含めた実施を考えているところです。まだ最終的に何年度までというところはまだ検討段階でございますが、29年度以降の早いところで考えておるところでございます。
- O議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) この人事評価制度でありますけども、25年度、中途から休止したということでありますが、ある程度の試行はされておると思いますし、今年度は管理職の能力評価というものを行っていこうということでありますので、この内容について具体的にはどのようなものか、簡単にで結構でございますので、今考えておられることをお話いただけたらと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) まず、平成22年度当初から試行を始めまして、管理職につきましては、その後試行をした段階でございますけれども、実は今の管理職も、かなりここ数年で顔ぶれがかわっておりまして、実際その当時、試行を行った管理職も少なくなってきたという状況がございます。その辺から、まず管理職の評価研修の部分も実施しないとなかなかできないという状況がございまして、主には、いわゆる人事評価シートを使いまして、それぞれの職員が自分で目標を定めまして、それ

に対する達成状況を本人が記載をしまして、上司、副町長、町長になろうかと思いますが、最終的に面談等でそれを確認していくというような状況の流れになっていくというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 職員の中からも聞くことでありますけれども、同じ仕事をしても、例えば時間内できちっとこなしていける職員と、何時間も何十時間も残業しなければこなせない職員と、単純に比較すれば当然残業代がつきますので、時間外手当がつきますので、長くやったほうがいいわけでありますけども、やはりモチベーションを保つ上でも、そういうきちっとやはり仕事をし、こなしていけるような職員を、私はきちっと評価してあげることがモチベーションの維持にもつながっていくと思いますけれども、その点についてある程度のこの評価の中で、優秀な職員については、何らかの表彰をするとか何とかいろんなことがあると思いますけども、何かそういうことがあるのか、その点についてお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 今回の地方公務員法の改正の根幹となる部分が当然、能力及び業績に基づく人事管理の徹底でございます。最終的には、国は実施しておりますけれども、人事評価の結果を給与等の処遇に反映させるのが最終目標であるというふうに考えております。当然、試行段階から今から入りまして、導入するに当たりまして、当面の間は職員の業務に対する達成感といいますか、達成感とか、そういうところの自分の業務に対してのどういった面に問題があったというような気づきの部分を職員に感じさせるという部分も、ものすごい大事になろうかというふうに考えております。

その辺から、勤務成績が良好でない職員の指導等にも使える部分になろうかと考えておりますので、その辺で当面は使っていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 法律が施行されましたので、一刻も早く整備をされまして、そして本当に一生懸命頑張ってやっておる職員のモチベーションを上げていけるように念じまして、これで私の質問を全て終わらせていただきます。

.....

〇議長(沖田 守君) 以上で、4番、岡田克也君の質問を終わり、ここで、10時 5分まで休憩といたします。

午前9時50分休憩	

午前 10 時 05 分再開

〇議長(沖田 守君)休憩前に引き続き、一般質問を続けます。発言順序8、1番、後山幸次君。

O議員(1番 後山 幸次君) おはようございます。本日最後の質問になりましたが、 質問の前に一言。

今回、関東・東北水害で大きな被害が出たわけでありますが、茨木、栃木、両県ではいまだに行方不明者も多いようであります。一日も早い救出を願うものであります。また、被害に遭われた方々に心から御見舞を申し上げ、一日も早い復興を願うものであります。

それでは、通告しておりますので、質問をさしていただきます。

1問目に、1級建築士の雇用についてでございますが、津和野町では、町営住宅とか 学校、養老館、推進住宅、また公民館の改造とか改築、新築等の建築物の年次計画をさ れておるわけでありますが、現在、町の状況は、設計業務を請け負った事務所が設計図、 図面、仕様書を当然設計されるわけでありますが、これをもとに建築工事入札が行われ ております。そして、この監理業務をするのが設計事務所という現在の流れであります。 また、竣工検査では、町長が職員のうちから検査員を任命され、検査員は竣工検査を契 約書、設計書、図面、仕様書に適合しているかどうかを書類に照らして、全て工事現場 において厳正に行わなければならない、このような検査規則があるわけでありますが、 町長がこの検査の職員の任命者であるわけでございますけど、職務を遂行される、当然 信頼されて指名されるわけで、任命されるわけでありますが、私は、町長には大変不安 はないか、そのような気がしてならないわけであります。といいますのは、やはり有資 格者の問題であるわけでございます。財政的な見地から一例を申し上げてみますと、こ の前竣工いたしました青原小学校の校舎の改築工事の設計業務が、建築、ある設計士さ んが当然設計されておりますが、これが1,766万8,000円ばかりあります。工事 は別といたしまして、この改築工事に係る監理業務が、この設計された同一の会社が行っ ておるわけでございます。これの金額が769万2,000円ばかりかかっておるわけで ございますが、現在、津和野町で建築工事の全てがこの状況であるわけであります。津 和野町には、建築件数は相当数ありますので、監理業務の金額も億を超えてくるのでは ないか、このように思っておりますが、財政的な問題を勘案されまして、建築工事に対 する専門の技術職員を雇用され、監理業務をされるお考えはありませんか。御所見を伺 いたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、1番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。
 - 1級建築士の雇用についてでございます。

議員御指摘のとおり、今後の町営住宅や各種公共施設の改築等の年次計画、また、重要伝統建造物群保存地区計画や歴史的風致維持向上計画の推進を図る上において、建築に係る専門職の配置は必要との認識をしているところでございます。

そのような状況の中、平成25年度の職員採用において、職種は「建築」で、受験資格要件として「高校卒業程度以上の学力を有する人」で職員募集を行いました。その試験内容といたしましては、高卒程度の教養試験だけでなく、建築の専門試験も課して募集をしたところでございます。

当初の募集におきましては、全く応募者がおりませんでしたが、再募集をかけたところ4名の応募があり、うち3名が受験をし、1名を平成26年4月1日付で技師として採用したところでございます。今後は、当該職員に建築関連の専門研修に参加をさせるなどして、職員の技量の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、同じく平成26年4月1日付で採用した土木の任期付職員2名を含めて、現在の職員数は142名であります。条例上の職員の定数は157名でありますが、定員管理計画におきましては135名としております。一昨年の災害を受け、速やかな復旧・復興を進めるため、定員管理計画を一旦棚上げをして人員の確保を行ってきた経緯もあり、現状といたしましては、計画に対して7名多い状況にあり、今年度は今後の退職予定者の状況も考慮しながら、今後の事業遂行に当たり必要な職種や採用者数等を決定をしたところでございます。

なお、現行の任期付職員につきましては、平成29年3月31日までの3年間の任期となっておりますので、今年度は土木について、年齢の幅を広げて募集をしたところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) もう一度例題として挙げてみたいと思いますが、この前工事が済みました青原の団地ストック改善工事、これにつきましても当初、あそこが2棟の11戸の改善工事であったわけでございますが、この工事金が約4,700万ぐらいであったと思いますが、第1回の変更の対象箇所が11カ所も出てきた。これは、契約のときにもいろいろ申し上げましたが、そして変更契約が1,600万というようなことでございます。これ、町費の3,800万も投入されておるんですから、この設計業務と監理業務を同一会社が行えるのでこういうことが起きるんじゃないかというふうに私は思っております。

一般公共土木工事では、このようなことは絶対ないわけでございます。というのは、職員に有資格者がおられるからであると思っておりますが、今回1名の技術者として採用されたようでありますので、資格を取得されるまで専門研修に十分参加さしていただきまして、この資格確保、一日も早く確保していただくように期待をしたいと思っております。できましたら、今後1級の資格を取るまで町でしっかり援助していっていただきたい、このように思っておりますが、町長、何かありましたら、別にないようでしたらよろしゅうございます。ないですかね。

〇町長(下森 博之君) はい。

○議員(1番 後山 幸次君) それでは、2番目に町勢要覧についてお尋ねをしたい と思います。

この町勢要覧でございますが、執行部に提言するというのはいかがなものかというふうに私自身いろいろ迷ったんですが、「釈迦に説法孔子に悟道」ということわざもありますが、釈迦に仏法を説くのも、孔子に悟りの道を説くのも、これ以上もなく無駄なことであるというふうに書かれておりますが、それでも私は申し上げたいと思っております。

今、発刊されている町勢要覧とは、町の地勢、位置、町発展の経緯、歳時記、毎年度 の変革や人口推移、また世帯数や産業構造の推移等各項目ごとの年度表で変革していく 町の形態の周知のために発刊されるのが町勢要覧ではないか、このように私は思ってお るわけでございますが、町長が町政を引き継がれまして平成22年度に発刊された要覧 の内容について、平成19年度に前町長が発刊されている要覧と余りにも酷似しており ますので質問をしたわけでありますが、やはり、これはただ編集された担当課だけの問 題ではないというふうに私は思っておるわけですが、これ、行政全般の問題であると私 は思っております。これを発刊されたのは、当時の、町長、もう見られたけえわかって おると思いますが、22年度と19年度、全く私が本当に残念に思うのは、町長の御挨 拶が全く同じ文言であると、写真が入れかえてあるだけというふうなこういうことにな っております。町長、見られたけえわかっておると思いますが、そうしたことで、この ようなことを大変私は気にしておるわけでございますが、現在、市町村から視察に来ら れておる議員や職員に、この要覧を今、まだ配布されておるようでありますが、これは もう5年も前で、もんで資料でありますんで、今これをそういったところに配布される のはいかがなものかと思っておりますが、各課ともいろいろな計画書や報告書等も発刊 されておりますが、これもやはり全戸に配布されてる資料でありますね。いろいろ町か ら発刊される資料があるわけですから、こういったものに配布されるときには、特に留 意されて発刊さしていただきたい、このように思っておりますが、今後町勢の、今私が 申し上げた内容が、どういうふうでこのようになったのか、それと今後の発刊計画はど のように計画されておるのかお伺いをしたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、町勢要覧についてお答えをさせていただきます。 辞書等で「要覧」という言葉を引いてみますと、要覧とは「要点を見やすくまとめた 印刷物(本)」であるという定義が多く見受けられます。

現在の津和野町の町勢要覧は、合併から5年後の平成22年9月に当時の営業課により現在のものが発行されています。その内容については、町の歳時記から始まり、清流・高津川の紹介、町が誇るべき著名人(安野光雅や森鴎外、その他の方も多数掲載)や地域交流や医療・福祉・産業といったさまざまな観点から町の紹介がされております。

しかし、平成22年9月から現在までだけに限定をしても、安野光雅さんが平成24年に文化功労賞を受賞されたことや、ことし4月に島根県では唯一となる文化庁による日本遺産の認定を受けるなど、町に新しい動きが出てきていることも事実であります。こうした新しい町の姿をわかりやすく伝えるためにも、町勢要覧の内容について再検討する必要性も認識をしております。

また、この要覧には、町の各種統計情報を網羅した資料編もあります。こちらは、町 勢要覧本誌の内容を補完するものとして、各調査などで明らかになっている数値などを 掲載をしているものでございます。こちらの資料編については、各数値を最新のものに 更新するために作業を現在進めているところでございます。

最初に申したとおり、要覧とは、その内容がわかりやすくまとまっていることが重要でございます。また、町のこれまでの姿だけでなく、将来にわたり目指す町の姿をわかりやすくまとめた内容であることも必要であると認識をしております。

現在、人口減少対策として、平成27年度から平成31年度までの津和野町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取りかかっており、新たに策定された計画の内容等も盛り込んだ上で次年度以降内容を見直し、わかりやすい町勢要覧の検討を進めていきたいと考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 御答弁いただきましたが、津和野町が出されております。の町勢要覧、当然資料編も、私もいただいております。これは、当然中の資料は、資料編で見りやわかるわけでございますが、私は、この町勢要覧のこのものが余りにも前の文と今回の文と、今回ちゅうか町長が就任されて唱えた文ですよ。余りにも似とるから、私も気になったんです。こねえなものをもうちょっと古い資料を持っておられた町民が見られても、本当、町は何をしておるんかというふうな御意見が出ると思います。発刊については十分留意されまして、こういうことのないようにひとつお願いをしておきたいと思います。

次に、3番目に、地域提案型助成事業についてお尋ねをいたします。

助成事業達成のため、まちづくり委員会では、全町12地域で結成されまして、22年度より3年間の補助金交付実績額の1億1,297万7,000円、このようになって、これは3年間でありますが、これを初期投資として大変評価をされているようでありますが、当然、これだけの金を使われたんでそれは当たり前であろうと思います。今年度からまた3年間の補助金として、これは、交付見込額が9,300万、このような計画をされておりますが、支援制度の概要で平成27年から29年度版を見ますと、補助率について、まちづくり委員会ごとの上限額が設けずと、このような提案内容があるわけでございますが、この審査を受けて、提案内容の審査を経て予算の範囲内で交付すると、このように書いてあります。

それで、今回出された10地区ですか、これから出た交付申請額が2,300万ばか りあるわけです、金額にして。そして、町が最終的に決定される補助交付額が1,400万ばか りですか、このように決定されておるんかどうかわかりませんが、この差が約1,00 0万からあるんですいね。なして、このような現象が起きたか、というのが先ほど申し ました「委員会ごとの上限は設けず」というこんな文言が入っている。これに、何か誤 解をされてこういう数字になってきたんではないかというふうに思っておりますが。そ して、委員会では、各自治会、商店会、町内会、これの総会を開かれて事業提起し、事 業内容と申請額を提出されるわけでありますね。この資料に基づいて、未来づくり協議 会、これ19名、町長以下おられると思うんですが、ここでこの制度的支援の検討や助 成事業の審査が行われるというふうに聞いておりますが、ここで事業内容の修正の指摘 があった場合、再度委員会では再度総会を開かにゃならんわけですね。委員長だけでや るわけにいきませんので。そして、変更の申請をまたして、それをまちづくり委員会で 再審査を受ける、このようなことになるのか、そしてそこで再審査を受けて、初めて事 業が実施できるのか。やっぱりこれは、会におられんと全然ほかの者にはわからんわけ ですいね。一般の外部の者にはね。こういったことがどのようにされるのか、金額は当 然減ったんで、事業内容も減りますね。そんときのその指導は誰がされるのか。事業内 容の変更ですね。これは、未来まちづくりが指摘されるのか、そこんところを聞きたい わけでございますが。

そしてもう1点は、今回日原地区の二つの委員会より事業を辞退されているようでありますが、住民の交流や地域の活性化、環境美化、地域の福祉、また防災・防犯等の七つの事業はあるわけですね。七つの事業項目があるわけですが、これらの事業に全く該当しなかったのか、この2地区はですね。それでも申請者の作成が煩雑過ぎるんで出されなかったのか、またこのために集落支援さんがおられるわけでございますが、この方がどのようにサポートされたのか、そしてどのように対応されておるのか、そして今回、津和野地区でも31あった自治会が30になり、また一つ分離して31にまた戻ったようでありますが、一つ脱会された地区があるようでございますが、これについては誰がサポートされるのか。町のほうでやられるのか、まちづくりに任せるのか、そのことはどのようにお考えになっておりますか。

この事業については、津和野町は住民と行政の協働指針に基づいた三つの柱を立て、 実施計画を作成されておるわけでございます。この計画は、地域の課題等解決するため に、財政的、人的支援策を講じるとあります。全地域の住民が参画されないような事業 であれば、これは全く平等性に欠けるわけでございます。このようなことは全く不合理 であり、不条理であると私は思っておりますが、県地域の住民が参画してこそ地域提案 型助成事業の本意ではないか、このように思っておりますが、地域の担当職員もおられ るんですから、総力を挙げて全地域住民参加できるように、そしてこの事業の遂行に努 めていただきたい、このように思うわけでございますが、御所見を伺います。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** それでは、地域提案型助成事業についてお答えをさせていた だきます。

地域提案型助成事業につきましては、住民と協働のまちづくりを推進する上で、まちづくり委員会への財政支援として平成 24年度から実施をしてきたところであり、今年度からは、それぞれのまちづくり委員会が地域全体で取り組む課題解決のために提案されたソフト事業を対象とし、まちづくり委員会ごとの上限額は設けず、予算の範囲内で交付することとしております。今年度につきましては、6月末までに 10 地域のまちづくり委員会から総額 2, 370万5, 051 円の交付申請がありましたが、対象事業と経費について事務局でありますつわの暮らし推進課において確認をさせていただき、7月に開催をいたしました津和野町未来づくり協働会議において、委員の皆さんから御意見をいただいた上で 1, 460万4, 280 円の交付について決定をさせていただいたものでございます。

議員御指摘のとおり、二つのまちづくり委員会からは提案がありませんでしたが、住民主体のまちづくりが基本であると考えますので、今後地域で協議・検討を重ねていただき、必要がある場合は来年度以降において御提案をいただきたいと考えております。また、まちづくり委員会を脱会されました地域につきましても、該当のまちづくり委員会と連携を図り、対応してまいりたいと考えております。

また、そのほか詳細な御質問もあったかと思いますが、担当課長のほうからお答えを させていただきたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) まず、議員御質問の委員会ごとの上限額を設けなかったという点でございます。平成24年度から26年度まで1行政区30万円というそういった交付の目安の金額をお示しをさしていただいて、10行政区でまちづくり委員会を構成した場合は300万の地域提案型助成事業補助金を交付するというような仕組みの中で、3年間、この地域提案型助成事業を実施してきたという経過でございます。こういったところで申し上げますと、いろいろ意見交換会、12地域で行わさせていただいて、この地域提案型助成事業あるいはこのまちづくり事業での反省点等いろんな御意見をいただいたところでございます。

今年度からの3年間の新たなまちづくりの取り組みということで、財政的な支援策につきましては30万円という金額が先行したというような形の中で、自治会的なまちづくり委員会を構成する自治会一つ一つが、その30万円を使うということで、まちづくり委員会全体としての取り組みがなかなか図れなかったという反省点もございました。今年度からの新たな取り組みにつきましては、まちづくりの地域提案型助成事業のほかに、まちづくり組織交付金という新しいこの補助金制度を設けまして、この地域提案型

助成事業補助金につきましては、まちづくり委員会全体で取り組まれる補助金ということで、このまちづくり委員会のほうにも御説明をしてきたところでございます。

で、予算の総額で今回、地域提案型助成事業補助金につきましては、1,500万という予算の総額の中でまちづくり委員会のほうにお示しをさしていただいて、まちづくり委員会が主体になってお考えいただくということで、上限額のところは設けなかったと。この上限額を設ければ、各まちづくり委員会のほうで、その上限額を目標としてというような形の中で、この交付金の使途をお考えになるというようなことでは、昨年度と同じな経過になるというようなところも含めて、まちづくり委員会で地域課題を全体で考えていただいて、この交付金を使っていただくという趣旨の中で上限額については設定をさせていただかなかったということでございます。

なお、まちづくり組織交付金につきましては、まちづくり委員会を構成する自治組織に交付するお金でありまして、この交付額につきましては、1自治組織当たり6万円と人口に1,000円を、1人当たり人口1,000円を乗じた額ということで、これについては、そのまちづくり委員会を構成する団体のところへ、まちづくり委員会を通じて、こういった計算基礎の中で全額のところで交付をさしていただいたということで、今回、地域提案型助成事業に二つのまちづくり委員会で申請がなかったわけですが、そちらのほうにも、このまちづくり組織交付金のほうは交付をさしていただいてるところでございます。

また、再審査、そういった地域提案型助成事業、町長申し上げましたとおり総額2,370万5,000円ということで提案を受けております。そういった中で交付額が予算額の総額を上回っているということで町長が申し上げましたとおり、つわの暮らし推進課のほうで中身を見さしていただいて、未来づくり協働会議のほうに1,460万4,000円の交付ということで決定をさしていただいたと。この金額につきましては、中身的なところはそれぞれのまちづくり委員会のほうに内訳とその金額を提示さしていただいております。今回、この金額で交付決定をさしていただいた後、まちづくり委員会のほうで、その対象事業について中身のほうをまた精査をしていただいて、この部分については変更申請を要しないということで私ども考えておりますので、まちづくり委員会が主体となってその交付金のところの事業計画に沿った使途をお考えいただくというような流れの中で、この地域提案型助成事業については実施をさしていただきたいというふうに考えております。

それから、2地域で申請がなかったということで、これにつきましても、今回未来づくり協働会議の場でもその2地域のうち1地域は、この委員さんだけではなくて、そのまちづくり委員会の役員の方も一緒に参加をされまして、ほかの地域がどういった事業を行っているかというようなところで、今回その内容を検討をされているというようなことでございます。今年度につきましては、その2地域については事業申請はなかったということでありますが、そういった地域課題というところでいいますと、今後その二

つの地域では主体的にまちづくり委員会全体としての取り組みができるかどうかというところは御判断いただいて、交付申請、来年度以降になりますが、していただけるものというふうに考えております。

議員さんが御指摘になったように、協働のまちづくりということで、自治会あるいは自治会のないところで、町内会とか商店会というようなところでまちづくり委員会に参画をしていただいております。1団体脱会をされているというような現状もありますが、私どもとしては、やはりその協働のまちづくりを進める組織として、このまちづくり委員会というのは重要な組織であるということで認識もしております。今回脱会された町内会の対応につきましては、集落支援等のサポートによりまして、いろんなまちづくり委員会とも連携をさしていただいて、一緒になって協働のまちづくりは進めていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 私は、このまちづくり委員のこのあれにつきまして、地域提案型助成事業、本当こりや地区民が平等に本当配布できないような状況にあると思うんですよ。というのが1,500万、町のほうで今6万と1,000円の交付金はわかるんですよ、あと残ったものは、まちづくり12の地区でお前らが自由に検討して使えと、こういう金じゃあないですか。そうしたとき、一つでも出ないちゅうことになりますと、補助金いらんちゅうて言われて残った10団体で1,500万分けりゃあええんですから。何か予算の分捕り合戦みたいな私は気がするんですよ。やっぱり、会議に出て言いたい人は言う、言わない者は本当この事業はできないというような現象もあるんですよ。私はこういう事態が、やはり行政が中に入ってまちづくりだけに任すんじゃなしに、やってあげんといつまでもこねえなことが2年、3年続くようじゃあものすごい不公平感が出てくると思います。そりゃあ答弁はええですが、もう1点、政教分離分についてお伺いをいたしたいと思います。

こりゃあ、このお金は神事や仏事について、この助成事業として補助金の申請は認められているのかどうかであります。この可否の判定は、どなたがされるのか、どの段階で誰がこの事業決定をされるのか。いろいろ例を挙げますと、津和野でもそうなんですが、津和野地区でもいろいろな団体がおられます。またいろいろなその宗教的なもんもあるわけです。そういったときに、ある団体には補助金が認められたと、ある団体には神事と仏事であるわけですよ、こういうとこは認められなかった、これは誰が判断して、誰がこういう決定をされたのか、私はものすごい疑義を感じてるんです。そういったこともありますので、そういったことは自治会に任せるんじゃなしに、やはり行政が指導されんと私はいけんと思うんです。今回、それで決定したんか知らんが、わかりませんが、それ以後聞いておりませんので。神事には使うて、仏事にはこれは使えないと、そんなばかな助成金ならないほうがええです。町民をやっぱり平等に扱われるんであれば、もっと行政が中に入ってしっかりそこんとこを決めてあげていただきたい。まあ、こり

や時間がありませんのでもう答弁はいいですが、今後の検討課題にしてひとつおいていただきたいと思います。

次に庁舎建設についてお尋ねをいたしますが、津和野町の本庁舎の位置は、当然、日原54番地の25にあるわけでございますが、この場所が町長、本当、急傾斜地の崩壊の危険区域内にあるというふうに私は思っておるんですが、この日原本庁舎も木造建築で、耐震強度も全くないと思っております。大変危険な建造物であることは周知のとおりでありますが、この場所が災害策本部として、また防災基地局として大多数の職員が集結する場所として対応されておるわけですが、地震の場合には全く機能を果たさないようなこの建造物であります。これは、津和野庁舎も同様な危険な建物でありますが、合併時に旧日原庁舎建設基金の条例を設定して、この議場も第2庁舎も含んでおるわけですが、現在の建設基金の状況では到底庁舎を建てるようなことにはならないと思っております。

町の財政状況も、合併特例債の加算分も段階的に減少が始まっております。26年度の一般会計の総額も108億でありますが、これが、自主財源が15億4,000万、15.3%であります。依存財源が85億4,000万で、84.7%、このような自主財源の乏しい、依存財源に頼っている津和野町であります。

こういった現状の中でも7.28の大災害の復旧工事も29年度末に完了見込みのようでありますが、これにも財政負担があるわけであります。現在の財政状況はもう余裕がないというふうに、私は庁舎建設に回すほど余裕はないというふうに思っております。たとえどのような状況におかれましても、全職員の生命をあずかっている町長として、新庁舎の建設問題は避けて通れない問題であると、このように私は思っておりますが、新庁舎の建設計画について町長の構想を持っておられましたら、御所見を伺いたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、庁舎建設構想についてお答えをさしていただきます。

本庁舎の建物は昭和29年に建設され、また津和野庁舎の建物は大正8年に建設されたものとなっており、どちらも老朽化をしております。また、本庁舎については、土砂災害警戒区域内に位置をしており、砂防事業による砂防堰堤が整備されているものの、最適地とはいえない状況でございます。

このような中、議員御指摘のように、災害対策本部の機能確保や職員の安全確保を行う責任については自覚をしなければならないと受けとめてもおります。

一方で、総面積の約90%を山林が占める本町において、広大な敷地を必要とする庁舎の建設地を土砂災害警戒区域外で探すことは非常に限られた選択肢となるとともに、 津和野庁舎においては、観光のメーンストリートである殿町通りに国有形登録文化財と して立地しており、今後も外観においては現状を維持することを基本に役場庁舎として 使用することが観光振興面からも重要ではないかと考えております。

また、本町は依然として厳しい財政状況にあり、今後も人口減少や合併特例の廃止に伴う歳入の減少を予想する中で、福祉や医療、教育、産業振興などの住民サービスを維持をしていくためには、仮に庁舎の建設を行うとしても、極力建設コストを抑える方法を検討していく必要がございます。

こうしたことから、庁舎の移転新築よりもまずは、本庁舎、津和野庁舎ともに現庁舎 を生かす改修、増築を念頭に、木造建築物の耐震補強の方法や土砂災害からの防護壁の 設置等について、そのコストも含めて検討をしてみたいと思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 合併をいたしまして1年後の平成18年度には、名称、 役場庁舎及び防災センター建設事業の基本設計技術提案書というのが、今私の手元に あります。これが、平成18年度につくられたものであります。町長、見られるのは 初めてと思いますが。この建設場所は、日原石西社跡地9,200平米の中に役場、 庁舎が3階建てでつくられる計画であります。

そして、防災センターがこの中にも計画をされております。これは、2階建てであります。その中で、庁舎の2階は議会の議場としてコンセプトされておるわけでありますが、この計画書ですが、これが本当に町に関係があるもんなら恐らく18年にこれのもんが出ちゃおかしいわけです。そうすると当然、町の事務処理規程第4条3項に、秘文書にあっては記号に「秘」の字を冠してすることになっておるわけです。これが町に関係する資料であったらここへ、わしゃ「秘」の字を書かんちゅうてあるとは思うんですよ。ところが、これにはないわけです。そういう字が。ちゅうことは、一般から出たこの資料ではないかというふうに私は思っておるんですが。合併をしましたね、次年度に、誰が何の目的でこの基本設計をされたのか、このことが問題なんです、本当言いましたらね。

ただ、私が一番気にしとるのは、この設計内訳書の用紙に日原町という字が入っとるんですよ。これに大変私は、その驚きを感じておるんですが、まあマル秘文書であれば、冠して、マル秘を冠するという文になっておりますので、そのようなことがないと思われますが、町長が、庁舎の移転新築よりもまず、本庁舎や津和野庁舎の現庁舎を生かす改善、増築を念頭にというふうな御答弁があったわけでございますが、そういった当面は、新庁舎の建設計画はないというふうに私は判断をしておりますが、私もこの幻の設計書で10年間葛藤してまいりました。いつこのことを町長へ質問しようかというふうに思っておりましたが、ことしが合併10周年の節目でありますので、これを町長にお見せしたわけでございますが、全く町長御存じないようでありましたら、私は、この節目でこの件については払拭したい、このように思っておりますが、今、国会でもいろいるな内部文書の漏えい問題が起こっております。町にも事務の処理規程もありますので、

秘文書、部外の文書等、管内での文書管理、徹底を図られるのは当然であると思っておりますので、町長もこの時は、まだ議員さんでありましたんで、恐らく何も御存じないので、これをいろいろお聞きしてもいかがなもんかというふうに思っておりますが、何か町長、コメントがあればひとついただきたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 町長。

○町長(下森 博之君) まず、最初に御指摘いただきました計画書、提案書でございますけれども、私は今、初めて見さしていただいたものでございます。18年といいますと、町長になる前、議員でもございましたが、議員当時からもそうした提案書というのは拝見したことは全くございません。恐らく私の今までの経験からいうと、18年からこれまでの間、議会等で議論の俎上にも上ったこともなかったものだろうというふうにも思っております。当然、内容についても、私自身、今現在、全くはかり知れないものでもございます。ですので、なかなかその提案書というのが、今有効かというと、決してそうではないというふうにことがいえるのではないだろうかというふうに思っております。

それから、あと、新庁舎ということになりますけれども、現在は最初の答弁でもお話をしたように、できるだけ建設コストを抑えたいという思いから改修、増築というのを念頭に置いております。ただ、どちらの庁舎も非常に老朽化しておりますので、かえって改修、増築のほうが新築よりも高くつく可能性もあるというふうには思っております。ですので、その改修と増築をまずは前提に、いろいろな費用等のシミュレーションしたときに、じゃあ今度は新築との比較というのも出てきたところで、どういう判断をしなければならないという可能性は当然残っているかと思っておりますが、いずれにいたしましても、やはり、特に新築等を考えますと、やはり町民の皆さんにできるだけの理解をいただいた上で、こういう問題を進めていかなきゃならないというふうにも思っておりますので、また具体的なところが出てまいりましたら、議会にも御相談をさしていただいたり、また町民の方々にも広く理解をいただける方法で進めていく必要があるだろうというふうに思っております。

ただ、財源としては考えられるのは、合併特例債というのがまず第一に思いつくものでございます。これも期限が延長にはなっておりますが、やがて期限がくるものだということと、場合によっては、これはまだ何ともいえないですが、例えばまちづくり基金を現在10億積んでおりますので、それの償還が終わった時点で、それを原資に、これも町民の皆さんの御理解やルールの問題でも問題なければということになりますが、それをもって建設資金に使うというやり方も考えられるかもしれませんけど、まだ今はそういう初期の段階でもありますので、改修、増築を前提に、まずはいろんな検討を始めてまいりたいというふうに思っています。

○議長(沖田 守君) 1番、後山君。

○議員(1番 後山 幸次君) ありがとうございました。

建設計画については、まだ先のことであろうというふうに思っております。 それでは、最後の本庁舎位置について質問をさしていただきます。

ことしの9月25日で合併10周年を迎えようとしておるわけでございますが、町長が1期目に就任された1年後、平成22年の6月に、この本庁舎位置の問題を質問した経緯があるわけでございますが、そのとき町長は、津和野地域と日原地域ではまだまだ差のある事項が多い、最も重要視した取り組みは、両地区の住民の一体感の醸成が上げられると、このように申されました。

その時点で、再びこの本庁舎の問題を俎上にのせることは、一体感の水を浴びせるものとなり、旧津和野、旧日原の意識を呼び戻すと、このまちづくりを逆行させる危険性がある、このようにも申されました。そういった意味で、この本庁舎の位置を議論するのは、今は考えていないというふうな答弁でありました。当面、10年後と思っているというふうな、るる答弁をされておるわけでございますが、そして1年後、平成23年、合併して6年後に住民と行政の協働指針というのを実施計画が作成されておりました。これは、合併してどうであったのかというような設問が7項目ありまして、津和野町合併してよくなっていると思うか、悪くなっていると思うか、このような設問を6年も過ぎた調査対象にされたわけでございますが、これはいろいろ調査の結果1,250人の方に出されて、回答率も3年間やられておりますが、40%そこそこであります。これがいかに、調査の結果がどのように活用されるかわかりませんが、その時点で、なぜこのような調査をされたか、私は疑義を感じておるわけでございますが、これは本庁舎の問題にも関係がするから申し上げたんですが。

今、旧津和野町は歴史的風致維持向上計画や重要伝統的建造物郡の保存地区が選定され、今回、「津和野百景図」が日本遺産と認定となったわけでございますが、これに備え、観光客の増加に大いに期待ができるわけでありますが、今、津和野町は26年度の観光客の入り込み数が81万4,088人であったようであります。これは、なごみの入り込みが20万4,000あるわけです。また、日原町の観光客の入り込み数が33万846人。この中で、シルクウェイにちはらに入られた人が30万6,732人。このような現状を踏まえたとき、いかに津和野のほうが経済効果があるのかというものが、おわかりいただけると思いますが、観光客のことばかりではないわけでございますが、今回、こういったことも勘案されまして、本庁舎問題を俎上にのせていただき、合併10周年の課題として検討をしていただくことはできないか。津和野町も大変機運が高まっているように思いますが、町長の御所見をお伺いいたします。

〇議長(沖田 守君) 町長。

〇町長(下森 博之君) それでは、本庁舎位置についてお答えをさしていただきます。 本町は、合併後10年が経過をしたところでございますが、この間、第一次津和野町 総合振興計画に記されているとおり、本町の一体感の醸成は着実になされてきていると 認識をするとともに、それをさらに深めていくべく今後も一層の取り組みをしてまいり たいと考えております。

本庁舎の位置に関する御質問でありますが、仮に庁舎位置を変えるとなると、庁舎の新築が基本となると想像しております。前段の御質問のときにも申し上げましたように、本庁舎並びに津和野庁舎につきましては、厳しい財政状況において福祉や医療、教育、産業振興などの住民サービスへ資金を投じることを優先するべく、コストを極力抑えた方法にて新築よりも改修と増築をまず先に検討したいと考えております。また、本庁舎の移転は、役場総務関係部署や議会機能の移転も意味すると思われ、その移転にかかわるコストも発生することが予想されます。

こうした中で、現在本町は地方創生に取り組んでいるところであり、限られた財源を さまざまなまちづくり事業へ優先配分していく必要性からも、現時点で本庁舎の位置を 移すことは考えておりません。

議員御指摘のとおり、津和野地域中心部は、歴史的風致維持向上計画、重要伝統建造物群保存地区計画などを通して、観光振興を初め、各種活性化策に取り組んでおります。 日原地域中心部においても、にぎわい創出事業に取りかかるところでありますが、長年にわたり徐々に活力が失われてきており、本庁舎はそうしたことにも配慮し、動かすべきではないのでなないかとも考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 本庁舎については、いろいろな団体から町長さんとこにも陳情書か何かいっておるように伺っておりますが、これだけ関心事が多いことであります。合併10周年を迎えましたんで、この際また、どこかで何かの機会に考えられることがあったら、ぜひこの庁舎問題を真剣にもう一回、我々と話をしていただきたい、このように申し上げまして、私の質問を終わります。
- ○議長(沖田 守君) 以上で、1番、後山幸次君の質問を終わります。 以上で、一般質問を終結します。
- **○議長(沖田 守君)** 本日の日程は、全て終了いたしました。本日は、これで散会をいたします。御苦労でありました。午前 11 時 00 分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日) 平成 27 年 9 月 18 日 (金曜日)

議事日程(第4号)

平成27年9月18日 午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第105号議案 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について
- 日程第3 町長提出第106号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 町長提出第107号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第108号議案 津和野町道の駅の設置及び管理運営に関する条 例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第109号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第110号議案 津和野町日本遺産センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第111号議案 町道吉田屋線の路線認定について
- 日程第9 町長提出第112号議案 町道ヨコロ線の路線認定について
- 日程第10 町長提出第113号議案 町道岩野線の路線認定について

- 日程第11 町長提出第114号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 12 町長提出第 115 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 町長提出第 116 号議案 平成 2 7 年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 117 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算(第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 118 号議案 平成 2 7 年度津和野町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第 2 号)
- 日程第16 町長提出第131号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
- 日程第17 町長提出第132号議案 平成27年度津和野町デジタル防災行政無線施 設(同報系)設備工事請負契約の締結について
- 日程第 18 町長提出第 133 号議案 平成 2 7年度鷲原地区下水道管布設工事請負契 約の締結について
- 日程第19 町長提出第134号議案 平成27年度星の子ステーション改修工事請負 契約の締結について
- 日程第20 発委第3号 津和野町議会会議規則の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第105号議案 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について
- 日程第3 町長提出第106号議案 津和野町個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第4 町長提出第107号議案 津和野町手数料条例の一部改正について
- 日程第5 町長提出第108号議案 津和野町道の駅の設置及び管理運営に関する条 例の一部改正について
- 日程第6 町長提出第109号議案 津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第7 町長提出第110号議案 津和野町日本遺産センターの設置及び管理に関 する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第111号議案 町道吉田屋線の路線認定について
- 日程第9 町長提出第112号議案 町道ヨコロ線の路線認定について
- 日程第10 町長提出第113号議案 町道岩野線の路線認定について
- 日程第11 町長提出第114号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 12 町長提出第 115 号議案 平成 2 7 年度津和野町国民健康保険特別会計補 正予算(第 2 号)

- 日程第 13 町長提出第 116 号議案 平成 2 7 年度津和野町介護保険特別会計補正予 算(第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 117 号議案 平成 2 7 年度津和野町簡易水道事業特別会計補 正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 118 号議案 平成 2 7 年度津和野町農業集落排水事業特別会 計補正予算(第 2 号)
- 日程第16 町長提出第131号議案 小型動力ポンプ積載車の取得について
- 日程第17 町長提出第132号議案 平成27年度津和野町デジタル防災行政無線施 設(同報系)設備工事請負契約の締結について
- 日程第 18 町長提出第 133 号議案 平成 2 7 年度鷲原地区下水道管布設工事請負契 約の締結について
- 日程第19 町長提出第134号議案 平成27年度星の子ステーション改修工事請負 契約の締結について

日程第20 発委第3号 津和野町議会会議規則の一部改正について

出席議員(12名) 1番 後山 幸次君 2番 川田 剛君 3番 米澤 岩文君 4番 岡田 克也君 6番 丁 泰仁君 5番 草田 吉丸君 7番 寺戸 昌子君 8番 御手洗 剛君 9番 三浦 英治君 10番 京村まゆみ君 11番 板垣 敬司君 12番 沖田 守君 欠席議員(なし) 欠 員(なし) 事務局出席職員職氏名 局長 竹内 誠君 説明のため出席した者の職氏名 町長 下森 博之君 副町長 ……………………… 島田 賢司君 教育長 ………… 世良 清美君 齋藤 参事 (兼健康福祉課長) 等君 総務財政課長 ……… 福田 浩文君 税務住民課長 ……… 楠 勇雄君 つわの暮らし推進課長 ………………………………… 内藤 雅義君

 商工観光課長
 ……
 藤山
 宏君
 農林課長
 ……
 久保
 睦夫君

 環境生活課長
 ……
 和田
 京三君
 医療対策課長
 ……
 下森
 定君

 建設課長
 ……
 田村津与志君
 教育次長
 ……
 羽多野寿子君

会計管理者 ……… 山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長(沖田 守君) 改めておはようございます。議員各位には引き続き、お出かけをいただきありがとうございます。

ただいまより、平成27年第8回定例会4日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより 本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

〇議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、3番、米澤宕文君、4番、岡田克也君を指名します。

_____.

日程第2. 議案第105号

- ○議長(沖田 守君) 日程第2、議案第105号損害賠償額の決定及びこれに伴う 和解について、これより質疑に入ります。ありませんか。4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) このたび、和解について損害賠償の決定とすると和解という議案が出てきたわけでありますけれども、これは、工事に伴って隣の山下造花店にひびなどの損害が生じ、これ、雨漏りなどもあるようでありますので早急に直すべきだと思いますけれども。

今回、ナガヨシ技建なども、こうして入っていた保険で100万円ほど町のほうに繰り入れるという形で責任等も認められておるところもあるようでありますけれども、設計管理責任というのはなかったのか。

そして設計管理者はそのことについて同様に何らかやはり町のほうに対して繰り入れをするとか、そういうことを考えておられるのか。

そして設計された方は、前回の医療従事者住宅に続いて――そのときも鉄骨が足りないというような状況がありました。今回、そういう設計上の問題はなかったのか。

そして、このように相次いでいくということに対してどのように考えていくのか。今後も当然のように入札をしていくのか。その点についてお聞きしたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤山 宏君) 議員からの御指摘でございますが、設計士におかれては、この解体工事に対する設計については、その設計に準じて行いました工事につきましては、特に問題なく終了したわけではございますが、その段階において第三者に対して被害をこうむることが出てきたということでございます。

今回の工事におきましては、振動による被害が生じる恐れが、当初から当地の地盤が 大変緩いということも以前からございまして、県の工事においてもそういう被害があっ たということをお聞きしております。

そういった部分も踏まえましてそういう恐れがあるということで、町の担当者と請負業者においても可能な限りの写真の撮影等をしまして、確認を最初したところではございましたが、工期が迫っておったということもありますし、3階建ての建物ということもございまして、調査に際して足場等組む必要もございますので、そういった時間的、費用的なものも課題になるということで、専門家による調査は行わなかったとこでございます。

このことについて、設計士からの具体的な指示があったかということについては、記録としては残っておらんというとこではございます。そういう中で、結果的にこちらが想定する以上の被害が生じたということでございまして、これも限られた人員の中で専門的な知識を持ちあわせておりません技術的な経験の乏しい事務職員の判断で調査を行わなかったということになっております。そういった部分につきましては、反省をしておりまして、今後の事業実施に際しましては、十分配慮をして、職員一同この経験を共有して、今後、事に当たっていきたいというふうには思っております。そういう部分では大変反省をさしていただいております。

その上で、ではございますが、設計士の責任においての補填等という問題についてでございますが、そういったことを踏まえまして、同工事の工事契約書の中の第29条第2項の中で、「工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその被害を負担しなければならない」という項目がございまして、そのことを踏まえて町としましては、町が負担すべきということで、今回の議案を上程させていただいたということになっております。

そういうことを踏まえますと、成果物である設計に基づいた解体自体については、間違いなく行われたということ、問題なく行われたということでございまして、その第三者に対する被害について、設計士の事前の調査等の指示があった上での調査を仮にあったとしましても――そこは十分反省した上ではございますが、その結果でその被害が抑えられたかというとなかなか難しいということがありまして、町が負担をすべきというふうに判断をさしていただいたところでございます。

○議長(沖田 守君) 4番、岡田君。

- ○議員(4番 岡田 克也君) 私のしろうと的考えではありますけれども、地盤が緩くて危険性があると言うならそれに対して、そういことが起こらないような十分な処置を講じていくのがプロとしての一級建築士としてのまた施工業者としての努力というものは必要なのではないかと思いますけれども、今後、例えば、いろんな周辺に工事を生じた場合には、全て町が税金をもって対応するのか。なかなか私は、じゃあ工事をして周辺に損害が及んだから町民の税金を使って補填しますということが続けば、町民の御理解も私は得られないと思いますが、この点は町長にお聞きしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- ○町長(下森 博之君) このたびのこの解体工事につきましては、先ほど担当課長から説明をしたとおりでありますけれども、契約書のその条項の中に、繰り返しになってしましますけれども、同29条第2項、「前項の規定にかかわらず工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により、第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその被害を負担しなければならない」というこの契約書に盛り込んであるということで、しかも原因が振動ということでありましたから、これはもう町が今回、責任を持つということはやむを得ないだろうということで、この賠償のお願いをさしていただいて、議会のほうで提案をさしていただいているという流れでございます。

で、今後のことでございます。こうした契約の中にこうした条項を盛り込むのかどうかということがまた課題にもなってこようかというふうに思っておりますけれども。

これは、今回は解体工事でありましたが、いろんな土木のことやさまざまな事業の契約書にもかかわってくる問題でもございますので、もう一度我々としては、その辺をどういう契約書の条項にしていくのかということは、検討をさしていただきたいというふうに思っております。

ただ、今回は以前にも県の事業でそうした事例があったということで、我々もこういう被害が出るということは、十分予測をした上で業者さんや建築設計の会社のほうとも重々打ち合わせをしながらやってきたという経過の中で、それでも、事故が発生してをしてしまったという状況でございます。

そういうところの経過もあって、今回こういうまた提案をさしていただいているとでありますが。ちょっと繰り返しになりまして、またきょう明確な答弁ができなくて申しわけなく思いますけれども、契約書の内容等については、今一度、我々の内部で精査をさしていただきたいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- 〇議員(4番 岡田 克也君) 他の建築会社からも、多分、今回こういうことになれば、今後、例えば水道管の敷設工事だとか道路の改良工事などで、予想以上のことが

起こったので、これは町が弁償してくださいというようなことも多々あり得るのではないかと思いますので、そこら辺は十分に検討しながら、請負業者によって差が出ないような、そしてまた、設計管理責任というものを十分承知していただきながら、今後、進めていっていただきたいと思います。答弁は必要ありません。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありませんか。5番、草田君。
- 〇議員(5番 草田 吉丸君) 5番、草田です。

大変、最初の説明のときに欠席をいたしまして済みませんでした。そのちょっと説明を聞いておりませんので、あれだったんでございますが、いろいろこの現場については当初から非常に地盤が軟弱であるというふうな状況がわかっていたということもあるようでございますが、契約書上は騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは甲がその損害を負担しなければならないというような、これ確かに条項でございますので、今回、発注者責任というのは免れるものではないというふうにも思っておりますが、その後に、こういった紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理解決にも当たるというふうな条項もありますが、当然そういった協議をされたということだろうと思います。

それで、請負者の側のほうからも、保険のほうで100万円ですか、それだけの責任も感じられていらっしゃるということで、契約書上、私は書上の処置だというふうには思っております。ただ、こういった今回のことは、これから私たち津和野町のいろんな空き家の関係とか、いろんなことを言えばこういう発注工事というのは予想されるというふうに思います。

特に、町なかの密接したところをこういった工事をやる場合は、そういうことも出て くる可能性が十分にありますので、私は今回のこの件については、ひとつしっかりとし た教訓としていただきたいなと言うふうに思っております。

できれば、こういうことがわかっとる現場については、設計をする段階でやはり振動をたてない工法とか、今いろいろあるんじゃないかと思うんです。コンクリートの中にあるものを注入して、そしてそのものが膨らむことによって破壊をするとか、いろいろな工法的にはあるというふうに思います。できれば設計段階でそういったことを設計書にきちんと組み込んで、そしてその費用もきちんと計上して、やっぱり発注をしていく。そういうことはしておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

それと、あと保険の関係もあると思いますが、業者さんがそういう保険に入っておられたんとは思いますが、やはりそういう保険はきちんと掛けるというような条件とか、そういったこともきちんと、発注者側も何かそういったことを考えておく必要があるような気がいたします。

ぜひ、そういったことを今後の、ぜひ、私は今回のことについて教訓としていただき たいというふうな思いを持っております。

以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** 議員から御指摘いただいたことは、肝に銘じて、今後進めていきたいとは思っております。

なお、ただ今回の29条第2項の文言の中ではございますが、工事の施工に伴い通常避けることのできないという条件が、まずございます。そこは一つ考えねばならないことということと、当然、やはり同じく規約書の第45条の中で瑕疵担保という条項がございまして、こちらにおいては、当然受注者、請負業者に責任があった場合は、明確に、例えば今回第三者の建物にクレーンが当たるとかそういった場合で壊れた場合等については当然受注者のほうが責任を負うということは明確でございますので、その部分を踏まえて対応しております。

やはり県におかれても、平成15年に同地区の道路改良をされた際に、県道整備をされた際に、振動による被害があったということでございまして、この際もやはりこれは、通常避けることができないという考えのもとで、同様に県が全額を負担して保障されたという事実もあるというふうに県のほうからお聞きをしております。

また、今回の工事においては、請負業者におかれては、手作業で行われる箇所については、最大限手作業で行っていただきました。その上で、鉄骨部分、コンクリート基礎部分については、どうしても重機をどうしても使用せざるを得ませんでしたが、その際も、鉄筋カッター等でねじ切るというかそういった形で、なるべく大型ブレーカーと呼ばれる基礎をたたく作業はなるべく最低限に避けて、基礎についても最低、本当に必要な部分を最低限に考えまして、粉砕を行うというようなことで、できる限りのことはしておりましたが、新たな工法というまでの認識はなかった点はあるかもしれませんが、そういった部分を十分配慮して行った事実はございます。

その上で、事業者さんもやはり何か私たちとしてできることはないかということで、本来請負業者さんの責任を問うことはできませんが、できる限りの部分で協力をしたいということで、独自に請負業者さんの入っておられる保険会社と対応いただいて、自発的に町のほうへ補填をしてほしいということで、お申し出をいただいたということでございますので、そういった部分を踏まえてここも契約書、町長からございましたが、契約書の内容についても、関係課ともよく協議をして内容を吟味して対応して、今後できるだけこういったことがないように気をつけていきたいというふうには思っております。

- 〇議長(沖田 守君) ほかにありませんか。8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) いろいろ説明はいただいたところでございますが、今回の解体撤去工事に伴うこういった事故といいますか、損害賠償の事例が出たわけでありますが、町が業者との請負契約をするに当たっての契約書そのもの、これは一律なんでしょうか。今回は異例な事故ということであるわけではありますが、行政とし

て使用している契約書、これは模範定款に沿ったような一律のものであるかどうか、 そこを一つ確認したいというふうに思っております。

それから、請負業者がこういった工事をするに当たっての保険加入の義務といいますか、そういったところがあるのかどうか、これについてお聞きしたいと思います。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 今回の契約書につきましては、議員から御指摘のございましたように、基本的に町として使用しております統一的な契約書の様式に準じまして契約をさしていただいたところでございます。

それから、保険加入については金額等いろんな部分があるのかもしれませんが、ちょっと私が現時点では、なかなかちょっと専門的な知識がなくて即答ができかねるところがございます。

- **〇議長(沖田 守君)** 執行部で補完説明ができる方。商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 大変、失礼しました。火災保険等につきましては、 第51条というふうで、火災保険、建設工事保険、その他保険に付さなければならな いという項目がございますので、その部分では一応保険に入るという条項が規定をし てございます。

同じく、同51条の3項において、保険以外の保険に付したときは、発注者にその旨を報告するということも規定をしてございます。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 本町の契約約款の点につきまして補足で御説明さしていただきます。

本町の契約約款につきましては、国の国土交通省が所管いたします研究団体のほうが、 投資的な契約約款ということで示しておりまして、それを基本といたしまして島根県、 あるいは近隣の市町村等の約款等も参考にしながら定めたものでございます。

やっぱ契約の事業によりましては、一部の条項等を一部削除等をつけ加え等もしておりますが、基本的には本町の定めております契約約款に基づきまして、各事業の契約をしているところでございます。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 大変我々が懸念したことが起きたわけでありますが。この件については、平成26年12月に全協で審議したことがあるわけですが、このときに26年度の事業の進捗状況が大変おくれているということで、全員協議会を開きまして工事の繰り越し、こういことを懸念して工事の早期発注をしていただきたいということをお互いに話し合ったその中にSL館も入っとったわけでありますが、このSL館を発注されたのが、2月の13日で工期が5月の29日というふうに大変年度を超えた工事になっていたわけでございますが。

先ほど課長の答弁にもありましたが、大型ブレーカーを使って云々と言われましたが、この本点の概要を見ましても、このSL館付近の地盤が大変緩かったと。過去にも県道整備の際にも被害があった。こういうことをわかっておったわけですね。事前に知っとったわけでしょう。ちゅうことになると、そういうことがわかっておれば大型ブレーカーやブレーカーなんか使えないはずであったと思うんですよ。それをあえて使って被害が出たというふうに私は思うんですが。この過去にこういう事例があったことを知って工事をされた、こりゃあ業者にも大いに私は責任があると思うんですよ。

そういったことで普通の土木工事でも、付近の調査をされます。事前調査をされるんですから、写真撮ったりいろいろなこと、クラック調査ちゅうのも皆やるわけですが、今回そういうことをされておるのか。

それと、この被害の調査はどこの会社がされたんですか。それで、被害金額、二百五十何万ですか。これはこの算出、根拠はどういうふうなことでされておるのか、全体のクラックがどのぐらいの延長があったんかわかりませんが。

そして、この協議を250万円ばかりですね、これをどなたと協議をされてこのようになったのか。

それと、業者が損害賠償金を払っておりますね、この何もあるわけですが。そうしますと、業者が100万円の負担金を出したということは、自分たかに非があったという ふうに認めてこれを出されることになったのか。

今、課長、先ほどから建設工事の請負契約約款のことを申されましたが、この中にも、 乙が管理注意義務を怠った場合には、この金額は乙が負担するちゅう、書いてあるわけ ですね。課長、ここじゃない上のほう、町が負担することを読まれましたか。

こういうふうにあるんですから、私は、町がこれを負担するのはおかしいように思うんですよ。事前にもうこの大型ブレーカー使ったりいろいろすると振動被害が出るちゅうのは、わかっとって使ってやったちゅうことになるわけでしょう。そうしたときに、全面的に私は請負業者のほうに責任があるというふうに思うんですよね。まあ、ほかの他の事例も幾つかあるんですが、今まで町とか県が支払ったというような事例は、私はあんまり聞いたことがないんですが。

それともう1点。設計管理をされました設計士さんがおりますね。これの責任はどういうふうに考えておられるのか。設計管理監督する以上は、全面的にこの人にも責任があると思うんですよ。その責任の過程をどのように思っておられるのか。普通、業者に対したことで、こういうふうないろいろな瑕疵があった場合には、指名停止の処置がとられるわけですね。そういう処置を今回はとられたのかとられんのか。

そういったことを踏まえて、もう事前にわかっておったことをこういうふうなことを して災害が起きた、それを町が負担を出さにゃいけんのか、何でその業者に全面的負担 ができんのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤山 宏君) 御指摘のあった点についてでございますが、まず、大型ブレーカーを使わざるを得なかった部分についてなんですが、旧SL館の跡の基礎の部分で想定を超える大きな基礎が出てまいりました。ちょっとこの基礎がどういった理由であるのかということがなかなか、いろいろ過去の例を調べてみたようなんですが、過去の状況を調べたようなんですが、わからないような状況ではあるんですが、大変大きな基礎が出てまいったと。これについてどちらかというと、駅前線に接した部分にあったわけですが、こればかりはどうしても上部を、破砕しないと、今後あの地域を利用する上でもこれを残しておくとどうしても支障が出てくるであろうというとこで、最低限のところで上部の部分を破砕をせざるを得なかったということがございます。これには、どうしてもそのものが余りにも大きい基礎でございましたので、必要になってきたというところがございます。そういった部分での使用があったというふうに聞いております。

また、設計士からの施工監修の中での指示ではございますが、やはり間の工事当初は そういった形で調査という指示は特に記録として残っておらんところでございますが、 工事期間中においては、請負業者のほうができる限りの対応をするようにというような 形での工程会議の中での指示はあったというふうに記録には残っております。

それと、請負業者さんが最終的に保険で対応されたという部分につきましては、繰り返しにはなりますが、今回がどうしても振動というものが工事をやる上では起こってくるという上では、発注者が負担せざるを得ないという部分は、こちらとしては、そこをまず第一義に考えたわけでございます。その中で、請負業者さんとしてもできる限りのところで協力をしたいという思いで、協力をいただけたというふうに思っておりまして、同地区での過去の件の例等も踏まえまして、町としてはそう判断をさしていただきました。

また、今回の被害受けた部分を修復する部分につきましては、第三者となられます当事者の方が以前より建物の3階建ての建物のメンテナンスをお願いしていらっしゃる会社のほうに見積もりをとっていただいたものをまず御提示をいただきました。その上で、設計士のほうが、また別途、見積もり等をまたとりまして、そのあたりからの金額と比較した上でも、これで基本的に大差ないということで、一応これであれば妥当な金額であるということは一つ判断をさしていただきました。

それと、請負業者におかれては、今回、その100万円と負担をされた以外の部分では、屋根の瓦が落ちるとか、店舗部分の内装にすき間が出たりということで、御客様を対象とした商売をされておられますので、そういった部分でもそういうあたりは至急直さんといかんということで、これについても自発的に業者さん負担で対応はしていただくような誠意は見せていただいておるところでございます。そういった部分もございます。

その上で、先ほど出ました見積もり等を考えまして、客商売されておられるということもございますので、とにかく至急その全面的な修復を図る必要があったということで、今回を対応さしていただいたというところでございます。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 課長さん、今御説明いただきましたが、破壊機械の中や破砕機械の中には、大型ブレーカーばっかりじゃあないんですよ。私も、専門的におるけいわかるんですがね。これは、油圧ブレーカーとか何とかいうような機械もあるんです。ちゅうのは、舗装もないし、それは穴をあけて油圧で破砕するというふうな、どんなにいかいものにも対応できるんです。そういったものは絶対に振動がありません。そういった機械があるのに、なぜこういうことであったんで、使用されなかったのか。そんなにリース料も高い機械じゃあありません。そういうことがわかっておるから私はひどう申し上げておるんですがね。

これでやはりこの責任は、私はもう全面的に業者にある、工期がなかったから恐らく この大型ブレーカーを使われたんだろうというふうに思うんです。そういったときには 絶対的に業者に責任があるちゅうに私は思うんですがね。

それで、それを管理された監督された設計士さんのほうにはどういうふうなペナルティがあるのか、全く関係ないのか、そのまんまおかれるのか、その点についてはどうだがの。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 今回の場合、ただちょっと私、一方前倒しになった 御説明をさしていただいたかもしれませんが、大型ブレーカーと言われるもんが議員 の御指摘のあった油圧ブレーカーなのかどうなのかというあたりについてはもう少 し確認をする必要はあったかもしれません。そういった部分で私がそこを軽率にちょ と大型ブレーカーという名前を使っているのかもしません。ブレーカーというものを 使ったということは聞いておるんですが、大型であったかどうかということについて は、ちょっと確認の必要があるかもしれません。

それと、設計士の責任においてでございますが、これにつきましては、我々とすると設計をいただいた内容で解体工事自体は、こちらのほうには一応終了したというところではそこを成果として確認をさしていただいたというとこでございます。それが、第三者に対して被害が生じたというところでございまして、本来は町がその工事を発注する前に十分調査をした上で、その上での判断ということもあったとは思うんですが、そういった部分でも十分ではなかったというとこもございますので、今の時点では、設計士に対する処分また補償等という問題については、現時点では考えておらんという状況でございます。

〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。

○議員(1番後山幸次君) 課長さんの答弁の中に大変大きなコンクリートの塊があったというふうに申されましたが、これは当然、今解体の後を見ますとまだコンクリート塊が残っておりますね、3カ所も。これを中途でやめておられます。これは、被害が出るからやめられたのか、そのために跡地は何にも利用ができませんね、コンクリート塊があるわけですから。そういったことで、当然、減額はされておると思うんですよ、最後まで工事がされてないんですから。

それで、今残っているコンクリート塊をどのような、あと始末される計画でおられる のか。今度、駅前整備計画があるから、そん中で検討するというのでありますか。そう じゃない、今、解体工事があったんだから、そこだけはどうしてもきれいに片づけるん が、本来の作業、事業じゃないかというふうに思うんですね。

あのコンクリート塊を、今後どのように、置かれるのか撤去されるのか、そうしますとまたそういう被害の問題が出るかもしれません。そこをどういうふうに考えておられるのか、もう最後じゃけい質問をしっかり答弁いただきたい。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 御指摘のありましたコンクリートの大きな基礎の部分でございますが、おっしゃるように現状で、残った部分がございます。これにつきましては、今、あそこの用地を使う上では、まず基本的に想定する上では、これはかなりもう確実な部分にはなってはくるとは思いますが、現状では県道駅前線のレベルに高さをそろえて、例えば横のポケットパークとさらには駐在所があって、安野光雅美術館につながりますが、そのあたりが一体化をするということでは、あそこを埋め立てるという形がほぼ想定の範囲以内かなあというふうに考えております。

現時点では、そういうことを起こった場合に、埋め戻しをしたときに、上部に何らかの例えば広場的になったりするということになれば、そこを埋め戻した時点で、支障がない範囲以内での上部をはつる、粉砕をして取り除いて、これだけ一応取り除けば今後、やる想定する計画の中では、当面は支障はないのではないかという予定を踏まえて、最小限のところで抑えたというところでございます。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) いろいろと御意見が出ておりますが、要はやっぱり設計の段階で、多分今回は大型ブレーカーで壊すというような内容の設計書になってたと思うんですね。業者とすれば、そうは言いながらも気をつけてやったというけど、最後にやれんから設計書どおりの機械を使うてやってそういう被害が出たということじゃないかと思いますが。

それで、今公共工事の標準契約約款の解説といえる部分があって、その中に少し解説があるんですが、特に、特殊なまたは一般的でない施工方法をとれば避けることができる場合でも、その旨が設計図書等に指定されていない場合には通常避けることができない場合に該当することになろうというような形で書いてあるんです。それで、また、工

事を施工する地域の特殊性に応じて発注者が特にこれらの損害の防止のため、特別の施工工法等を考慮した場合においては、予定価格の積算においても配慮をして、むしろその特別の施工方法等に従うことを設計図書で明らかにして請負者に義務づけるべきであるちゅうような書き方がしてあるんです。だから、当初のときにきちんと特殊機械とかそういうものを使うんならきちんと示して、示すべきだということなんですよね。そりゃから、今から言えることですが、そういうことじゃろうと思います。それをしてなお、そういうことが起きた場合には、やっぱりこういった町のほうが賠償するということになるということが起きた場合には、やっぱりこういった町のほうが賠償するということになるということですから、まあ設計の段階で、やっぱりその辺を十分もう考慮した内容のものを入れていくということ、それが大事なんではないかというふうに思います。以上です。

- ○議長(沖田 守君) 質疑と一応受け止めまして、商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 議員から御指摘いただきました点、まだまだ不勉強 でございます。そういった部分を踏まえまして、詳しい担当課とも今回の経験もとに 協議をさしていただいて、そういう部分に対応ができる形を、今後とも検討していき たいというふうにいたしますのでよろしくお願いをしたいと思います。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 今回のこの案件について、設計管理、請負業者、発 注者、3者のそれぞれの立場で、このような事例になったということで、今回提案が なされたときに、私はこの1冊の冊子をきょうあえて持ってきました。

これは、ちょうど私の家の前が町道が3メートルで、できておりますが、その町道を利用して一昨年の災害の砂防工事のために、県が砂防工事を発注したわけですけども、それを今現在ある業者が請負業者がやっておられますが、それとは、発注者、請負業者とは全く異なる第三者のコンサルが、我が家の石垣から全ての私ども寝間に至るまで、まあこのように詳細に写真をつけてそれぞれが所有することになってます。

結果的にきょうの説明を見ますと、専門家による事前調査は、時間的ないとまもなくてもうできなかった。そしてあえて、発注者である町が、担当者が、今回賠償せざるを得ないビルの現状の写真を撮ったと。これ、なんらその第三者ではないわけですから、説得力がないんですね。

だいしょう亀裂も大小においては今までの写真よりは大きくなったねと言う、そういう被害の状況についてはある程度の説得力があるかもしれませんが、基本的には、今回のビルの所有者であり、その方が訴えられた部分に対して、そうじゃないでしょうということは言えないと思うんです。

そういうことで、金額は少ないけども、こういう賠償だとか和解だとか、こういう案件を聞くたびに、最後は我々議会が最終的に判断する。非常に住民の皆さんからは、とんでもないことだということも聞きますし、しかし、当事者にはそれなりの理由があって、その辺について、町長、先ほどから答弁をいただいておりますが、あえてやっぱり

これからのこともありますので、もう一回、行政としてやっぱり第三者が評価するというところを常に担保しておかなければ、私どもはその都度その都度、苦渋の判断をせざるを得ないと思いますが、一言答弁をお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 今回は、まずは繰り返しになりますが、以前にもこうした県の工事で被害が出たという事例が、前例があって、これが県のほうで賠償もされているという、そういう事例もあったということであります。

今回、工事に当たりましては、そういう解体工事による同じような被害が生じるそういう恐れというのは事前から我々も承知をしておりましたので、その辺の配慮はしっかりしながら工事をするという形で設計管理の業者さん、それから請負の業者さん、そうした方々とも話し合いをしながらやってきて、最善の注意を払っての工事をしていただいたというふうに今思っております。

ただその結果、こうしたまた被害が出てしまったということでありまして、そうした中でこの契約条項に盛り込まれております通常避けることのできない騒音による被害というので、そしてこれは発注者がその補償を行うという契約内容に基づいて、町がこのたびこの賠償をしようという結論を出さしていただいたというところであるわけでございます。

では、そうした中でこの契約条項をどういうふうに理解をしていくかということ、これをやはり我々としては、もう一回詰めていかなければならないというふうに思っております。

請負業者さんは、その設計管理の設計に基づいてやるということでありまして、これは先ほど、草田議員からも御紹介いただいたとおりでありますが、そこに設計に基づいて、忠実に工事をしたことによるもので、それがまさにこの通常避けることのできないというものに該当するという形になるわけでありますが。ではそのときに本来の設計というものが正しいものであったのかどうかというような、また議論にもかかわってくるわけでございまして、その辺のところをやはり我々今後、契約をして、またそれを運用していく上で、どういう形で公平性のあるものにしていくのかというのはもう少しこの部内で協議をさしていただきたいというふうにも思っているところであります。

今回は、そうした経緯の中で、設計管理についてもまた発注業者さんについても、事前の予測してきた中での話し合いのもとでやってきた結果ということで、そこに責任を求めるまではいたさないという結論に立っているわけでありますけれども、また、今後とも、その今後において、その辺のまた運用の方法について、それから契約の内容を盛り込むことが、現行のままでいいのかどうか、これは、その他の土木の関係のまた契約書等も踏まえながら、もう少し統一感が図れるようにしっかりしてやっていきたいというふうに思っております。

ただ、今回いわゆる示されたものは、土木の関係であるろうかというふうにも思っておりますが、こうした解体工事においてまで、またさらにコンサルを導入して、これをまた第三者のという意見のもとでやっていくということが、全ての工事に当てはまるものかどうかということですが、その辺もまた検討もしていく余地があるんではないかというふうにも思っているところでございます。

いずれにいたしましても、また、早急に我々も部内でもう一度問題、話し合いをして みたいというふうに思っております。まずは庁議で話し合いをしながら、一定の方向性 を出していきたいと思ってますし、その上で議会のほうにも全員協議会等、またお願い をいたしまして我々の考え方について、お示しをさしていただいて、また議員さんにも 御意見をいただきながら、町としての統一性、統一のある見解というものを出していき たいというに思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長(沖田 守君) ほかにありませんか。ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 今回の件につきましては、設計管理維持者の責任が全 く問われていないということに関しては大いに疑問に思っております。

指名審査会でも、やはり町民の税金を使いますので、この設計管理者がどうなのかということは非常に慎重に審査すべきでありますし、契約書にも設計責任を問えるような条項も載せていくべきだと思っております。

しかしながら、今回は山下さんも雨漏りもするというような状況でありますし、山下さんそのものに責任があるわけではございませんので、早急にやはり対応すべきだと思います。十分にこれから執行部のほうも気を引き締めて、今回はやはり商工観光課のほうでも私は落ち度があると思っております。

今後このようなことがないように十分に町の中で検討しながら、また12月議会ぐらいではお聞きするかもしれませんけども、きちっと対応されることを申し述べまして賛成の討論といたします。

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(沖田 守君)** 次に、原案に賛成者の発言を許します。 1 番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 賛成の立場で討論はいたしますが、先ほどは町長も申されましたとおり、設計士には責任の云々はないというふうなお考えでありますが、管理業務を行う設計士にはやはり当然、私は責任があるというふうに思っております。

こういった業務をする以上は、当然管理業務を行っております設計士にも責任は免れないというふうな私は判断をしておるわけですが、今後こういった補償問題が起こった場合には、補償金の分担も設計士も管理業務を行った設計士ですね、これにも負わせることを附帯条件とつけて賛成といたします。

○議長(沖田 守君) 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより議案第105号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第105号損害賠償額の決定及びこれに伴う和解については原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第106号

○議長(沖田 守君) 日程第3、議案第106号津和野町個人情報保護条例の一部 改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。7番、寺戸君。

〇議員(7番 寺戸 昌子君) マイナンバー法の施行に伴うものなので、その点について質問させていただきます。

10月から番号通知カードの発送や来年1月から運用開始の予定と認識しています。 質問たくさんあるので、ちょっとしっかり聞いといてください。

役場で行う申請書類のナンバー制度に対応させるための準備は進んでいるのでしょうか。 運用開始時に業務上の混乱は起きないでしょうか。

住所と登録地の違う人、通知カードを受け取れない人への対応はどのようになっているでしょうか。

番号通知カードはどのような経路で住民の手元に届くのか、その発送の責任はどこに あるのでしょうか。

このマイナンバー制度に関する情報保護の担当部署はどこになるのでしょうか。

基幹ネットワーク等、情報系ネットワークは我が町ではちゃんと切断されていますが、 年金機構でもこれは切断をしてちゃんとクリアされていたはずなのに、情報の流失が起 きました。基幹ネットワークの個人情報をコピーして移動し、情報系ネットワークの端 末で操作していたことが原因だったそうです。津和野町は大丈夫でしょうか、それに対 する対策はとれているでしょうか。

最後に、この施行に伴う不安は津和野町の行政側にはありませんか。 以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) マイナンバーカード制度準備についてでございますが、準備体制は国の指導のもとに随時進行しております。

マイナンバーカード制度につきましては、10月5日を基準に、ここに住民票がある 方に全員にカードが世帯主にもって郵送される手はずになっております。これが10月 5日からおよそ11月の末ごろになるんではないかと思っております。

そして、住所のそこに住んでおられないということになった場合に、それは基本的には、役場のほうに返ってくるようになっております。

発送の責任についてでございますが、これは基本的に役場のほうにあると思っております。

それから、セキュリティーのほう済みません。以上、ちょっと私のほうの答弁はそれだけにさしてください。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 残りの質問でございます。まず、今回提案さしていただいております個人情報保護条例の主管課でございますが、これにつきましては、総務財政課になります。

それから、先ほどの年金機構の漏えい等に関しての御質問でございました。本町、御承知のとおり電算業務につきましては、大きく2本のラインといいますか、にわけて業務を行っております。本町が内部で申しております言葉で申し上げますと、情報系と基幹系の2本に物理的なラインのところからもうわけまして、業務のほうを行っております。

情報系につきましては、外部とのメール等のやりとり、あるいはウエブ等の閲覧等に 主に使っております。

それから、内部基幹系でございますが、住民基本台帳、あるいは税情報等々のいわゆる住民に関連した内部の業務系でございます。それと、内部のいわゆる基幹系の中で、 戸籍用務につきましては、特にまた独立したラインということで、今業務のほうを行っておるところでございます。

それから、基幹系のほうからいわゆる情報系へのデータの受け渡しの点でございますが、本町のほうは情報のセキュリティーポリシーというものを設けております。これに基づきまして業務のほうを行っておりまして、税職員のほうにいわゆる住民4情報、住所、氏名、生年月日、性別ですか、のオオブタイ4情報ございますが、それも含めまして当然、やりとりのほうはセキュリティーポリシーに基づきまして行っておりません。それから、行政として不安という御質問でございました。なかなか国の政策制度に基づきましての全国的な取り組みでございますので、担当とすれば安心をもってというと

ころで返事をしたいとこでございますが、やはりいろいろ今、先ほどの年金機構等の問題等もございますので、ある意味十分、今後も内部の職員の指導体制等も気をつけなが

ら取り組んでまいりたいというところでございますが、なかなか不安だというようなところが言いづらいところでございますが、そういった気持ちで全職員、挙げまして今後もこのマイナンバー制度の導入に向けましては、十分、規律を正して業務のほうにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。関連がありますね。7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 先ほど、住んでない方は役場に返ってくると言われましたが、通知カード。その先はどうなるのでしょうかというのが一つ質問と、あと、セキュリティーポリシーとかいうのは全職員に徹底されているものなのでしょうか。嘱託の職員もかなりたくさんおられるので、その辺もきちんと徹底されているのでしょうかという点。

それと、今現在でも町の職員の方は本当、奔走されて残業もされたりいろいろ大変な思いをされている中で、この膨大な仕事量が入ってくるので、その担当窓口を新たにつくるという話は聞いていないので、その業務の上にこれだけの大変な仕事が入ってくるのに、不安がないように全力で頑張りますだけ大丈夫なのかなと思うのですが、その辺の対策は、今の業務以外にこれが入ってくるというための対策は何かとられているのでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 在住しておられない方の住基カードについては、基本的に役場のほうに返ってくるようになっておりますが、それは役場のほうで保管しときましてその人から申請があった場合、再度その人に向けて交付するというような形をとることになります。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) セキュリティーポリシーにつきましては、いわゆる 電算業務、情報処理業務を行うに当たっての基本的な、重たい憲法的なものでござい ますので、当然は職員のほうは周知しているというふうに考えております。

ただ、当然、事あるごとにこの辺につきましては、今後も再度、再々度、職員のほう に周知を繰り返してまいりたいというふうに考えております。

それから、業務量がふえることに対しての不安という部分の御質問でございます。なかなか、実際、今まで国、県のほうから通知、通達なりが下りてきて、実際の10月以降の取り組みに対する本町の職員の業務量の増大という部分でございますが、正直なところ、まだどれだけ業務量がという部分の内部での検証はしておりません。また、各折々でどれだけ職員のほうに負担がかかるという部分を見ながら、人事配置、何か必要な場合には、またその都度検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。2番、川田君。

○議員(2番 川田 剛君) 質問いたします。新旧対照表の中の、まず、第5条の 2に「緊急実施期間を緊急活動、やむを得ないときは個人情報取り扱い事務が開始されまたは変更された日以後において、当該届け出をすることができる」とありますけれども、その前項には、届け出をしなさいよと、速やかに届け出をしなさいよという中で第2項に緊急かつやむを得ないときの取り扱いの事務というのはどういったことを想定されているのかが1点目です。

次の第6条の2の津和野町個人情報保護審査会の意見を聞くというものに、特定個人情報保護評価に関する規則の部分があるんですけども、これはどういったことがうたってあるのかを質問します。

それと、第7条の1項にある文章と2項にある文章の中で違いがあるのが、当該目的を達成する範囲内というのが、2項にはあるんですけども、これ、第7条の1項と2項というのが、ほぼ同じような文章になるんですけども、個人情報(特定個人情報を除く)と1項にありまして、2項には特定個人情報って書いてあって、これ全く同じことが書いてあるんじゃないかと思うんですが、これは違いは何なのかなと。

それと、第9条の2です。10ページになりますが、第9条の2のところにも、個人情報(特定個人情報を除く)とあるんですが、これは、いわゆる個人情報とマイナンバーを含む個人情報というのが、なぜここで除かれるのかなというのが、ちょっと理由としてわからないんですけれども、その説明をお願いいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) まず、目的外の想定でございます。目的外利用ができる場合でございますけれども、法令等の規定に基づくときが原則でございます。

それから、出版、報道等により公にされているものを利用し、または提供するとき。個人の生命、身体または財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。この辺も想定の部分につきましては、国のほうから詳しいこういった場合という部分がきておりませんが、いわゆる生命、身体、財産等に対して緊急、危険がありまして、緊急かつやむを得ないと認められたときにはというところがございます。

それから、実施機関の内部で利用し、または他の実施機関もしくは国と他の地方公共 団体または地方独立行政法人に提供することについて、相当な理由があると認めて利用 し、または提供するとき等々でございます。

それから、2点目の個人情報と特定個人情報でございます。条例上では、個人情報と示しておりますが、特定個人情報の定義の部分でございます。条例上の広い個人情報の内部、一部といいますか、中に特殊個人情報が入りまして、今、2条の2、次の第6号を超えるということで、文言の部分でございますが、特定個人情報とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法でございますが、これに規定する特定個人情報を言うということでございます。行政が

持ちます個人情報の内部に、マイナンバー法に関する特定個人情報が内包されているというような意味合いでございます。

それから、特定個人情報保護評価でよろしかったですか。特定個人情報。

- 〇議員(2番 川田 剛君) 9条2項の2の保護評価ですが。 議長、質問の趣旨をもう一度。
- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 課長、特定個人情報の意味はわかるんですけども、まず、第7条の1項と2項ですね。まず、1項を見てもらうと、特定個人情報を除くって書いてあるんですよ。2項に関しては特定個人情報について書いてあるんですが、どちらも同じ内容で、別に1項で除く必要はないんじゃないかと思うんですけど、この違い、1項と2項の違いですね。

これは、個人情報、これまでも個人情報については適正かつ公正な手段で取り扱ってきたものであったと思うんですけども、この特定個人情報、マイナンバーがつくことによって取り扱うことは変わらないと思うんですよ。先ほど、前段同僚議員も言いましたようにきちんと扱われてはいると思うんですけども、特定個人情報になったからといって特段、何か変わるわけではないと思うんですが、1項と2項、同じ意味ですよね。

- ○議長(沖田 守君) 7条の1項と2項。(発言する者あり)総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) いわゆる第7条の1項につきましては、個人情報、いわゆる条例上の個人情報でございます。広い意味での個人情報に関しての収集の制限を記載したものでございます。2項につきましては、第7条1項におきまして、特定個人情報を除くというふうに定義をしておりますので、特定個人情報の収集の場合の制限といいますか、そのほうを記載しているものでございます。
- ○議長(沖田 守君) いいですか。
- 〇議員(2番 川田 剛君) はい。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(沖田 守君) 10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) 済いません、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけれども、このマイナンバー制度導入にされることによって、今まで住基カードとかで申請したり使っていたというものが、窓口に行っていろいろ変わってくるのかどうかというようなことをちょっと教えてください。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 住基カードの利用期間は、発行してから10年間使えることになっております。ただし、マイナンバーカード発行する時点でそれは返還していただくということになりますんで、そこが従来のカードをお持ちでマイナンバーカードを持たれる方はそれが取りかえられるということになります。

そのカードの利用方法については、税のほうの申告においてはそのカードのナンバーというのが必要になってきますし、その源泉徴収票を発行される事業者の方も、マイナンバーカードのナンバーが必要になってくるということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 10番、京村君。
- **〇議員(10番 京村まゆみ君)** マイナンバーカードも申請した人がいただくという ことですね。
- ○議長(沖田 守君) もう一度、マイクに近づけて。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) 住基カードも申請した人が基本もらっていますよね。 自分が申請しないともらっていないですよね。マイナンバーカードもそういう方式で すか、というということで。
- 〇議長(沖田 守君) 税務住民課長。
- ○税務住民課長(楠 勇雄君) 個人番号、マイナンバーカードという通称、通知カードは誰にも交付されます。ただ、そのカードをもって、今度は個人番号カード、これを役場のほうに持ってきてそれを交換されるということになりますので、そのときにあわせて住基カードのほうを持っておられる方は返還していただくという格好になります。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。 これより、討論に入ります。

まず原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 反対の立場から討論させていただきます。

マイナンバー制度導入には3,000億円以上の税金が投じられ、維持管理費も多額です。法律により、従業員の個人番号の特段の管理が求められることになります。これまで以上のセキュリティーが必要になり、中小企業などにも重い負担がのしかかります。

国内では、年金機構での情報流出が記憶に新しいですが、住民登録番号を導入している韓国では、2011年にハッキングを受け、氏名、電子メール、パスワード、電話番号などが国民全ての人口よりも多くのものが流出したと報道されました。また、2013年には保安会社社員がお金目的で、闇業界に情報を売却する事件も起きました。

政府は漏えい対策をとっていると言いますが、人間がつくり運用するものに100% 安全はあり得ません。漏れることを前提にして、通報、対処の仕組みをもっと確立する 必要があります。

今、質問させていただいた中でも、情報漏えいに対する町の行政もまだまだ確立されているとは思えません。

情報は集積されればされるほど利用価値が高まり、攻撃され、悪用されます。今のように年金機構では、年金機構の番号。いろいろなその立場による番号の違いを使いわけ

ているのと違い、1人の人に関する全てのものを一つの番号にまとめてしまうと、危険性が大きく増します。

国民の不安は大きく理解も進んでいません。今、質疑の中でも、マイナンバーカードのそういうものは一体どういうものなのかというのを議員私たちもよく把握はできていません。わざわざ国民のプライバシーを重大な危機にさらす共通番号を導入するこの制度自体に反対します。

よって、マイナンバー法の施行に伴う本議案に反対させていただきます。

- ○議長(沖田 守君) 次に原案に賛成者の発言を許します。 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 当議案は、個人情報保護条例案であります。マイナンバー制がどのようなことになるか私自身もまだ十分把握はできておりませんけれども、それはあくまでこの議会で決めることはできませんし、この個人情報保護条例の改正がなされなければ、そのマイナンバーの情報漏えいというのはもっと防げないと。今までの古い条例において、マイナンバーが付与された後、保護することはできないと、個人情報を保護するためにはまずは自らのこの町の条例を制定することが一番だと思いますので、この場において国政を議論するのは適切ではないと思い、これは賛成すべきと考えます。
- ○議長(沖田 守君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第106号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、議案第106号津和野町 個人情報保護条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第107号

〇議長(沖田 守君) 日程第4、議案第107号津和野町手数料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

- ○議員(7番 寺戸 昌子君) マイナンバー法施行に伴う本議案に反対します。
- ○議長(沖田 守君) 次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第107号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、議案第107号津和野町 手数料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第108号

○議長(沖田 守君) 日程第5、議案第108号津和野町道の駅の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第108号を採決します。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第108号津和野町 道の駅の設置及び管理運営に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第109号

○議長(沖田 守君) 日程第6、議案第109号津和野町総合交流ターミナル及び 温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。 ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第109号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第109号津和野町総合交流ターミナル及び温浴施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第110号

- ○議長(沖田 守君) 日程第7、議案第110号津和野町日本遺産センターの設置 及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。ありませんか。2 番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 第5条の3項の、第5条が休館日がうたってあるわけなんですけども、12月30日から翌年の1月4日までを休館日としているわけなんですが、これは、正月休みをとるということなんでしょうか。僕とすれば、やはり正月、津和野の観光客が多くなる時期には開館しておくべきではないかというのが1点と、ちょっと次は細かいんですが、第3条の2項、3項の「及び」がひらがなになっておりますので、漢字だとここは思います。
- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** 議員の御指摘でございますが、第5条に関しましては、町の施設ということで、現時点ではこの期間については、休館をさしていただきたいということで、御提案をさしていただきたいと思っております。

それから、第3条につきましては、御指摘の点、「及び」ということで大変申しわけ ございません、漢字に訂正するべきというふうに考えます。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) もちろん町有施設ですので、町の施設ということで、わかるんですけども、安野光雅美術館に関しましても、ここは努力いただいて開館していただいております。町の施設だからということではなくて、第5条の1項にありますように、必要があると認めるときは町長が必要であると認めるときは、休館日に開館できるわけですので、そこは限定せずにきちんと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 御指摘の点につきまして、また担当者も踏まえまして、先ほど議員の御指摘のありましたように町長の判断で開館ということも可能でございますので、そのあたりを含めまして御指摘のとおりにちょっと検討をさしていただきます。
- **〇議長(沖田 守君)** 商工観光課長、今の訂正箇所は何条のどこの。明確に訂正してください。商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 第3条の2項3項の「及び」がひらがなになっており、「日本遺産及び津和野町の歴史文化の魅力に発信に関する業務」と「3、日本遺産及び津和野町の歴史文化に関する調査、研究に関する業務」という部分につきまして、「及び」がひらがなになっておりますので、これは漢字ということにさしていただきます。
- ○議長(沖田 守君) 2番、川田君、今の答弁でいいですか。ほかにありますか。 10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) 3条で日本遺産センターの業務について4項目書いてありますが、この業務を担うのが、今回、募集をかけておられる集落支援員2名ということでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** 商工観光課として募集をしております集落支援員に ついては、この業務に当たるというふうに考えております。

もう1名、観光費で募集をしておりますのは、観光協会の運営の強化と町家ステイ等のPRに対して強化をしていこうということで、商工観光課としては募集をしております。

教育委員会で1名募集をということについては、清掃等に日本遺産関連の清掃管理等 についての集落支援というふうに商工観光課としてはお聞きしております。

〇議長(沖田 守君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第110号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第110号津和野町 日本遺産センターの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決 されました。

日程第8. 議案第111号

○議長(沖田 守君) 日程第8、議案第111号町道吉田屋線の線路認定について、

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第111号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第111号町道吉田 屋線の線路認定については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第112号

○議長(沖田 守君) 日程第9、議案第112号町道ヨコロ線の路線認定について、 これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第112号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。起立全員であります。したがって、 議案第112号町道ヨコロ線の路線認定については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第113号

- 〇議長(沖田 守君) 日程第10、議案第113号町道岩野線の路線認定について、 これより質疑に入ります。ありませんか。11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) この議案という議案の中で、整理番号というのが、 4,085、先ほどのが4,084ということで、今回、84、85が認定に上程され たなと思いますが、その整理番号というのは4,009番ちゅうのが、池村のほうで はありますが、この町道全体の整理台帳の中で、日原地区は何千台、津和野地区は何 千台というふうになっておるんでしょうか、ちょっと参考までに。4,009番から ぽっと飛ぶところに何か新しく町道認定されたら、一連番号でずうっとくるものじゃ ないかなと私は思うんですが、ちょっとその辺はどういうことでどうなっておるかを 教えていただきたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- **〇建設課長(田村津与志君)** 議員の御質問にお答えします。今、町道の整理番号というふうに書いてございますが、旧津和野町、旧日原町でそれぞれ台帳が二つございます。

日原地域においては、通常の場合に1級、2級、その他路線というふうな形で番号を決めておりまして、その他路線ということで、1級1番、1,000番台、2級が2,000番台、その他の路線が、3,000から4,000のあたりを使っておるところでございます。

津和野地域の場合においては、1番、1,000番台が木部地域、2,000番台が畑 迫、3,000番台が津和野地域等というふうな形で、地域によって番号が今それぞれ 振られてございます。このあたりのところどういうふうに今後するのかというふうなこ とも今検討しておりまして、本当は町が合併した段階で町道台帳を1本にすべきという ふうなことでございますが、これはまだしてないというふうなこともございますので、 来年度以降において、来年度からとっかかりたいと思っておりますが、このあたりの整 理は行いたいというふうに考えておるところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 11番、板垣君。
- ○議員(11番 板垣 敬司君) 津和野地区のは地区別に1,000番台、2,000 番台ということに仕分けされているようですが、日原地区は1級、2級、その他と何か、ランクがあるのか規模があるのかメートルなのか、その辺ちょっと詳しく。
- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- **〇建設課長(田村津与志君)** 津和野地域においても、1級、2級、その他というのは ございます。1級の場合には、重要な路線、例えば、津和野町から益田市とか、六日

市町とか、それに抜ける路線については1級。それから、それに準じる重要な路線というのが、2級。今資料持ちあわせておりませんが、大ざっぱな概念としてはそういうことで、通常、就学区間、交通量等によって通常の場合にはその他の路線というふうなことになっております。

地域で見るときには津和野地域のほうが探しやすい。ただ、1級、2級町道はどこかというふうなことで探す場合には、日原地域のほうが探しやすいというふうなこともございまして、そのあたりのところは今後どうするかというのは課題でございます。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第113号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第113号町道岩野線の路線認定については、原案のとおり可決されました。
- 〇議員(4番 岡田 克也君) 議長、動議。
- 〇議長(沖田 守君) 4番、岡田君。
- 〇議員(4番 岡田 克也君) 休憩を求めます。
- 〇議長(沖田 守君) 休憩の……。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 賛成してくれんにゃあ。
- **○議長(沖田 守君)** そこで、手を挙げんでもいい。休憩の動議が出ました。賛成 の諸君の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

〇議長(沖田 守君)挙手多数であります。10時45分まで休憩といたします。午前10時32分休憩

......

午前 10 時 45 分再開

〇議長(沖田 守君) 休憩に引き続き、会議を続けます。

_____.

日程第11. 議案第114号

- ○議長(沖田 守君) 日程第11、議案第114号平成27年度津和野町一般会計 補正予算(第3号)について、これより質疑に入ります。 ありませんか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) それでは、何点か質問させていただきます。

まず、23ページであります。定住対策費のつわの暮らしお試し住宅整備事業委託料借り上げから購入に変更したわけですけれども、この詳細についてお尋ねをいたします。 それから、その下にありますつわの暮らしお試し住宅の購入、場所ですね、場所はどちらになるのかをお尋ねいたします。

それと、40、41ページの農業振興費の負担金補助及び交付金、新農林水産振興が んばる地域応援総合事業費補助金の事業者が増という説明だったと思うんですけれど も、これがどのように増加したのか、詳細がわかりましたらお願いいたします。

次に、48、49ページの商工振興費委託料、「日本三大いもたきサミット」調理委託料でありますけれども、先日来、ラジオか何かだと思うんですが、この日本三大いもたきサミットというのをいろんなところでちょっと耳にしまして、僕が思っている以上に有名なものなのかなと。ちょっと初めてこの日本三大いもたきサミットというのを聞きましたので、これはどういった事業なのかをお尋ねします。

それから、52ページ、53ページの商工費、歴史的風致維持向上事業費の委託料3点上がっております。津和野駅周辺パース作成業務等委託料から滞在型まちづくり推進事業費まで3点あるわけなんですが、この詳細についてどういった委託をされるのかをお尋ねいたします。

それと、津和野町東京事務所管理費の委託料として、経費が増加しております。先般、 全員協議会においても説明があったわけなんですが、今後もこの観光協会に対して委託 していくのかどうか、改めて質問をさせていただきます。

以上です。

- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) まず、議員の最初の御質問でございます。 つわの暮らしお試し住宅の整備事業でございます。まず、これにつきましては公有財産として650万のほう、計上させていただいております。当初で、このお試し住宅、津和野地内に、今、日原の枕瀬地内にこのお試し住宅というのを設置をしておりますが、今回、津和野地域にこういったお試し住宅を設置するということで、当初予算で計上させていただいてますのが、トイレ、台所、それからお風呂等の修繕ということでございます。その際に、物件については全戸、空家の調査をやるということで、今回6月末にその調査を終了したところでございます。全部の地域を回らさせていただいて、トータルで500件の空き家を確認したということで、それぞれランク付けをさせていただきまして、比較的新しく修繕の必要がない、こういった物件が91物件ございました。こ

の中で、このお試し住宅というところをどの物件にするかということで、適当なところ を探してみたということでございます。

当初、借り上げというようなところで御説明をしていったところですが、今回、全体を通して売りたいというところで、土地と建物売りたいという御要望の中で、空き家バンク登録していただいた物件の中から、そういった物件を購入させていただくということになりまして、本町といたしましては、町の公の施設として今後も引き続き活用していきたいということで、今回、購入という考え方の中で、このお試し住宅については設置をさせていただきたいということでございます。

この場所でございます。津和野町森村の口ということで、105番地15ということになるんですが、これが場所的には津和野小学校の裏側に当たる家でございまして、持ち主の方、キムラョウジさんという方が、今、広島のほうへ出られておりますが、木造瓦ぶき2階建ての住宅ということで、住宅面積が2階建ての133.61平方メートル、それから敷地面積が164.35平方メートルということで、今後、この物件につきましては、所有者の方の御希望金額というところが、今650万という形の中で、予算の計上をさせていただいておりますが、この部分につきましては鑑定評価等行いまして、町としての金額的なところを見させていただいて、今後、物件の交渉をさせていただきたいというふうに思っております。

今、日原のほうの枕瀬にお試し住宅というのがございます。ほぼ5割ぐらいの稼働の中で、今、使用をしていただいているところでございます。津和野のほうの農業体験の方もおられて、利用的には日原の枕瀬にありますが、津和野のほうへそれぞれが出向かれて農業体験等を行っております。津和野地域の町の中に設置をさせていただくということで、今後、津和野高校等の見学、そういった部分でも津和野を実際、そのお試し住宅使っていただいて、そういったところを見ていただいてということで、今回、拠点施設として日原は枕瀬、津和野については津和野地域にこの物件を置きたいということで購入のほうをさせていただくための予算ということでございます。

〇議長(沖田 守君) 農林課長。

○農林課長(久保 睦夫君) 41ページの新農林水産振興がんばる地域応援総合事業費補助金でございますが、ここで新たに出てきたものが、水田農業緊急支援というものが約35万円、これはヘルシー部会に対するもので、消費動向の調査に当たる補助であります。それから、園芸支援活用支援ということで、これは空きハウスの整備に対するものであります。10万円というわけです。それから、その他につきましては新規就農総合支援という補助枠が減された関係で、地域提案戦略支援というほうの補助枠に乗り換えた関係で、町費のほうが180万ばかりふえておりまして、そういったものを総合して214万円の補正要求ということでございます。

〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤山 宏君) まず、日本三大いもたきサミットにつきましてですが、これにつきましては昨年度、津和野町としまして山形県の中山町で行われました日本三大芋煮に先方からのお招きもあって参加したのが、初めての試みでございます。ことしは、愛媛県のほうで行われるわけでございますが、あらましとしましては、書籍でございます「旅の手帖」、JR東日本交通新聞社が発行する旅の手帖で日本三大芋煮として紹介されましたのがきっかけでございまして、山形県の中山町、島根県津和野町、愛媛県大洲市の3市町で食文化の交流をとおして観光振興をすることとなりました。

山形県の中山町の芋煮につきましては、いわゆる山形の芋煮で牛肉とか入って大きい鍋で、瓦でたきあげる芋煮でございまして、津和野町につきましては御存じのとおり、大変上品な仕上がりになっておりますが、里芋とゆず、タイのあぶりを使ったというところでございます。一方、愛媛県の大洲市の芋煮につきましては、海鮮系と言いましょうか、海が近いということで海の幸を使った芋煮になるというふうに、お聞きをしております。

そういったところで、この3つの芋煮が日本の芋煮の中でも特徴的であるということで、中山町につきましては芋煮の発祥の地であると、山形の、そういうこともあって、この3つで交流をしようということで始まったきっかけでございます。昨年が山形県中山町、ことしは愛媛県大洲市で行われるということで、9月の26日にいよいよ開催をされますので、当方からも商工観光課、また町長も御出席なされますが、合わせて庖友会さん等のメンバーの御協力もいただきながら、先方で芋煮の振る舞い、また、特産品販売、観光PR等を一緒になってやらさせていただくということになっております。

今後の、来年の予定とはなりますが、こういうことで山形、愛媛と済みましたので、 3年目はどうしても津和野町ということになりますので、来年につきましては芋煮と地 酒の会を、ことしも発展的に食フェスタの中で栗のイベント等も共通して行うことにな っておりますが、さらに来年はこの日本三大芋煮は津和野の地で行うということになる と思いますので、そのあたりの事前の情報収集もあって、今回はある程度の人数も配置 して向かうということになっております。

以上でございます。

続きまして、補正予算書52ページ、53ページの委託料の、まず津和野駅周辺パース作成業務委託料でございますが、これにつきましては先ごろも申し上げておりますが、津和野駅周辺について、今回、コンペティションで全国的な公募をかけて、いろいろなデザイン案を出していただこうということになっております。そこで、優秀なものが決まってきたとしまして、優秀賞、あと2等、3等という形になるとは思うんですけれど、そういったものが出てきて、優秀賞、それがそのまま計画になるというふうには、なかなかちょっと難しい部分もあるんじゃないかと。また、さらには2等、3等、そのほかにも優秀なものがあれば、その中から取り入れるところもあるであろうと。さらにJR

さんとの協議、また全体的なSL館の跡地も含めて、全体的な計画を練ることになっておりますので、そういった部分を合わせて一つの合体したものという形で、一つの計画というかパースをつくる必要が出てくるであろうという部分で、これを予算化をしておるところでございます。

続きまして、歴史的風致維持向上事業推進支援業務委託料でございますが、これにつ きましては、先ほど、本日の最初の議案として御審議をいただいて、我々も本当反省す るところ多々でございますが、今回、歴史的風致維持向上計画、これさまざまな計画が 入っておる、かなり広範囲にわたる計画でございます。これを推し進めていく上では、 今回の反省もございますんですが、我々どうしても技師というものが十分うちの課にも おるわけではございません。そういう部分でいきますと、今回のことも本当反省材料と して、このようなことがまたあってもいけないというところも踏まえまして、大規模な 事業をやってこられたところあたりのコンサルさんとしての知識の支援を受けて、トー タルでさまざまな支援を受けて、トータルでさまざまな事業について、個々の部分につ いてはこういう法的な処理が必要ですよとか、現場はこういうふうな対応が必要ではな いでしょうかというようなところ、専門家として助言して、全体的な計画の中で、さま ざまな技術的な部分での御支援を受けながら、それぞれの計画を歴史的風致として統一 して進めていきたいという思いの中での、支援をいただくという委託料でございます。 続きまして、滞在型まちづくり推進事業計画策定業務委託料でございますが、これに つきましては総務省に地域アドバイザー制度を利用しておりまして、その地域アドバイ ザーとして登録いただいている業者さんの中から、その方が使用されてる団体機関、会 社等があれば、そちらに対して委託ができる。全額特別交付税対象になるということで ございますが、用いまして、今回、その歴史的風致としていろんな、ハード面整備は進 む。さらには掘庭園、また畑迫病院の跡といった形で、さまざまな事業が進む中で、や はりソフト的なところを、さらにもうちょい連携したり充実させていく、おもてなしの 充実させていくというようなところで、そういった部分を関係団体等も入って、そうい う向上させていく上では、やはりその専門的な御意見をいただきながら、その辺の内容 をさらにフラッシュアップしていきたいというとこがありまして、そういった部分での ソフト的な運営部分等につきます計画をつくる上で、今回のその総務省の事業を利用さ せて、計画をさせていただいたところでございます。その委託料でございます。

最後に、津和野町東京事務所委託料につきましてですが、現状ではこの予算の中で今年度何とか取り終えたいというふうに考えておりますが、議員から御指摘の御質問がございました、今後の対応で観光協会へこの事業委託してさらに続けるのかという部分についてでございますが、現時点では、先日申し上げましたように、1名の対象がございますので、現時点では観光協会と連携をさらに強化して、この体制で臨んでいくということがございます。来年度以降につきましては、町長のその際の答弁等もございました

が、ことしの状況を見ながら、いろいろ判断する部分も出てくるのかとも思っております。

以上でございます。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) まず、総務費の企画費の21ページ、津和野高校支援 補助金とその下の津和野町地域おこし協力隊じゃない、192万8,000円のほう、 どっちだったけ。

まず、1つには、津和野高校の支援補助金133万9,000円でありますけれども、 これは津和野高校の後援会のバスの購入費用だということでありますが、これの内容に ついて詳細をお聞きさせていただきたいと思います。

それと、33ページの障害者福祉費の扶助費の厚生医療235万円ですが、これも生活保護者の医療費増加に伴う厚生医療費であります。生活保護受給者の医療費については、過度な抑制があってもいけませんが、過度な受診をすれば財政負担が当然ふえるわけで、場所によって生活保護だけで、保護者だけを受診している病院もあると言います。適正な医療費の医療の受給のことについて、指導があるのかどうか、その点について。お聞きしたいと思います。

もう一点、49ページの商工振興費の地域商業活性化支援補助金であります。これは、 説明ではシャープさんのほうに委託をしてということでありますので、少し、内容について詳細をお聞きしたいと思います。

以上です。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** まず、議員御質問の21ページの津和野高校の支援補助金でございます。先ほど議員の御質問にもありましたように、これに係る部分で言いますと、町営英語塾HAN─KOHの通塾手段といたしまして、29人乗りのバスをリースをするということでございます。

まず、その背景にあるところが日原地域からの子供さん、一応今回こういった措置をするに当たりまして、アンケート調査を行っております。若干、御紹介をさせていただきますが、まず生徒さん、41名の方から御回答いただいておりますが、この41名のうち、通塾をしている方が15名、HAN一KOH英語塾には通っていない方が26名ということでございます。この通ってない方について、塾への送迎手段があれば塾に通いたいかというところで問いを出したところ、通いたいという方11名おられました。残り15名は通わないというお答えでしたが、保護者さんにも同じような御質問をさせていただいておりまして、33名の方から御回答得たんですが、今、子供さんが通塾したいと言った場合、送迎できるかというところで、その33名のうち14名の方ができないというお答えでした。日原地区までの送迎ならばできるかということで、14名の方にお聞きしたところ、10名の方ができるというふうに御回答していただいておりま

す。こういったアンケート調査をもとに、今回、塾の送迎といたしまして月曜から金曜日まで、午後10時15分塾出発の、午後10時35分JR日原駅着というようなところのプランの中で、このバスの、これリースということになりますが、29人乗りのリース、まず、この133万9,000円の内訳でございますが、29人乗りのバスのリース料が12万5,280円の今後これを実施するのが1月からということで、3カ月分の37万5,840円を、このうち計上しているところです。

それから、あとはもう残りの主なものといたしまして、運行代行の委託ということで、津和野高校のほうから津和野町内の業者さんのほうにこの運行の代行の委託を行います。これが、大体1日当たり1万2,000円ということで、72日分の86万4,000円、その他管理費等で9万8,793円ということで、合計で言いますと133万9,000円ということで、予算計上させていただきました。津和野高校のHAN一KOH英語塾への活用のほかに、部活動や生徒の研修等にも活用させていただきたいということで、今回の予算を計上したものでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 33ページのほうの、自立支援医療給付事業の厚生医療の関係でございますが、この増につきましては生活保護者の心臓手術等によって生じたものでございまして、生活保護者の医療につきましては、その医療の受診の内容であるとか、薬の内容等につきましては、一般の病気につきましては町内の増野医院さん、それから精神関係については松ケ丘の先生等に定期的にチェックをしていただいておりますし、生活支援係のものが直接、先生のほうに行って、いろんなことを支持を受けたりして、そういった対応について適正かどうか判断をするような仕組みになっておりますので、その辺のチェックについては行っております。
- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) 49ページの地域商業活性化支援事業1,210万円についてでございますが、これにつきましては2つ事業がございまして、1つが小売店舗継続化支援事業、もう一つが移動販売支援事業でございます。小売店舗継続化支援事業につきましては、現在のまだ実際の今後の話にはなりますが、空き店舗を活用した小売業を行いたいという申請が出る予定になっております。その部分の予算措置と合わせて、移動販売を行いたいという事業者の方がいらっしゃいますので、その実態について、買い物不便対策等も考えた支援をということで考えております。これにつきましては、県と町が同額ずつ負担をするということになっておりますので、事業者に対して2分の1補助で、その一応今回の予算分につきましては、これの半分が県から町に対して補助金として入るという形になっております。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) 関連質問ですが、23ページのつわの暮らしお試し住 宅購入費に関してでございますが。これ、今後、何軒ぐらいの予定を、ことしだけで

なくてされているのか。しかも、今聞きますと、91軒が適正なんだと。だから、その中でやろうと思えばやれるわけです、資金というか、そういう財政的な問題が解決すれば。その問題で、今後どれぐらいの数を考えられてるか。

それと、津和野町の住宅施策の全体的な中から、この問題も考えなきゃいけないなと思うのは、要するに、既につわの暮らし推進住宅として、毎年当初計画では5戸を建てていくと。昨年から実施していますよね。今年度は木部ですか。そうすると、向こう3年間またどっか出てくるわけです。それはそれでいくわけです。

もう一つは、今、住宅マスタープランというのが控えておると思います。これ私、1 回質問したことあるけど、それは今、水害のことでちょっと工事が延期だと。本来なら ば今年度か来年度ぐらいに着手する予定の古い町営住宅があるわけです。それがちゃん とマスタープランによって、あるいは長寿化政策ですか、町で。そういうので、計画が あったと思うんです。だから、それが災害関係、復旧の関係が終わって、確かあれ3年 で、終わった後から入ってくるんだということですので、要するに来年度で災害の関係 が終わりますと、そろそろその住宅マスタープラン、あるいは長寿化政策に則って、そ ちらの町営住宅の改修なり改築が始まると思うんです。

それで、そういうふうに住宅をこう入ってくるんですけど、それぞれ財源が違うかもしれませんけど、それはしっかりあれば、全部一挙に同時的に進行できると思うんです。これは非常に、それは景気浮揚になりますし、建築関係の雇用政策に役立つと思うんです。だから、それはいいことだと思うんですけど、そこら辺のスケジュールをちゃんと、計画的にやってこの空き家のお試し住宅ですか、こういうのがちゃんと含まれているのかと。そういうところを知りたいわけです。ただ、思いつきで今年度、予算があったからこれをやったんだというんじゃなくて、そういう計画のもとで、これを毎年何軒やっていくんだと。

だから、今の全体の住宅政策の中の一環として、これもやっていくんだと。そういう ふうになっているのか、いや、その年限りの限定的な、財源が出たからこれをやったん だとか、そこら辺をちゃんとできてるかどうか。そういう意味で、今後どれぐらいの件 数を計画しているかと。そういうふうに今、質問しているわけですが。どうでしょうか。

〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) 今、議員の御質問でございますが、移住定住対策として、この空き家のお試し住宅というのを設置をするということでございまして、今後、総合戦略ということで、今回の一般質問でも議員の皆様から御質問いただいた、この総合戦略というのを人口減少問題に対して、どうするかというところで議論をしていきます。

先ほどの議員さんの御質問で言いますと、この計画的な部分というのはまだまだ議員 さんのほうにトータル的にお示しするような段階では、まだないというふうに考えてお ります。今回は、あくまでもこの移住定住政策を進めるための、まずは津和野町に来て いただいて、お試しということで住んでいただきまして、津和野町を知っていただくということで、ことしの取り組みがその空き家バンクの登録というのが、全棟調査ということで、空家の全域の調査を終了して、先ほど御説明したように、500軒のうちの90軒のところは、基本的には新しくて使えるような物件だということで、つわの暮らし相談員、あるいは集落支援のほうで空き家のバンクに登録をしていただけませんかというようなところで、御要請もかけて、結果として今、基本的には今、34軒、空き家バンクに登録をしていただいたということでございます。

今回の関連する補正予算でも、空家の改修補助金というのが提案をさせていただいております。26軒分、今、要望がございまして、その改修に係る経費の50万円の補助金というところで、今回17軒のかけたものを、ここに関連補助金として1,150万4,000円、計上させていただいているところでございます。私どもといたしましては、それではこのお試し住宅というのはどういった考え方の中で設置をするのかというところでございますが、今からまちづくり委員会等々、総合戦略に係る意見交換をさせていただきます。これもやはり、農業研修を目的に、このお試し住宅に今までも入られた方、おられます。そういった方々につきましては、日原の枕瀬と、それから、津和野のこの津和野の町中ということで、例えば木部とか畑迫に行かれる方については、お車等で移動していただく必要がございます。

現状的には、このお試し住宅もまちづくり委員会との意見交換の中で、提起はさせていただされたと思いますが、やはり空き家の登録、このバンクに登録していただいて、まず住むところが地域にあると。それに住んでいただくためには地域を知っていただくというような取り組みも必要だろうと思ってまして、まちづくり委員会が主体的にそういう御希望があれば、その地域の空き家を本町の空き家のお試し住宅として、設置をさせていただくような取り組みができないかというふうにも考えているところです。

議員さん御質問の、マスタープランというところで、本町の場合は、総合戦略上、人口ビジョンというところで言いますと、先般、御紹介したように、転出と転入の社会動態の差が、島根県下でも一番の影響があって、減少しているというふうな状況があります。そういったことから含めると、住まいをどうするかというところの確保というところは、この空き家バンクを使う、空き家を使うのか、つわの暮らし推進住宅ということで、昨年、5戸建てさせていただきましたが、それを使うのか。それとも、建設課サイドのほうでお付けになっているマスタープランの中で、そういった町営住宅を活用するのかというところを、総合的にまだ考えていく必要があるということで、議員さん最初の質問については、今のところ、今、検討中の段階であるというふうなお答えをさせていただいたところでございます。

津和野と日原の拠点施設ということで、移動等の手段が、今後お試し住宅をつくりましても課題となるところでございます。本町といたしましては、4月以降、まだ検討段階でございますが、町営バスの無料化みたいなところで、お試し住宅に入られた方につ

いてはそういった移動手段を確保させていただいて、この拠点の2施設を活用したいろんなところへ、移動していただくような支援等も、今、検討をしているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) わかりました。じゃあ、あくまでも今は、検討中で臨時的な様子であると。しかし、将来的にはこれがちゃんとした計画の中に入っていくという可能性はあるという。じゃあなるべく早く、そういう今、地域総合戦略版をつくってる、その中で検討しているということでしょうから、それが出てきたときに、またちゃんとした案が示してもらえれば、それでいいかと思います。
- ○議長(沖田 守君) いいですか。建設課長、フォローはない。建設課長。
- **〇建設課長(田村津与志君)** 住宅マスタープランの関係でございます。

建設課が使います、町営住宅というのは、低所得者で住宅困窮者というのを基本的に対象にしております。ただ、そうは申しましても、県の中程度の所得の方が入られる特定公共賃貸住宅というのもございます。さらには、若者定住住宅というのもございますが、若者定住住宅で申し上げますと、実際のところ、夫婦と子供が1名、大きくなるとなかなか住めないぐらいの大きさというふうなこともございまして、定住とは言いながら、またその後、住宅を求めていかないというふうなところもございます。

今、建設課として考えておりますのは、やはり定住政策として実施をしている住宅と、 建設課が使うものでは違うというふうなところもございまして、一応マスタープラン上 のいろいろ、将来的な姿も出してはおりますけど、定住政策におけるそういうものにつ いては、また別物というふうに考えておりますし、県のほうでもどうですかねというふ うなお話は聞いたことあるんですが、それは別物というふうにお答えも聞いておるので、 そのような考えで今は対応しているところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) 建設課長の聞きまして、確かに今のままの町営住宅でしたら、本当に最低の低所得者用ですけど、今後、マスタープラン町営住宅でやりかえるわけでしょ。やりかえたら新築なんです。そうしますとぽっと見たら、低所得者どころか、中堅も、さっき言いましたように十分入れる可能性があるし、むしろ外から入ってこられてて、その新築の町営住宅を見させたら、私はここに入りたいというふうな意見ができるかもわからん。ベストポジションにある町営住宅なんですよね、私思いますんで。

だから、そういう点では、今は別物。確かに今の現状では。しかし、改築し、新しくなったときのことを考えたら、別物とは言えなくなるんじゃないかなと。むしろそちらに入りたいというような意見も出てくるんじゃないかと。建ってる場所がいいもん、郊外じゃなくて、津和野町の中。だから、そういうんでもう一度、何年後になるかわかり

ませんけど、そこら辺も、今、私申し上げましたけど、全体的な向こう何年間は考えました、この時期になったらここがこういうふうになっていくんだと。今は、臨時的にこうかもわからんけど、これがどういうふうになっていくかと。

そういうことも総合的に、やはりそれこそ総合戦略じゃありませんけど、勘案してこれはこの年代になったらこうなりますというのを、全部需要から適用される、そういうこともよく考えて、今後、計画をしてほしいな。それが今後の5カ年間の地方戦略版でしょ、津和野版でしょ。だから、そこをもう一度念を押しておきますんで、よろしくお願いします。ちゃんと。

- ○議長(沖田 守君) 町長、総合的に町長の回答をお願いします。町長。
- **〇町長(下森 博之君)** 両課長申し上げたとおりでございまして、私のほうから総合 的にということでありますけれども。

マスタープランは、それはそれでまた、それに基づいて進めていかなきゃならないわけでございますが、なかなか現在、入居されておられる方々の移転の問題でありますとか、それからお気持ちの問題もありまして、なかなか現状をマスタープランどおりに進んでないという側面もございます。やはり、現在お住まいの方々のお気持ちというのをまず優先して考えようということです。計画はつくっておりますが、そこに現実とのギャップも出てきているというところであります。

それと同時に、今はこういう地方創生の取り組みであるわけでありますから、実際、空き家も生じているわけでございまして、それをできるだけ早く活用していこうという、これがつわの暮らし推進課の取り組みということでもありまして、ただ、やはり住宅という一つの括りでは、当然、重なってくる問題でありますし、またさらには県営の住宅で常々申し上げておりますけれども、県のほうからもそろそろ津和野で取り組みをしてみてはどうかというお話もいただいております。

私も、本当ならすぐ取りかかりたいところですが、何と言っても、今災害復旧に人の 手が、非常にそこに追われておる状態で、そこに今、着手できないという現実もあるわ けでありますが。そうした災害復旧の状況も見ながら、そして地方創生の動きとそうい うことも合わせて、早急に相対的な住宅のこの計画というものを、できればこの総合戦 略にも取り組んでいきながら考えていきたいというふうに思っているところでありま す。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 77ページですが、委託料で文化財修理工事設計監理業務委託料。これは多胡家表門の番所修理工事設計監理とありますが、ここは既に工事に入っておると思います、見た感じ。全部防護幕が張ってあって、工事をしているように見えますけれども、これはどうしてなのか。

そして、その下の負担金補助及び交付金。伝統文化団体補助金、国立文学劇場風流の 芸能に出演するとありますが、これはどの団体がするのでしょう。

- 〇議長(沖田 守君) 教育次長。
- ○教育次長(羽多野寿子君) 失礼します。文化財修理工事設計監理業務委託料でございますけれども、これは多胡家表門番所保存修理工事報告書を作成するという内容でございます。工事は一応終わっておりますが、その報告書を作成するためのこれは委託料となります。

金額としましては、155万6, 280円ですが、県の補助が2分の1ございますので、歳入のほうで77万8, 000円入っておりますが、全体としては155万7, 000円の予算組みになっております。

もう一つの伝統文化団体補助金の80万でございますが、これは鷺舞保存会のほうへ 歳出をいたし、国立文学劇場の風流の芸能に参加をいたしますので、2分の1の補助で 80万を計上させていただきました。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 **宕文君**) 伝統文化団体補助金、これは文学劇場で出演されるということは、大変、津和野町にとっていいことと思います。また、津和野町の名前が全国に広がることを期待します。
- ○議長(沖田 守君) 質問じゃないんか。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) 質問はありません。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。10番、京村君。
- ○議員(10番 京村まゆみ君) すいません、4点ほど質問いたします。

まず、20ページの総務費、企画費で、地域おこし協力隊企業支援補助金200万円 というのが上がっておりますが、少し詳細をお聞かせください。また、財源もお願いし ます。

それから、48ページ、49ページの商工費、商工振興費の日原にぎわい創出拠点づくり事業委託料241万ですが、先日、全員協議会のほうでも説明を受けましたが、地域の方々が中心となって計画を進めてこられたということで、期待も大きいものだと思っておりますが、図書館の移転というような話が出ておりましたが、あくまでも古民家再生をした集いの場の中に、図書館機能を有しているというものであれば大賛成なんですけれども、図書館移転ということであれば、なかなかこのように急に出された議案で、あまりに拙速ではないかなという気持ちがして、賛成できかねるなと思っているんですけれども、その辺をもう一度、図書館移転ということになればそのための広さとか駐車場整備とかで、また確保のために周辺の環境にかなり手を入れることになりますし、財源、予算も大きく膨らんでくるということも予想されるので、その辺をもう一度、きちんと説明をしていただきたいと思います。

それから、小さいものですけれども、50ページの商工費、観光費の公有財産購入費で用地購入とあります、24万円ですけれども。どこで何のためのものかということをお聞かせください。

もう一つは、全体的なことでちょっとお伺いしたいことがあります。過疎債を使った 財源とした事業が次々と上がっておりますが、もともと計画にあって増額というものも ありますが、6月からこちらで新規に上がったものもあると思いますけれども、その過 疎計画の変更というものが上がってきてないように思うんですけれども、その辺はなぜ なのか、よいのかどうか、ちょっと聞かせてください。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** それでは、議員御質問の21ページ、地域 おこし協力隊企業支援補助金ということでございます。

まず、地域おこし協力隊の推進要綱の一部改正ということが行われまして、平成26年度の特別交付税措置の算定で適応されるということで、今回、この改正のポイントといたしまして、協力隊最終年次、または任期終了翌年の起業するものの、起業に要する経費といたしまして、1人当たり100万円を上限に、特別措置、交付税を措置するものということでございます。

本町の場合、今現在、24名の地域おこし協力隊員がおられますが、このうち2名の方が今年度、一応終了ということになります。1年以上を経験した方でということで、今回の地域おこし協力隊の企業補助金というのを受けられるということでございます。詳細につきましては、起業に要する経費ということで、お二方というところは津和野高校の支援をしていただいております中村純二さんと、それから農林課のほうで農作業の支援をされている新開さんということで、このお二人について、地域おこし協力隊の企業支援のための補助金を1人100万円ということで、お二人分200万円を計上させていただいたということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **○商工観光課長(藤山 宏君)** 議員の御指摘にございました、まずにぎわい創出拠点づくりの事業の図書館機能との整合性の問題でございますが、先日の全員協議会でも御説明をさせていただいた上で、議員の皆様よりさまざまな御意見をいただいたところでございます。

その後も、教育委員会と商工観光課、またさらに専門家も交えまして、現場の状況等も確認しながら、またさまざま競技を進めてきたところでございますが、先日の全協での御意見等も大変真摯に考えるべきがあるというふうに我々も思っております。とにかく、最終的には皆さんが喜んでいただける施設にならない、拠点にならないと意味がないと思っておりますので、できるだけ教育部局の図書館機能としても十分、なり得るものというとこで、もう少し抜本的な部分から話し合いを進めて、よりよいものにしていきたい。その際には周辺の用地も含めて、さらにいろいろ調整を進めていきたいというふうに思っておりますので、単純に増改築ということだけに捉われず、もう少し話してみようということになっております。

また、改めまして、より具体的な計画が皆さんにある程度、御提示できるときがまいりましたら、またぜひとも御説明をさせていただきますので、また御意見を賜ればというふうに考えております。

次に、公有財産購入費でございますが、これにつきましては工事請負費の中でも予算化をしておりますが、麓耕の青野山の遊歩道に関連したということでございます。バイオトイレを設置を予定しておりますので、そのバイオトイレの設置予定地の購入ということになっております。

以上です。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) 御質問の過疎計画の変更に関してでございます。

今年度につきましては、当初、県の過疎計画、あるいは過疎債の担当課でございます しまね暮らし推進課のほうと協議を行いまして、前段に現状、今、過疎債のソフト事業 のほうが結構、各事業展開のほうで需要が多くなっているような状況でございます。従 来、昨年までは年度途中のところで補正もお願いしておりますし、その都度、同時に過 疎計画の変更のほうも上程をさせていただいているところでございます。

そういった状況でございましたが、今年度につきましては、しまね暮らし推進課のほうと事前協議としまして、各補正なり、計画変更の事案が出た段階で、まずしまね暮らし推進課のほうで過疎計画の事前の変更の協議をさせていただいて、その中である程度了解がいただけた部分につきましては、過疎債の適債性等も判断をいただきまして、県のほうで事前の了解をいただいた後に、どうしても年度の補正の中で、その都度出すという方法もございますが、県下の市町村の過疎計画の変更の状況等も、その際聞いたところ、多くの市町村がいずれかの議会、最終盤になりますので、どうしても12月議会、あるいは3月議会が多いというふうに聞いておりますが、そこでまとめて総合的に変更部分を議会のほうに、上程するというような手法を取っているというふうにお聞きしましたので、今年度からそういった形で上程をさせていただいたらというふうに考えておるところでございます。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 先ほど、同僚議員が質問された商工振興費、48ページ、49ページの日原にぎわい創出拠点づくり事業委託料のところですが、私もやはり図書館をそこにつくられるということに、とても期待をしつつ、まだ練られてないなという不安を持っております。先ほどのお答えの中に、専門家を交えての協議をされたというので、その専門家はどういう方なのかっていうのが1つ、質問があります。それと、図書館協議会というのが確か住民でできていると思いますが、その方からの図書館をそこに行ったらどうかとかいう話をその方たちとはしておられるのかどうかっていうのは2つ目と。

それから、教育委員会さんとどのくらいかかわってその計画を練っておられるかっていうのが、ちょっと説明はしにくいかもしれないけど、教育委員会がかかわっているのが全然見えてこないのでその辺を教えていただきたいと、県立図書館の方とか、ああいう専門知識を持っておられる方を交えて、しっかりどのくらい面積がいるかとか、バリアフリーはどの程度したらいいかとか、職員何人いれば、これぐらいの面積は図書館なんとかクリアできるよとかいうのもたぶんあると思うので、そういうところは専門家としっかり話をしていただきたいなと思っていますが、これからもう一回仕切り直しということを先ほど聞いたので安心しているんですが、どういうふうな仕切り直しの仕方をされるかなっていうのを聞かせていただきたいと思います。

〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。

○商工観光課長(藤山 宏君) 御指摘の点でございますが、まずどういった専門家という部分では、先ほど議員の御発言の中にもございましたが、県の我々も教育委員会から経由ではございますが、専門家、県の図書館の専門家の方にもお越しいただいてお話をきいたということもございます。また、これが当初、まちなか再生推進事業の関連でずっと進めておりましたので、津和野地区に町屋ステイをつくりましたが、その当時から合わせて日原地区の中の動きを起こしていこうということで、ずっと継続的にいろいろ、まだまだした話し段階のところから話を一緒になってしております。そういった部分で、その町屋ステイをつくったところのコンサル会社についても、建築としてのまだそういう雰囲気づくりをつくる上での、専門家としてお話もずっとさせてきていただいたところでございます。

さらに、図書館審議会についてもお話をお伺いをしておりまして、私のほうから申し上げるのもあれかもしれませんが、教育委員会さんのほうでこのお話については議案として、一度は挙げられたという状況ではお聞きをしております。その中でもいろいろ御意見があったということもお伺いをしております。その後も含めまして、先も全協後も教育委員会とはお話をさせていただいているところではございますが、繰り返しにはなりますが、先日の全協の皆様からの御意見も踏まえまして、本当によりよいものにしていきたいという思いは、教育委員会、また我々商工観光課としても同じでございます。このことが何か、日原の新たな起爆剤になってほしいという思いは、本当に切に思っておりますので、そういったところを踏まえて、両方が入れるものにならないかというところでは、ある程度これまでの増築ということに、これも用地が十分確保、さらにできるようであればそこをもう一つ押し進めて、単純に倉の増築ということだけに捉われずに、ただトータルとするとあの地域一帯を一つの共通ゾーンとして、雰囲気のあるものにしていきたいという思いは、いささかも変わっておりませんが、そういった部分でよりよいものにしようということで、もう少し、いろいろ考えてみようというところ

でございます。まだ、具体的に動向ということは申し上げられませんが、そういった部分でもうしばしお時間をいただきたいというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- 〇議員(7番 寺戸 昌子君) 1点、質問。

いろいろ、図書館審議会からいろいろ御意見が上がってますって言っておられけど、どんな御意見なのかなっていうの。それが教育委員会経由で届いているというのはちょっと、一緒にお話ができないのかなっていうのを不安を持ちましたが、その御意見はどんなものがあったのかなというのを聞かせていただきたいのと、専門家を交えてこれからも、図書館に関する専門家です、を交えてしっかり協議していただけるというニュアンスはいただいたんです。県の図書館とこれからしっかりつながっていくとか、そういう言葉をいただかないと不安なので、その辺をもう一回言っていただきたいのと、私も本当あそこに、古民家に座って、ゆったり本を読むっていう状況はとても楽しみにしています。がしかし、その昔あった図書館がこっちに来ちゃったけど、やっぱりあっちにあったほうがよかったよねなんて声になってしまっては困るので、本当お互いによりよい場所がつくれるようにと思って、済いません、いろいろ言わせていただきますが、よろしくお願いします。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- ○商工観光課長(藤山 宏君) まさにおっしゃるとおりでございまして、本当にそういった部分を踏まえて進めていきたいというふうに、本当県の図書館の専門家の方にも入っていただいて、私が言うのは差し出がましいですが、当然、教育委員会と連携をして、教育委員会さんの調整のもとで話をさせていただきたい。ぜひとも、今度は一緒になって、図書館審議会等にも出させていただけることができるんであれば、お伺いをしたいというとこも思っております。

それと、内容につきましては、本当これからでございますので、これについても繰り返しますが、用地をさらに確保する部分もいろいろ踏まえて、駐車場等の問題もございますんで、さらに推し進めて、何らかの、両方がウィンウィンになれるようなものにしていきたいと、まさに私もあそこでゆっくり本が読めるように、素敵な空間になってほしいと。そこに、まだ日中でも子育てされるお母さん方とかが河原で遊ぶようなことも踏まえて、皆さんがあそこに寄っていただけるものになって、さらには中学校も通学路の途中にあって、帰りがけにも寄れるというようなところにもなると思いますので、そういった部分で、よりよいものになるということを願って進めたいと思いますので、またいろいろ御意見がございましたら、お聞かせをいただけたらというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 教育次長。
- **〇教育次長(羽多野寿子君)** 図書館の関係でございますので、私からも一言。

図書館協議会を開催しまして、にぎわいづくりの関係で御提案をいただきましたので、あそこの倉のところで、増設ありきでこういうふうに進んでいるというふうで提案をさせていただきまして、みんなで現地も見に行きました。やっぱり図書館を作るにしては面積が少ないという意見をいただいておりますので、それを今、司書がまとめておりますので、それは文書にして残しておきたいと思い、その意見は観光課のほうには直接というか、伝えてあります。その前に、担当司書と私と観光課の職員、または設計関連の方とかっていうお方とお話を一応させてもらって、あそこはありきということでお話をさせてもらったところです。また、変更もあるかもしれないというようなお話もちょっといただきましたので、図書館教育課としてはあそこに移ってよかったなというような、ある程度広さを持った図書館を目指していきたいというのが協議会の中の意見でございます。

専門家の意見でございますが、島根県立図書館、浜田に県の図書館の支所がございます。そこへ司書がおられますので、1回来ていただいてあそこの図書館、倉のとこで、つくりにしたらどのような御助言がいただけるかということで、1回は来ていただけております。やっぱし面積とか、バリアフリーとか、いろんな書架の置きかたとか、動線とかという助言をいただいております。今度、また一体的な図書館をというふうに変わってくることも考えられますので、また私は、一応館長でございますので、浜田のほうの県立図書館のほうへ参って、いろんな助言を受けて今後に生かしていきたいと考えております。

以上です。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 23ページの同僚議員が盛んに質問しておりますが、 つわの暮らしの住宅整備事業委託料、これは当初は借り上げというふうな計画であったものを購入をされたようでありますが、まずこの築何年ぐらいの家なんでしょうか。 すると建物の評価はどれぐらいで買われたのか。これからも、いろいろそういう古民家、買われると思うんです。そうしたとき、土地単価は平米、どのくらいの単価で購入されておるんか。そこまで言うちゃやれんちゅうて言われますかもしれませんが、 一応建物の評価ぐらいは教えていただきたい。

それと、この事業に住宅整備事業があるんですが、庵プロデュース、庵さん、庵プロデュースというの昨年も入っておりました。知らんかいね。それじゃあ、次のページでもう一回言いますけえ。

49ページに、今、日原のにぎわい創出拠点事業があります。同僚議員も非常に質問しておりますが。これで、昨年度津和野町まちなか再生総合事業として、次期計画候補物件調査で、日原地区空き家活用方法の提案として、業務委託を庵プロデュースにされております。知っておられますね。当然、それは知っておられんにゃ。これと、今度の日原のにぎわい創出事業と、今、言いました日原地区の空き家活用事業と、この関連は

どのようになっておりますか。また、庵さんがこれにも入ってこられるのか、依頼をされておるのか、昨年度は相当の事業をやっておられますので、今年度もそのような計画でおられるのか、そこを聞かせていただきたい。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- ○つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君) まず、議員さん御質問の23ページ、つわの暮らしお試し住宅整備事業ということでございます。これは、まだ購入につきましては、一応予定として本人さんの御希望の価格というところで購入費については計上させていただいております。今回、手数料といたしまして、22万円を計上させていただいておりますが、これにつきましては鑑定手数料ということで、土地の評価と、それから家屋の評価ということで、評価をさせていただいて、購入をさせていただきたいということでございます。

今回の9月補正予算が可決されてからの取り組みということでございます。この物件 自体は昭和35年に本体の建築がありまして、増築をされたのが昭和58年ということ でございます。私どもも何逼も見に行って、この耕地のほう、物件合わせて見させてい ただいたんですが、程度的には本当に言いもので、そういったところの物件の状況の中 で購入に係る予算を計上させていただいたということでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 商工観光課長。
- **〇商工観光課長(藤山 宏君)** この日原地区のにぎわい創出拠点づくり事業でございますが、先ほど申し上げましたように、過去からずっと積み上げてきた内容がございます。

現在も、庵プロデュースのほうには、コンサルをお願いしていろんな計画、空き家の部分の計画等についてはお願いをしておるところでございますが、その関連として、この新たな今回の補正予算につきましては、古民家再生とは別途、新たな建物ということもちょっと必要性を感じておりますので、その新築部分についての基本計画的なものとなってまいりますので、現在の進行から考えますと、当然予算化以降の話ではございますが、庵プロデュースが関連してくるという可能性はあるというふうに思っております。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 今、課長さんの答弁じゃ、先に庵さんが入ってくるというふうな御答弁でありましたが、慎重の上にも慎重に相談していただきたい。この前も、町屋ステイで、ああいうことがありましたんで、いろいろなことがあったんですから、それを加味したら私は今回は庵さんをそういうふうに頼ってされるのはいかがなものかというふうに思っております。予算のことで、そのようなことになりかかった思いますが、今後、そういったことも検討課題に入れて、しっかり予算計上していただきたい。このように思っております。
- ○議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) それじゃあ、ちょっと1点だけお伺いをいたします。

15ページと45ページの関係なんですが、有害鳥獣の被害対策協議会貸付金返還金、収入のほうはそういう形で、これ県からだというふうに思いますが、それで支出のほうでは貸付金ということで上がってきておりますが、この辺、ちょっと私、お金の流れどうなるのかなということがちょっとわからないのと、貸付金ということになると、何か返してもらうようになるんかなちゅうような気もしとるんですが、そのお金のちょっと流れと、この632万でございますが、恐らくイノシシ等の捕獲の報奨金とかそういったものもいろいろ含まれておると思いますが、ちょっと内容が、概略わかればお聞きをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- ○農林課長(久保 睦夫君) ここで計上をしております貸付金は、この補助金が確定 したことによる予算計上なんですが、この補助金が入るのが年度末になります。その 関係で活動ができないということで、町のほうから貸し付けをいただいて、補助金が 入った段階でお返しするという類の予算でございます。

内容につきましては、有害鳥獣駆除と言いますか、メッシュとか電柵とか、その辺の 経費がほとんどでありますが、ほかにも奨励金とか、そういった類も含まれております。

- 〇議長(沖田 守君) 関連。5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) わかりました。それで、この有害鳥獣の関係で、特に 津和野町が他の町村と少し違った組織を立ち上げておられるということもちょっと 聞いておりますが、その辺、ちょっと何か、僕が県の中でどこかの市は津和野町と同 じような国の補助事業ですか、取り上げて、津和野町も何かそういう取り組みをしと るということを聞いておるんですが。特に、津和野町が他の町と違った取り組みをし ておられるかどうかを聞きます。
- 〇議長(沖田 守君) 農林課長。
- **〇農林課長(久保 睦夫君)** 私どもは、今の体制しか知りませんで、他の町村がどういう取り組みをしておるかを存じておりませんで、比較することをこちらからお伝えすることができません。内容的にちょっとわからないんですが。
- 〇議長(沖田 守君) 5番、草田君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) ちょっと私の質問が悪いかもしれんですけども、私、いろいろ聞いている中に、津和野町は何か特別に有害鳥獣対策について、変わった取り組みをしているということをちょっと聞いたものですから、聞いたんですが。また、課に行ってでもお聞きをいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 8番、御手洗剛君。
- **○議員(8番 御手洗 剛君)** 34ページ、35ページであります。

児童福祉施設費の中で、木部保育所の修繕料として54万上がっております。この内容をちょっと教えていただきたいということと、ああして来年の4月からですか。社会福祉法人の設立に伴って、法人経営の中で運営されるという方向になります。木部なり

直地の児童館、大変老朽化しているという状況の中で、今後、どのように修繕等をやっていくか。また、法人のほうの準備会のほうでは、法人設立という、運営が始まる4月以前に、そういった施設整備をしてほしいとか、整えてそれから運営をしたいというふうな要望があるのかどうか。その点について、お聞きします。

- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- ○参事(齋藤 等君) 木部の保育所施設費の修繕費でございますが、これにつきましては、木部の保育園の中に、以前、木部のほうの地区におかれましては、旧ふれあいの場で使われた部屋がございました。それが、今は保育園の物置のような形でなっておるわけですが、それが湿気とかそういった関係で、座のほうが腐って抜けましたので、それの修繕料を上げております。

それで、法人に向けて、立ち上げに向けまして、法人のほうからの要望等でございますが、基本的には法人に移行してから、木部につきましては今の場所でやるか、今後はほかの場所に移すか、旧の中学校等を使用できるかというような検討もしていく必要がありますけども、まだ木部については、今の現状の施設を使ってやっていただくと。

直地につきましては、一応、法人のほからも今の施設でやっていくことについては問題ないだろうということでありましたが、これまでトイレのほうが汲み取り式のトイレを園の中でも使っておりますが、町の安全性委員会の中で、これまでも子供の安全性等も指摘等もありました。それから、夏場等につきましては、子供が落ちてはいけないということで戸を開けてしておりますので、臭い等の影響もありますので、この分につきましては町のほうで、移管する前に直させていただいて、法人のほうへお渡ししたいということで、今回計上しております。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ありませんか。

ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第114号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第114号平成27 年度津和野町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。 ここで、午後1時まで休憩といたします。

午後 0 時 00 分休憩

.....

午後1時00分再開

〇議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き、会議を続けます。

______.

日程第12. 議案第115号

- ○議長(沖田 守君) 日程第12、議案第115号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。 ありませんか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 質問いたします。

6ページ、7ページで、総務費の中で繰入金があって、予備費があるわけなんですけども、繰入金を入れなければいけなかった理由っていうのはどういったことなのかを、お願いいたします。

- ○議長(沖田 守君) 質問の要旨がわかりますか。川田君、もう一回、質問してください。川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) そうしますと、10ページ、11ページに歳出として 平成30年度の国保の一本化に関する会議の出席で9万1,000円が上がっている と思うんですが、この歳入というのが一般会計からの繰入金、物件費として上がって いると思います。一方で、18ページ、19ページには予備費が計上されているわけ なんですけども、これは国保会計からは支出ができない会議ということなのか、どう なのかなというので。
- 〇議長(沖田 守君) 参事。
- **○参事(齋藤 等君)** 国保会計におきまして、一般管理費につきましては一般会計より、繰り入れを職員の給与であるとか、そういったものについては会計から繰り入れております。予備費につきましてはあくまでも歳出歳入の調整ということでございます。
- O議長(沖田 守君) ほかにありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第115号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第115号平成27年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第116号

○議長(沖田 守君) 日程第13、議案第116号平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。 ありませんか。ありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第116号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。起立全員であります。したがって、 議案第116号議案第116号平成27年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第 2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第117号

○議長(沖田 守君) 日程第14、議案第117号平成27年度津和野町簡易水道 事業特別会計補正予算(第3号)について、これより質疑に入ります。 ありませんか。──ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第117号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第117号平成27年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第118号

○議長(沖田 守君) 日程第15、議案第118号平成27年度津和野町農業集落 排水事業特別会計補正予算(第2号)について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第118号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第118号平成27年度津和野町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

ここから、議案追加提案がございます。

日程第16. 議案第131号

日程第17. 議案第132号

日程第18. 議案第133号

日程第19. 議案第134号

○議長(沖田 守君) 日程第16、議案第131号小型動力ポンプ積載車の取得についてより、日程第19、議案第134号平成27年度星の子ステーション改修工事

請負契約の締結についてまで、以上4案件につきましては会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(下森 博之君) 今定例会に追加でお願いをいたします案件は、契約案件4件でございます。慎重審議を賜り、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。 議案第131号でございますが、小型動力ポンプ積載車の取得について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。 続いて、議案第132号でございますが、平成27年度津和野町デジタル防災行政無線施設同報系設備工事請負契約締結について、議会の議決を求めるものでございます。 詳細については、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第133号でございますが、平成27年度鷲原地区下水道管布設工事請負契約の 締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長 から説明を申し上げます。

議案第134号でございますが、平成27年度星の子ステーション改修工事請負契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第131号を御説明申し上げます。 小型動力ポンプ積載車の取得について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。契約の目的につきましては、小型動力ポンプ積載車2台の売買契約でございます。

まず、1台目でございますが、木部地区を担当しております第3分団に配備しております積載車でございます。もう一台につきましては、小川地区を担当しております第5分団に配備をしております積載車。これがいずれも購入後、22年を経過しておりまして、老朽化が進んでおるということで、今回、消防団総合整備計画に基づきまして、更新するものでございます。

積載車の仕様につきましては、ディーゼルエンジン搭載のパワーステアリング付き四輪駆動車で、乗車定員は6名でございます。

契約の方法でございますが、指名競争入札による契約でございます。指名業者は9社でございましたが、4社辞退をされましたので5社でもって9月8日に執行いたしました。落札率につきましては91.07%でございました。契約の金額につきましては、1,695万6,000円、うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額は、125万6,000円でございます。契約の相手方は、島根県松江市東朝日町233番地4、株式会社吉谷、代表取締役伊藤康晃でございます。

1 枚めくっていただきまして、資料 1 をごらんください。仮契約書でございます。納入期限でございますが、平成 2 8年 1 月 2 4日を期限としております。それから、納入場所につきましては、津和野地区消防センター、津和野分遣所でございますが、こちらのほうとしております。

以上でございます。

引き続きまして、議案第132号を御説明いたします。

平成27年度津和野町デジタル防災行政無線施設(同報系)設備工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1号第5項の規定により、議会の議決を求めものでございます。

工事名につきましては、平成27年度津和野町デジタル防災行政無線施設(同報系) 設備工事でございます。

契約の方法でございますが、一般競争入札による契約でございます。入札業者は12社ございまして、9月8日に執行したところでございます。落札率につきましては96.85%でございました。契約の金額につきましては、4億7,206万8,000円、うち取り引きに係る消費税及び地方消費税の額につきましては、3,496万8,000円でございます。契約の工期につきましては、津和野町議会の議決のあった日の翌日から平成29年3月20日までにわたるものでございます。契約の相手方は、広島県広島市中区大手町2の11の10、株式会社エヌエイチケイアイテック中国支社、社長本田隆宏でございます。

1枚めくっていただきまして、資料1といたしまして仮契約書の写しを添付をしております。本工事の概要につきましては、全員協議会当初予算の審査等で御説明をしたところでございますが、災害時における現行の有線通信網の切断による情報遮断の回避を目的として、デジタル防災行政無線施設(同報系)の整備を行うものでございます。

お隣の資料2のほうに、回線の経路図のほうを添付をしております。親局であります 役場本庁舎から十種峯、益田の両中継局へ電波を送信いたしまして、そこから簡易中継 局、再送信子局、拡声子局、各世帯の個別受信機のほうへ送信するために必要な機器類 を今回設置するものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 環境生活課長。
- ○環境生活課長(和田 京三君) それでは、議案第133号平成27年度鷲原地区下 水道管布設工事請負契約の締結について、御説明いたします。これは、地方自治法第 96条第1項第5号の規定によって、議決を求めるものでございます。

工事名につきましては、平成27年度鷲原地区下水道管布設工事でございます。

契約の方法は一般競争入札でございます。契約の金額は6,458万4,000円でございます。契約の期間は、議決のあった日の翌日から平成28年3月25日までござい

ます。契約の相手方は津和野町高峯556番地1、有限会社ナガヨシ技建、代表取締役 永吉伯亨でございます。

次のページ以降に、資料といたしまして仮契約書の写し、平面図を付けております。 平面図、資料2をごらんください。赤色で示した部分が契約の工事区間でございます。 新橋付近から鷲原の吉岡商店下の付近にかけまして、口径150ミリから200ミリの 下水道管を布設する工事で、施工延長は864.8メートルでございます。工事完成後 の下水道の供給開始対象戸数は、おおむね30件でございます。入札結果でございます が、9月8日に入札を行いまして3社が応札しております。入札率は93.0%でござい ました。

続きまして、議案第134号を御説明いたします。

平成27年度星の子ステーション改修工事請負契約の締結でございます。地方自治法 第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求めるものでございます。

工事名は、平成27年度星の子ステーション改修工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札でございます。契約の金額は8,856万円でございます。契約の工期は議決のあった日の翌日から、平成29年2月の28日まででございます。相手方は、松江市春日町636、カナツ技建工業株式会社、代表取締役金津任紀でございます。

次のページ以降、資料といたしまして仮契約書の写し、並びに平面図を付けております。資料2の平面図をごらんください。赤斜線の示した部分が契約の工事場所でございます。工事は、平成27年度と平成28年度の2カ年にわたって実施いたします。土木工としまして、腐食被覆撤去、また修復工、それから防食被覆工、機械設備として、分配槽の可動堰2台、汚泥かき寄せ機1基、濃縮かき寄せ機1基、仮設水の処理装置がございます。そのうち平成27年度におきましては、機械の製作を行います。平成28年度につきましては防食被覆及び機械の設置、撤去を行います。

入札の結果でございますが、9月8日に入札を行いまして、2社が応札しております。 入札率は99.81%でございます。

以上でございます。

〇議長(沖田 守君) 議案第131号小型動力ポンプ積載車の取得について、これより質疑に入ります。

ありませんか。 — ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより、議案第131号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第131号小型動力ポンプ積載車の取得については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第132号平成27年度津和野町デジタル防災行政無線施設(同報系)設備工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。

ありませんか。2番、川田君。

○議員(2番 川田 剛君) 済いません。先ほど、課長の説明の中にも予算審査の中でいろいろ説明があったと思うんですが、確認させてください。

まず、このデジタル防災行政無線は送受信ではなく、一方通行の受信であるのかどうかというのと、この個別受信機っていうのが資料の2にありますが、この工事契約にはこの個別受信機までが入っているのかどうなのか。これはまた別個で備品購入費になってくるのかどうか。それと、この個別受信機というのはどれぐらいの大きさのものになるのかをお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) まず、御質問1点目の一方通行であるかという部分でございます。資料2のほうの回線経路図をもって御説明をいたします。ここの拡声子局という部分がございますが、これはいわゆるラッパでございます。今、二十数局予定をしておりますけれども、ここまでのところにつきましては双方向のやりとりができるというふうな設計でございます。したがいまして、各地域の畑迫体育館、以下、日原集会所までのところでございますが、そちらのほうの施設のほうに双方向のできる電話機的なものを設置するという格好になっております。

それから、最終的に各戸のほうに配付いたします個別受信機でございます。大きさにつきましては、またこちらのほうで指針と言いますか、こういったものということで当町、入札のときに定めておりますけれども、今後は落札した業者のところで、本町が唱えました要綱に基づいて、機器を払えるという格好になります。この工事費の中に含まれているということでございます。備品で別途契約等はございません。

○議長(沖田 守君) ほかにありますか。──ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第132号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第132号平成27 年度津和野町デジタル防災行政無線施設(同報系)設備工事請負契約の締結について は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第133号平成27年度鷲原地区下水道管布設工事請負契約の締結 について、これより質疑に入ります。

ありませんか。 — ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようです。質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより、議案第133号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) ありがとうございます。起立全員であります。したがって、 議案第133号平成27年度鷲原地区下水道管布設工事請負契約の締結については、 原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第134号平成27年度星の子ステーション改修工事請負契約の締結について、これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ありませんようであります。質疑は終結いたします。 これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 討論なしと認めます。

これより、議案第134号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の 方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第134号平成27 年度星の子ステーション改修工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第20. 発委第3号

〇議長(沖田 守君) 日程第20、発委第3号津和野町議会会議規則の一部改正に ついてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、 趣旨説明を省略したいと存じます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、発議第3号は趣旨説明 を省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。討論を終結します。

これより、発議第3号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

- ○議長(沖田 守君) ありがとうございました。したがって、発議第3号津和野町 議会会議規則の一部改正については、原案のとおり可決されました。 ありがとうございました。
- ○議長(沖田 守君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 次回、本会議は10月2日であります。 本日は、これで散会といたします。

午後1時26分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員

平成 27 年 第 8 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 5 日) 平成 27 年 10 月 2 日 (金曜日)

議事日程(第5号)

平成27年10月2日 午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 町長提出第119号議案 平成26年度津和野町一般会計歳入歳出決算の 認定について

日程第3 町長提出第120号議案 平成26年度津和野町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算の認定について

- 日程第4 町長提出第121号議案 平成26年度津和野町介護保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第5 町長提出第122号議案 平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 町長提出第 123 号議案 平成 2 6 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第7 町長提出第124号議案 平成26年度津和野町下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 日程第8 町長提出第125号議案 平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 町長提出第126号議案 平成26年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第10 町長提出第127号議案 平成26年度津和野町電気通信事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第 11 町長提出第 128 号議案 平成 2 6 年度津和野町診療所特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 日程第12 町長提出第129号議案 平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 町長提出第130号議案 平成26年度津和野町病院事業会計歳入歳出決 算の認定について
- 日程第14 町長提出第135号議案 町道連峯線の路線廃止について
- 日程第15 町長提出第136号議案 町道連峯支線の路線認定の変更について
- 日程第16 町長提出第137号議案 町道畑向線の路線認定の変更について
- 日程第17 町長提出第138号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 18 請願第 6 号 島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛 躍的な普及を求める請願
- 日程第 19 請願第 7 号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすること を求める意見書を国に提出することを求める請願
- 日程第20 総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告について
- 日程第21 文教民生常任委員会委員長の所管事務調査報告について
- 日程第22 議員派遣の件
- 日程第23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第24 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 町長提出第119号議案 平成26年度津和野町一般会計歳入歳出決算の 認定について
- 日程第3 町長提出第120号議案 平成26年度津和野町国民健康保険特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第4 町長提出第 121 号議案 平成 2 6 年度津和野町介護保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第5 町長提出第122号議案 平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 町長提出第 123 号議案 平成 2 6 年度津和野町簡易水道事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第7 町長提出第124号議案 平成26年度津和野町下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について
- 日程第8 町長提出第 125 号議案 平成 2 6 年度津和野町農業集落排水事業特別会 計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 町長提出第126号議案 平成26年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 日程第10 町長提出第127号議案 平成26年度津和野町電気通信事業特別会計歳 入歳出決算の認定について
- 日程第11 町長提出第128号議案 平成26年度津和野町診療所特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 日程第12 町長提出第129号議案 平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 町長提出第130号議案 平成26年度津和野町病院事業会計歳入歳出決 算の認定について
- 日程第14 町長提出第135号議案 町道連峯線の路線廃止について
- 日程第15 町長提出第136号議案 町道連峯支線の路線認定の変更について
- 日程第16 町長提出第137号議案 町道畑向線の路線認定の変更について
- 日程第17 町長提出第138号議案 平成27年度津和野町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 18 請願第 6 号 島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛 躍的な普及を求める請願
- 日程第 19 請願第 7 号 後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすること を求める意見書を国に提出することを求める請願
- 日程第20 総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告について
- 日程第21 文教民生常任委員会委員長の所管事務調査報告について
- 日程第22 議員派遣の件

日程第23 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第24 文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第25 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

出席議員(12名)

1番	後山	幸次君	2番	川田	剛君
3番	米澤	宕文君	4番	岡田	克也君
5番	草田	吉丸君	6番	丁	泰仁君
7番	寺戸	昌子君	8番	御手灣	先 剛君
9番	三浦	英治君	10番	京村	まゆみ君
11番	板垣	敬司君	12番	沖田	守君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 竹内 誠君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森	博之君	副町長		 島田	賢司君
教育長	世良	清美君				
参事 (兼健康福祉課長)					 齋藤	等君
総務財政課長	福田	浩文君	税務住民	民課長	 楠	勇雄君
つわの暮らし推進課長 …					 内藤	雅義君
商工観光課長	藤山	宏君	農林課長	₹	 久保	睦夫君
環境生活課長	和田	京三君	医療対策		 下森	定君
建設課長	田村灣	車 与志君	教育次县	₹	 羽多野	 野子君
会計管理者	山本	典伸君				

午前9時00分開議

〇議長(沖田 守君) おはようございます。9月定例会、きょうが最終日であります。引き続きお出かけをいただき、ありがとうございます。

ただいまより、平成27年第8回定例会、5日目の会議を始めます。

ただいまの出席議員は、全員の12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(沖田 守君) 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、5番、草田吉丸君、6番、丁 泰仁君を指名いたします。

日程第2. 議案第119号

日程第3. 議案第120号

日程第4. 議案第121号

<u>日程第5. 議案第122号</u>

日程第6. 議案第123号

日程第7. 議案第124号

日程第8. 議案第125号

日程第9. 議案第126号

日程第10. 議案第127号

日程第11. 議案第128号

日程第12. 議案第129号

日程第13. 議案第130号

- ○議長(沖田 守君) 日程第2、議案第119号平成26年度津和野町一般会計歳 入歳出決算の認定についてより、日程第13、議案第130号平成26年度津和野町 病院事業会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上12案件につきまして、決算審 査特別委員長の報告を求めます。3番、米澤宕文君。
- **○決算審査特別委員長(米澤 宕文君)** おはようございます。それでは、決算審査特別委員会審査報告書。

平成27年第8回(9月)定例会において、本委員会に付託された平成26年度津和 野町一般会計、特別会計及び病院事業会計の歳入歳出決算は、審査の結果、次のとおり 決したので、会議規則第77条の規定により報告します。

- 1. 審査年月日、平成27年9月10日、17日、24日、28日、29日の5日間であります。
 - 2. 審査の結果及び概要・意見。

議案第119号平成26年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成26年度の歳入総額は100億8,161万1,695円、歳出総額は99億3,672万2,949円で、差し引き収支は1億4,488万8,746円の黒字決算である。

(2) 平成26年度基金残高は、一般会計基金40億6,375万8,000円、前年比にしまして1億1,900万9,000円増。土地開発基金3,264万9,000円、前年比1万円増。特別会計4億8,823万7,000円、前年比4,265万6,000円増。総額は45億8,463万4,000円、前年比1億6,167万5,000円増ある。

一方、地方債残高は、総額119億2,942万3,000円、前年比2億8,661万6,000円増であり、町民1人当たりにすると149万9,000円である。実質公債費比率は11.4%で、前年度より1.8%減で改善している。

(3) 町税については、滞納総額5,515万3,000円、前年比582万4,000円減である。また、不納欠損総額は142万9,000円である。このことは、堅実な滞納徴収の執行と、県及び町の税務担当課職員が互いに辞令を受け、県税や町民税の滞納に共同で当たる「相互併任制度」による効果と思われる。

厳しい町内の経済状態であるが、税の公平性の観点から、今後もこれまで取り組まれたような徴収姿勢で臨むべきである。

(4)使用料等は、保育料等の滞納額45万8,000円、前年比114万7,000円減、住宅使用料の滞納額は813万7,000円、前年比19万2,000円減で、総額859万5,000円となっており、前年比133万9,000円減で、滞納額が前年度より大幅に減少している。

住宅使用料については、連帯保証人に対しても滞納徴収を行うべきである。保育料については、話し合いによる児童手当からの差し引き徴収等も考慮すべきである。厳しい経済状態の中で納付されている方もある。当町におって貴重な財源であり、公平性の観点からも滞納徴収に努め、自主財源の確保に努められたい。

- (5) 昨年度のふるさと納税は949万2,000円であり、一昨年度と比較し150万6,000円の増である。平成20年度から26年度までの累計が3,259万6,00円となっている。ふるさと納税の収入は大きな自主財源となり得るものであり、寄附者の思いにこたえるよう有効な活用による魅力的なふるさと納税システムを構築するべきである。
- (6)職員の時間外勤務は1万3,337時間で、25年度1万6,468時間より3,131時間減少している。一昨年の豪雨災害復旧事務の減少により大幅に減少はしているが、著しく多い職員がいる。職務上やむを得ない事情もあるが、長時間労働を減少させるためにも適正な人員配置・業務配分や課内の連携による労務管理の徹底を図るべきである。
- (7) 不用額については各課で適正管理を徹底して行い、極力出ないよう予算編成で しっかり検討されたい。また、繰越明許については、財源との関連もあるが、極力年度 内に事業が完了するよう努力をされたい。

- (8) 文化施設の入館者数が減少している。入館料収入は貴重な自主財源である。入館者増を図る観光客増加対策として、島根県や大河ドラマ「花燃ゆ」のロケ地の萩市や山口市と連携をとり、また、日本遺産に「津和野今昔~百景図を歩く~」が認定されたことを最大限有効に宣伝し、対策を講じていくべきである。
- (9) 津和野町東京事務所を今後も存続していく上で、はっきりした目的、観光誘客効果の立証も必要である。また、移住者の相談窓口としても宣伝するべきである。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第120号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

- (1) 平成26年度の歳入総額は10億9,095万8,026円、歳出総額は10億8,517万244円で、差し引き収支は578万7,782円の黒字決算である。
- (2) 国民健康保険税の滞納額は2,018万3,000円で、昨年の2,596万9,000円より578万6,000円減少しており、滞納徴収努力が見られる。しかしながら依然として大きな額であり、税の公平性の観点から、継続して滞納徴収に努めるべきである。

以上、意見を付し、本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第121号平成26年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成26年度の歳入総額は13億7,825万6,678円、歳出総額は13億4,279万7,488円で、差し引き収支は3,545万9,190円の黒字決算である。本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第122号平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について。

(1) 平成26年度の歳入総額は2億8,881万650円、歳出総額は2億8,807万1,112円で、差し引き収支は73万9,538円の黒字決算である。

本決算は賛成多数で認定すべきであると決した。

議案第123号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

- (1) 平成26年度の歳入総額は5億4,777万4,872円、歳出総額は5億3,231万6,879円で、差し引き収支は1,545万7,993円の黒字決算である。
- (2) 水道料金等の滞納額は1,064万9,000円で、前年比35万5,000円の増となっており、さらなる滞納徴収努力が必要である。滞納処理は、税の収納対策と連携して対処すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第124号平成26年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

- (1) 平成26年度の歳入総額は3億8,400万546円、歳出総額は3億8,29 2万6,831円で、差し引き収支は107万3,715円の黒字決算である。
- (2) 下水道料金等の滞納額は198万3,000円で、前年比9万円の増となっており、さらなる滞納徴収努力が必要である。滞納処理は、税の収納対策と連携して対処すべきである。
- (3)年度末現在の加入率は、津和野処理区51.4%、日原処理区83.2%である。 加入率を上げるよう今後も努力が必要である。新たな拡張工事は、加入率を考慮して慎 重に進められたい。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第125号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認 定について。

(1) 平成26年度の歳入総額は551万3,197円、歳出総額は546万3,744円で、差し引き収支は4万9,453円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第126号平成26年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成26年度の歳入総額は1,129万7,093円、歳出総額は1,129万7,093円の同額である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第127号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

- (1) 平成26年度の歳入総額は8,083万5,821円、歳出総額は7,964万6,817円で、差し引き収支は118万9,004円の黒字決算である。
- (2) 使用料の滞納額は50万6,000円で、前年比11万7,000円減となっているが、効果的な収納対策を強化すべきである。
- (3)津和野町電気通信事業については資産管理業務だけであり、鹿足郡事務組合に業務移管を検討すべきである。

以上、意見を付し、本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第128号平成26年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成26年度の歳入総額は8,549万4,968円、歳出総額は8,230万7,946円で、差し引き収支は318万7,022円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第129号平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成26年度の歳入総額は4億3,973万3,187円、歳出総額は4億3,949万9,983円で、差し引き収支は23万3,204円の黒字決算である。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

議案第130号平成26年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について。

(1) 平成26年度の収益的収入の総額は7億4,450万4,891円に対して、収益的支出の総額は7億4,325万912円である。決算額から消費税等を除いて当年度純利益は96万8,627円である。資本的収入の総額3,705万8,227円に対して資本的支出の総額は7,036万8,707円となり、差し引き3,331万480円の資金不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金で補填した。

本決算は全員賛成で認定すべきであると決した。

以上、平成27年10月2日、津和野町議会議長沖田守様。決算審査特別委員会委員長米澤宕文。

○議長(沖田 守君) ありがとうございました。

これより、委員長に対する質疑に入ります。質疑は一般会計、特別会計、病院事業会計に分けて行いたいと思います。

最初に、一般会計について質疑をお願いします。ありませんか。6番、丁君。

- ○議員(6番 丁 泰仁君) 委員長、この認定で、見ますと、全員賛成で認定しておる項目と賛成多数の項目があるんです。賛成多数のところでは、要するに違った意見が出ているわけです。それで、どういうところで賛成ではないという意見が出たのか、そういう主な意見というのはどういうことなんでしょうか。それぞれ賛成多数の項目のところで教えてください。
- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○決算審査特別委員長(米澤 宕文君) 一般会計につきましては、大きな反対理由は、 消費税が5%から8%に上がったこと。また、国民健康保険特別会計につきましては、 高い税率に合わせることなくしたほうがよいというような意見でありました。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) 委員長さん、大変御苦労でございましたが、一、二点 お伺いしたいと思います。

決算認定の意義というのは、今回、決算認定制度というのが会計処理、事務処理、事務統制の事前監視の役割を果たすわけです。そして、この事前監視の役割を果たし、これが町長の執行責任を町民に向かって解除するということにこの決算はなるわけでありますから、議会にも責任がありますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、1番目に商工観光費のことでお尋ねをいたしますが、町営駐車場について、駅前の駐車場です。もしか調査されておりましたらお答えをいただきたい。

これが、大体駅前駐車場で1万台ぐらいの駐車があるわけですが、中で4,723台ほど無料駐車というのがあります。これが安野美術館とか、そういった美術館関係で入られる人は無料になっておるのか、大変、料金をもらうのは、わずか5,400台ばかりのあれになるんですが、ここでアルソックで昨年工事をされております。

入り口の自動開閉機のあれであろうと思いますが、これへ8,900万も金がとってわけですが、そうしますと差し引き530万ばかり本当赤字やっておるんですが、この無料駐車場がどういうふうなことで4,000台も無料になっておるのか、お調べになっておりましたらお答えをいただきたいと思います。

そして、もう1点ほどお尋ねをいたしますが、教育委員会費でありますが、これは施設の修繕工事は別といたしまして、営繕工事のほうでお尋ねをしたいと思いますが、この中で「その他の修繕」という項目が大変多くあります。これも、その他の修繕の金額が750万ばかりあるわけです。これが、なぜこのようなその他の項目で上がっておるのか。

例えば、小学校管理費、その他の修繕で119万6,000円といったような大きな数字が「その他修繕」という名目で上がっておりますが、これが実に総合計しますと相当な金額になります。750万ばかりに上がっておるんですが、箇所数も相当あります。これがなぜ「その他工事」でこういったことがされておるのか、なぜ小さい、どこどこの工事とかというのが、ほかのところは全部書かれておるんですが、そういったことで、膨大な数字が「その他工事」で金額が上がっておりますが、これを調査されておりましたらお答えいただきたい。

- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○決算審査特別委員長(米澤 宕文君) まず、一つ目の駐車場の件ですが、この件は 検討しておりません。二つ目の小学校営繕工事につきましても、話題といいますか、 話に出ませんでしたので調査しておりません。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○議長(沖田 守君)** 次に、特別会計について、一括して質疑をお願いしたいと思いますが、ありませんか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 議案第120号からの特別会計でありますけれども、 黒字決算という報告ではありましたが、他会計からの繰入金によっての黒字決算だと 思います。この他会計からの繰入金について、どのような審議があったのかをお尋ね いたします。
- 〇議長(沖田 守君) 委員長。
- ○決算審査特別委員長(米澤 **宕文君**) その件につきましても検討をしておりません。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、次に、病院事業会計について質疑をお願いいたします。ありますか。──ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、以上で決算審査特別委員長に対する質疑を終結します。

続きまして、討論、採決に入ります。

議案第119号平成26年度津和野町一般会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 委員長報告に反対の立場で討論をさせていただきます。 平成26年4月から消費税が5%から8%に上がりました。消費税は低所得者ほど苦 しめます。国が押しつけてきた住民の暮らしを脅かす政治の防波堤の役割を一番身近な 町政が行政として果たすべきです。しかし、増税された額が福祉で返ってくるはずの消 費税が町民の懐には返ってきませんでした。

国保税は上がり、物価も上がり、町民の生活は苦しくなる一方です。このまま異議を唱えなければ、この次は10%が待ち構えています。町民の暮らしはますます苦しくなります。

住民協働推進事業は、今後の展開に大きな期待を持っています。まちづくり委員会が 地域課題の解決の主体となり動きつつあります。しかし、地域提案型助成事業補助金の 根拠を各自治会・町内会を1単位とし30万円としたことが、まちづくり委員会全体と しての取り組みを妨げることになったと考えます。

プレミアム商品券では、町外への消費流出を一時的にとめる効果は認めますが、より 効果的な持続性のあるものを実施すべきと考えます。

以上の点から、委員長報告に反対します。

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第119号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第120号平成26年度津和野町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 委員長に、反対の立場から討論をさせていただきます。

県内でも低い保険税に保つよう努力してきた津和野町が、高い保険税の他自治体に合わせるその準備のために国保加入者が犠牲になるという広域化に向けての準備が、国保税が上がる理由の一つに入ることには納得いきません。高過ぎる国保税は値下げが必要です。

以上の観点から、委員長報告に反対します。

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第120号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第121号平成26年度津和野町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第121号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第122号平成26年度津和野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療制度は高齢者を年齢で差別するもので、制度自体に反対します。よって、この委員長報告に反対させていただきます。

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第122号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立多数であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第123号平成26年度津和野町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の 認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第123号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第124号平成26年度津和野町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第124号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第125号平成26年度津和野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第125号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第126号平成26年度津和野町奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定 について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第126号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) ありがとうございました。起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第127号平成26年度津和野町電気通信事業特別会計歳入歳出決算の 認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第127号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第128号平成26年度津和野町診療所特別会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第128号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

続いて、議案第129号平成26年度津和野町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳 出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第129号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のとおり認定することに決しました。

続いて、議案第130号平成26年度津和野町病院事業会計歳入歳出決算の認定について、これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第130号を採決します。この決算に対する委員長の報告は認定であります。本案件は委員長報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、本案件は委員長報告のと おり認定することに決しました。

ここで、暫時休憩といたします。

.....

午前9時47分再開

午前9時43分休憩

〇議長(沖田 守君) 休憩前に引き続き会議を続けます。

______• ____• ____

日程第14. 議案第135号

日程第15. 議案第136号

<u>日程第16. 議案第137号</u>

- ○議長(沖田 守君) 日程第14、議案第135号町道連峯線の路線廃止についてより、日程第16、議案第137号町道畑向線の路線認定の変更についてまで、以上3案件につきまして、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。執行部より提案理由の説明を求めます。町長。
- ○町長(下森 博之君) 本定例会に追加でお願いをいたします案件は、町道廃止及び 認定変更案件3件、一般会計補正予算案件1の合計4案件でございます。慎重審議を 賜り、可決賜りますようよろしく願い申し上げます。

議案第135号でございますが、町道連峯線の路線廃止についてでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第136号でございますが、町道連峯支線の路線認定の変更についてでございま す。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。

議案第137号でございますが、町道畑向線の路線認定の変更についてでございます。 詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いを申し上げま す。

- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- **〇建設課長(田村津与志君)** それでは、議案の説明をする前に、追加の提案に至りました経緯について、まず最初に御報告申し上げたいと思います。

今年4月の15日に、畑自治会より町道変更の要請についてというふうなことで要請書が提出をされました。6月の議会で提案をしようかとも思っておったんですが、まだ時期が早いというふうなことで、9月に提案をさせていただきましょうというふうなお約束をしておったところでございます。

本議案については、初日に提案をすべきところでございますが、その提案をすることを忘れておりまして、地元選出の議員さんのほうから「あの議案はどうしたのだろうか」というふうな問い合わせがございまして、はたとそれに気づきまして追加議案を出さざるを得ないというふうなことになりました。申しわけございません。

それでは、議案第135号について御説明をいたします。町道連峯線の路線廃止についてというふうなことでございます。

先ほど申しました畑自治会から提出された内容といたしましては、連峯線と畑向線の一部を町道から農道に変更してほしいということでございまして、変更後は町道から農道になるというふうなことでございますが、多面的機能支払い交付金、旧農地・水の事業によりまして舗装を計画したいというふうなものでございます。実際のところ、実施時期については稲刈りが終わった後に対応したいというものでございました。

現在、実際に現地を確認いたしましたが、民家がなく、農道としての利用が中心でございます。舗装をするというふうなことになりますと、道路としての利便性が高まると

いうふうなこともございまして、町道から農道になるということでございます。農道についても町の管理ではございますが、旧農地・水多面的機能支払制度でいきますと、農道でないと舗装ができないというふうなことで、今回、町道の廃止を行いたいという内容でございます。

整理番号としては1,047、路線名、連峯線、起点、中曽野380番地先から終点中曽野833番地先までということで、延長が129メートル、幅員が1.5メートルから1.8メートルというふうなことでございます。その裏面に位置図、それから、廃止をする連峯線の平面図をつけておるところでございます。

本議案について、12月で提案ということも少し頭をよぎったのでございますが、民間の業者のほうに舗装を依頼するというふうに聞いておりまして、12月議会で提案をいたしますと、実際雪が降ったりしまして3月しか工期がないと、3月になると今度は公共工事の関係で舗装業者もなかなか手が回らないというふうなこともございまして、どうでも9月に認定のお願いをしないと、業者の業務状況を考えたときにはどうにもならないかなというふうなことで、今回提案をさせていただいた次第でございます。

続きまして、議案第136号町道連峯支線の路線認定の変更についてということでございます。

変更前でございますが、整理番号が「3,067」というふうに書いてございますが、申しわけございません。変更後の番号と同じものでございまして、「1,048」でございます。変更後の整理番号が1,048、連峯線、路線名、それから、起点については、そこにありますようなことでございます。延長については127.8メートルでございます。

変更前のものが、番号は同じくて連峯支線ということで、地番と幅員を書いてございます。1ページはぐって、「連峯支線」というふうに書いてありますが、「連峯線」でございます。それと、1枚はぐっていただいて、平面図がついております。

済みません。この変更についてでございますが、通常、平面図のほうをごらんいただければと思います。今ついております連峯線というものが、もともと連峯支線というものでございまして、先ほど御説明しました議案第135号の連峯線というのが、左側のところの十字路の交差点から奥が連峯線というふうになっております。

通常の場合、県道津和野須佐線のほうが県道でございますので、普通の場合であれば 連峯支線というのは、本線につながっておるものが支線、県道につながる場合には本線 というのが通常の原則でございまして、先ほど連峯線のほうを廃止いたしまして連峯支 線のみが残るというのはおかしいというふうなことになりますので、連峯支線を連峯線 に名称を改めさせていただきたいというものでございます。

次に、議案第137号町道畑向線の路線認定の変更についてでございます。

この関係は、変更後が畑向線、整理番号が1,084、起点終点書いてございます。 備考もあります。変更前のところが、申しわけございません。整理番号が1,084でご ざいます。

変わりますところが、終点側を見ていただければと思いますが、変更前が「中曽野973番地3」というふうになっておりますが、変更後が「中曽野900番地」というふうなことでございます。延長が、変更前が「1,613.7メートル」、変更後が「908.7メートル」ということで、延長が短くなるというものでございます。

資料をごらんいただければと思います。畑向線の平面図というものがございまして、 当初、一番下のところから上の破線の上までが畑向線の認定をいただいた路線でござい ますが、今回、地元のほうから一部を廃止というふうなことになりまして、破線部分を 廃止をしたいということでございます。ということで、延長が短くなるということでご ざいます。

道路線の中で廃止をするということでございますが、その道自身は残ってまいりますので、路線の認定の変更というふうな形で対応をさせていただきたいというふうなものでございます。

議会初日に提案をするのが本来でございますが、よろしくお願いをいたします。

○議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案第135号町道連峯線の路線廃止について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、討論を終結します。

これより議案第135号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第135号町道連峯 線の路線廃止については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第136号連峯支線の路線認定の変更について、これより質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第136号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第136号町道連峯 支線の路線認定の変更については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第137号町道畑向線の路線認定の変更について、これより質疑に 入ります。ありませんか。5番、草田君。

- ○議員(5番 草田 吉丸君) 5番、草田です。済みません。現地がわかりませんが、 1点だけお聞きしますが、この路線についての関係戸数は何戸の町道なのかをお聞き をいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 建設課長。
- ○建設課長(田村津与志君) 戸数としては2戸以上はございますが、何戸というところまで数を覚えておりません。ちょうど点線が始まる所でございますが、村上英喜前議員さんのお宅がある所でございます。本線については路線の認定を既に終えておりますので、町道認定のその基準を適用するということではなくて、現状の路線を短くするというふうな考えでございます。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第137号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第137号町道畑向線の路線認定の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第138号

○議長(沖田 守君) 日程第17、議案第138号平成27年度津和野町一般会計 補正予算(第4号)を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

- ○町長(下森 博之君) それでは、議案第138号平成27年度津和野町一般会計補正予算(第4号)についてでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を93億2,534万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長から説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。
- 〇議長(沖田 守君) 総務財政課長。
- ○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第138号を御説明いたします。歳 出のほうから御説明いたしますので、10ページのほうをお開きください。

総務費でございます。企画費の委託料といたしまして、地域おこし企業人に係る給与相当分及び現地調査費用を含んだ地域おこし企業人交流事業委託料340万円を新たに計上をしております。

それから、諸費でございます。諸費の工事請負費でございますが、長福の危険家屋解体に係る工事費58万6,000円を新たに計上しております。

なお、この件に関しましては、後ほど詳細につきまして、つわの暮らし推進課長より 御説明を申し上げます。

次に、住民協働推進事業費でございますが、地域活動支援室の設置に伴いまして、集落支援員2名を配置するために要する経費を総額で348万2,000円、その下の定住対策費でございますけれども、同じく支援室のほうに、つわの暮らし相談員2名を配置するために要する経費、総額63万4,000円を新たに計上をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、8ページのほうにお戻りください。地方交付税でございます。普通交付税800万円を増額をしております。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** それでは、先ほど総務財政課長より説明をいたしました11ページの諸費、工事請負費について御説明をさせていただいたらと思います。

お手元のほうに資料のほうを配付をさせていただきました。今回、この工事請負費に つきましては、長福の危険家屋の解体工事費として計上をさせていただいたものでござ います。

まず、この資料の1番目の危険家屋の状況でございます。所在地につきましては、津和野町長福563の4ということで、2ページ目の所に位置図をつけております。手前

側のほうが津和野の方面ということで、長野自治会館のそばにある当該危険家屋という ことで、赤いマークをした所でございます。

この所に建っております面積が、土地が281.43平方メートル、それから、家屋のほうが、木造平屋建て、明治43年建築の部分80.36平米、それから、木造2階建て、これは大正12年の建築ということで、67平米ということになっております。

この危険家屋の状況の写真を3枚目の所につけております。一番上の左の段が2階建ての外壁部分ということで、手前、県道側のほうから写真を写したもの。それから、上の段の右側の写真が、この外壁の裏側の部分を写したもの。それから、下の段の左側、これが平屋建てのほう、県道側のほうから斜めに写真を撮ったもの。それから、下段の右側の写真、これも外壁の後ろ側から写真を撮ったものということでございます。

所有者さんはナガタヒチジロウさんということで、既にお亡くなりになっているということでございまして、経過のほうとして、表の資料に移りますが、まず1番目、平成10年ごろからこの物件については空き家になっております。

ことしの、②のところに書いてありますように、8月に住宅の一部が崩落をして、今回、写真の左上に写っていた木造2階建ての家屋の道路側の外壁部分が倒壊する恐れのある危険な状況に今なっているということでございます。

9月の3日に木部駐在所からも当該の空き家が危険な状態であるということで、早急な対応が必要ではないかというような通報を受けております。

また、④のところに書いておりますが、地域住民の方からも当該家屋が危険な状態であるということで、この点については、まちづくり委員会、あるいは自治会長を集めた地域公共交通会議の前段のバスの廃止等の協議を地元で行った際にもそういった意見、あるいは相談が出されていたということでございます。

昨日、10月1日、正式に地元自治会長から当該危険家屋の対応について要望したい ということで、後ほど要望書も提出させていただくというような住民の皆さんからの御 意見も踏まえた、そういった経過がこれまであったということでございます。

対応策といたしまして、空き家の特措法、あるいは災害対策基本法というようなところでいろいろ県とも協議をしながら、この9月の3日以降ずっと協議をさせていただきました。

今から台風シーズン、風対策等で、そういった強風が吹いた場合に、この外壁の2階建ての左側の一番上に写っていた写真の部分が倒壊する恐れがあるというようなところで、私どもとしては、対応として人の生命、身体及び財産に被害を与える恐れが高いという判断の中で、緊急的な応急措置として、木造2階建ての家屋の道路側の外壁部分のみ解体をさせていただきたいということで、今回の、最終日ではございますが、補正予算58万6,000円を計上させていただいたということでございます。

この物件につきましては、所有者の方がお亡くなりになられておるということで、相続人で世話をされている長女の方と広島のほうでお会いをいたしまして、取り壊しにつ

いての承諾は得たということで、今回、この2日の議会のところで提案をさせていただくということにしております。

また、抵当権等の設定もございまして、JA島根のほうとも協議をして、解体については同意をいただいております。

そういったところで、今回の予算提案に至ったということでございまして、本日御同意がいただければ、すぐにでも2階建てのこの外壁部分だけは解体をさせていただきたいと、これは、解体の撤去の工事費等は含まれておりませんので、解体をさせていただいてビニールシートで覆う、そういう程度の応急措置ということでございますが、そういった考え方の中で今回実施させていただきたいということで考えております。

なお、対応の③にありますように、空き家等の適正な管理に関する条例、これにつきましては12月を目途に今検討をしているところでございます。後ほど全員協議会の場でこの条例の中の検討の具体的なところを議員の皆様にも御説明をさせていただいたらというところで、この条例制定前の取り組みということでございますが、緊急的な措置として、今回提案をさせていただくものでございます。

以上でございます。

- 〇議長(沖田 守君) 以上で、提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。ありませんか。3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 **宕文君**) このようなことにつきましては、他の市町村でもいろいろありますけれども、先ほど言われたように、空き家条例が津和野町はまだありません。他の市町村では、解体は行政がして後で請求をするというような方法もありますが、これは、一応町が立てかえて、その後請求をされるのでしょうか。
- 〇議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 議員さんの御指摘にありましたように、こういった解体経費については所有者が負担するものということで私ども考えております。今回、広島でこの相続人の方とお会いをしたときも、この請求についてはさせていただくということでお話はさせていただきました。

ただ、今回の件につきましては、請求はさせていただきますが、非常に抵当権設定がされている部分と、相続人さんのいろんな家庭の御事情等ございます。そういったところで、今回、満額の請求にさせていただいて、収納関係のところがどのぐらいで入ってくるかというところは、分割納付等も含めてまだまだこれから協議するところはございますが、議員御指摘のとおり請求をさせていただくということで考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 3番、米澤君。
- ○議員(3番 米澤 宕文君) もう1点ですが、58万6,000円、随分安い見積 もりなんですが、普通100万、200万単位でかかると聞いておりますけれども、 建物が昔ので簡素な建物かもしれません。この程度でおさまるわけですか。
- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。

- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** この写真の左上の外壁がここ残った部分、 そして、こちらに母屋の部分が左の下にございます。これ全体を解き払うわけではな くて、応急措置として2階建てのこの外壁のみを解き払うということで、一応参考的 に業者のほうから見積もりをとっております。これを崩してビニールシートをかける だけという経費が58万の今回提案させていただいた金額ということでございます。
- 〇議長(沖田 守君) 6番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) 委託料の340万の件ですが、地域おこし企業人交流 事業委託料とあります。具体的に大体どういうことをされるのか、これは。「企業人 交流事業」て、こう書いてあります。
- **〇議長(沖田 守君)** つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 9月の18日に全員協議会のほうで報告を させていただきました。

見守り、あるいは買い物支援ということで、今、日原工業を改修をさせていただきまして、この企業人交流プログラム、東京のほうからシャープの社員さん2名に来ていただきまして、このシャープの持っているところのノウハウを活用させていただきまして、ITを使ったそういった見守り、あるいは買い物支援というようなシステムの構築と、それから、住民の皆さんに対してそういった普及をさせていただきたいということで考えているところでございます。

- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) よう様子がわからんのですが、解体の分でございますが、この写真の下側の左、窓が4つ見えます。あのほうの側を解体するということなんでしょ。そうすると奥行きが何ばもないです。これを外壁を合わせたら、あとそのまま残る考えをされておるんですか。恐らく瓦から何からみな外さんとやれんと思いますが。

それで、右側の写真があります、下の。これに平屋がひっついています。これは置くんでしょ。2階だけを倒すんでしょ。ほじゃが、残る部分が左の絵を見ても何ぼもないんです。これが本当に外壁だけ取って残るんですか。後また倒壊の恐れが出るんじゃないですか。そのようなことは御専門に見積もっちゃったんでしょうが、恐らく倒壊の恐れが出ると思いますが、そのことはどうなんでしょうか。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 今回、空き家条例等の制定については12 月議会でさせていただくということで、その辺の手続については、特措法でいいます と、指導・助言、それから勧告・命令、それに従わんときは代執行というような流れ の中で行っていきます。

今回、最も危険であるというところだけを相続人本人さん、あるいは抵当権の設定を されている J A 島根さんと協議をさせていただいて、この部分だけをとにかく危険であ るからということで応急的な措置をするということで、今回予算提案をさせていただい たものでございます。

議員御指摘のとおり、右側の母屋というところもございますし、それから、これ完全に全部撤去して、それからそこを更地のようにすると大体450万ぐらいの今見積もりが出ているところでございます。

私どもとしては、相続人さんの家庭のいろんな御事情の中で、今回請求もさせていただく予定にはしておりますが、そういったところの状況も踏まえて、今回、この最も危険な所だけを予算提案の額でさせていただきたいという考えの中でやったということでございます。

右側の部分についても、こういった物件については、後ほどまた全員協議会の場でも 考え方等を報告させていただきますが、津和野町内、基本的には今500棟ぐらいの空 き家を確認をしておりますが、倒壊の危険性がある物件については64件ぐらい今把握 をしているところでございます。

生命及び身体、あるいは財産に大きく影響があって、そういった恐れのある物件というところにつきまして、今回、そういった空き家条例の中で対応をとっていきたいというふうに考えておりますが、現状的なところでいいますと、この左側の所だけをそういった考え方の中でどかさせていただきたいというところでございます。

- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番後山 幸次君) 課長さん、これは骨組みは残して、外壁だけをのけるというふうなお考えです。早う言えば、へたがあって、はりがあって家ちゅうものは成り立っておるんですから、こっちのはり側を全部取るということは、骨組みは置いておって、外壁が落ちるからのけられる工事なのか、それともはり側を全部これだけ切ってのけてしまうのかということを聞きたいんですが。
- 〇議長(沖田 守君) 課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 議員御指摘のとおり、そこまでのはり等の 部分も含めて崩す予定にしております。
- 〇議員(1番 後山 幸次君) もう1回。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** はり等の部分も含めて崩す、撤去する予定 でございます。
- 〇議長(沖田 守君) 1番、後山君。
- ○議員(1番 後山 幸次君) はり側を全部残したら、残るところはへた側がわずかしかないです、この写真を見ても。それで果たして家が後もつと思うておられるんです。もしかこれだけやって、外壁部分を、はり側をのけるんですから、道路側にも。それで、あと残してシートをかけて、もしかこれが倒壊したときには誰の責任になりますか。

町が手をつけたんじゃけ町がちゅうようなことにならしませんか。もしか事故があった場合です。

- ○議長(沖田 守君) つわの暮らし推進課長。
- **〇つわの暮らし推進課長(内藤 雅義君)** 空き家のこういった物件については、所有 者責任というのは当然ございますので、今回、所有者の相続人である方についても、 この右側の平屋建ての部分についてはそのまま残した中で、左側のこの2階建てのと ころの外壁部分のみを撤去するという方針でございます。

その辺のところの議員さんの御指摘のところは、現場のところで、どういった状況になるか、一応そういったところでの見積もりをとらさせていただいておりますので、基本的にはこの左側だけの対応で、私どもとしては、当面の危険は回避できるということで考えております。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 休憩をとって、全員協議会の開催をお願いいたします。 (「賛成です」と呼ぶ者あり)
- **〇議長(沖田 守君)** 緊急動議が出ましたが、皆さん、いかがですか。(「賛成です」と呼ぶ者あり)

執行部におかれては、全協を開いて、そして説明を十分して、再度提案という形にしますか、どうしますか。 (「どちらでも結構で、御判断に従います」と呼ぶ者あり) ただいま2番、川田君から全員協議会で説明を求めたいという由の発言がございました。 賛同する議員の方は挙手をお願いします。

[賛成者举手]

○議長(沖田 守君) 挙手多数でありますから、この一般会計の補正につきましては、全員協議会を開催をして、その後再度審議をいただくと、こういう取り計らいにしたいと存じます。

それでは、ここで暫時休憩といたしたいと思います。

午前 10 時 25 分休憩

午前 11 時 08 分再開

〇議長(沖田 守君) 休憩を解き、全員協議会を終了して、本会議に移りたいと思います。

日程第17、議案第138号平成27年度津和野町一般会計補正予算(第4号)の質 疑途中でありましたが、その他質疑がありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(沖田 守君) 次に、本案件に賛成者の発言を許します。 4番、岡田君。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 今回の件は、条例制定前ではありますけれども、この 写真を見ても、また、現地の建物を見ても、通学路であり、道路に面した地場のとこ ろであり、また、この状況も半壊以上、3分の2程度が倒壊しておると思います。

そして、この建物についても抵当権が発生しており、そして、所有者の経済的問題もある、そして、工事費については分割納付も考慮しながら本人に請求をするということでありますので、特にきのうのような爆弾台風、そして、地震等が来たときには、また、台風等が来たときには、非常に私は危険性があると思いますので、今回は条例制定前ではありますが、認めるべきだと思い、賛成の討論といたします。

- **〇議長(沖田 守君)** 次に、本案件に反対者の発言を許します。ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(沖田 守君) 次に、賛成者の発言を許します。8番、御手洗君。
- ○議員(8番 御手洗 剛君) 空き家調査をいたしましても、大変件数の多くなった この危険倒壊のある物件がございます。その中で今回、町内長福にありますこの物件 につきましてでございます。

既に以前から瓦等が飛散するということで、防護壁をお隣の方はつくっておられたです。それも当然自己負担でありますが、そういった対応をされてきたとか、また、8月の後半に、風もありまして、朽ちまして、このような倒壊に至ったところであります。この倒壊をしたこの写真をごらんいただきましたら、上の左側、この建物の左側にも

この倒壊をしたこの与具をこらんいたたきましたら、上の左側、この建物の左側にも 倒壊した残骸があるわけであります。隣の方が、かなり密集しておりますので、近い、 わずかなスペースしかございません。

その片づけを現在もしてきておると、苦情も行っていくところがない中、自分で家に近いところに倒れかかった物を整理をするというふうな形、また、県道に対するこの物件が倒れかかるという恐れがありまして、10年近く前から通学路としてはふさわしくないということで、迂回して学校へ行くという子供たちの実態もありまして、私も6月に一般質問をしたわけであります。

大変、こういった対応につきましては例外的な措置をせざるを得ないというふうにも 考えてきたところであります。ひとつそういった意味で、今回の措置としてやむなく、 条例制定前ではありますが、認めざるを得ない、また、認めていただきたいというふう な思いで賛成といたします。

○議長(沖田 守君) 反対者の反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、討論を終結します。

これより議案第138号を採決します。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(沖田 守君) 起立全員であります。したがって、議案第138号平成27 年度津和野町一般会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。

日程第18. 請願第6号

を明らかにしました。

〇議長(沖田 守君) 日程第18、請願第6号島根原発の稼働・再稼働に反対し再 生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願を議題といたします。本請願につきま しては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により 委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略 することに決定いたしました。

これより、本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 本請願について、趣旨説明をさせていただきます。 福島第一原発事故では、4年以上経過した今もいまだに12万人の人々が避難生活を 余儀なくされています。事故現場では高濃度の放射能汚染に阻害され、原子炉内の状況 さえ把握できていません。原因究明の調査のめども立っていません。福島第一原発の事 故は、人類がまだ原子力を制御する能力を持っていないこと、人類と共存できないこと

大飯原発運転差しどめの請求裁判の判決で、「大飯原発3号機、4号機の原子炉を運転してはならない」と判決が下されました。極めて多数の人の生存そのものにかかわる権利と電気代の高い、低いの問題は並べて論じるべきものではない。国富とは豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活をしていることであり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である。原発事故は最大の公害、環境汚染であることに照らせば、環境問題を原発運転の根拠とすることは甚だしい筋違いであると述べています。

世論調査では、国民の6から8割が原発ゼロの日本を願っています。しかし、中国電力は、島根1号機の廃炉は決めたものの、2号機の再稼働、3号機の新規稼働の方針に固執しています。中国電力は再三にわたり点検漏れ、データ改ざんを繰り返してきました。その都度再発防止策を策定してきましたが、実効性はなく、繰り返されています。しかし、溝口知事は、原子力規制委員会の許可が出れば原発の稼働を認める意向です。

島根原発の30キロ圏内には、島年県民の7割近い39.6万人が暮らし、県の中心機能が集まっています。この地域の住民の避難計画が策定されてはいます。津和野町も松江市乃木に住む1万6,000人のうち、2,000人の避難先に指定されていますが、

実効性があるものにはなっていません。県民の7割もが長期にわたり避難生活を強いられれば、島根県の存立さえ脅かされ、津和野町も同じ運命をたどります。

多くの県民が望んでいるのは、原発に頼らない社会、省エネと再生可能エネルギーの 普及でエネルギーの地産地消を目指すことです。津和野町では再生可能エネルギーのバイオマス発電を目指しています。

島根県が原発依存から脱却し、積極的な省エネ対策や再生可能エネルギーの飛躍的な普及を図れば、地域に産業を興し、県外への消費流出を防ぎ、環境汚染をなくして温暖化ガスの排出を減らすことができます。地域の活性化とともに少子高齢化や過疎対策につながります。

よって、津和野町議会において県知事に対し、実効性ある広域避難計画が実現しない限り、島根原発の稼働をさせないこと、広域避難時の受入自治体への体制整備のための財政支援をすること、安全協定に周辺自治体も参加させるよう中国電力に働きかけること、再生可能エネルギーの飛躍的な促進と低エネルギー社会の実現を図ること、以上の要望を求める意見書を上げていただきますようお願い申し上げます。

- ○議長(沖田 守君) 以上で、説明を終わります。
 これより質疑に入ります。ありませんか。 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 請願の紹介議員さんに対して質問をいたしますが、この請願につきましては、さまざまな考え方がある中で、高度な政治レベルの話になってくると思います。
- 一概に原発の再稼働をしてほしくないということではなく、この請願は、あくまで広域避難計画が実現し、周辺自治体が安全協定を結べば稼働していいということであると思うんですけれども、お伺いすると、これは県に対してというよりは、むしろ国に対して要望すべきレベルではないのかなと思っております。まずその点が1点と。

次に、これが提出されておりますのは、島根県松江市の方が請願されておりますけれども、松江市議会は原発マネーで多くの予算を受けていると思います。その松江市議会においてはどのような採択がされたのかをお尋ねをいたします。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 県に要望するのではなく、国に対する要望ということですが、島根原発に関することの要望ですので、やはり県知事に対して、その稼働に対することの要望だと思うので、知事に対してするべきだと思います。

それと、この同じ請願に対する松江市の市議会の対処のされ方は、私は把握しておりません。 済みません。

- 〇議長(沖田 守君) 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) いわゆる松江市は、旧鹿島町を含む原発がある市であります。その松江市においてはいろんな議論が行われていると聞いたことがございますけれども、この津和野町が、もしも松江市がこの原発に対して理解を示して再稼働

を容認ということであれば、我々は口を出すことはなかなか言いづらいのじゃないか と、請願の趣旨として。

原発の再稼働に関しては、もちろん議員がここ示されておりますように、安全協定、 周辺自治体ですから、そして島根県にかかわることもありますけれども、島根原発の再 稼働に関しては、原子力規制委員会が今、元になってやっていることですので、県知事 に対してというよりは、国レベルに対してお願いするべきではないかと思いますので、 先ほどの質問をさせていただいたわけですけれども、松江市以外ではどのような採択が あったかというのは御存じなのでしょうか。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 県知事が許可しないと稼働ができないので、県知事の要望ということです。それで、ほかの自治体の対応は、済みません。把握しておりません。

それと、先ほど松江市民が賛成なら、津和野町民は反対するべきじゃないんじゃないかというお話がございましたが、万が一の場合、津和野町もかなりの影響を受けます。ですので、やはり津和野町民として意見を上げるべきだと思います。

〇議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようであります。以上で、紹介議員に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員(4番 岡田 克也君) 私は、基本的には卒原発の立場であります。原発は段階的に計画的に減少していき、将来的には原発ゼロにしていくべきだと考えております。今回、最終的に判断される溝口知事は非常に慎重な方で、もしも知事が判断されるとすれば、それは慎重にも慎重を重ねた上での判断であると思います。

島根県政の発展を願い、溝口知事を支持する者として、知事の判断を尊重したいと考え、反対の討論といたします。

- 〇議長(沖田 守君) 賛成の討論、反対。
- 〇議員(4番 岡田 克也君) 反対。
- **〇議長(沖田 守君)** 今の4番、岡田議員は、もう一度簡略に反対理由を述べてください。
- ○議員(4番 岡田 克也君) 先ほどの説明の中で、「溝口島根県知事も原子力規制 委員会の許可が出れば原発の稼働を認める意向です」と、そういうふうに書いてあり まして、今回、この再稼働に反対ということでありますけれども、私は、基本的には 卒原発の立場ではありますけれども、知事が判断されれば、それは知事の判断として 尊重していきたい。

だから、この請願に対して、この知事の意向に反対するその請願に対しては、反対いたしたいと思います。

○議長(沖田 守君) 次に、賛成者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(沖田 守君) 討論はないようでありますから、討論を終結します。

これより請願第6号を採決いたします。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立少数であります。したがって、請願第6号島根原発の稼働・再稼働に反対し再生可能エネルギーの飛躍的な普及を求める請願は、不採択と決定いたしました。

日程第19. 請願第7号

○議長(沖田 守君) 日程第19、請願第7号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願を議題といたします。本請願につきましては、お手元に配付の請願文書表のとおりであります。お諮りをいたします。本請願につきましては、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。よって、本請願は委員会付託を省略 することに決定いたしました。

これより、本請願について、紹介議員より説明の必要があれば、これを許可します。 7番、寺戸君。

○議員(7番 寺戸 昌子君) 本請願について、説明をさせていただきます。

請願者である島根県社会保障推進協議会は、全国的組織の中央社会保障推進協議会の島根県組織です。中央社会推進協議会は1958年に創設され、諸団体が共同して運動を進める組織です。1960年代、朝日訴訟、小児麻痺から子供を守る運動、70年代の老人医療費無料化などの運動を進めてきました。

請願者は、医療、患者団体、労働組合17団体と個人が加入し、誰もが安心できる医療、福祉、年金など、社会保障制度の改善や拡充を目指して活動をしている団体です。後期高齢者医療制度は2008年4月から施行されました。それまで生活状況や収入に応じて、市町村国保、組合健保、政管健保などの医療保険に加入していました。所得が低い高齢者は、扶養親族として健康保険に入ることができました。しかし、2008年4月以降は75歳以上の高齢者の独立した医療保険に加入となりました。その際、本

則のままでは負担が余りに重いので、低所得者の保険料の軽減に着手し、7年間が続いています。

しかし、2015年1月13日に開かれた社会保障制度改革推進本部で医療保険制度 改革骨子を決定し、後期高齢者の保険料軽減特例の見直しが掲げられました。この見直 しは、後期高齢者の保険料軽減措置については段階的に縮小し、平成29年度から原則 的に本則に戻すとされています。保険料軽減特例は政令本則に定められた軽減に加え、 9割、8.5割軽減をするものです。

参考資料の2をごらんください。14番の津和野町の後期高齢者医療制度の被保険者は2,204人、そのうちの388人が9割軽減者、604人が8.5割軽減者、合わせて922人です。被保険者数の45%になります。

- ○議長(沖田 守君) 7番議員、資料添付がありますか。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 資料は、運営委員会のあの資料です。
- ○議長(沖田 守君) 全議員には配付してありませんから、簡略に説明してください。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 今説明いたしましたが、津和野町の後期高齢者医療制度の被保険者は2,204人おられます。その中の388人が9割軽減者です。604人が8.5割軽減者になります。合わせて922人です。被保険者数の45%に当たる方が軽減特例を受けておられます。

特例が廃止されると、9割軽減の方は7割軽減になり、現行保険料が4,340円のところを1 万3,3 0円になり 3倍です。8.5割軽減の方は7割軽減になり、現行保険料の6,510円が1 万3,030円になります。2倍となります。中には5倍、10倍になるケースも出てきます。

年金が段階的に下げられる中、保険料負担の大幅な引き上げは、高齢者の貧困をます ます加速させます。保険料軽減特例は縮小でなく、継続することが必要です。広域連合 でも働きかけをしているところがあります。

よって、津和野町議会において国に対し、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例を段階的に縮小する見直しを中止し、予算措置を継続することを求める意見書を上げていただきますようお願い申し上げます。

以上です。

- **〇議長(沖田 守君)** 以上で、紹介議員から趣旨説明がございました。 これより質疑に入ります。ありませんか。 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 請願の趣旨は重々理解できるのですが、紹介議員が、この請願を受け、提案された理由というのがどうも納得がいかないんですけれども、その点が納得できる説明ができましたら、この後期高齢者医療、現在の制度を継続させるべき意見書を上げるという請願を提出された理由をお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。

- ○議員(7番 寺戸 昌子君) 済みません。説明不足だったでしょうか。津和野町に住む後期高齢者医療制度に入られている方の生活が困窮されるのと、よりこの軽減制度がなくなれば。なので、議会としてその軽減特例を続けていただきたいという。
- ○議長(沖田 守君) おわかりですか。2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) きょうの議案でもありますように、後期高齢者医療制度そのものをこれまで反対されてこられて、このたびはこの制度の維持を求められていると、そこに僕は疑問があるんですけども、なぜこれまでその制度、津和野町が、今おっしゃられた方々に対して予算を出して、それを先生はこれまで反対、きょうの決算でも反対されました。

なぜこの請願が提案されたのかについて疑問に思いましたので、そこをお尋ねをいた します。

- 〇議長(沖田 守君) 7番、寺戸君。
- ○議員(7番 寺戸 昌子君) この後期高齢者医療制度そのものに対しては反対をしております。その制度の中での決算ということで反対をさせていただきました。今現在その制度は実行されており、そこで苦しむ方々がおられるのを見過ごすわけにはいかないので紹介させていただきました。
- ○議長(沖田 守君) ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますから、質疑を終結します。 これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、岡田君。

○議員(4番 岡田 克也君) 趣旨をお聞きして、お気持ちはよくわかるわけでありますけれども、国の借金は膨らみ続け、時代を担う若者の負担は増すばかりであります。

痛みは伴いますけども、他の保険者との公平性、そして、負担が同様になることは、 私は致し方がないと思い、この請願については、気持ちは十分にわかりますけれども、 やはり、今の財政、国家財政等を考え、そして、やはり負担の公平性を鑑みたときに、 反対といたします。

- 〇議長(沖田 守君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。 2番、川田君。
- ○議員(2番 川田 剛君) 先ほど質問をさせてもらいましたけれども、我々は普段から後期高齢者医療特別会計において、制度について議論をしているのではなく、予算について議論をしております。これまで予算、先ほど同僚議員が示された津和野町に住まれている方々に対しての予算をどうするか、執行するか、執行しないか、執行するという部分で我々は議論している中で、提出議員、紹介議員は、きょうの決算でも反対されてきた。

その中で、今回、この提案をされるというのは、私にとってはものすごく納得のいかない部分ではありますけれども、この請願の趣旨については十分理解できるものでありますので、この旨を述べさせていただいて、賛成の討論とさせていただきます。

〇議長(沖田 守君) 次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(沖田 守君) 次に、賛成者の発言を許します。 6 番、丁君。
- ○議員(6番 丁 泰仁君) 話が飛ぶかもわかりませんが、私、昨今の国立競技場、 オリンピックに向けての。それの概算、つくるのに、何とずさんな1,000億ぐら い違っても、そんなものは大したことはないというような口が出てくる政府のやり方 には、そういうのを少し本当に慎重にやれば、この社会保障費なんて保証されるもの ではないかなと思うんです。

このたびのこの趣旨は、本当に低所得者にとりましては、あるいは後期高齢者にとりましては、今後、所得が入るところがない、年金生活者が多いと思うんです。

そこで、段階的に年金を削っていくとか、非常に低所得者、あるいは困窮者にとりましては余りにも情けないような政府の方針ではないかなと思いますので、そういう今のずさんなやり方と対比しますと、もう少し慎重に政府がそういうところの予算を社会保障費でしっかり保証してくれると、そういう行政であってほしいなと、そういう意味で、このたびの趣旨には賛成でございます。

○議長(沖田 守君) 次に、反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(沖田 守君)** 次に、賛成者の発言を許します。 5 番、草田吉丸君。
- ○議員(5番 草田 吉丸君) 私もこの請願については賛成の立場で討論をしたいと思いますが、今、高齢者の人にとって、今からすごい高齢者がふえる時代でもありますし、非常に生活の面でも、特にこういった中山間地域で高齢者が住むということ自体、大変な状況があるというふうに思っております。

そういった中で、今ある制度、今までそういった制度を取り組んできて、それを少し減していくということでございますので、非常にこのことについては、高齢者の人にとっては負担増、そういったことになるということで思います。

何としてもこういった軽減特例を私も引き続いて維持していただきたい、そういう思いで賛成討論といたします。

- 〇議長(沖田 守君) 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。3番、米澤 君。
- ○議員(3番 米澤 **宕文君**) 皆さん御存じのとおり、少子高齢化は進むばかりでございます。そして、これを続けることによりまして、次の世代にツケを回すことになるんではないかと、例えばほかの財源を回したにしましても、また今度はほかのとこ

ろにしわ寄せといいますか、来ると思います。今の時代を考えると仕方がないと思っております。

○議長(沖田 守君) 今度は賛成者の発言を許します。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) ないようでありますから、討論をここで終結します。

これより請願第7号を採決します。本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(沖田 守君) 起立少数であります。したがって、請願第7号後期高齢者医療制度の保険料の軽減特例の継続をすることを求める意見書を国に提出することを求める請願は、不採択と決定いたしました。

日程第20.総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告について

- ○議長(沖田 守君) 日程第20、総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告 についてを議題といたします。総務経済常任委員会委員長の報告を求めます。4番、 岡田克也君。
- ○総務経済常任委員長(岡田 克也君) それでは、平成27年第5回(6月)定例会 において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。
 - 1. 調査事件。津和野町の農商工観光業の現状及び振興について。
- 2. 調査目的。津和野町観光協会について現状を調査し、議会における判断材料とするため。
 - 3. 調查方法。机上調查。
 - 4. 審查日。
 - (1)津和野町観光協会についての聞き取り調査。

平成27年8月28日金曜日午前9時より、津和野町役場第2庁舎委員会室。出席者、小林智太郎会長・古橋副会長・山岡副会長・金子事務局長・藤山商工観光課長・総務経済常任委員6名であります。

- 5. 審査内容。
- (1) 津和野町の観光動態について。

全体入り込み客数は、平成27年4月は前年比104.1%、5月は114.4%、6月は108.4%となった。理由として、豪雨災害による影響が払拭されたことが上げられる。

宿泊客数は、4月は前年比112.7%、389人増、5月は前年比114.1%、573人増、6月は164.8%、1,424人増となった。

理由として、萩・津和野観光を主な目的とした個人旅行客の増加と、平成27年2月 改定の「ブルーガイドジャポン」に津和野が紹介され、フランス人旅行客が増加となっ た。

平成26年の訪日外国人客でも、652人中308人がフランス人旅行客である。平成27年は、1月から6月までの半年間で、訪日外国人客448人中256人がフランス人である。平成27年は、外国人客の増加が目立っており、殊に半数以上をフランス人が占めるなど、ともに大きな伸びを見せている。

これは、津和野町に訪れられる観光客の人数、入り込み客数並びに宿泊客数であります。数字は省略をさせていただきますので、お手元の資料をごらんいただけたらと思います。

(2) 観光協会事務局体制について。

実質的に減員体制となったことから、今までのような業務体制では限界があり、理事や会員を巻き込んでの事業推進、事務局機能については、行政・商工会を手本とした基盤づくりに努める。

- (3) 津和野町観光協会の平成27年度事業について。
- ①料理特産品宣伝事業、食や土産品は、誘客には欠かせない必須事項である。関係機関(町・商工会・JA等)との連携を密にして、会員である各飲食店・各土産店の特徴を生かしながら、「津和野の食・土産品」事業を展開していく。
- 10月に秋の味覚祭り、仮称でありますけども、里芋と地酒の会に連動し、里芋と津和野栗のWキャンペーンを行う予定としておられます。
 - 2月、新酒・酒蔵鍋フェスタ (仮称) を開催予定であります。

津和野栗・里芋は、津和野町役場(商工観光課・農林課)・商工会・JAとの連携による事業推進体制とする。栗においては、販売面だけでなく。生産者側の課題を解決していく必要がある。

- ②観光ガイド養成事業、年間研修計画を作成し、「津和野町観光ガイドくらぶ」のレベルアップ向上を目指す。
- ③グリーンツーリズム事業、清流高津川をキーワードにしたコンテンツを活用した事業を実施する。日原天文台・安蔵寺山・麓耕つつじ・畑迫あじさい・ホタルバスの運行等であります。

ホタルバスは、前年度は水害の影響によるホタルの大幅な減少があり、宿泊施設での案内が消極的であったが、ことしは蛍が多く確認でき、観光客へのPRができたことにより、参加者数の増加につながった。平成26年度、合計158名、1回平均26名。 平成27年度、合計194名、1回平均48名。

- ④広告宣伝事業、さまざまな事業の情報発信の強化を行う。島根県・山口県・広島県の中心部・九州北部エリアを中心として情報発信を行い、マスコミへ定期的ダイレクトリリースを行う。
- ⑤情報発信ステーションの整備、観光案内所の設置、ポスター・パネル・パンフレットによる観光客の利便性向上対策を行う。
- ⑥石見の夜神楽ロングラン公演、平成27年度以降は石見観光振興協議会からの助成金制度が廃止されることを受けて、収益性を重視した内容とする。7月から9月の毎週土曜日と連休特定日に実施する。公演数15回。近年は年々入場者数が減っており、マンネリ化の打開のため、平成27年度は、今まで開催していた町民センター以外に、太皷谷稲成神社で開催したところ、集客数が大幅に増加した。今後は太皷谷稲成神社と協力のもと、夜神楽公演を津和野の夜の魅力として定着化させていく。
 - (4) 津和野町東京事務所について。

津和野町東京事務所の主な業務については次のとおりである。

- ①官公庁·文京区等行政機関調整業務。
- ②人材等紹介·派遣業務。
- ③調査事業 (ニーズ・トレンド調査)。
- ④特産品PR、津和野だけでなく、周辺市町村も巻き込んだ特産のPRであります。
- ⑤情報発信業務、東京津和野会・津和野高校同窓会との連携協会・津和野の最新情報 発信・マスコミへの取材要望活動・森鴎外をテーマとした大河ドラマ誘致活動などであ ります。
- ⑥旅行代理店セールス業務、津和野の魅力あるプランの作成・農村体験ツアーの売り 込み・津和野高校、町教育委員会と連携して東京の企業や大学を視察するツアーの実施。
- ⑦広域連携事業、石見銀山観光圏・高津川流域観光圏・山口維新観光圏などを東京のマスコミにPRする。

6、審査意見。

津和野町観光協会は、協会の経営的自立を目指すため、特産品販売の事業収入を過度に見込んだことや、災害復旧に向けてのイベントの実施など、負担の増加も赤字決算の要因となったと思われる。今後は、豊富な行政経験のある方が観光協会の副会長に就任されたことから、観光協会の運営に積極的にかかわり、堅実かつ効果的な運営を推進すべきである。

また、観光協会会長の出された方針のように、観光協会としての基本的な姿勢に立ち返り、堅実な運営と農商工連携を進めて、観光産業の発展に寄与されたい。

津和野町東京事務所は、1年間運営を行ない、文京区においても徐々に浸透し、実績が積み上げられてきたことも知ることができるが、町民を初めとして、まだまだ事業内容等の認知度が低いのが現状である。

しかしながら、東京都文京区にも尽力いただき、東京事務所を設置した経緯もあることから、まずは年度目標を立て、目標に対する達成度等の検証を行い、効果的な運営を行うべきである。特に現在は職員が1名に減少し、体制の構築が課題となるため、早急な整備が必要である。

以上、津和野町議会議長沖田守様。総務経済常任委員会委員長岡田克也。 以上でございます。

○議長(沖田 守君) ありがとうございました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結します。 以上で、総務経済常任委員会委員長の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第21. 文教民生常任委員会委員長の所管事務調査報告について

- 〇議長(沖田 守君) 日程第21、文教民生常任委員会委員長の所管事務調査報告 についてを議題といたします。文教民生常任委員長の報告を求めます。3番、米澤君。
- ○文教民生常任委員長(米澤 宕文君) 文教民生常任委員会所管事務調査報告書。 平成27年第5回(6月)定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告いたします。
 - 1. 調查事件。

子ども・子育ての現状と課題について。

2. 調査目的。

現状を把握調査し議会活動に資するため。

3. 調查方法。

行政視察、並びに机上調査並びに現地調査であります。

4. 調査の経過。

第1回。

日時、平成27年7月23日木曜日、午前10時から、場所、邑智郡邑南町、邑南町 役場。出席者、文教民生常任委員会4名、議長、1名欠席でございます。邑南町出席者 は、亀山和巳副議長、原修定住促進課長ほか3名でございます。

調査事項、子ども・子育ての現状と課題についての視察研修。これにつきましては、 日本一の子育て村推進事業並びに矢上高校の寮視察であります。

第2回。

日時、平成27年8月18日火曜日、午後1時から、場所、津和野町役場、津和野庁舎。出席者、文教民生常任委員会5名、齋藤等健康福祉課長、小山恵美副主任主事、田中美里副主任保健師。調査事項、子ども・子育ての現状と課題についてであります。 第3回。 日時、平成27年8月19日水曜日、午前9時から、場所、日原保育園子育で支援センター。出席者、文教民生常任委員会5名、小山恵美副主任主事。調査事項、子ども・子育ての現状と課題について、日原保育園子育で支援センターで現地調査をしております。

5. 調查報告。

① 邑南町行政視察「日本一の子育て村推進事業並びに矢上高校寮」でございます。 邑南町の概要ですが、旧羽須美村・旧瑞穂町・旧石見町が平成16年10月に合併。 面積は419.22キロ平方メートル、人口1万1,487人、5,030世帯、高齢化 率が41.9%、これは平成27年1月1日現在であります。

主な産業は、農林業。「食」と「農」を切り口にしたまちづくりを推進している。邑 南町民はスイスのような農村風景を自慢としている。持続可能な町を目指すとあります。 次に、日本一の子育て村推進事業。

日本一の子育て村構想が目指す理念は、「地域で育て 未来を創る みんなが笑顔で暮らせるまち」。

邑南町長の方針として、各地域の子育て教育環境を維持するために保育園、小学校の 統廃合はしない。矢上高校存続につなげるため、各学年100人を目指している。

町内に大企業はないが、移住者の会設立、徹底した移住者ケアの充実、また住民の温かさの醸成、子育て環境の充実でUIターン者移住の促進、出生率を高める等の施策を実施している。以下は、実施されている事業であります。

中学生までの医療費の無料化、第2子以降の保育料の無料化、休日保育の実施、保育所(町営6カ所、公設民営3カ所)これは完全給食無料化であります。多世代同居または近居、これは3世代であります。新築改築費の支援事業補助制度、子育て支援ポイント付与制度、病児保育・延長保育・一時預かり保育・障害児保育の実施、放課後児童クラブ(学童保育サービス)の減免制度、UIターン者就職支援、これは引っ越し等の負担軽減対策で、これは今後検討するとのことでありました。

上記支援策のみならず、移住者に対して親身になって世話をする移住支援コーディネータ配置の力は非常に大きいとの説明がありました。

また、過疎法の終了後も子育て支援が実施できるよう「邑南町日本一の子育て村推進 基金」として積み立てており、財源を確保している。

これらの施策の結果、平成22年からの累計実績では132世帯、213人が定住につながっており、うち児童数では40人、27世帯となっている。平成26年度においては36世帯63人、うち児童16人(9世帯)が定住につながった。

合計出生率の5年間の平均は、全国平均1.38、島根県平均1.64、邑南町2.15となっている。ちなみに津和野町は1.67であります。

矢上高校の寮についてであります。

寮は県立明溪寮と町立邑学館、高校全校生徒240人、バス通学生150人、寮生は58人(県内34人、県外24人)

公共交通利用補助金は往復6,000円以上を補助しております。

県立明溪寮、定員は男子36人、女子36人、4人部屋と研修施設である。

町立邑学館、定員男子のみ14人、2人部屋があり、2つの施設は棟続きとなっている。寮の維持費は町が258万円を助成している。

寮費は月2万8,000円。これも参考までに、津和野高校は3万5,000円で、7,000円高くなっております。

矢上高校卒業生の定住対策として、医療、農林業、町一般の3つの奨学金制度があります。

②としまして、津和野町健康福祉課聞き取り調査。

「津和野町子ども・子育て支援事業計画」(平成27年3月策定)において津和野町における子ども・子育ての現状と課題においては掲載されているが、特に以下について担当課に対し調査を実施した。

一つ目に、社会福祉法人。

新たに立ち上げられる社会福祉法人の進捗状況については、8月末までに園名が決定し、10月には役員体制等を県に申請する予定である。なお、新たな運営については町保育士の派遣も視野に入れている。本年4月、国の方針が決定した。その中で民営化することにより受けられると見込んでいた施設改修補助金が受けられないことがわかった。

二つ目に、ファミリーサポートセンター事業。

病児・病後児や放課後児童クラブに入所できない児童等の受け皿としてファミリーサポートセンター事業を実施したいが、制度改正(子ども・子育て新制度)により人材確保が難しい状態であり、開設に至っていない。

三つ目に、放課後児童クラブ。

制度改正により、6年生まで入所資格が広がり、待機児童がいる状態である。今後、 クラブの拡張やファミリーサポートセンター事業の開設等が必要である。

四つ目に、保育料軽減者の数、平成28年8月1日、これは平成27年8月1日現在であります。訂正をお願いします。

軽減者合計104人、入園児数201人、定員280人であります。

Aとしまして、国基準では全額、町基準では2分の1が48人、(園児としては1人目、18歳未満の子から数えると2人目であります)

B、国基準全額、町基準は無料、これが31人、(園児としては1人目、18歳未満の子から数えると3人目以降)

C、国基準2分の1、町基準無料25人、(園児としては2人目、18歳未満の子から数えると3人目以降となります)

括弧についてはなかなかわかりにくい点もあると思いますけど、Cについて説明をさせていただきます。

18歳未満の子から数えると3人目以降ということは、例えば中学校はおられまして、中学校、高校でもいいんですが、あと保育園、保育園、に2名通っておられる場合は無料となります。

③番目としまして、子育て支援センター視察。

土、日、祝祭日や盆、年末年始以外の平日9時から16時まで無料で利用できる。職員体制は常時2人体制で行っている。離乳食・給食試食会(有料であります)や、おっぱい赤ちゃん相談等、特色ある取り組みをしており、相談の場、交流の場、そして情報交換の場として、町内外から利用者があり好評である。利用者からは、インターネットでの情報があればもっと助かるとの声がありました。

6、調査意見。

一つ目に、一貫した子育て支援施策を実施するためにも、関係各課の連絡を密に図る べきである。

二つ目に、核家族やひとり親世帯が増加しており、病児・病後児保育、夜間・休日保育、放課後児童クラブ等の要望は多くなっている。ファミリーサポートセンター事業の開設も含めニーズにこたえ、利用しやすい支援の体制を早急に確立し、待機児童解消や定住につなげることに努められたい。

三つ目に、女性役場職員に比べて、男性役場職員の育児休暇取得が少ない(平成26年度、女性3名、男性ゼロ名)。育児休暇の取得は個人の自由であるが、男性でも育児休暇の取得がしやすい環境を整備することが重要である。

四つ目に、新設される社会福祉法人は周到な計画と目論見によって持続可能な体制を 構築されたい。

五つ目に、「津和野町子ども・子育て支援事業計画」にある子ども・子育て支援サービスニーズ調査では、「必要と思うサポート」の上位は「児童手当の拡充、保育料軽減」、そして、「医療機関の整備」、次に、「働きながら子育てできる動労環境」、「広場や公園等の整備」、「病児・病後児を預けられるサービスの充実」である。これらニーズの調査結果を踏まえ、「子ども・子育て支援事業計画」に示された目標が達成できるよう努められたい。

以上、平成27年10月2日、津和野町議会議長沖田守様。文教民生常任委員会委員長米澤宕文。

○議長(沖田 守君) これより、委員長報告に対する質疑に入ります。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) ないようでありますので、質疑を終結いたします。 以上で、文教民生常任委員会委員長の所管事務調査報告を終了いたします。 ·----•

日程第22. 議員派遣の件

○議長(沖田 守君) 日程第22、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣する ことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

• -----

日程第23. 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

〇議長(沖田 守君) 日程第23、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に 配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の とおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

.....

日程第24、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長(沖田 守君) 日程第24、文教民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

文教民生常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に 配付しました所管事務調査の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに 御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の とおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第25. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(沖田 守君) 日程第25、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所掌事務について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすること に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(沖田 守君) 御異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出の とおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決しました。

○議長(沖田 守君) 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。長丁場の9月定例会でございましたが、本日をもって会議をただいま閉じます。平成27年第8回津和野町議会定例会を閉会をいたします。大変御苦労さまでございました。午後0時12分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議長

署名議員

署名議員